



Research Survey Reports in Information Studies, The University of Tokyo

No.39

2023

CONTENTS

Faculty Papers

Issues of Information Provision in Prenatal Testing in Germany: From
Activists' Narratives on Insurance Coverage of Non-Invasive Prenatal Testing (NIPT)
〔 SANO, Atsuko SUGANO, Setsuko 〕 1

An Earthquake in the Tokyo Metropolitan Area and Attitudes toward Disaster Prevention:
From the 2022 Tokyo Metropolitan Survey of Citizens
〔 YASUMOTO, Shinya KASAI, Yuka
TOMIZAWA, Shu UCHIDA, Mitsuki 〕 43

Large-scale Ashfall in the Tokyo Metropolitan Area and Attitudes toward Disaster Prevention:
From the 2022 Tokyo Metropolitan Survey of Citizens
〔 SEKIYA, Naoya YASUMOTO, Shinya
TOMIZAWA, Shu KASAI, Yuka
UCHIDA, Mitsuki 〕 107

Large-scale Flood Inundation in the Tokyo Metropolitan Area and Attitudes toward
Disaster Prevention: From the 2022 Tokyo Metropolitan Survey of Citizens
〔 Uchida, Mitsuki YASUMOTO, Shinya
KASAI, Yuka TOMIZAWA, Shu
SEKIYA, Naoya 〕 147

The Problems of Long-term Refugees from the Nuclear Disaster after the
Accident at TEPCO Fukushima Daiichi Nuclear Power Station:
The Third Survey on the Condition of Residents of Futaba-Area in 2021
〔 TAMBA, Fuminori YASUMOTO, Shinya
SHIZUMA, Kento SEKIYA, Noaya
KOYAMA, Ryota HATTORI, Masayuki 〕 169

Refereed Papers

The Role of Part-time Lecturer Positions in the Career Development of Young
Researchers in the Humanities and Social Sciences
〔 HAYASHI, Ryo NAKAGAWA, Yudai 〕 239

情報学研究
調査研究編

東京大学大学院情報学環

情報学研究 調査研究編

Research Survey Reports in
Information Studies

Interfaculty Initiative in Information Studies
The University of Tokyo

39

東京大学大学院情報学環

Interfaculty Initiative in Information Studies
The University of Tokyo

7-3-1, Hongo, Bunkyo-ku

Tokyo JAPAN

2023 No. **39**

東京大学大学院情報学環

東京大学大学院情報学環

情報学研究 調査研究編

Research Survey Reports in
Information Studies

Interfaculty Initiative in Information Studies
The University of Tokyo

2023 No. **39**

東京大学大学院情報学環

Research Survey Reports in Information Studies
The University of Tokyo

No.39 目 次 (Contents)

教員研究論文

ドイツの出生前検査における情報提供の課題

—NIPT (Non Invasive Prenatal genetic Testing) の保険適用をめぐる
アクティビストの語りから—

〔佐野 敦子、菅野 摂子〕…………… 1

首都直下地震と都民の意識—2022年東京都民調査から—

〔安本 真也、葛西 優香
富澤 周、内田 充紀〕…………… 43
〔関谷 直也〕

富士山大規模噴火と都民の意識—2022年東京都民調査から—

〔関谷 直也、安本 真也
富澤 周、葛西 優香〕…………… 107
〔内田 充紀〕

首都圏大規模水害と都民の意識—2022年東京都民調査から—

〔内田 充紀、安本 真也
葛西 優香、富澤 周〕…………… 147
〔関谷 直也〕

東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう長期避難の実態
—2021年第3回双葉郡住民実態調査—

〔丹波 史紀、安本 真也〕
〔静間 健人、関谷 直也〕…………… 169
〔小山 良太、服部 正幸〕

査読研究論文

若手研究者のキャリア形成における非常勤講師職の役割
〔林 凌、中川 雄大〕…………… 239

ドイツの出生前検査における情報提供の課題
—NIPT (Non Invasive Prenatal genetic Testing) の保険適用をめぐるアク
ティビストの語りから—
Issues of Information Provision in Prenatal Testing in Germany: From
Activists' Narratives on Insurance Coverage of Non-Invasive Prenatal
Testing (NIPT)

佐野 敦子 Atsuko SANO 菅野 摂子 Setsuko SUGANO

目次

1. はじめに
2. ドイツにおける人工妊娠中絶の法制度
 - 2.1 統一時から現在までの妊娠中絶法制の変遷
 - 2.2 現在の人工妊娠中絶の法制度と実施状況
 - 2.3 リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する公約
3. ドイツの産科医療と出生前検査の概要
 - 3.1 妊娠から出産までの医療
 - 3.2 ドイツの妊婦健診と出生前検査 —マタニティ・ガイドラインの概要—
 - (1) マタニティ・ガイドラインの枠組み
 - (2) 妊娠中の検査、カウンセリング、その他の処置
4. ドイツの出生前検査の実際と社会的対応 —R2 氏への聞き取り調査から—
 - 4.1 調査の目的と方法および調査対象者
 - 4.2 出生前検査への異議申し立てと社会のありよう
 - (1) R2 氏の思想的立場
 - (2) NIPT の実施と反対運動
 - (3) NIPT の認可の経緯と連邦合同委員会 (G-BA)
 - (4) 障害者の運動と企業の非政治性
 - (5) 妊娠中絶の不処罰規定 (刑法 218 条 a) と NIPT
 - (6) 遺伝子診断に関する法律 (GenDG) への包摂と遺伝カウンセリングの整備
 - (7) 医師—患者関係と遺伝カウンセリング
 - (8) 出生前検査の影響 —エビデンスはあるのか—
 - (9) NIPT と中絶およびフェミニズムとの関係
 - 4.3 NIPT の保険適用反対運動における困難と意義
5. 今後の課題
 - 5.1 インターネットによる社会運動と医療情報へのアクセス

5.2 リプロダクションの個人化 ―遺伝カウンセリングの位置づけ―

5.3 リプロダクティブ・ジャスティスと交差性

6. おわりに

引用・参考文献

キーワード：情報提供、出生前検査、NIPT、ドイツ、社会運動、フェミニスト

佐野 敦子（東京大学大学院情報学環 特任研究員）

菅野 摂子（埼玉大学ダイバーシティ推進センター 准教授）

本稿は、JSPS 科研費 20H04449（基盤研究B 医療実践としての人工妊娠中絶の新たなフレーム構築―出生前検査とのかかわりから）の助成を受けた研究成果の一部である。

1. はじめに

日本の中絶は、刑法堕胎罪における禁止と母体保護法（旧優生保護法）による容認の二つのスタンダードによって行われてきた。中絶の現場においては、母体保護法指定医師である産婦人科医に母体保護法が適用できるか否かの判断が任されており、なかでも、胎児の障害による中絶は、母体保護法の中絶要件に書かれていないため、規定の条件に読み替えることで実施されてきている。2013年より精度の高い出生前スクリーニング検査 NIPT（Non Invasive Prenatal genetic Testing）が登場し、広がりを見せるなかで、倫理的側面のみならず社会がこうした問題にどう向き合うべきか議論されるようになった。特に、インターネットの広告から産婦人科以外の施設で NIPT を受ける妊婦が増えたことは議論を呼んだ。妊婦への情報提供がいかにあるべきか検討が重ねられ、2022年に「NIPT 等の出生前検査に関する情報提供及び施設（医療機関・検査分析機関）認証の指針」が出されたところである。この指針により、公的機関において保健師から情報提供がなされることになり、認証された基幹施設と連携施設が実施にあたる。妊婦向けの公的な情報サイトも開設された。

技術の進歩によって法律の運用と実際の状況との齟齬が起きているのは、日本だけではない。2021年のドイツの新連立政権の公約で、医師による中絶の広告を禁じていた刑法 219条 a の撤廃と、人工妊娠中絶法制の刑法からの削除を検討する委員会の設置が明記された。委員会では、人工妊娠中絶法制だけでなく、議論が多い卵子提供や代理出産のあり方も扱うことになっている。この背景には、生殖医療技術のみならず、ICT の拡大が深くかかわっている。後述するように、それまで禁じられてきた HP 上での中絶に関する情報提供をめぐる医師が訴訟を起こし、さらにその医師がオンライン上で激しい誹謗中傷の対象となっている状況が問題となった。それを打開するために、刑法条項からの削除によって「中絶は罪」を前提とした妊娠中絶法制を見直すように市民運動が強く要求したのである。出生前検査についても、障害者やフェミニストらの運動があり、日本と同様に妊婦向けの情報公開や遺伝カウンセリングが行われ、中絶との関係でも議論がなされた。ドイツでは生殖補助医療と同じく出生前検査に公費が投入される一方で、先述した通り刑法により堕胎は禁じられたままである。

政権交代によって転換期を迎えつつあるドイツでは、出生前検査に対してどのような姿勢で臨み、人工妊娠中絶のフレームが構築されようとしているのか。ドイツの中絶における法制度や妊娠期に行われるケアおよび出生前検査の概要を把握した後、ベルリン在住の産婦人科医であり、かつこの問題に関して積極的に市民活動をしているアクティビストに行ったインタビューから検討する。インタビューでは、特に NIPT の保険適用の背景と出生前検査および中絶をめぐるポリティクスについて聞き取った。この点について考察していく。

2. ドイツにおける人工妊娠中絶の法制度

2.1 統一時から現在までの妊娠中絶法制の変遷

ドイツで女性運動の影響を強く受けて妊娠中絶法制が改正に至ったのは、西独時代を含めてこれまで2回あった。戦後の妊娠中絶法制の変遷を女性運動との関連でとらえると表2.1.1のように整理できる。

表 2.1.1 女性運動との関連でみる戦後のドイツの妊娠中絶法制の変遷

	西独	東独
戦後	ソ連占領地域で大量の強姦が発生し、妊娠中絶が黙認。だが、両国が建国された1949年以降、社会・家族の立て直し、出生率の上昇を目的に再び強化。	
	ピルの普及で避妊による産児制限は普及したが、妊娠中絶は依然として厳しく制限。	妊娠中絶が条件付きで合法化。但し、子どもが3人以下 ¹ 、出産適齢期にある女性は対象から除外。
1970年代	<p>女性解放を推進する運動が活発化。1971年の雑誌Sternの表紙「私たちは中絶した」が関心を集める。「アクション218 (Aktion218)」として、署名や妊娠中絶が可能なオランダへのバスツアー等の活動を行い、妊娠中絶の合法化への支持を集める。</p> <p>1976年中絶を行う医師以外の医療者による助言と認可を受けた相談所での心理社会的カウンセリングを受けた場合に、受胎後12週（妊娠14週）²までの中絶が可能に。但し、カ</p>	<p>労働運動の要求のひとつとして、すでに1950年代から合法化を求める声が高まっていた。1971年のホーネッカーの第一書記への就任を機に、一気に議論が加速。</p> <p>1972年12週までの自由意思による中絶の合法化が大差で可決。全額保険適用。18歳以下は親権者の承諾要。</p> <p>背景に、女性の労働力確保政策、西独での中絶自由化の動向への対抗、1972年にポーランドへのビザなし渡航が可能となり、同国への</p>

¹ 正確には、すでに子どもが5人以上いる場合、または第3子の出産から15か月たたないうちに第4子を授かった場合（水戸部 2008:254）

² 「連邦健康啓発センター」（Bundeszentrale für gesundheitliche Aufklärung）が提供する情報サービス Familienplanung.de は妊娠週数の数え方には2種類の方法があるという。ひとつは初診時に母子手帳を発行し、最終生理開始日を妊娠開始日とする。この数え方によると、妊娠は合計で40週間続く。ただ

	ウンセリングから3日間の留保期間をおくことを義務付ける。	“中絶ツアー”が激増するのを恐れたことがある。
1990年代	統一条約にのっとり、1992年までに両国で異なる妊娠中絶法制を統一することを目指す。最終的に1995年、憲法裁判後に施行された。 旧両国の女性団体が結束して関与し、受胎後12週（妊娠14週）までの中絶は刑法の例外措置で合法とする法案が可決された。だが連邦憲法裁判所により違憲判断が出され、中絶は基本的に違法であり、妊娠葛藤相談を受ければ違法であるが罰則はない、という位置づけになった。施術は、相談から3日以降に可能である。	
2015年～	刑法219条aの医師の広告禁止をめぐって訴訟・刑法219条aが改正。改正法の違憲判断を答申。2022年7月、新政権の連立協定（公約）に従い、刑法219条a撤廃。	

（小椋2020を参照し、佐野敦子2022：58を改変）

2.2 現在の人工妊娠中絶の法制度と実施状況

ドイツでは「中絶は罪」であり、そのため人工妊娠中絶に関する規定である218条は刑法に位置づけられている。家族政策を担当する連邦家族・高齢者・女性・青少年省のサイトでも、「ドイツでは、妊娠中絶は刑法218条により基本的には関係者全員が原則として処罰される³」（BMFSFJ 2022）とあり、そのうえで特別な場合にだけ刑を免れるとある⁴。特別な場合とは具体的にはどのようなことか。現行の法では、218条aに定められた表2.2.1の1～3の3つの場合を指すと解釈するのが通例である⁵。ひとつめは妊娠葛藤相談を介した適用

し、通常、受精は最終月経の初日から約2週間後に行われるので、胎児の年齢と母子手帳に記載されている妊娠週数には常に約2週間の差がある（例：妊娠12週の終わり、受精から約10週間しか経過していない。したがって、胎児は生後約10週間である）。もうひとつの数え方は、卵細胞の（推定）受精から妊娠週数をカウントする方法である。これにより、最初のカウント方法と比較して、妊娠期間が38週間または266日に短縮される。ここで、妊娠の週は子供の発育の週と一致する。この数え方は、刑法218条による中絶に関する法的規制にとって特に重要である。カウンセリング規則に従って、罰則なしで中絶が可能である期間は、受胎から12週間以上経過していない必要がある。ただし、Familienplanung.deでは、妊娠期間は最終月経の初日から計算する。
<https://www.familienplanung.de/schwangerschaft/schwangerschaftsverlauf/schwangerschaftswochenzaehlen/>（2023.2.1閲覧）

³ Ein Schwangerschaftsabbruch ist in Deutschland gemäß § 218 Strafgesetzbuch (StGB) grundsätzlich für alle Beteiligten strafbar

⁴ 他にも医療的な必要性があったり、暴力による場合は保険で負担されることもありうる、と示している（BMFSFJ 2022）。

⁵ この3つの場合は法解釈が異なる。「相談適用」は「構成要件が実現されない」と解釈され、医学的適用と犯罪適用では「違法ではない」とされる。この違いの背景には1993年の憲法裁判所による裁定がある。1992年の法案では、この「相談適用」も「違法ではない」とされていたが、1993年に憲法裁判所は、違憲であるとした（小椋2020:27）、つまりは、中絶は罪の前提を維持したのである。その採決を受

(以下、「相談適用」)、ふたつめは妊婦の健康に危険が及ぶ医学的・社会的事由、そして強姦などの犯罪学的事由である(小椋 2020:26-27、エーザー 1994:345、斎藤 1994:201)。「相談適用」は、3 日前までに認可された機関によるカウンセリング「妊娠葛藤相談」を受けることを条件に中絶の施術を受けることができる制度である。そして、この「妊娠葛藤相談」に言及した 219 条も、218 条同様に刑法に位置づけられている。

表 2.2.1 1995 年制定時の刑法 218 条 a に記載された人工妊娠中絶が許容される場合の分類

	条件・理由	法律の解釈・期間	概要
1	相談を介した適用 「相談適用」	受胎後 12 週まで 「第 218 条の構成要件が実現されない (Tatbestand des § 218 ist nicht verwirklicht)」 受胎後 22 週まで 妊婦は処罰しない	妊娠した女性が、中絶処置の 3 日前までにこの妊娠葛藤相談を受けた証明書を提示した場合 ⁶ 。
2	医学的・社会的事由	期限なし 「違法ではない (nicht rechtswidrig)」	妊婦の現在・将来における身体的・心的健康状態を理由とするものという解釈。受胎後 22 週までという期限は統一時に撤廃。
3	犯罪事由	「違法ではない」 (nicht rechtswidrig) 受胎後 12 週まで。	犯罪学的あるいは倫理的適応・強姦などによる妊娠を念頭においたものの。
4	特別な困窮状態	妊婦に対する刑を免除できる	
5	優生学的事由 (胎児適応事由・胎児条項)	削除	障害者差別につながるものとして 1995 年の改正時に削除。現在は、医学的・社会的事由に含まれると解釈される。ドイツ遺伝学会も胎児適応事由が存在しなくても、従来同様の手続き規準に従った実施を提言。

(エーザー 1994:345、小椋 2020:26-27、斎藤 1997、松尾 2000:64-65, 86-87 をもとに筆

け、「相談適用」は「違法ではない」の代わりに、自由民主党が提案した「218 条の構成要件が実現されない」という表現が採用され(斎藤 1997:290)、現在に至る。

⁶ 3 日間の待機期間は、女性差別撤廃条約委員会 (CEDAW) から撤廃の勧告を受けている。加えて、新政権は CEDAW の勧告の適用も公約に掲げているため、待機期間は今後廃止になる可能性もある。

者が作成)

今回取り上げる NIPT は、ダウン症候群等の胎児の障害の可能性を調べる遺伝学的な検査の 1 つである。ドイツにおいては、胎児の障害を理由とした中絶の実施、いわゆる優生学的事由（胎児適応事由・胎児条項）は、統一を機にした 1995 年の改正時に、障害者への差別にあたるとして人工妊娠中絶が認められる条件から削除された（小椋 2020: 26）。しかし実際には法的に認められていないものの、妊婦の健康等を考慮した医学的・社会的事由として引き続き胎児の障害を理由とした中絶は行われている。一方で、そういった場合には、妊婦の生命等に危険が及ぶ緊急の場合を除き、適応確認から 3 日後、中絶処置を行う医師は適応確認を行う医師と別でなければならない等簡単に施術が受けられるわけではない（小椋 2014: 174-182）。加えて、2009 年の遺伝子診断法（Gendiagnostikgesetz-GenDG）の成立時には、妊婦相談や妊娠葛藤相談について定めた妊娠葛藤法を改正し、医師から妊婦に対して行う出生前診断に関する相談の規定や、相談所や自助グループ等へのアクセスの仲介や情報提供の義務について追加した（ibid）。つまり、遺伝子検査によって胎児に障害の可能性が見いだされた場合、妊婦が相談適用によってすぐに中絶を選択するのではなく、十分な情報やカウンセリングを得て決断できるように、医師の対応や妊婦への相談内容も含めた体制もあわせて規定された。

連邦統計局によれば、2021 年に行われた人工妊娠中絶は 94,596 件、平均すると 10,000 の女性に対して 56 件の中絶が行われている。うち、大半の 95.8%が「相談適用」で、医学的・社会的事由や犯罪的事由等の他の理由は少ない⁷。

2.3 リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する公約

メルケルが率いていた保守的なキリスト教民主同盟から、女性施策やジェンダー平等に力を入れる社会民主党・緑の党が加わる連立政権へと交代した直後に、リプロダクティブ・ヘルス&ライツの政権公約が発出され、その積極的な推進が謳われた。具体的な内容は政権公約内の「リプロダクティブに関する自己決定（Reproduktive Selbstbestimmung）」の箇所にまとめられているため、下部の枠内にその翻訳を記す。

「リプロダクティブに関する自己決定」

我々は女性の自己決定権を強化します。我々はケアの保障（Versorgungssicherheit）を確立します。中絶は医学の研修や継続教育の一環であるべきです。無料で中絶ができる可能性があるのは、信頼できる医

⁷ 連邦統計局の「妊娠中絶（Schwangerschaftsabbrüche）」のページより。
https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Gesundheit/Schwangerschaftsabbrueche/_inhalt.html（2023.2.1 閲覧）

療の一部です。中絶反対派によるいわゆる「妨害抗議行動 (Gehsteigbelästigung)⁸」には、実効性のある法的手段で対抗します。相談施設でのカウンセリングを全国で提供できるようにします。妊娠葛藤相談は、今後もオンラインでできるようにします。医師は、訴追を恐れることなく、中絶に関する公開情報を提供できるようにすべきです。したがって、刑法 219 条 a を削除します。

健康保険組合が「法定給付 (Satzungsleistung)」として避妊具の払い戻しをできるようにしたい。低所得者には費用を負担します。すべての性別を対象とした避妊具の研究資金を増やします。

意図せずに子供がいない人へのサポートを充実させたい。「人工授精⁹」は異性間の場合はもちろんのこと、医学的適応、配偶者の有無、性自認の有無にかかわらず、差別なく助成の対象となります。年齢や治療サイクルなどの制限を見直します。州の参加にかかわらず、連邦政府は費用の 25% を負担します。その後、費用の全額が戻るようにする計画です。着床前診断の費用を負担します。前核段階での胚提供を合法とし、「選択的単一胚」を可能にします。

私たちは、リプロダクティブに関する自己決定と生殖医療に関する委員会を設立し、そこで刑法以外で中絶を規制し、卵子提供や代理出産を合法化する方法を検討します。

(Bundesregierung, 2021: 116¹⁰より筆者翻訳)

以上は、あくまで公約であり、具体的な政策として実現されているわけではない。ただし、こうした流れが、人工妊娠中絶や出生前検査に影響を与える可能性はあるだろう。

⁸ 中絶を行う際に義務付けられている妊娠葛藤相談を提供する施設や、中絶を行う病院等の前での抗議活動。

⁹ ここで言う「人工授精」とは、生殖補助医療のことを指している。ドイツでは、一般的な不妊治療への投薬・外科治療については 100% 社会保険が適用されるが、人工授精、精子提供、体外授精、顕微授精については、費用の 50% が社会保険を適用される。人工授精については社会保険による給付のみだが、体外受精及び顕微授精については、社会保険による給付に加えて州ごとの助成金を受けられることが出来る等、治療内容によって助成内容が異なっている。(野村総合研究所 2021: 25)

¹⁰ Bundesregierung (連邦政府), 2021, *Koalitionsvertrag zwischen SPD, Bündnis 90/Die Grünen und FDP*

<https://www.bundesregierung.de/breg-de/service/gesetzesvorhaben/koalitionsvertrag-2021-1990800> (2023. 2. 1 閲覧)

3. ドイツの産科医療と出生前検査の概要

3.1 妊娠から出産までの医療

ドイツの妊娠・出産で日本と大きく異なるのは、妊婦健診、出産、産後のケアなどが、ほとんどすべて健康保険でカバーされている点である。出産については、日本でいうオープンシステムが徹底されており、妊婦健診でかかる病院と出産する病院は異なる。妊婦健診でかかる病院は、プラクシス (Praxis) と呼ばれる開業医であり、診療科ごとに街のあちこちに存在する。産婦人科の開業医で妊婦健診を受け、出産する病院を探す。病院だけではなく、ドイツにはバースセンターと呼ばれる助産師の運営する出産施設 (Geburtshaus: 出産の家) があり、自宅での出産も可能なので、どこで産むかは事前に見学をして決める。

また、日本にない妊婦ケアとしてへバメ (Hebamme) と呼ばれる助産師が提供するサービスがある。へバメは、開業助産師のことを指すが病院にも所属している場合があり、妊娠中に簡単な妊婦健診を行ったり、両親学級を主催するなどの活動をし、出産後は産後のケア、乳児のアクティビティーの指導、健康相談などを行う。へバメの特徴は、各妊婦宅を訪問し、電話での個別対応もする点であり、自宅出産を希望する妊婦の出産に立ち会う。在独の日本人のブログでも、へバメについて書かれているものをしばしば見かける¹¹。日本の助産師は病院で医師の元で働くイメージが強いが、ドイツのへバメは産前産後、乳児の育児に渡って継続したケアを独立して提供する。日本の助産師よりもフィンランドのネウボラに近い存在である。へバメは、1985年に制定された助産師法に基づく医療職であり、へバメから受けるケアも原則無料となっている。

ドイツの妊娠・出産の大きな流れは、図 3.1.1 の通りである。

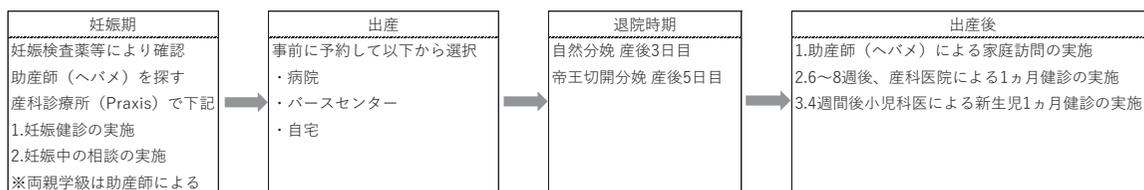


図 3.1.1 ドイツにおける妊娠・出産の経過の概要

(三瓶・平松・梶谷 2019 図3「ドイツにおける妊娠・分娩の経過の概要」に新たな情報を加えて作図)

ところで、ドイツの健康保険制度は日本と同様に国民皆保険である。2007年の「公的医療保険競争強化法 (GKV-WSG)」を受けて、2009年に実施された制度改革によって、国民

¹¹ ドイツ大使館によるHP「Young Germany ドイツ発ライフスタイル・ガイド by ドイツ大使館」の Dairy Life へのシュルテ柄沢亜紀による寄稿「保険適用のありがたい存在『へバメ』とは? “赤ちゃんのプロ”が身近にいる安心感」(<https://young-germany.jp/2018/05/hebamme/>) では、へバメから産後頻繁に無料でケアを受けられたことが詳細に書かれている (2023. 2. 1 閲覧)。

全員が加入する「国民皆保険体制」が実現することになった（中村，2016）。また、そのすべてが公的医療保険ではなく、民間医療保険がその一部を代替している。公的医療保険には公的年金の年金受給者、失業手当受給者、農業経営者及びその家族従事者、芸術家及び著述家、学生等の強制加入者のほか、条件はあるものの、希望して入る人たちもおり、国民の約9割は、公的医療保険に入っている（ibid）。ただし、日本の公的医療保険とは異なり、民間の保険会社が公的医療保険の実施を請け負っており、サービスのプランにはバリエーションがある。

給付については、現物給付が原則であり、①予防・早期発見給付、②疾病給付、③傷病手当金、に分けられる（ibid）。

① 予防・早期発見給付

疾病の予防及び早期発見のための給付で、予防接種や予防診療、避妊・不妊・妊娠中絶に関するサービスも含まれる。さらには、乳幼児健康診断、心臓・循環器病、腎臓病、糖尿病を対象とする健康診断、がん検診に加えて、歯科検診等が含まれる。

② 疾病給付

医師・歯科医師による外来診療、歯科診療、歯科矯正、薬剤・包帯類供給、各種療法、入院療養費、訪問看護療養・家事援助、医学的リハビリテーションが含まれる。さらには、人工授精や社会療法、入院・外来ホスピス、ストレステスト・作業療法等も含まれる。

③ 傷病手当金

疾病・事故による就業不能に伴う所得保障のための「現金給付」で、疾病・事故により就業不能となった被保険者に対して、1日につき、総収入（Bruttoarbeitsentgelt）の70%（ただし、税・社会保険料等を控除した純収入（Nettoarbeitsentgelt）の90%以下）が支給される。就業不能になった最初の6週間は雇用者が給料・賃金を継続して支払うこととされているので、公的医療保険による手当の支給は就業不能から7週間目からとなる。同一疾病・事故につき3年間で（雇用者による支払い分を含めて）最長78週間支給される。

3.2 ドイツの妊婦健診と出生前検査 —マタニティ・ガイドラインの概要—

(1) マタニティ・ガイドラインの枠組み

妊娠期の検査は日本でもあるように定期的実施される妊婦健診が挙げられる。先述したように、ドイツの妊婦健診は、基本的に開業医（Praxis）で実施されており、公的保険により原則無料である。妊娠中の医療に関する連邦合同委員会（以下、G-BA）の報告書、通称マタニティ・ガイドライン（以下、マタニティ・ガイドラインと記す）には、妊婦健診の内容が詳述されている。長くなるが、引用する（Gemeinsamer Bundesausschuss 2021a）。なお、G-BAは、ドイツの医師、歯科医

師、心理療法士、病院、健康保険基金が共同で運営する団体で、2014年からは患者代表も参加している (ibid:41)。

まず、妊婦のケアとして、以下の内容が掲げられている。

- a) 妊娠中の検査・診察
- b) ハイリスク妊娠の早期発見と特別なモニタリング—羊水鏡検査、心音図検査、超音波診断、羊水検査など。
- c) 血清学的調査
 - － 感染症 (例: ワクチン接種の記録が2回分ない妊婦の風疹、梅毒、B型肝炎)。
 - － トキソプラズマ症などの感染が合理的に疑われる場合
 - － HIV感染を除外するため、事前に妊婦と医療相談を行った上で、任意で行う。
 - － 妊娠中の妊婦の血液型別血清学的検査およびRhD陰性妊婦の胎児アカゲザル因子Dの非侵襲的検査。
- d) 出産・流産後の血液型別血清検査、抗D免疫グロブリン予防
- e) 産婦の検査・診察
- f) 薬物対策、貼り薬やレメディ (※ホメオパシーで使われる治療薬) の処方
- g) 記録と証明書

出生前検査は、「a) 妊娠中の検査・診察」が該当するので、(2)で詳述する。注意が必要な項目として、「b) ハイリスク妊娠の早期発見と特別なモニタリング—羊水鏡検査、心音図検査、超音波診断、羊水検査など」の対象が医学的理由に限定されている点である。「特別な監視が必要な妊娠とは、医学的評価により、これまでの病歴や所見から、特定の個別ケースにおいて母子の生命や健康に対するリスクの増加が予想される妊娠」(ibid p10)であり、社会的なリスクは含まれていない。また、「c. 妊娠中の血清検査と対策」は、出生前検査で行われる母体血によるスクリーニング検査ではなく、トキソプラズマや梅毒、B型肝炎などの感染症に対するものが主である。

(2) 妊娠中の検査、カウンセリング、その他の処置

出生前検査にかかわる項目は、出生前診断、超音波スクリーニング、詳細なスクリーニング検査であるが、他の検査で何らかの所見が出る場合もあるので、「A. 妊娠中の検査、カウンセリング、その他の措置」の全体を概観する。妊婦へのカウンセリングで説明する内容は、HIV感染やAIDSの危険性(子どもへの感染を防ぐ)、季節性インフルエンザの予防接種、妊娠中の母子の口腔内の健康の重要性、十分なヨウ素の摂取(原則として1日100~200 μ gのヨウ素の追加摂取が必要)である。なお、妊娠葛藤法(SchKG)第2条に基づき、妊娠に関する一般的な質問についてカウンセリング(Beratung)を受ける法的権利について知らされる必要がある。

①初診で行う項目

a) 家族史、自分史、妊娠時の記憶、仕事と社会的既往歴

b) 一般的な検査

性器クラミジア、トリコモナス感染症の検査を含む婦人科検診。(中略) その他の検査は以下の通りである。

- ・ 血圧の測定
- ・ 体重の測定
- ・ 尿中のタンパク質と尿糖値の検査
- ・ ヘモグロビンの測定と、測定結果に応じて(100mlあたり 11.2g未満の場合=Hb70%)赤血球の計数を行う。
- ・ 所見により必要な細菌学的尿検査(例: 顕著な症状がある場合、健診時に尿路感染症を繰り返している場合、早産後、尿路感染症のリスクが高い場合など)。

②出生前診断

出生前診断の過程で遺伝的リスクの示唆があった場合、医師は、ヒト遺伝カウンセリング及び/又はヒト遺伝学的検査の可能性について妊婦に知らせることが義務付けられている。

③以下の検査は、不定愁訴や症状の治療とは関係なく、一般に4週間の間隔で行う。

- ・ 血圧の測定
- ・ 体重コントロール
- ・ 尿のタンパク質と尿糖値の検査
- ・ ヘモグロビンの測定—初診時に正常であれば通常6ヶ月目から—:この測定の結果に応じて(100mlあたり 11.2g未満の場合=Hb70%)赤血球の計数を行う。
- ・ 所見に応じた細菌学的尿検査(顕著な症状がある場合、既往に尿路感染症の再発がある場合、早産後、尿路感染症のリスクが高い場合など)。
- ・ 子宮の状態を確認する。
- ・ 子どもの心臓の動きをコントロールする。
- ・ 子どもの状況の把握

妊娠後期には、一般的に各2回の検査が適応される。

④超音波スクリーニング

Bモード法による超音波スクリーニングを妊娠中に実施すること。検査は妊娠週数(Schwangerschaftswoche:SSW)で行われる。内容は、下記の通り、検査期間ごとに定められている。最初の超音波検査を実施する前に、妊婦は検査の目的、内容、限界、起こりうる結果について説明を受けなければならない。

8週+0日～11週+6日 SSW

1次スクリーニング:妊娠しているか、胴体の長さや頭部の直径を測定する。妊娠初期数週間は「胚」、妊娠10週目以降は「胎児」と呼び、その結果、妊娠週数や出産予定日

を推定することができる。

目的：この超音波検査は、正常な妊娠をモニターするためのもので、特に次のような目的で行われる。

- 妊娠月齢の正確な判断のため。
- 胎児の体内発育を制御すること。
- 顕著な胎児の特徴を探索する。
- 多胎妊娠の早期発見

18週+0日～21週+6日 SSW

2次スクリーニング：2回目の超音波検査では、異常の有無を判断するために、基本超音波検査か拡張型の超音波検査¹²のどちらかを選ぶことができる。医療情報については、付録5（本稿では割愛）によるリーフレットで対応している。検診で異常所見が見つかり、Bモードや必要に応じて他の超音波検査による管理が必要な場合、これらの管理検査も指定された検査期間外の検診の一部となる。これは、特に付録1b（本稿では割愛）に記載された適応症の試験に適用される。

28週+0日～31週+6日 SSW

3次スクリーニング：頭部、腹部、大腿骨を測定する。また、胎児の位置や心拍も確認する。

⑤詳細なスクリーニング検査

スクリーニング検査（場合によっては経過観察）により、さらに超音波診断の必要性が明らかになった場合、これらの検査も出生前ケアの一部となるが、もはやスクリーニングの対象ではない。これは、妊娠の経過及び胎児の発育を監視し、必要に応じて治療措置を講じたり産科の見解から結論を出したりするために必要な、追加的なすべての超音波検査にも適用される。その適応は、付属書1c及び1d（本稿では割愛）に記載されている。

さらに診断のためにドップラー超音波検査を行うことも、マタニティケアの一環である。これらの検査は、付属書1d（本稿では割愛）に記載された適応症に従ってのみ実施することができる。

超音波検査により、他の医師による追加的な超音波診断の必要性が明らかになった場合、この追加的な診断の適応を正当化する関連画像文書を、検査前にこの医師に提供しなければ

¹² 基本的な超音波検査を選択した場合、胎児の頭部と腹部の大きさ、大腿骨の長さが測定される。また、子宮内の胎盤の位置も評価する。胎盤が特に低い場合は、その後のケアや出産に特別な配慮が必要な場合がある。

拡張型超音波検査を選択した場合、以下の部位もより詳細に検査される。

- 頭部：頭部と脳室は正常な形をしているか、小脳は見えるか
- 首と背中：よく伸びているか
- 胸部：心臓と胸部の大きさの比率、左側に心臓が見えるか、心臓はリズムカルに動いているか、心臓の4つの部屋は形成されているか
- 体幹：前腹壁は閉じているか、胃や膀胱は見えるか

また、拡張型超音波検査は、（知識を問う）試験に合格していれば、通常、婦人科医が実施することができる。そうでない場合は、他の婦人科診療所への紹介が必要である。

ばならない。

なお、超音波検査については、ガイドラインの章末資料5（本稿では割愛）に詳細に説明されている。中期で基本的な超音波検査を受けた場合の信頼性、超音波検査の害（副作用）、超音波検査を受けることの長所と短所、妊婦の超音波検査の体験の仕方、検査費用、情報の所在が、妊婦へのQ&A形式で説明されている。

⑥妊婦健診の実施

③に基づく検査は、医師が個別のケースでこれを命じた場合、または医師が妊娠の正常な経過を判断し、それに従って助産師からも追加的な妊娠検査（Vorsorgeuntersuchungen）に異議がない場合には、助産師がその専門的能力の範囲内で実施し（血圧測定、体重測定、尿タンパクおよび尿糖値、子宮状態の確認、子供の位置、姿勢、胎児の心拍数の確認、妊婦の一般カウンセリング）、母子手帳（Mutterspass）に記録される。助産師に検査を委任しても、医師が実施すべき検査（例えば、顕著な症状がある場合、健診で尿路感染症を繰り返している場合、早産後、排出尿路の感染症のリスクが高い場合、ヘモグロビン測定、超音波検査及びリスクのある妊娠の場合の検査等）を実施する義務から解放されるわけではない。

⑦妊娠糖尿病

顕在している（※症状として表れている）糖尿病でないすべての妊婦は、妊娠糖尿病のスクリーニングを受けるべきである。この検診を知らせるために、「妊娠しました」と題したリーフレットを作成した。なぜ、妊娠糖尿病の検査がすべての妊婦に提供されるのか、それはこのような情報を早い段階で妊婦に提供することで、可能な治療法の選択肢を考慮した上で、十分な情報を得た上で決断することができるからである。

⑧NIPTの説明

章末資料8に16ページにわたって記述されている。同じく連邦合同委員会は、「トリソミーの血液検査 13、18、21 トリソミーの非侵襲的出生前検査(NIPT) 被保険者の方へのご案内」（図3.2.1）という小冊子を作成しており、マタニティ・ガイドラインの章末資料8は、この小冊子に則った内容である。後述するインタビューを解釈する上で重要な内容なので、参照しながら説明する。

まず、読者に向けて、次に示す小冊子のイントロダクションが引用される（ibid:44）。



図 3.2.1 「トリソミーの血液検査 13、18、21 トリソミーの非侵襲的検査 (NIPT) 被保険者の方へのご案内」

読者の皆様へ

医師から「非侵襲的出生前検査」(NIPT) についての話を聞きましたね。NIPT は、13、18、21 トリソミーの血液検査です。これらのトリソミーは、身体や精神の発達にさまざまな形で影響を及ぼすまれな遺伝子の変化です。最もよく知られているのは、21 トリソミー (ダウン症) です。

NIPT は、一般的に推奨されている妊娠中のケアとしての検査の一つではありません。この検査は、あなたと医師と一緒に、この検査があなたにとって意味があると判断した場合にのみ、法定健康保険から支払われるのです。これは主に個人の状況によって異なります。

検査があなたに適している場合、医師は事前に詳しく説明 (aufklären) し、起こりうる結果についてカウンセリング (Beratung) をすることが重要です。

このパンフレットは、検査に関する情報を提供し、カウンセリング (Beratung) を支援することを目的としています。

ここでは、NIPT が保険で支払われるが、それは医師と妊婦が相談して共に必要だと判断した時に限ること、一般に推奨されている予防的検査ではないことが強調されている。

・ 出生前検査—イエスかノーか？ (ibid: 45 太字強調箇所は原文)

以下の通り、受検はあくまでも任意であること、NIPT を受けるかどうか決める前に、考えるべき項目が列挙されている。

出生前検査はすべて任意です。つまり、提供された検査や試験を、理由を告げずにいつでも拒否することができるのです。知らないという権利はとても大切なので、誰もあなたを検査に押し付けてはいけません。

出生前検査は、広範囲に影響を及ぼす可能性があります。13 トリソミー、18 トリソミー、21 トリソミーの NIPT の賛否を決める前に、以下の質問について考え、**適切なタイミングで良いカウンセリング (Beratung)** を受けることが重要です。

- ・ 生まれてくる子供がトリソミーかどうかを知りたいのですか？
- ・ 異常な結果が出た場合、どうしますか。
 - どんな場合でも、その子を産みますか？
 - もしくは中絶という選択肢もあるのでしょうか？
- ・ トリソミーの子どもたちについて、どのようなことを知っていますか？
- ・ もっと情報が必要ですか？

続いて、教育やカウンセリング (Beratung) について、医療情報の提供に重きを置いた、遺伝子検査のライセンスを持つ婦人科医、開業医、出生前診断やヒト遺伝学の研究開発を行

っている施設などによるカウンセリング（Ärztliche Aufklärung und Beratung）と、妊娠相談所（Schwangerschaftsberatungsstellen）で提供される、対面、オンライン、電話（希望すれば匿名化）の心理社会的カウンセリング（Psychosoziale Beratung）があることが示される。妊娠相談所では、検査を受けるか決めるだけでなく、異常な結果にどう対処するか、妊娠に対する期待や不安についても相談できる旨が明記されている（ibid: 45）。

次頁では、各トリソミーの説明と、トリソミーの子どもが家族の生活にどのような影響を与えるかについて、述べられる。下記に引用する（ibid: 46）。

この質問は、それぞれの家庭は各々の経験を持っているため、一概に答えることはできません。それは、子供とその家族がどれだけサポートされ、一緒に人生を切り拓いていけるかにかかっています。また、トリソミーの種類も関係します。

ダウン症の子どもたちには、特別なサポートが必要です。（そのサポートが）多い人もいるし、少ない人もいます。多くの場合、順調に成長し、非常に愛情深く、幸せで満足な人たちであることが多いです。ダウン症の子どもたちの多くは、読み書きのような日常的なスキルを習得しています。多くの親は、子供との生活が支障なく充実していると報告しています。もちろん、それなりの課題も出てきます。

早期からの支援に加え、すべての子どもに共通することですが、家族や他の人との絆がとても大切です。ほとんどの親は、その要求にうまく対処しています。例えば、早期教育や相談所、福祉・親の連盟、社会小児科センター（Sozialpädiatrische Zentren）など、さまざまなサポートサービスが役立ちます。

健康保険（Krankenkassen）などの事業者が、さまざまな支援サービスに資金を提供しています。

13 トリソミーや 18 トリソミーの子どもたちは、常に包括的なサポートを必要としています。彼らの家族が子供と一緒にいられるのは数日、稀に数ヶ月、数年ということもある。そのような状況でも、二人の豊かな生活は成功するのです。

現物給付にあたるような詳細な社会的支援は書かれていないが、健康保険基金からの支援サービスに資金を提供していること、トリソミーの子どもへの特別なサポートは必要だが、順調に成長し、幸せに暮らしていることが書かれている。

47 頁から、トリソミーの頻度、妊婦の年齢との関係、NIPT の基本的な説明が続く。基本的な説明の中で、NIPT は個々の遺伝子の変化を調べるだけであり、「胎児が全体に健康であるかどうかを検出することはできない」と述べられる。健康保険が適応される場合については、女性と医師とが共に個人的な状況において検査が必要である、という結論に至った場合のほか、「他の検査でトリソミーを指摘された場合」とされている。他の検査とは、具体的に、通常のスクリーニング検査のほかに、ETS と呼ばれる妊娠 12 週から 14 週に行われる超音波検査と特定の血液検査との組み合わせで判定する検査（※日本の場合のコンバインド

検査に相当すると思われる)が挙げられる。ETS は健康保険の対象には入っておらず、150～250ユーロ(※1ユーロ141円で換算すると、日本円で21,150～35,250円)である。

また、「NIPTの結果の意味」について、採取した血液に胎児の遺伝物質が少なすぎてNIPTの結果を評価できない場合があること、結果が陰性だった場合の精度は非常に高いので羊水検査は必要がないこと、陽性の場合にはトリソミーを強く示唆するものである、と書かれている。しかし、陽性の場合には、偽陽性つまり、その子は結局トリソミーではなかったということもあり得る。トリソミーであることを明らかにする手段として妊娠16週目くらいから受けられる羊水穿刺の他、12週目から受けられる絨毛検査があることが示されるが、1,000人中1～4人がこれらの検査によって流産するという深刻な事実があるとも付言される。

その後、検査についての信頼性や偽陽性と偽陰性の説明があり、診断された場合には、12週目以降でも中絶は可能なため心理社会的なカウンセリングを受けたり、家族や友人と話し合っ、適切な判断を下すための時間があることが示される。医師も自助グループのアドレスを教えてくれる、といった内容が書かれる。ここでは、生まれてからわずかの間しか生きられないとわかっていても、子どもがいつこの世を去るかを決めたくない、という女性やパートナーがいることも書かれている。こうした場合の出産は、それは「緩和出産(palliative Geburt)」と呼ばれ、医学的、心理学的に支援されることが付記されている。その他の情報もインターネットのURLと説明書きと共に提供される。

4. ドイツの出生前検査の実際と社会的対応 —R2 氏への聞き取り調査から—

4.1 調査の目的と方法および調査対象者

本科研費研究が日本で実施した医療者への調査を踏まえ、これまで敷衍してきたドイツのリプロダクティブ・ヘルス&ライツや産婦人科の医療状況や出生前検査の取り扱いを鑑みて、聞き取り調査を行い、中絶との関連も含めた出生前検査の実際と社会的対応を明らかにする。

調査全体の目的としては、政権交代を機にリプロダクティブ・ヘルス&ライツに大きな変化が生まれつつあるドイツの最新状況をふまえて、本科研費研究のテーマである妊娠中絶と出生前検査が医療者およびフェミニストやアクティビストから、どのように理解されているのか検討することだが、本報告書においては特に NIPT の情報提供を中心にアクティビストであり産婦人科医でもある R2 氏のインタビューを取りあげた。産婦人科医には日本で実施している科研費調査と同様に、中絶や出生前検査に関わる医療関係者、特に産婦人科医への定型の質問票を用いた半構造化インタビューを想定していたが、R2 氏は博士論文執筆中であり、出生前検査や中絶等の臨床はあまり多く行っていないことから、むしろアクティビストとして NIPT を取り巻く状況や保険適用となるにあたっての社会状況、自身の考えなどをたずねた。

調査全体の対象者は、表 4.1.1 のとおりである。

表 4.1.1 インタビュー対象者

	性別	職業
R1	女性	研究機関勤務 フェミニズム・アドバイザー
R2	男性	出生前診断に関するアクティビスト・産婦人科医（専門医資格取得中）
R3	女性	フェミニスト・某大学名誉教授
R4	女性	連邦平等基金代表 ドイツ女性協議会 元理事
R5	男性	連邦平等基金代表
D1	男性	産婦人科医 国際機関に勤務
D2	女性	産婦人科医 専門医資格取得中 ハンブルク在住
D3	ノンバイナリー	産婦人科医 2つの病院の医局長

滞在期間は2022年10月4日から10月14日であり、滞在場所はベルリン都市州各所であった。

4.2 出生前検査への異議申し立てと社会のありよう

これまで見てきたマタニティ・ガイドラインおよびNIPTの小冊子において、ドイツのG-BAは出生前検査に対して慎重かつ検査の利害関係者に十分な配慮をしたうえで、検査を実

施しているように見える。しかし、この検査のもつ優生学的な選別といった問題は、妊婦の意思決定の支援や「知らないでいる権利」を強調するだけで解決するわけではない、と考える人々もいる。フェミニストや障害者による社会運動や、さまざまな立場の医療者、G-BA などの意向が反映される、この検査特有の位相を意識した分析が必要である。

本調査では、医療の抱える社会的および倫理的に困難な課題、特に中絶に関わる問題を解決しようと取り組む医師のグループ Doctors for Choice (<https://doctorsforchoice.de/en/>) に連絡を取り、産婦人科専門医取得中であるとともに出生前検査に対して異議申し立てをしている、R2 氏にインタビューを実施した。本稿では、R2 氏のインタビューを中心に、ドイツの出生前検査の実際を鑑みながら、異議申し立ての詳細と、そこから見えてくる社会のありようについて考える。

本稿では、確率や陽性／陰性で結果が示される出生前検査を「出生前検査」、羊水検査や絨毛検査など確定的な検査を「出生前診断」と記述する。また、羊水穿刺は羊水検査と同義とする。ただし、R2 氏は出生前検査のことも出生前診断 (Pränataldiagnostik)、羊水検査は羊水穿刺 (Amniozentese)、と言っていた。R2 氏の語り部分については、語ったままの言葉で表記することとする。

(1) R2 氏の思想的立場

R2 氏のこの問題に関する活動の拠点となっているのは、Gen-ethisches Netzwerk e.V. (GeN) (<https://gen-ethisches-netzwerk.de/>)、日本語で訳すと「遺伝子倫理ネットワーク」という非営利団体である。この団体は、農業、医療、環境、新しい遺伝子技術などをテーマとしており、R2 氏は主に出生前検査や生殖技術を主たるテーマとしている。

まず、R2 氏は GeN の説明をした後に、ある映画を紹介し、我々にも強く勧めた。

R2: ドイツに「Wie wir wollen」(日本語で「私たちはこうして欲しかった」という映画があります。中絶をテーマにしたドキュメンタリー映画で、あるフェミニストの団体によるものです。まったくもってお勧めです。(中略) 中絶の現状に少し踏み込んでいて、中絶経験者の証言がたくさん載っています。また、さまざまな形の差別や社会から疎外された人々など、中絶について考えるときに一緒にされない事柄についてです。人種差別や障害者に対する敵意、クィアに対する敵意も取り上げられています。人種差別と、このすべてが中絶とリプロダクティブの自己決定に関係があります。

ここから、R2 氏が少なくとも中絶に対して反対しているわけではないこと、そしてさまざまな差別を中絶において「考えられていないこと」と認識していることがわかる。また、Safe Abortion Day (9月28日) にこの映画は再上映され、R2 氏は主催者グループから招待されたと言った。ここで R2 氏は出生前検査とフェミニストグループとの関係を次のように示唆した。

R2：（製作者が）出生前診断について話したいと言って、私も招待されました。中絶に関するフェミニストの議論では、出生前診断について語りたがらないことが多いので、とてもポジティブな驚きを感じました。

中絶の刑法からの削除を望むフェミニストは、中絶の理由について言及することを避ける傾向にある。中絶の理由となる出生前検査を取りあげることは、胎児の質による選択という問題を惹き起こすからであろう。

(2) NIPTの実施と反対運動

ドイツでは、7月からNIPTが保険適応となったため、医師が必要だと判断すれば実質的に無料で検査を受けられるようになった。R2氏はそのことに触れて、実際に集会があったこと、そして対象となる疾患が増えることへの懸念や、疾患の違いによって問題が複雑になると語った。

R2：7月1日から、13、18、21トリソミーのNIPTが健康保険の給付対象となりました。（中略）私たちは、健康保険制度による血液検査の資金調達について、活動家やこのテーマに取り組む人々を集めて週末に会議を開いたばかりです。単純に健康保険給付の意味することについて批判的な会議でした。政治学の視点（と障害学の視点）の講演がありました。自助グループ、セルフアドボカシー、障害者運動の人たちも発言していました。そこで、21トリソミーの人たちが発言し、問題点の提示もしました。もし今、テストが拡張され、より多くの病気や病気に対する素質や感受性を検索、つまりテストできるようになったら、どんな効果があるのだろうか？それから、ターナー症候群¹³の団体の人、嚢胞性線維症¹⁴協会の人……との話し合いもありました。（中略）これ（嚢胞性線維症）は、特に肺の遺伝的な病気で、人生の過程で症状が現れますが、どの段階で治療の選択肢があるかも明示されています。（中略）この病気は単一遺伝子疾患（monogenetische Erkrankung）の病気です。そして、早期治療のために（NIPT）検査を行うことができるようになるわけですから、議論はさらに難しくなります。

¹³ ターナー症候群（TS）は、X染色体の全体または一部の欠失に起因した疾患の総称である。性腺機能不全を主病態としている（難病情報センター ターナー症候群（平成21年度）<https://www.nanbyou.or.jp/entry/652#:~:text=%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%83%8A%E3%83%BC%E7%97%87%E5%80%99%E7%BE%A4%EF%BC%88TS%EF%BC%89%E3%81%AF%E3%80%81,%E3%82%92%E4%B8%BB%E7%97%85%E6%85%8B%E3%81%A8%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%84%E3%82%8B%E3%80%82>）（2023.2.1閲覧）。

¹⁴ 嚢胞性線維症とは、cystic fibrosis transmembrane conductance regulator (CFTR) を原因分子とする全身性の疾患である。気道内液、腸管内液、膵液など全身の分泌液／粘液が著しく粘稠となり、管腔が閉塞し感染し易くなる。最近、ヨーロッパ人に多い一部の遺伝子変異について、根本的な治療薬が開発され治療効果があると報告されている。しかし、日本人の遺伝子変異はヨーロッパ人とは異なるので、治療薬開発のために研究班として遺伝子解析と変異タンパクの機能解析を進めている。（難病情報センター 嚢胞性線維症（指定難病299））<https://www.nanbyou.or.jp/entry/4532>（2023.2.1閲覧）

しかし、もちろん、(妊娠を) 解消するために検査をすることもできます。そうすると、例えばトリソミーとはまた別の議論になりますが、(トリソミーについては) 単純に何も治療できない、情報しかない、ということになります。

トリソミーだけでなく、NIPT はターナー症候群や嚢胞性線維症といった染色体に関わる疾患を検出することができる。ターナー症候群については、トリソミーと同様に情報はあっても治療ができないが、嚢胞性線維症については、早期に投与すれば治療効果が見られるとの報告もあるため、この検査自体を禁止するわけにはいかない、という複雑な事情がある。

(3) NIPT の認可の経緯と連邦合同委員会 (G-BA)

ドイツは、メルケルが率いていた保守政権にかわり、革新系の連立政権が樹立し、そこで「リプロダクティブに関する自己決定」というスローガンが掲げられた。同性婚やシングルの人が高度不妊治療や代理母など生殖技術を利用することへの倫理及び社会的障壁が下がる可能性が考えられる。こうした状況を踏まえて、出生前検査の利用も推進されるのではないか、と疑問を投げかけたところ、R2 氏は以下のように説明した。

R2: いえいえ、そんなことはありません。それも……驚きましたね、言い過ぎかもしれませんが。あまり期待していなかったのです。血液検査の話はもう古いじゃないですか。2012 年から市場に出ていますし、もちろん、その前から何かしら議論にはなっていて、その後、市場に出てきたわけですが。そして、2013 年には、この検査を製造する会社が、健康保険制度の適用を受けられるかどうかの検討を申請しています。ドイツでは、G-BA がこれを担当しています。それ (G-BA) は一つの委員会で、医療制度における独立管理の最高意思決定機関で、何が健康保険で支払われ、何がそうでないかを決めるのも彼らです。そして、この検査については、まずは単にひとつの検査としてであり、医療製品であり、G-BA は本当に技術基準の視点からのみチェックします。この検査をすると何が言えるのか、良い意義があるのか、検査のテストの品質は十分なのか、とか。

もちろん、倫理的、社会的、政治的な問題で、何かしら検査に関係するものはたくさんあります。すると G-BA は、「それは我々の責任ではない、我々は技術的なことだけをやっているのです」と言ったのです。そして、(中略) このような問題が発生するのも、初めてのことと言っても良いのかもしれませんが。その手続きに時間がかかるように、G-BA は色々なことをしています。何とか評価方法を考え、健康保険でカバーすべきと判断したが、「パンフレットが必要だ」といいました。これから親になる人たちのためのチラシです。そして、このパンフレットを開発しなければいけなくなった。つまり、さらに 2 年かかったということです。(中略) つまり、また遅れがあったということです。私の印象では、G-BA は政治的な議論をするために、できる限り時間を多めに取っていたような気がします。なぜなら、彼らはいつも「それは(私たちの) 仕事ではない」「私たちに

は、それを行う能力がない」と言いますが、「問題は示さなければならない。この議論は行わなければならない」と言うのです。そして、「立法者」つまり連邦議会は、「この問題に実際に対処しなければならない」とはっきり言ったのです。また、G-BA は再三、「立法府が法律を改正したり、新しい法律を導入したりするときには、G-BA の決定を常に無効にする (aushebeln) ことができる」と述べています。無効と宣言され、再度決定事項が適応される可能性があるわけです。ですから、もし連邦議会在「医学的利点がなく、情報しかないような検査にはお金を出すべきではない」と言えば、G-BA のこれらの決定は調整されなければならないでしょう。そうすると、もはやこれらの決定をそのままにしておくことは許されません。..... (中略) (G-BA には) 健康保険会社の担当者もいます。また、患者代表もいますが議決権はない。彼らは助言はできるが、投票権はない。

検査が、倫理的、社会的、政治的な問題を孕んでいても、保険適応を決める最高決定機関である G-BA はその責任を負おうとしない。立法府の決定の方が G-BA より優位であると認めつつ、G-BA は世論や立法府の動きを見ながらこの検査が実施できる下地として、親向けの小雑誌を 2 年という歳月をかけて作成した。この検査はそれだけ論争的だと理解できる。

(4) 障害者の運動と企業の非政治性

この検査で選別されるのは、一義的にトリソミーをはじめ NIPT で可能性を計られる疾患を持つ人々である。障害者の運動について、R2 氏は下記のように語った。

Interviewer: この文脈で、障害者団体側から反対はなかったのでしょうか？

R2: はい、ありました。少しだけ。メディアにはあまり出てきませんでしたが、でも、(そうした雰囲気は) 完全にありましたね。13、18、21 トリソミーのことがはっきりしたのは、ちょっと難しいというか、運動としては残念だったかな。13 トリソミーと 18 トリソミーの人たちはほとんどが生きられない、もしくは長生きできない。だから、ロビー活動というのはあまりないんです。21 トリソミーの場合は、すでに活動家やロビー活動がありますが、あまり耳を傾けられていないのが現状と言えるでしょう。イベントもありましたが、下火になりました。

Interviewer: 日本ではもう少し大きな声が出ていたような...

R2: まあ、連邦議会で (言及が) あったんですけどね。だから、かつて政府はオリエンテーション・ディベートというのをやったことがあるんです。連邦議会で、法案や決定がなくても、「このテーマは重要だから、一度議論しておこう」というだけで、あるテーマが議論される、非常に稀な形式です。それが 2019 年 4 月のことです。

どの政党の人も、いや、ほとんど全員が、「そうだ、選別は絶対はいやだ、ダウン症のスクリーニングもしてはいけない」と言いました。また、この議論は重要なプロセスの始まりに過ぎず、今後も話し合いを続けるべきであり、障害のある子どもを持つ家族が

良い条件と良いサポートを受けられるよう、インクルージョンのために絶対にもっと努力しなければならないと述べました。そして、それ以来、国会では何も起きていない。みんな「これが始まりだ、(プロセスの) スタートだ」と言いながら、それ以降は何も起こらない。そして、連立協定は出生前診断にさえ言及していないのです。この言葉すら出てきません。

その理由について、立法府との関わりについて尋ねたが、超党派のワーキンググループによる取組が議会であるものの、すべての政党が参加しておらず、あまり成果は出ていない、このテーマの優先順位がそれほど高くないだけ、と R2 氏は言及し、つづいて、経済(効率)的な理由を以下のように説明した。

R2： 実は、……経済的に考えれば、この検査はある意味良いものだと思うんです。また、ドイツなどでこうした検査などを提供している企業は、障害のある子どもを持つ家族や障害者(団体)、つまり障害者自身で何らかの活動をしている人たちよりも、ずっと大きなロビー活動や影響力を持っています。

そして、コロナのときは、いつもこんないいわけをしていました…今、ちょうどここ数年、もっと重要な別の問題があったのです、と。

また、これまで長い間、妊娠や出生前診断に関する決定は、常に非常に個人的なものとして、妊娠した人や親になる人の感情的、個人的な決定としてほとんど組み立てられているという印象を、私は持っているのです。だからこそ、非政治化され、政治的な議論が少なくなっているのです。そして、政治的・社会的な責任も少ないが、「その決断」は、自由かつ自己決定的で、個人的なものでなければならない、とされる。そして、その判断は妊娠中の本人にしかできない。そして最終的には、暗黙の了解で、あるいは結果として、人(妊婦)は結果に対して自分を責めたり自分で責任を負ったりもするのです。

しかし、ダウン症の活動家ナタリー・デドルーさんは Change.org というオンラインのプラットフォームで「#NoNIPT」(遺伝子倫理ネットワーク同盟)を立ち上げ、健康保険に反対する署名を集めた。R2 氏の非営利団体の活動(GeN)でもアライアンスをつくり、ソーシャルメディアキャンペーンを行ってこの検査を健康保険の対象にして欲しくない理由を募集したところ、障害者活動家のほか、医師、助産師、ダウン症の子どもを持つ親、フェミニストなど実にさまざまな人がいたという。G-BA や連邦議会議員に声明文を送ったり、ソーシャルメディアキャンペーンが終わって、集めたすべての声がかっているパンフレットも作ったが、まったく反応はなかったという。

医療職である助産師や医師などが、専門分野を超えて反対することがある、という認識を共有しつつ、R2 氏は、流産の危険のある羊水検査は妊婦が 35 歳以上の場合には保険適用

にされているのだから NIPT が保険適用にならないのはおかしい、というロジックがあると指摘した。

R2：助産師会の（声明に関する）こと（Deutsche Hebammen Verband. e. V.：2021）は正確にはわかりませんが、多くの方がスクリーニングに反対、選別に反対と言いながら、「検査は健康保険制度でカバーされるべきだ、お金の問題とは違う」と常に主張しています。というのも、羊水穿刺は、ハイリスク妊娠のために、つまり 35 歳以上で特定のリスク要因がある場合に支払われるものでしたが、その後、「リスクの少ない検査、つまり、羊水穿刺のような流産のリスクがない NIPT は差し止めることができない」と言われたからです。「自分で費用を負担するか、リスクのある検査をするか、どちらかにしてください」とは言えません。そして、それは社会的な議論、検査は健康保険の給付となるべきかという、いわば社会正義の議論だったのです。

(5) 妊娠中絶の不処罰条項（刑法 218 条 a）と NIPT

中絶については、今後生殖医療や中絶の合法化、卵子提供や利他的代理出産の合法化などが（立法府で）話し合われる可能性があるが、出生前検査についてはどうなのだろうか。R2 氏は NIPT が検査できる時期に言及した。中絶の不処罰条項（刑法 218 条）で定められた 12 週という時期は NIPT の結果が得られる時期とほぼ同じであることに注目すべきだという。

R2：原則的に、胎児適応は、ドイツの文脈では医学的適応に押し込められることになりました。そして、それはいつもどこかいい加減な妥協点であり、再び議論されることになれば、本当にエキサイティングなことだと思うのです。NIPT もそうですが、妊娠のかなり早い段階で実施されるため、まったく新しい状況になっています¹⁵。ドイツでは、最初の 12 週間は中絶が可能で、強制カウンセリングや 3 日の待機期間などのタイムリミット規制があるからです。ちょうど時間軸に合っているんです。つまり、診断が確定することはない。なぜなら、実は NIPT が陽性だったら、また侵襲的な検査をしなければならぬからです。しかし、理論的には—おそらくそうしている人もいるでしょうが—医師の「こういうこともある」という発言もありました。NIPT の結果に異常があった場合、妊娠した人はすぐに妊娠葛藤相談に行き、（妊娠葛藤相談を受けたという）証明書を受け取り、3 日間待ち、制限時間の規則に従って中絶を行うだけでいいということです。しかし、それは診断が確定していないことを意味します。（中略）医学の進歩が法律を追い越したようなものです。

¹⁵ G-BA の NIPT の小冊子によれば、NIPT は妊娠 10 週から受けられ、1 週間以内に結果がわかるという。

日本でも、1994年に臨床応用された母体血清マーカー検査の議論で、確定診断を待たずに中絶手術を受けたという事例が発覚したことが、1999年の「母体血清マーカー検査に関する見解」やNIPT導入時にコンソーシアムを作った際の厳格な管理の要因となった。12週まではカウンセリングと3日間の待機期間が義務であり、それを満たすことで中絶ができるドイツは、経済的理由と妊婦が申告すれば中絶手術が受けられる日本よりも厳しく感じられる。その反面、ドイツでは、羊水検査を受けて何らかの所見が出た場合に中絶する際には、医学的事由として期限を区切らずに中絶は可能である。羊水検査などによる確定診断を待たずに12週までの中絶を 선호するのは何故なのだろうか。推測の域は出ないが、時間を置かず中絶したいという妊婦の気持ち、あるいは医学的事由による中絶は、妊婦にとってハードルが高いことなどが考えられる。

(6) 遺伝子診断に関する法律 (GenDG) への包摂と遺伝カウンセリングの整備

ドイツでも、日本と同様に NIPT が市場に出回り、さまざまな方法で妊婦に検査をアピールしている。NIPTが始まった2012年当初は、カウンセリングや教育における決まりはなく、受けてほしいという妊婦も多かったという。ところが、2010年から始まった遺伝子診断に関する法律、すなわち遺伝子診断法 (Gendiagnostikgesetz - GenDG)¹⁶による規制の対象として NIPT が包摂されるかどうか議論が起り、結局規制の対象になった。最初の頃、すでに開業して業務を行っている医師は、オンラインのクラッシュコースを2日間受ければ良い、という過渡的な措置が取られ、現在では遺伝カウンセリングと検査の勉強のために2週間のコースとなっているという。

しかし、R2氏は、この遺伝カウンセリングコースは遺伝子診断法による規制だけでは不十分であるという。

R2: その実行は、ドイツ医師会とか、あるいは医師の団体とかが自身で継続教育や追加研修の形式を確保する責任を負って行わなければならないと思います。いわば、実装しなければならないのです。さらにこれらが問題です。この講習はあまり頻繁に開催されておらず、(開催されても) 定員が限られているのが現状です。そのため、実際に NIPT を

¹⁶ Gendiagnostikgesetz - GenDG (<https://www.gesetze-im-internet.de/gendg/BJNR252900009.html>) は2009年に公布された。この法律の目的は「遺伝子検査の枠内で実施される遺伝子検査および遺伝子分析、ならびに遺伝子サンプルおよびデータの使用の要件を決定し、特に以下を満たすために、遺伝的特徴に基づく差別を防止することである。それは人間の尊厳と情報による自己決定権を尊重し保護する国家の義務である」とされており、検査の目的は「遺伝的特徴を決定するための遺伝子分析または出生前リスク評価」である。R2氏は、インタビューの中で、この法律の「特別な場合のカウンセリング」にNIPTが含まれ、「カウンセリングは直接の会話でなければならない」「診断を伝えるのは医療者でなければならない」「カウンセリングは自由で理解しやすいものでなければならない」「生きた子どもの障害について経験のある医師に相談すべきである」「心理社会カウンセリングセンター、障害者協会と連絡を取るべきである」「必要であれば、中絶のあらゆる側面についての情報も提供すべきである」といった内容が書かれたが、インフラ整備や資金の投入、医師とカウンセリングセンターをつなぐ人材も雇われていない、と指摘した(2023.2.1 閲覧)。

提供することが正式に許可されている医師の数も減っているのです。しかし、正直なところ、……これが（知られて）いるのかどうかはわからないんです。

今はどこでも知られていることかもしれませんが、そうでなければ、（政治家が）法律に書き込むだけで、コントロールする仕組みがない、ということになります。また、苦情受付窓口などもない。ですから、実際にはコントロールする権限はなく、これがどのように実行されているのかを監視することもできません。

日本では産婦人科医以外の医師が自由に NIPT を行うことへの規制として、基幹施設と連携施設の 2 種類の病院による連携体制の整備が始まったと話す、R2 氏はドイツでは近年開業医 (Praxis) はこの検査を実施しない傾向があり、NIPT の対象となるトリソミー以外の検査における基準が何に則っているのか曖昧である、と指摘した。

R2: ドイツでは個人開業している婦人科医の中には、「検査は一切していない」という傾向もあるようですね。いわば妊婦ケアのための（妊婦健診の）超音波検査だけを行い、その後、検査を受けたい人は、出生前診断センターに送るのです。そこでは、特別なことが行われます。医師はこれに対処するノウハウを持っていないと言うのです。（中略）検査の範囲はどんどん広がっており、検査の前に、考えられる結果や考えられる病気、発現の頻度などをすべて伝えなければならないとしたら、それは本当に無理な話なのです。「検査をしたいのなら、センターに行きなさい」というのが彼らの言い分です。開業医 (Praxis) の日常の診療では、一人一人にかかる時間が常に少なく、カウンセリングの報酬も低いからです。つまり、その人をどこかに送った方が経済的に合理的なのです。

（中略）ドイツでは、長い間（出生前検査は）自費診療でしたが、検査を受ける人が増えたので価格が下がり、市場が自ら規制するようになりました。2012 年当初、検査には 1,000（※1 ユーロ 141 円換算で 141,000 円）ユーロ以上、1,300 ユーロ（※1 ユーロ 141 円換算で 183,300 円）かそれくらいの費用がかかっていました。だから、今でも個人の自費サービスとして買うことができ、300 ユーロ（※1 ユーロ 141 円換算で 42,300 円）くらいです。つまり、自由市場ではずっとずっと安くなったということです。そして、今、健康保険サービスは 13、18、21 のトリソミー「だけ」ですが、もっと多くの検査ができるのです。そして、その他のものは、やはり自分でお金を出して買うことができます。でも、いつその検査費用が健康保険から支払われるのかも不明です。

改めて「マタニティ・ガイドライン」を見てみたんですよ。そこには妊婦健診の規制が入っています。この検査の実施において、保険適応に従えばよいのか、マタニティ・ガイドラインに従えば良いのか、妊娠葛藤相談に従えばよいのか、わかりません。医師は、疑問の中に立たされている。具体的にどのペーパーに従って動けばよいのかかわからない。

さらに、NIPT に対する企業の偏った情報提供を批判した上で、保険診療とされたことにも問題があると語った。

R2： 中立的な情報があることも重要です。なぜなら、彼ら（企業側）は検査の安全性を賞賛し、素晴らしい感度や特異度を持っていると主張しているからです。そして、特に若い妊婦の場合、どれだけの偽陽性があるか、それはどこにも書かれていない。あるいは、妊娠中絶という言葉も、検査を提供する会社のページにはどこにも書かれていないでしょう。

そして、その多くは、単に.....そうですね、特にドイツでは、健康保険が適用されれば、それは実際に推奨されるようなものだと思います。なぜなら、健康保険で支払われるものが、医学的に意味のあるものだからです。真に意味があっても、健康保険から支払われないものもドイツにあります。例えば、メガネや入れ歯は健康保険の対象外です。これらは、健康保険では支払われないものです。（保険診療であるかないかは）まったく意味がないんです。この検査がさらに同じように無料になると、多くの人は「ああ、そうか。これは妊婦ケアに属するのだ。保険が支払うのだ」と思うだけだと思うんです。（中略）（健康保険で負担することは）“それはいいことだ”と。そして、検査をした後、陽性の結果を受けてしまうと、治療法はない、もしかして妊娠をやめるべきなのか、子どもがもちたいとすでに決意した（妊娠）を、それから考えはじめないとならない。子どもを望んでいるのか(ein Wunschkind)、ということになってしまうのです。

健康保険の適応となることは、それは推奨されているようなものである、という指摘はこのような論争のある検査については特に大きな意味を持つ。日本では、今のところ健康保険適用については議論になっていないが、もし、妊婦が今以上に高齢化し、多くの人々が NIPT を受けるようになった場合、NIPT は「妊婦ケアの一貫」であり、妊婦の経済的負担の軽減、さらには「少子化対策」のひとつとして保険適用が検討される可能性が出てくるかもしれない。

(7) 医師-患者関係と遺伝カウンセリング

R2 氏は、遺伝カウンセリングについて懐疑的であった。ダウン症の親の会に相談にやってくる検査を受けた妊婦が、多くの医師から検査を受けるように迫られたり、結果が陽性になったら「では、羊水検査の予約を取りましょう」と言われ、妊娠の終了の相談についてもオープンエンド（クライアント自身の思いを聞くためにあえて結論となりうる選択肢を提示しない方法）の会話ではない（「10 人中 9 人はどうせ中絶するから」など）、と語った。1970 年代～80 年代にかけて医師のパターナリズムに対する批判が起き、医師と患者の共同意思決定（shared decision making）という流れがあるなかで、遺伝カウンセリングの限界

について下記のように述べた。

R2： 70年代から80年代にかけて、医師が意思決定を行い、患者はそれをある程度信じて従わなければならないというパターンリスティックなモデルへの批判が始まりました。つまり、こういうことです。医師には知識の主権があり、とにかく最善の判断がわかっているということで、それに対する批判があったのです。そして、シェアード・デザイン・メイキング、つまり、いわば共同で意思決定を行うという提案もありました。そして、その判断は常に患者に完全に委ねられているというのが、今や常識と言えるでしょう。そして、このインフォームド・コンセントは、すべての情報を提供しなければならないが、その上で決定するのは患者である、というものです。そしてそれは、出生前診断に関する相談についても、いずれにせよ、実際には推奨を行わず、中立的で自由な情報提供を行うべきとされています。だから、妊娠した人が適切な自己決定ができるようにサポートするだけでいいと思うんです。

しかし、私は、カウンセリングは良くならなければならない、そうすればすべてがうまくいく、というような風潮も問題だと思います。すべては真空の中で、行われるわけではありませんから。つまり、状況は中立ではなく、社会的な文脈、権力構造、差別、規範の中で行われ、今日の社会はひと昔よりもさらにそうだと思いますが—極めて個人主義的で、成果主義的です。そのために、「ああ、この子はダウン症ですね」というような中立的なカウンセリング(Beratung)をすると、「え？子供を産んで責任を取るか、中絶をするか」というのも、良い支援体制がなければ、障害のある子どもとの生活をうまく決めていけるような状況には全くないわけで、ということは中立的なカウンセリング(Beratung)なんてないのです。あるいは、「障害は病気だ、悪いものだ、苦しみや不利なことだけを連想させる」というイメージが社会や人々の心の中に、まだ残っているとしたら。

Interviewer： 中立的なカウンセリング(Beratung)とは何でしょうか？

R2： はい、それは(を説明するのは)非常に難しいです。私がちょうど考えていたのは、おそらくこれとも関連するのですが、どのような研究が実際に行われ、また資金が提供されているかという問題です。ドイツでは血液検査に多くの研究費が投入されましたからね、実は。そこで、これは国の研究費で支援され、ドイツでもなぜかこの出生前検査の研究が行われているのです。しかし、それ以外の面、例えば、カウンセリングがうまくいっているかどうかということについては、研究されていません。また、例えば、障害者やダウン症の子供を持つ家族の生活満足度に関する研究など、実際に存在する結果は、自助グループによるものです。ということは、当事者は何らかの方法でそのための資金を自分で調達したり、ボランティアで行ったりしていたこととなりますね。

出生前検査が埋め込まれた社会的文脈に留意するという姿勢とともに、出生前検査のい

かなる側面に研究資金が投入されているか、障害のある人々の生活を支援するために必要な、生活満足度の調査などの必要性を強調していた。

(8) 出生前検査の影響 —エビデンスはあるのか—

R2氏はヨーロッパ諸国でダウン症児の出生率が予想の50%だった、という調査結果を示した後、NIPTの結果引き起こされる中絶の件数が現在の記録の仕方では把握できない、と述べた。

R2：少なくともドイツでは、連邦統計局は中絶に関する数字を記録しており、医学的適応のある中絶の割合も記録しています。とても割合が小さいのと、すべて中絶ができる妊娠の週数(Fristenregelung)に基づいたものなのです。しかし、医学的な適応の場合、それが本当に妊娠中の人の健康を理由にした適用だったのか、出生前診断の後だったのか、区別がつきません。それは記録されていない。それに関する数字は出ていない。また、NIPTの場合、中絶ができる妊娠の週数の規制に従って中絶されるケースもありますが、NIPTの(最終的な)結果が出たためもあります(※すなわち、医学的適用になるがNIPTを経由した確定診断のみをとりだすことは難しい)。これについては、まったく数字が出ていません。いずれも記録されていない。

前半部分は確定診断を受けずに中絶する、という4.2(5)で示した態様を含む。それとともに、確定診断を受けてから医学的適応による中絶をする場合もあるので、実態がつかみにくい、ということである。

他方で、検査のメリットとしてしばしば言及される「羊水検査の件数を減らすことができる」ということについては、実際には減っていないという試算が出た、と語った。

R2：彼ら(NIPT推進派)は、「NIPTがあれば、羊水穿刺を、すなわち羊水穿刺を節約することができる」と言いました。なぜなら、ハイリスクの妊婦は全員健康保険の給付として羊水検査を受けることができます。そして、「ああ、NIPTを先にやって、NIPTに異常があった人だけが実際に羊水検査をすることに(なったのに)」と言われました。そして、「NIPTで羊水検査を減らすことができる」と言ったんです。けれどもそこにはよく考えてみると誤算があります。NIPTがいまは、健康保険制度でカバーされますが—今より多くの人(検査を受けて)陽性の結果が出ることになるだけでなく、偽陽性の所見が出るのです。そしてそれは、実は何も節約していないのです。羊水検査の件数は再び増加する可能性が高いという新しい試算も出たばかりです。つまり、血液検査がなぜ健康保険でカバーされるのか、その部分(羊水検査を減らすため)の議論は、いずれにせよ完全に間違っていることが証明されたのです。

安全で保険適用となった NIPT は、検査の需要を掘り起こす¹⁷。偽陽性もわずかではあるが出現し、羊水検査へと誘導される。そのことを予測せずに、羊水検査を受けていた人たちが NIPT でスクリーニングを受けるという前提で、スクリーニング陰性となって羊水検査を受けないから、その人数分羊水検査の受検者が減る、という試算は早計と言わざるを得ないだろう。

(9) NIPT と中絶およびフェミニズムとの関係

本研究の主要な関心のひとつとして、中絶に対するフェミニストや G-BA、医療者などのエージェントの態度や関りが挙げられる。第 2 章で言及した 1995 年の「妊婦及び家族援助改正法」（1995 年法）には、医師免許法の改正も含まれ「妊娠中絶の葛藤状態についての医学的診断を第 2 次医師試験の試験項目に採用する（下線部筆者）」という一文が入った（齋藤 1997: 290）。だが、R2 氏は、中絶は医療の使命には含まれていない、とし、医師が中絶をしたくないと言える状況にあると話した。

ただし、中絶実施の情報公開を禁じた刑法 219 条 a を改正に導いたフェミニスト運動家で医師でもある、クリスティーナ・ヘネル氏のおかげで、中絶に対する関心は高まり、周縁的な話題だった出生前検査について、中絶と連動して再び議論されるようになってきたと言う。その上で、フェミニズム運動にも変化が訪れている、と述べる。

R2: それ（中絶と出生前検査の問題が関連して議論されること）は今に始まったことではありません。80 年代から 90 年代にかけて、フェミニスト運動は中絶の権利のために協力し、また選択的出生前診断に反対する障害者運動と協力しました。90 年代は、1995 年法の妥協によって静まっていた。その後、ドイツでは長い間、あまり大きな出来事がなかったと言えるでしょう。

これは本当に今、とても新しいことなんです。さて、私はちょうどベルリンで行われた“命のための行進”に行ってきました。あれはプロライフのデモだったんです。2~3 週間前のことですが、毎年、カウンターデモが行われていました。そして今回、カウンターデモを組織した フェミニスト同盟のプレスリリースには、冒頭に「私たちは中絶の刑法からの削除、無料の中絶、避妊具へのアクセス、良い産着（※出産後の育児支援）を求めて

¹⁷ 医療経済学でしばしば登場する供給者誘発受容と説明できよう。供給者誘発需要（医療においては医師誘発需要）とは、完全市場において取引をする当事者（供給者と需要者）間に情報や知識の不均衡・非対称（情報の非対称性 information asymmetry）が存在することで、社会・経済的には「供給者誘発需要」(SID: Supplier Induced Demand) などの重要な問題が発生することを指す。医師—患者の関係については、医師は患者に対して患者の健康について努力をするために雇われており、特に、医療ケアが適切かどうかの情報をもっていない患者の利益のために、医療サービスを提供する責任を負っている。患者は、通常は健康保険で補填されているので、医師個人の所得が減少しているとき、医師はこの状況を利用して患者を説得して必要以上の医療ケアを消費させる機会をもつことになる。このことは医師であるエージェントにとって所得の増加を意味する（全国公益法人協会 非営利用語辞典 「供給者誘発需要」 https://www.koueki.jp/dic/hieiri_166/）（2023. 2. 1 閲覧）。

います」とあった。そして、「出生前診断に関する社会政治的な議論を求める」「妊婦というプライベートな領域だけに責任を委ねてはならない」とも書かれています。そして、それが本当に嬉しかった。それ（その言葉を）見たときに、中絶と出生前診断を、この全社会的なコンテキストで、一緒に議論し、考えることが本当に始まったのだ、と。先ほどのこのドキュメンタリー映画にも出てきます。それも昨年から。私は..... まあ、本当に今、全く新しいことが起きていて、それがまた、いずれにしても私に希望を与えてくれます。私が思うところ：これは可能性です。

しかし、プロライフとプロチョイスの出生前検査に対する態度表明は交錯している。

R2： 時間軸で少し説明できると思いますが、いずれにせよ、プロライフ運動は出生前診断にクレームをつけるトピックとして完全に占拠したのです。そして、障害を持つ子どもたちの権利を守る唯一の道徳的な声として、自らを演出しているのです。そのような理解のもと、「すべての命は生きるに値する」のです、そして、「私たちは中絶に反対です。なぜなら、すべての子どもは生まれるべきであり、また、弱いものを『守りたい』からです」と言うのにぴったりです。そして、プロライフデモでは、ダウン症の赤ちゃんがいたりすることが多いんですね。

また、フェミニストやプロチョイスの人たちやグループが、例えば出生前診断や血液検査に対して批判的な態度をとることが難しいのも、そのためだと思います。なぜなら、そうなるプロライフと主張や立場を共有することになり、実はまったくかみ合わないからです。

そして、80年代と90年代、つまりドイツで技術に批判的なフェミニスト運動があったころには、障害者政策団体との連携が進み、共同アクションや選択的出生前診断への共同批判が行われていたことは、すでに簡単に述べました。それがいつの間にか、ある程度失われてしまったと言えるのではないのでしょうか。90年代の中絶に関する妥協案が挫折したことで、多くのことが失われたと思います。

しかし、今はそれが復活しつつあると言えるでしょう。「中絶を合法化する」、この公式な権利に非常に重点を置いているプロチョイス・グループがいくつかあり、刑法 219 条 a に対して多くの議論を行い、現在では完全に成功していますが、218 条にも非常に力を入れています。218 条がなくなるか、刑法から中絶が削除されなければなりません。まあ、公言や声高に言うわけではありませんが、何度か言われたことがあります。「この問題は複雑すぎる。今、フェミニスト的な議論を始めると、我々のコンセンサスを危うくします。そうすると、一つの要求に対して、一つの声として行動できなくなる危険性があるのです。そして、我々はそれを望んでいない」と。つまり、出生前診断についてフェミニストの立場をとる必要性よりも、こうした合法的な中絶のための闘争の重要性が高く評価されているのです。

プロチョイスの主張の難しさについて、R2氏は次のようにも吐露した。

R2： 一部のプロチョイスのグループは、出生前診断について議論するとき、それが複雑になることを恐れているのだと思うのです。そして、「いや、いいんです、私たちは障害者問題について話したくないんです、だから扱わないんです」と、意識していても表には出さないということです。しかし、グループ内では「共通の立場を見つけるのは難しいから、私たちは出生前診断に対する立場を明確にしない、この話題は省いて『218条は削除すべき』の話だけにしてほしい」と言われている。

けれども、このプロセスを交差的に考える、単純に言えば、生殖に対するフェミニストの立場からの議論に、全面的に目下取り組んでいる他のグループがいくつかあります。ドイツでは4年ぐらい前から起きていますが、リプロダクティブ・ジャスティス（生殖に関する正義）というコンセプトが、より多く議論されるようになったのです。例えば、リプロの文脈でのレイシズムとか、障害について話されています。また、階級差別やクィアへの敵意など、他のトピックについてもです。しかし、こうした文脈の中で、今また、障害が語られるようになっているのです。

一方で、障害者が親になろうと思っても、長期の避妊や不妊手術など、いろいろなことが妨げになっています。しかし、問題全体の中で出生前診断の議論が再び始まりました。そして、人々は「私たちは中絶の権利に賛成している、プロチョイスです。しかし、私たちは、障害のある子どもとの生活に良い条件を提供する社会にも賛成です。そして、障害に対するネガティブなイメージを払拭し、人々が本当に自由に判断できるようにすることに賛成です」と言っているのです。いわば、選択肢が平等になるように。そして、それが出生前診断に対するフェミニストの立場であると言えるでしょう。

「ダウン症を理由として中絶する女性は最悪だ!」と言われます。それは、この問題を個人的な問題として終わらせてしまいます。そうではなくて、こう言うのです。「妊娠した人が自己決定できるように、良い枠組みの条件を整え、差別を減らすことが、社会あるいは政治家としての責任である」と言うことです。

4.3 NIPTの保険適用反対運動における困難と意義

R2氏は冒頭にフェミニストであることを映画の話を通して表明しており、それとともにNIPTの保険適用に一貫して反対の意見を述べていた。しかし、市民団体で積極的に活動し、ダウン症当事者のインターネットによる反対キャンペーンを紹介しながらも、保険適用への抗議の難しさを語っていた。R2氏が指摘した困難の理由を列挙する。

まず、技術的な理由として、NIPTが非常に精度の高いスクリーニング検査であることが挙げられる。結果が陽性の場合、本来であれば羊水検査などの確定診断を受けてから中絶するかどうかを決めるわけだが、その過程を経ずに、「相談適用」で12週までに中絶する妊婦

もいるという。子どものトリソミーを受け入れられない、と考える妊婦にとって、羊水検査のような流産の可能性のある検査を受けるまでもなく、早期に判断ができることはメリットなのかもしれない。

これとも関連するが、経済的な面では、従来から羊水検査が35歳以上の場合保険を適用して無料で受けられるため、R2氏が指摘するように、「無料で流産のリスクのある羊水検査を受けるか、安全なスクリーニング検査を有料で受けるか」という選択になってしまい、安全を志向するはずの医療が流産のリスクの高い検査、すなわち侵襲性の高い検査を推奨するというようになってしまう。そのことは医療の本質を損なうかもしれない。

そして、注目すべきはプロチョイスを志向するフェミニストは、中絶の刑法からの削除を声高に訴えながら、中絶に帰結する可能性のあるNIPTに反対することが難しいという問題がある。R2氏もフェミニストを表明しながらも、NIPTの保険適用に反対する際にはプロチョイスの主張を一部にせよ容認することになり、それを受け入れられない人もいることから、「ひとつの声として行動できなくなる」と懸念している。

しかし、こうした難しさを孕みながら、それでもR2氏がNIPTの保険適用に反対するのは、以下の理由からである。

まず検査が保険適用されることは、その検査は推奨される医療である、というイメージを人々に植え付けるためである。羊水検査が無料になっても、その副作用によって躊躇する人はいた。しかし、NIPTは企業が先行して安全性をアピールしたこともあり、大方好意的に受け入れられている。それにお墨付きを与えるのが保険適用であろう。

次に、NIPTが出生前検査全体の件数を増やすのではないかと懸念である。第4章でも指摘したが、羊水検査を受ける人がその前に全員NIPTを受ければ、陰性の人は羊水検査を受けないので、羊水検査の件数は大きく減少する。しかし、NIPTの侵襲性が低く、しかも保険適用となれば、今まで羊水検査をためらっていた人が受けるだろう。その増加分がNIPT陰性で羊水検査を受けない人という減少分を上回る可能性があり、統計的にその兆候がある、とR2氏は指摘した。

また、医師と患者の共同意思決定が遺伝カウンセリングの場で機能しているのか、という疑問もある。G-BAのNIPTの冊子によれば、医師はNIPTの前後に助言をしなければならぬとされており、心理社会的な相談は妊娠相談所で実施されるというが、R2氏はNIPTの説明について開業医(Praxis)は十分な時間を取ることができない専門性もあるとは言えず、オープンエンドな会話はできていないのではないかと懸念した。専門の出生前検査のセンターを紹介することがあるようだが、今回のインタビューではR2氏を含む4名の医師のいずれからも出生前検査センターについて聞き取れず、実態が明らかにはならなかった。なお、出産などを扱う病院では、羊水検査をすることはあってもNIPTはやっていない、とのことだった。

R2氏は、最後にこの問題を「ダウン症の子どもを中絶した女性」という個人の問題にしてはいけない、と語った。逆に考えれば、NIPTは障害のある子どもを持つ、という誰にで

も起こりうる可能性を、検査を受けるか受けないか、中絶するかしないか、という個人の問題へのすり替える。その際に、中絶を肯定するかどうかというプロライフ／プロチョイスの対立構造に妊婦も医師も引きずり込まれてしまう。そうしたなかでR2氏はプロチョイスのフェミニストが障害のある人との共生を訴える流れ（それは80年代～90年代にもあった、とR2氏は語ったが・・・）に希望を寄せていた。R2氏は、1995年の改正で人工妊娠中絶は刑法から削除されなかったことで、フェミニストたちの動きが停滞した、と俯瞰しつつ、今回のNIPTの保険適用が「複雑な問題」であるからこそ、新しい流れを作ることができるのではないか、と考えているようだった。

5. 今後の課題

本報告書は、ドイツにおける調査結果の一部を報告したものであり、現在他の医師および活動家へのインタビューを整理および分析しているところである。ここでは、これらのデータを可能な範囲で参照しながら、日独の比較研究に向けて本報告書の結果からポイントとなりうる点を抽出し、今後の課題としたい。

5.1 インターネットによる社会運動と医療情報へのアクセス

ドイツの新政権の政権公約に人工妊娠中絶の刑法からの削除が掲げられたきっかけとなったのは、刑法 219 条 a (医師による中絶広告・情報公開の禁止) をめぐって訴訟を起こした医師 Kristina Hänel が、中絶反対派から激しいオンライン攻撃にあったことである。加えて、妊娠葛藤相談を提供していたフランクフルトの相談所も、反対派が施設の前で妨害抗議行動を行い、スタッフや相談に訪れる女性に心理的な圧迫を与えていたのが問題になっていた¹⁸。そして、医師への人権侵害や妊婦の自己決定を尊重しない行為がなされる理由として、「中絶は罪」という前提が問題であり、219 条 a のみならず 218 条も含めて人工妊娠中絶法制を刑法から削除すべきという主張が、女性団体等の中で展開されていったのである。加えて、政権公約では、女性に対する暴力と家庭内暴力の防止を目指したイスタンブール条約を、デジタル空間においても適用する旨も明記されている (Bundesregierung 2021: 114-115)。この他、Doctors for choice は、パンデミック下で、相談施設とオンライン処方による中絶薬提供の試験プロジェクトも進めていた。こうしたオンラインを活用した取組が「妊娠葛藤相談は、今後もオンラインでできるように」とすると公約に記されるに至った可能性もある。

日本においては、「NIPT 等の出生前検査に関する情報提供及び施設 (医療機関・検査分析機関) 認証の指針」(日本医学会・出生前検査認証制度等運営委員会 2022) が発表されたが、その背景には 2013 年にスタートした NIPT コンソーシアムによる NIPT の認定制度が妊婦にとってハードルが高く、かつ費用もかかることから、インターネットで宣伝する認定機関ではない医療施設で NIPT を受ける妊婦が増加した、という実態があった。認定施設が一か所もない都道府県も複数あり、NIPT を希望する妊婦はインターネットの情報を頼りに検査を実施する施設に行き、場合によっては十分なカウンセリングを受けられずにかえって不安になる、といったことがメディアなどでも報道された。

ただし、中絶を行う施設がその情報を公開することについて、日本では厚生労働省の医療機能情報提供制度にもとづいて各市町村で公開されている医療ナビ (通称) などの検索システムがあるが、人工妊娠中絶について正しい情報を公開しているかと言えば、他診療科の誤情報が紛れ込むなど、信頼性は高くない (三枝・武内・石黒・菅野 2022)。また、この情報

¹⁸ 代表的な相談提供団体である Pro Familia の Claudia Hohmann のインタビュー (Louis, 2018)

は医療施設からの自己申請によって掲載されるので、公表したくない医療施設の情報は掲載されない。

インターネットの世界で繰り広げられるこうした動きは、社会運動を促進する面と、かえって混乱を招く面が共存する。医療情報へのアクセスも然りである。総論で論じることの難しい、こうした ICT とのかかわりについて、気をつけて見ていく必要がある。

5.2 リプロダクションの個人化 —遺伝カウンセリングの位置づけ—

NIPT の広がり背景を語った際、R2 氏は「今日の社会は一昔よりもさらにそうだと思いますが一極めて個人主義的で、成果主義的です」と社会のありようを危惧していた。遺伝カウンセリングを充実させる体制を作ることは、ドイツと日本の両国においても、始まったばかりであり、特に日本では地域の保健師がこの相談を受けることになる。そこでは、この検査が誰かに強制されるものではなく、あくまでも妊婦の意思が尊重されて行われるべきである、という点は共通している（森本ほか 2023）。

同時に、「私は、カウンセリングは良くならなければならない、そうすればすべてがうまくいく、というような風潮も問題だと思います。すべては真空の中で、行われるわけではありませんから。つまり、状況は中立ではなく、社会的な文脈、権力構造、差別、規範の中で行われ、という R2 氏の指摘を重く受け止めるべきだろう。カウンセラーが訓練を積み、カウンセリングを受けた本人がその時に最善の選択をしたからといって、NIPT に内在する問題がすべて解決するわけではない。もちろん遺伝カウンセリングの充実が必要だが、社会的な文脈、権力構造、差別、規範といったものが、現在、出生前検査を受ける際の選択を平等な選択にしているのかどうか、絶えず社会に問い続けなければ、この検査は「妊婦が選んだ、ということは責任を取ることだ」というロジックに絡めとられてしまう。

すなわち医療の内側というよりも外側でどういった動きがあるのかを注視していく必要がある。次の交差性の議論と繋がるが、社会階層、性的アイデンティティ、エスニシティ、そして障害など多くの不平等や問題が、真空ではない社会のありようとして埋め込まれている。そういった問題群との関連をドイツと日本はいかに捉え、社会運動としてあるいは別様のムーブメントとして解決していこうとするのかは、次の課題となるだろう。ただし、こうした動きに医療者が参加することもありうる。ドイツを例にとれば、Doctors for Choice は医療者の社会運動であり、今回は訪問できなかったが妊娠相談の提供等リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関わる活動を行っている Pro Familia では、市民活動もしている。R2 氏も活動する医療者のひとりである。日本の医療者による社会活動についても丹念に追っていききたい。

5.3 リプロダクティブ・ジャスティスと交差性

リプロダクションは、健康問題（リプロダクティブ・ヘルス）であると同時に権利（リプロダクティブ・ライツ）であり、さらに正義（リプロダクティブ・ジャスティス）として

考えることが、出生前検査の議論に示唆を与えるかもしれない。R2氏は「ドイツでは4年ぐらい前から起きていますが、リプロダクティブ・ジャスティス（生殖に関する正義）というコンセプトが、より多く議論されるようになったのです。例えば、リプロの文脈でのレイシズムとか、障害について話されています。また、階級差別やクィアへの敵意など、他のトピックについてもです。しかし、こうした文脈の中で、今また、障害が語られるようになっていくのです」とリプロダクションに関わるフェミニズムの新たな潮流に言及した。

胎児の障害を理由にした中絶を定めた優生学的事由が廃止されたことは、ナチズム時代の障害者排除への反省とも関係がある。ドイツは歴史的な経緯から遺伝子の扱いを伴う医療行為に関して非常に慎重な国といえる。そのドイツで、出生前診断による中絶が医学的・社会的事由として生き残り、遺伝学的な検査のNIPTに保険が適用されたことは驚くべきことであり、本稿ではその背景をR2氏の語りから検討してきた。(2)とも関連するが、ここでは性的マイノリティに対する施策に射程を延ばす。

新政権下のもとで、リプロダクティブ・ヘルス&ライツが性的マイノリティへの対応も絡めて急展開する兆しが見えてきた。具体的には2017年に成立したドイツ版のMarriage for Allにあたる「Ehe für Alle」により、同性婚の家族に対しても異性間のカップルと同様の扱いを行おうとする新政権の方針が出た影響である¹⁹。公約にもこの方向性は随所のあらわれており、例えば、妊婦のパートナーに対する出産休暇の導入について、女性同士の家族のパートナーに対しても同様にと記されている。こうした公約全体の内容から考察すると、妊娠中絶法制の刑法からの除外と、卵子提供や代理出産の合法化がともに検討されることも、同性間カップルも子どもがもてるように法的に整備する動きと読み取れなくもない。こうした施策は、連邦議会初のトランスジェンダーの女性の議員を排出した緑の党が影響を及ぼしている可能性がある。

以上の三点を踏まえて、今後は本調査の全体を報告し分析を進めていきたい。ドイツから日本が学べることは、出生前検査のあり方以外にもあるだろう。例えば、妊婦健診で実施される超音波検査の目的が明確であり、超音波検査の種類を妊婦が選べたり、産前産後に渡って妊婦に寄り添う助産師による無料のケアがあったり、何より保険が妊娠から出産までカバーしていることは、出産一時金が出産費用の高騰に合わせて上がり、そうなると出産費用が値上げされるという負のスパイラルになっている日本の産科医療と大きく異なる。こうした中で、NIPTを独立して論じることは困難だが、翻って見れば、日本の障害者運動は少なくともこの問題に対して真摯に取り組み、メディアも取りあげてきた。まだ試論に過ぎないが、リプロダクティブ・ジャスティスという概念を人工妊娠中絶と出生前検査にいかに使っていくのか、フェミニストの力も試されているのではないだろうか。

¹⁹ 生殖補助医療が配偶者の有無に関係なく助成の対象となることを謳っているため、同性カップルだけでなく、未婚女性に対しての配慮も垣間見られる。

6 おわりに

暑さの残る日本からドイツに旅立ったのは 10 月に入ってからだった。コロナの蔓延から、フランクフルトの Pro Familia でのワークショップの視察が叶わず、ベルリンを拠点とした調査に切り替えたが、本報告書で取り上げた R2 氏へのインタビューだけでも十分すぎるほどの収穫だった。彼は、自身と同じ関心を持つ研究者が日本から来たことを歓迎しており、インタビューは 2 時間に及んだ。調査実験紀要の寛大な執筆要項のおかげで、本報告書で多くの語りを拾い上げることができた。

R2 氏が示した多くの論点は日本でも同様に問題となっている、もしくはなりうることであった。日本で NIPT に関して出された「NIPT 等の出生前検査に関する情報提供及び施設（医療機関・検査分析機関）認証の指針」では、妊婦への情報提供に主眼がおかれるとともに意思決定支援を行うという姿勢が示され、ドイツのガイドラインとよく似ていることは先述した通りである。ドイツの Pro Familia に代表される各妊娠相談所の幅広い支援機能を、これから日本の保健センターが担えるかどうか、「今後の課題」で取り上げた交差性を意識した取組みを期待して、今後を見守りたい。

他方で、妊婦を取り巻く医療状況の違いがこの検査の運用を左右するのではないかも感じた。例えば、ドイツのマタニティ・ガイドラインでは、超音波検査で胎児の疾患を積極的に見つけたい人とそうではない人で、検査の種類を選ぶことができる。妊婦健診における超音波検査で胎児の疾患の可能性が指摘されることがあるにもかかわらず、日本では NIPT に向けるほどの関心が払われないうまま頻回の超音波検査が行われ続けている。この状況は NIPT の受検にどのような影響を与えるのだろうか。また、心身の不安の大きい妊婦に（も）寄り添う継続的かつ独立した医療職としてドイツではへパメが活動しているが、日本にはそのようなシステムがない。そうした違いによって妊婦の受検行動は違ってくるのではないだろうか。

最後に、今回の調査で痛感したのは、このような妊婦への支援体制を考える際、当事者としての妊婦や家族、そして医療者や障害のある人およびその家族などの市民のムーブメントが極めて重要だということである。特に、医療者がこの検査に対して何を思い何を実現したいと考えるのか、それを臨床の場で発露するだけでなく、Doctors for choice のような活動を通して、あるいはロビー活動などで、市民と語り合う場がどれだけ日本の社会にはあるのだろうか。専門職集団の意思として最終的に取りまとめられるにせよ、そうした活動を望んでいる医療者も、さらには市民もいるように思う。これまで日本国内の産婦人科医にも同じテーマで聞き取り調査を行ってきた。国内のデータと合わせて、こうした活動を含めたポリティックスを解明することが、本研究を進める上で重要だと考える。

末尾になるが、本調査にあたってご協力いただいたベルリン在住のコーディネーター希代真理子氏に心よりの御礼を申し上げる。インタビューをご快諾いただいた R2 氏、及び R2 氏を紹介いただいた doctors for choice にもこの場をかりて謝辞を述べさせていただく。

引用・参考文献

- Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (BMFSFJ) (2019) *CEDAW Interim Report by the Federal Republic of Germany* [連邦家庭・高齢者・女性・青少年省：女性差別撤廃条約に対する政府による中間報告] 下記 URL を参照 (2023. 2. 2 閲覧)
<https://www.bmfsfj.de/resource/blob/136168/41562bdf33d23798f1b1fcbb21f669fc/20190517-cedaw-zwischenbericht-englisch-data.pdf>
- (2022) *Schwangerschaftsabbruch nach § 218 Strafgesetzbuch 01.07.2022 Hintergrundinformation* [連邦家庭・高齢者・女性・青少年省：刑法典 218 条に基づく中絶—背景—] 下記 URL を参照 (2023. 2. 2 閲覧)
<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/schwangerschaft-und-kinderwunsch/schwangerschaftsabbruch/schwangerschaftsabbruch-nach-218-strafgesetzbuch-81020>
- Bundesregierung (2021) *Koalitionsvertrag zwischen SPD, Bündnis 90/Die Grünen und FDP* [ドイツ連邦政府：社会民主党・緑の党・自由民主党間の連立協定] 下記 URL を参照 (2023. 1. 25 閲覧)
<https://www.bundesregierung.de/breg-de/service/gesetzesvorhaben/koalitionsvertrag-2021-1990800>
- Deutsche Hebammen Verband. e. V. (2021) Stellungnahme zur Einführung nichtinvasiver Pränataltests (NIPT) als Kassenleistung (Juni 2019) [ドイツ助産師連盟：NIPT の保険適用に対する声明 (2019 年 6 月)] 下記 URL を参照 (2023. 2. 2 閲覧)
https://www.hebammenverband.de/index.php?eID=tx_securedownloads&p=5479&u=0&g=0&t=1683169031&hash=abd8d0cf349ebf6933a3dc6672cfef6c7b73ed3b&file=/fileadmin/user_upload/pdf/Stellungnahmen/20190620_Stellungnahme_NIPT.pdf
- Deutsche Hebammen Zeitschrift (2021) Der NIPT als Kassenleistung Dafür oder dagegen? [ドイツ助産師新聞：NIPT の保険適用 賛成 or 反対?] 下記 URL を参照 (2023. 1. 25 閲覧)
<https://www.dhz-online.de/news/detail/artikel/dafuer-oder-dagegen/>
- エーザー, アルビン (Eser, Albin) (1994) 「ドイツにおける妊娠中絶法の改革—国際的比較法的観点において—」『北大法学論集』44(6), 339-365 (=今井猛嘉訳)
- Gemeinsamer Bundesausschuss (2021a) *Richtlinien des Gemeinsamen Bundesausschusses über die ärztliche Betreuung während der Schwangerschaft und nach der Entbindung (Mutterschafts-Richtlinien)* [連邦合同委員会：妊娠中と出産後の医師のサポートについての連邦合同委員会の方針 (マタニティ・ガイドライン)]
- (2021b) *Bluttest auf Trisomien : Der nicht invasive Pränataltest (NIPT) auf Trisomie 13, 18 und 21* [連邦合同委員会：トリソミーの血液検査—トリソミー13・18・21 の非侵襲性出生前検査 (NIPT) —]
- Greminger, Lea (2020) Pränataldiagnostik „Im Fokus steht bei uns die schwangere Person“ *FAZ-NET* 05. 07. 2022, 14:52 Uhr [フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング (オンライン版) 記事：出生前診断「私たちの焦点は妊婦です」—プロファ

- ミリア Stuttgart の Marion Janke 氏のインタビュー] 下記 URL を参照 (2023 年 2 月 1 日閲覧)
<https://www.faz.net/-gx3-asys3>
- Louis, Chantal (2018) Wir wollen die Frauen stärken! *Emma* September/Oktober 2018, 62-65 [Emma 記事 私たちは女性を力づけたい! フランクフルト・プロファミリア相談所の Claudia Hohmann 氏インタビュー]
- 松田純 (2004) 『人間の尊厳と遺伝子情報—ドイツ連邦議会審議会答申』 知泉書館
 — (2006) 『受精卵診断と生命政策の合意形成—現代医療の法と倫理 (下)』 知泉書館
- 松尾智子 (2000) 「ドイツ人工妊娠中絶法における胎児条項をめぐる問題」 ホセ・ヨンパルト・三島淑臣・笹倉秀夫編『法と理論 19』 成文堂, 59-102
- Menhart, Dorothee (2022) „Debatte“ über Pränataltests: Wenn Wissen verunsichern kann *FAZ-NET* 03. 07. 2022, 21:53 Uhr [フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング (オンライン版) 記事: 出生前検査についての「議論」—知識が人を不安にさせるとき] 下記 URL を参照 (2023 年 2 月 1 日閲覧) <https://www.faz.net/-gwz-asxtg>
- 水戸部由枝 (2008) 「私のおなかには社会のもの?—1970 年代の妊娠中絶法改正にみるポリテイクス」 川越修・辻英史編『社会国家を生きる—20 世紀ドイツにおける国家・共同性・個人』 法政大学出版会, 243-278
- 森本佳奈ほか (2023) 「ドイツの妊娠葛藤法を参考にした、日本における出生前遺伝学的検査の支援体制」『遺伝子医学』 44 号, 156-165
- 中村亮一 (2016) 「ドイツの医療保険制度 (1)—被保険者による保険者選択権の自由化により、保険者の集約化が進む公的医療保険制度の現状—」 ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』 2016-03-15. 下記 URL を参照 (2023. 1. 25 閲覧)
https://www.nli-research.co.jp/files/topics/52514_ext_18_0.pdf?site=nli
- 日本医学会・出生前検査認証制度等運営委員会 (2022) 『NIPT 等の出生前検査に関する情報提供及び施設 (医療機関・検査分析機関) 認証の指針』 下記 URL を参照 (2023. 2. 1 閲覧)
https://jams.med.or.jp/news/061_2_2.pdf
- 野村総合研究所 (2021) 『令和 2 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金 (子ども・子育て支援推進調査研究事業分) 諸外国における不妊治療に対する経済的支援等に関する調査研究 最終報告書』 下記 URL を参照 (2023. 2. 1 閲覧)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000775178.pdf>
- 小椋宗一郎 (2020) 『生命をめぐる葛藤—ドイツ生命倫理における妊娠中絶、生殖医療と出生前診断』 生活書院
- Pro Familia (2018a) *Vorgeburtliche Untersuchungen* [プロファミリア: 出生前診断の情報パンフレット] 下記 URL を参照 (2023. 2. 1 閲覧)
https://www.profamilia.de/fileadmin/publikationen/Reihe_Schwangerschaft/vorgeburtliche_untersuchungen.pdf
- (2018b) Nur eine Streichung des Paragraphen 219a StGB schützt Ärzt*innen vor Kriminalisierung pro familia lehnt den halbherzigen Vorschlag der

Bundesregierung ab *pro Familia presse* [プロファミリア：医師を犯罪から守るのは、刑法 219a 条の削除のみ プロファミリアは連邦政府の中途半端な提案を拒否する 2018 年 12 月 13 日プレスリリース] 下記 URL を参照 (2023. 2. 1 閲覧)

https://www.profamilia.de/fileadmin/profamilia/pressemitteilungen/pm_pro_familia_lehnt_Regierungsvorschlag_zum_219a_ab_2018-12-13.pdf

Raz, Aviad E., Tamar Nov-Klaiman, Yael Hashiloni-Dolev, Hannes Foth, Christina Schües & Christoph Rehmann-Sutter (2021) Comparing Germany and Israel regarding debates on policy-making at the beginning of life: PGD, NIPT and their paths of routinization: Vergleichende Untersuchung der Debatten in Deutschland und in Israel über politische Entscheidungsprozesse am Lebensanfang: PID, NIPT und ihr Weg zur Routinisierung *Ethik in der Medizin*, volume 34, pages 65-80 (2022), 下記 URL を参照 (2023. 2. 1 閲覧)

<https://link.springer.com/article/10.1007/s00481-021-00652-z>

Rehmann-Sutter, Christoph and Christina Schües (2020) Die NIPT-Entscheidung des G-BA. Eine ethische Analyse: The decision of the German Federal Joint Committee to cover NIPT in mandatory health insurance. An ethical analysis, *Ethik in der Medizin* volume 32, 385-403, 下記 URL を参照 (2023. 2. 1 閲覧)

<https://link.springer.com/article/10.1007/s00481-020-00592-0>

三枝七都子・武内今日子・石黒眞里・菅野摂子 (2022) 「母体保護法指定医師へのアクセシビリティ-医療機能情報提供制度を用いた母体保護法指定医師が配置されている医療施設の調査」『国際ジェンダー学会誌』vol. 20, 165-175.

斎藤純子 (1997) 「ドイツにおける妊娠中絶法の統一」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法 特集宗教団体とカルト対策』No. 201 (1997. 5), 281-306

佐野敦子 (2022) 「ICT がリプロダクティブ・ヘルス/ライツに与える影響：ドイツにおける妊娠中絶をめぐる法改正と女性運動の考察から」『21 世紀社会デザイン研究』Vol. 20, 57-71

—— (2023) 『デジタル化時代のジェンダー平等—メルケルが拓いた未来の社会デザイン』春風社

三瓶まり・平松喜美子・梶谷みゆき (2019) 「ドイツの地方都市における周産期医療の現状」『島根県立大学出雲キャンパス紀要』(15), 91-97.

上田健二・浅田和茂 (1996) 「ドイツ新妊娠中絶法：『妊婦および家族援助法改正法』とその理由書 [翻訳]」『同志社法學』47 卷 6 号, 473-524

首都直下地震と都民の意識—2022年東京都民調査から—

An Earthquake in the Tokyo Metropolitan Area and Attitudes toward Disaster Prevention:

From the 2022 Tokyo Metropolitan Survey of Citizens

安本 真也 Shinya YASUMOTO

葛西 優香 Yuka KASAI

富澤 周 Shu TOMIZAWA

内田 充紀 Mitsuki UCHIDA

関谷 直也 Naoya SEKIYA

目 次

1. はじめに
 - 1.1 調査目的
 - 1.2 調査対象
 - 1.3 調査概要
 - 1.4 分析手続き
2. デモグラフィック
3. 地震に関する知識と心理
 - 3.1 首都直下地震に関する情報接触
 - 3.2 地域危険度の認知
 - 3.3 『東京防災』の認知
 - 3.4 被害想定認知と心理
4. 都民の考える被害想定
 - 4.1 首都直下地震への意識
 - 4.2 自宅ならびに周囲の被害
 - 4.3 発災時の行動
 - 4.4 発災後の避難行動
 - 4.5 長期避難・広域避難
 - 4.6 勤務先の被害
5. 地震対策の現状
 - 5.1 地震対策の有無
 - 5.2 地震対策への評価
 - 5.3 地震対策のきっかけ

引用・参考文献

附属資料（アンケート調査の単純集計）

キーワード：首都直下地震、アンケート調査、被害想定、リスク認知

執筆分担：

安本 真也	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター	1～5 章
葛西 優香	東京大学大学院学際情報学府 修士課程	
富澤 周	東京大学大学院学際情報学府 修士課程	
内田 充紀	東京大学大学院学際情報学府 修士課程	
関谷 直也	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター	

1. はじめに

1.1 調査目的

日本は地震が非常に多い国である。1984年から2013年までの間、世界中のマグニチュード6.0以上の地震のうち、日本で18.5%が発生している（内閣府2014）。日本という国の国土面積をふまえれば、これがいかに多いか明らかである。

こうした地震がひとたび発生すれば、それが人が集中しているような都市部であればなおさら大きな被害となる。特に、人が多い状況では不確定要素が多く、どのような被害が生じるか、必要となる支援が事前にはわかりにくい。大多数の人は、何度も大きな被害をもたらすような地震を経験しないであろう。

大きな地震に遭遇した際には、これまでにない対応を迫られる。実際にどのような行動をとるか、ある程度考えておく必要がある。

その反応を考えるうえで、事前の、大きな地震被害に対する認知は重要である。2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震のように、地震発生後の被災地の様子はテレビなどを通して映像で知ることが可能となったこともあり、大きな地震被害に対する認知体系が形成されていると考えられる。その認知体系を明らかにすることは、実際に大きな地震被害が発生した場合の社会的反応を予測することにつながると考えられる。

多くの都道府県や国（内閣府）は、地震が発生した場合の被害想定を公表しており、工学的に人的・物的被害の数や避難者の数などが事前に推計されている。だが、そこには住民がどのように避難するか、どう対応すると想定しているか、心理面はあまり考慮されていない。そこで、本研究では、現在の住民が抱く地震の被害に関する認知体系を明らかにする。

1.2 調査対象

上記の目的をふまえ、本研究では、特に東京都に関する地震の被害に着目する。

地震による被害は日本のどこで発生してもおかしくない。なかでも、日本の首都たる東京都は一度大きな地震が発生すると、日本の政治・経済の中心であることから、当該地域の問題のみならず、日本全国、ひいては世界の問題となる可能性があるからである。また、東京都においては、2011年の東日本大震災で帰宅困難者の問題が発生するなど、一部では課題が浮き彫りになったものの、地震による直接的な大規模被害は1923年の関東大震災以降、経験していない。だが、東京都を含めた南関東地域において、直下型のマグニチュード7の地震が今後30年以内に70%の確率で発生するとされるなど（地震調査研究推進本部、2015）、大きな地震が発生する可能性があると考えられており、特に東京都民の地震への「準備」は急務である。そこで、東京都を対象とし、地震の被害に関する認知体系を明らかにする。

1.3 調査概要

前述の目的、対象をふまえ、実施した調査の概要について述べる。

調査の概要は表 1.1 の通りである。NTT コムリサーチに登録している、東京都在住のモニターパネルを対象として調査を行った。ここでは、東京都下の基礎自治体ごとに性年代均等割付を行った。東京都下には特別区である 23 区ならびに 26 市、5 町、8 村があるが、このうち、島しょ部の 2 町、7 村を除いた区市町村の住民を対象とした。ただし、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町の西多摩郡に関しては、サンプルサイズが十分に集まらない可能性があったため、これらの 4 つの市町はまとめて「西多摩郡」とした。つまり、23 区ならびに 26 の市と西多摩郡において、性別ならびに年代（20 代から 60 代まで）の均等割付を行った。各セルで 10 サンプルを回収することを目標とした。

表 1.1 調査概要

調査対象	東京都市区ならびに西多摩郡在住者（NTT コムリサーチのパネル）
調査方法	WEB 調査
第 1 波「東京都民の地震被害想定などに関する意識調査」	
有効回答	5,672 サンプル（予備サンプル含む）
調査期間	2022 年 3 月 4 日～28 日
第 2 波「首都直下地震時などの東京都民の防災行動に関する調査」	
有効回答	4,478 サンプル（第 1 波と同一パネル、期間内で可能な限り回収）
調査期間	2022 年 3 月 28 日～4 月 21 日

表 1.2 調査対象者の割付結果

		全体	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区
全体	実数	4478	83	88	94	97	89	86	90	93	98	94
男性	実数	2195	40	41	45	49	44	42	44	44	49	46
	20代	実数	281	4	4	6	9	5	5	4	7	10
	30代	実数	438	8	10	9	10	9	8	10	7	9
	40代	実数	489	10	8	10	10	10	9	10	10	10
	50代	実数	493	8	10	10	10	10	10	10	10	10
	60代	実数	494	10	9	10	10	10	10	10	10	10
女性	実数	2283	43	47	49	48	45	44	46	49	49	48
	20代	実数	400	6	9	9	8	5	7	8	9	10
	30代	実数	463	8	9	10	10	9	8	10	9	10
	40代	実数	477	10	9	10	10	10	10	10	10	10
	50代	実数	487	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	60代	実数	456	9	10	10	10	8	10	10	10	10

		全体	大田区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区
全体	実数	4478	96	97	92	91	94	93	92	88	100	95
男性	実数	2195	47	47	48	47	45	44	42	44	50	47
	20代	実数	281	7	7	8	10	8	7	8	10	8
	30代	実数	438	10	10	10	7	5	9	10	6	10
	40代	実数	489	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	50代	実数	493	10	10	10	10	9	10	10	10	10
	60代	実数	494	10	10	10	10	8	10	10	10	10
女性	実数	2283	49	50	44	44	49	49	45	44	50	48
	20代	実数	400	10	10	7	8	10	9	7	7	10
	30代	実数	463	9	10	8	8	10	10	8	10	10
	40代	実数	477	10	10	9	10	9	10	10	10	10
	50代	実数	487	10	10	10	8	10	10	9	10	10
	60代	実数	456	10	10	10	10	10	8	10	10	10

		全体	足立区	葛飾区	江戸川区	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市
全体	実数	4478	98	91	99	98	94	94	87	89	93	83
男性	実数	2195	50	45	50	50	47	44	42	43	46	41
	20代	実数	281	10	6	10	10	8	6	2	3	6
	30代	実数	438	10	10	10	10	10	8	10	10	9
	40代	実数	489	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	50代	実数	493	10	9	10	10	10	10	10	10	10
	60代	実数	494	10	10	10	10	9	10	10	10	10
女性	実数	2283	48	46	49	48	47	50	45	46	47	42
	20代	実数	400	8	7	9	9	8	10	8	9	7
	30代	実数	463	10	10	10	9	9	10	9	8	10
	40代	実数	477	10	9	10	10	10	8	10	9	10
	50代	実数	487	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	60代	実数	456	10	10	10	10	10	10	9	10	5

		全体	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市
全体	実数	4478	95	90	86	90	93	92	92	84	76	85
男性	実数	2195	47	42	41	47	49	43	43	42	38	39
	20代	実数	281	9	5	3	8	9	6	3	2	0
	30代	実数	438	9	7	9	9	10	8	10	10	6
	40代	実数	489	9	10	9	10	10	9	10	10	10
	50代	実数	493	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	60代	実数	494	10	10	10	10	10	10	10	10	10
女性	実数	2283	48	48	45	43	44	49	49	42	38	46
	20代	実数	400	9	8	10	9	10	10	4	3	8
	30代	実数	463	10	10	10	8	7	9	9	9	10
	40代	実数	477	10	10	9	7	9	10	10	10	9
	50代	実数	487	9	10	10	9	9	10	10	10	10
	60代	実数	456	10	10	6	10	10	10	10	9	6

		全体	東大和市	清瀬市	東久留米	武蔵村山	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野	西東京市	西多摩郡
全体	実数	4478	88	87	92	77	91	87	65	82	94	56
男性	実数	2195	41	42	45	39	41	39	31	39	47	32
	20代	実数	281	1	3	7	2	1	0	1	1	7
	30代	実数	438	10	10	10	9	10	9	3	8	10
	40代	実数	489	10	10	8	9	10	10	8	10	10
	50代	実数	493	10	9	10	9	10	10	9	10	10
	60代	実数	494	10	10	10	10	10	10	10	10	9
女性	実数	2283	47	45	47	38	50	48	34	43	47	24
	20代	実数	400	8	6	7	6	10	9	5	8	10
	30代	実数	463	10	10	10	10	10	6	9	9	8
	40代	実数	477	10	9	10	5	10	10	9	10	8
	50代	実数	487	10	10	10	10	10	9	10	10	4
	60代	実数	456	9	10	10	7	10	9	5	7	8

また、設問数の都合上、調査を2波に分割して行った。第1波は、2022年3月4日～28日、第2波は2022年3月28日～4月21日で回収を行った。なお、パネル調査ではない

め同一の設問を問うた設問はなく、比較も行わない。結果的に、4,478 サンプルを得た。

割付の結果も表 1.2 に示す。特に、20 代のパネルについて、目標とする 10 サンプルが得られていない自治体が多くみられた。

1.4 分析手続き

この調査結果について、本稿では、東京都の 23 区内外の住民で差があるのかに主眼を置いて分析を行う。

東京都を含む南関東地域の地下はプレートが多層にわたって存在しているため、地震発生のメカニズムが未だ十分に特定されていない（内閣府，2013a）。国の公表している被害想定では、様々な断層モデルをふまえ、複数の発生場所を仮定し、そのうち被害が最も大きくなると推定された「都心南部直下地震（Mw7.3）」を基に検討が行われた（図 1.1）。

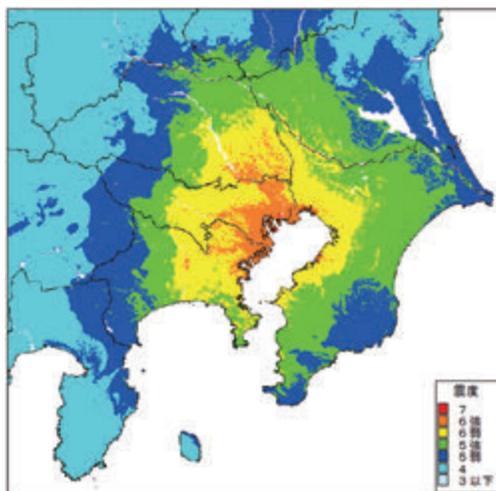


図 1.1 都心南部直下地震（Mw7.3）の場合の震度分布（出典：内閣府，2013b：p.44）

だが、それ以外にも、東京都の被害想定においては、立川断層帯を震源とする地震に関する被害想定も行われるなど（図 1.2）、様々な場所で発生する地震が考えられる。人口の多さや政治・経済の中心が 23 区に集まっていることもあり、23 区内の被害に焦点が当たりがちであるが、東京都下においても被害が生じる可能性はある。

そこで本研究では、23 区内と 23 区外の住民で、マグニチュード 7 の地震が発生したときの被害に関する認知体系が異なるのかに焦点をおき、分析を行うこととする。

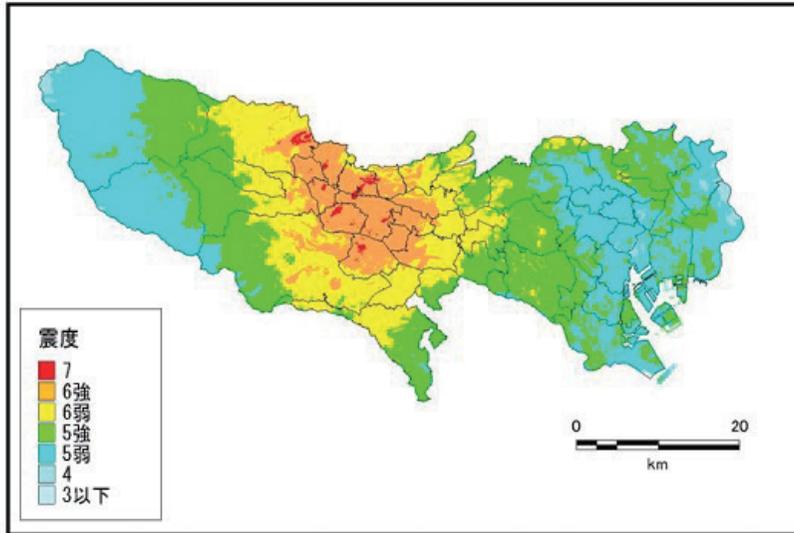


図 1.2 立川断層帯地震の震度分布の震度分布（出典：東京都防災会議，2022：p. 1-24）

2. デモグラフィック

まず、デモグラフィックとして、性年代、ならびに通勤・通学先について、23区内と23区外の住民で分けた結果が表 2.1 である。いずれにおいても若干、女性が多く、年代としても20代が少なかった。また、23区外に居住していても約半数の43.9%が23区内に通勤または通学するなど、何らかの形で23区内に関わっている人が多かった。

表 2.1 調査対象者のデモグラフィック

		居住地 23区内 (n=2138)	居住地 23区外 (n=2340)	合計 (N=4478)
性別	男性	49.3%	48.7%	49.0%
	女性	50.7%	51.3%	51.0%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%
年代	20代	16.9%	13.7%	15.2%
	30代	19.6%	20.6%	20.1%
	40代	21.2%	21.9%	21.6%
	50代	21.2%	22.5%	21.9%
	60代	21.1%	21.3%	21.2%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%
通勤・ 通学先	23区内	76.5%	27.4%	50.8%
	23区外	1.2%	43.9%	23.5%
	東京都以外	3.6%	4.4%	4.0%
	通勤も通学も していない	18.8%	24.3%	21.7%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%

次に、家族との同居状況について問うた結果が図 2.1 である。23 区内では一人暮らしの割合が高く、23 区外では家族と同居している割合が有意に高かった。

また、住宅環境も 23 区内は賃貸と所有の集合住宅の人が多く、23 区外は特に戸建てを所有している人が多かった（図 2.2）。その住宅の居住年数について問うた結果が図 2.3 である。1995 年の阪神・淡路大震災以降に建てられたのは 23 区内外のいずれでも 4 割ほどであった。築 40 年未満の住宅が 8 割以上である。

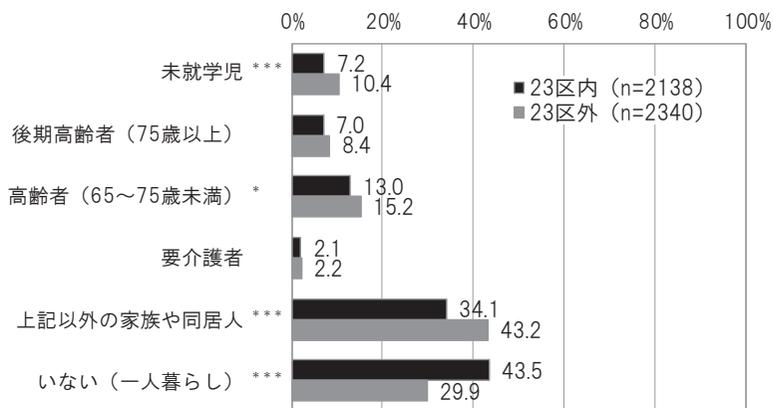


図 2.1 家族との同居状況 (MA)

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)



図 2.2 住宅環境 (χ^2 検定, $p < .001$)

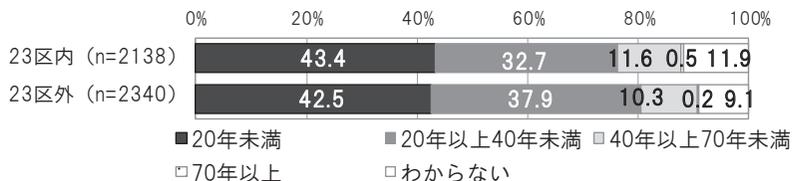


図 2.3 築年数 (χ^2 検定, $p < .001$)

最後に、地震の被災経験ならびに防災訓練への参加度を問うた。

地震の被災経験については23区の内外で有意な差は見られなかった。避難する必要があるような大きな地震を経験したことがある人は1割にも満たなかった(図2.4)。

防災訓練については、特に地震だけに限って聞いたわけではないが、半数以上が「参加したことがない」と答えていた。積極的に参加している層は2割にも満たなかった(図2.5)。

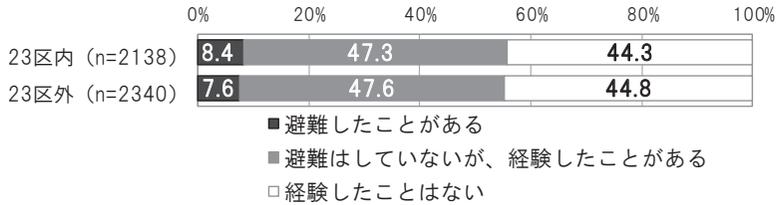


図 2.4 地震の被災経験 (χ^2 検定, n. s.)

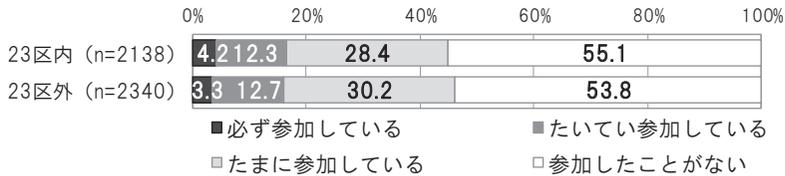


図 2.5 防災訓練への参加状況 (χ^2 検定, n. s.)

3. 地震に関する知識と心理

本章では首都直下地震を中心とした、具体的な地震に関する知識について述べる。

3.1 首都直下地震に関する情報接触

まず、首都直下地震に関して、どのようなメディアから情報を入手したかを複数回答で問うた。その結果が図3.1である。「テレビで首都直下地震に関する情報を見た」という人は4割弱であった。基本的にテレビが主たる情報入手手段であることがわかる。防災マップなどの行政から公表されている情報はあまりみられていなかった。一方で、「あてはまるものがない」と回答する人が半数近くいた。

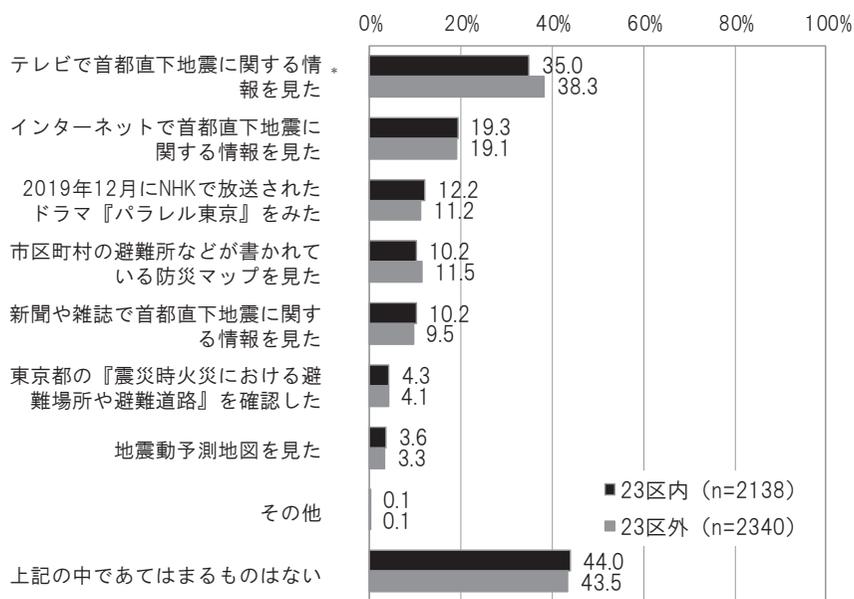


図 3.1 首都直下地震に関する情報に接触したか (MA)

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

次に2019年12月に、国（内閣府）が2013年に公表した首都直下地震の被害想定を素地としてドラマ化が行われた「パラレル東京」のテーマたるリスク事象について、見聞きしたことがあるかを複数回答で問うた。つまり、この「パラレル東京」を視聴した人であれば特に、「テレビで見聞きしたことがある」と回答する割合が高いと考えられる。具体的に、「自分自身の電話が繋がらなくなる」「自分自身のメールやLINE・Twitterが使えなくなる」「自分自身が大規模な延焼火災に巻き込まれる」「自分自身が建物やエレベーター内に閉じ込められる」「自分自身がデマ・流言にまどわされる」「自分自身が土砂災害に巻き込まれる」「自分自身が群集雪崩や将棋倒しに巻き込まれる」「自分自身が工場や建物の爆発被害に巻き込まれる」である。その結果が図3.2から図3.9である。

結果、いずれも同様の傾向を示していた。最も多いのが「テレビで見聞きしたことがある」という回答であり、次いで「インターネットで見聞きしたことがある」という回答であった。そして、23区内外での居住地で比較したときに、ほとんどが有意に23区外の人「テレビで見聞きしたことがある」人が多く、「インターネットで見聞きしたことがある」人は23区内の人が多かった。

また、「自分自身の電話が繋がらなくなる」「自分自身が建物やエレベーター内に閉じ込められる」というリスクについては、「見聞きしたことがない」と回答する人は他の項目より比較的、少なかった。逆に生命に直結するようなリスクである「自分自身が大規模な延焼火災に巻き込まれる」「自分自身が土砂災害に巻き込まれる」リスクについては認知し

ている人は少なかった。

なお、「パラレル東京」の視聴有無で比較した結果では、いずれの事象についても有意に「テレビで見聞きしたことがある」割合が高かった。「パラレル東京」を視聴した人は数は少ないものの、6～7割程度の人が「テレビで見聞きしたことがある」と回答しており、視聴していない人は4～5割程度であった。

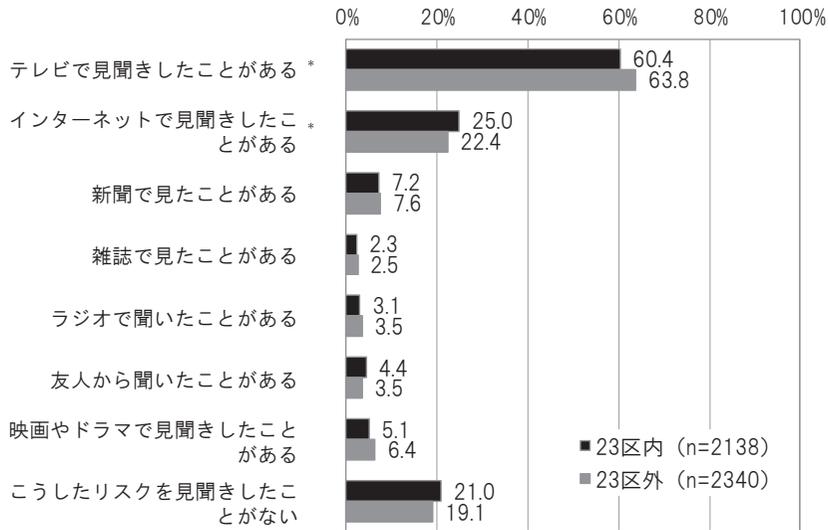


図 3.2 自分自身の電話がつながらなくなるリスクの情報源 (MA)
(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

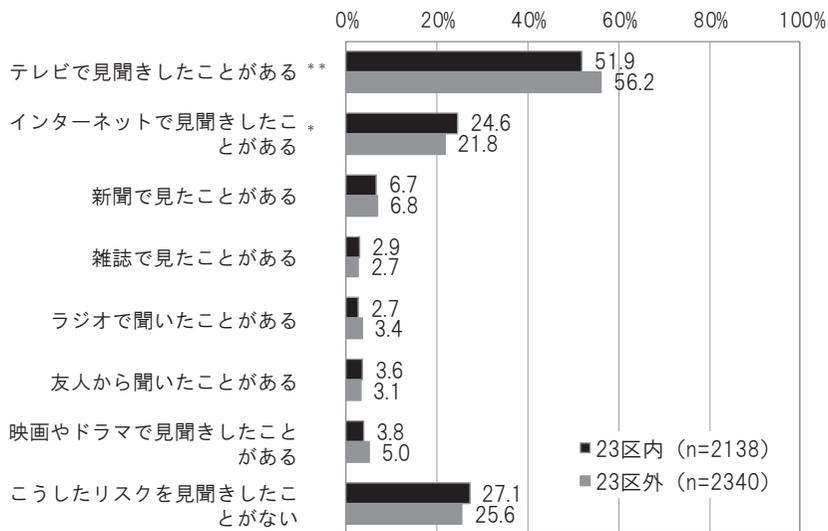


図 3.3 自分自身のメールやLINE・Twitterが使えなくなるリスクの情報源 (MA)
(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

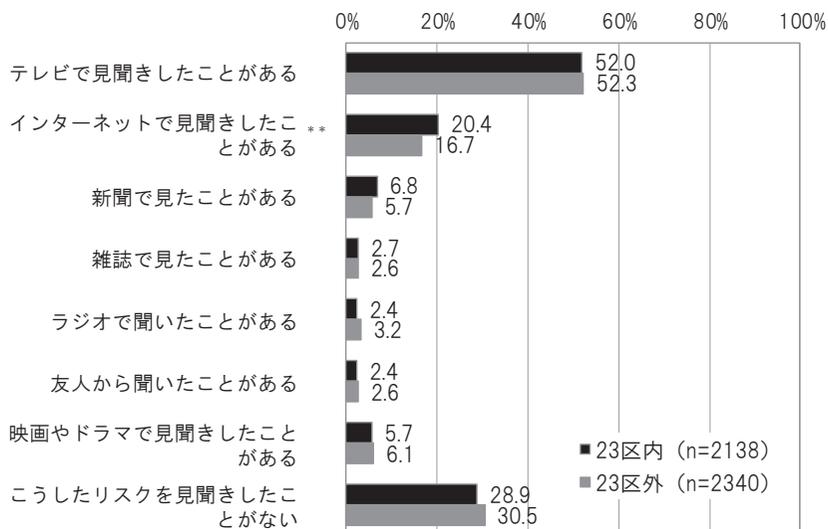


図 3.4 自分自身が大規模な延焼火災に巻き込まれるリスクの情報源 (MA)

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし、*: $p < .05$ 、**: $p < .01$ 、***: $p < .001$)

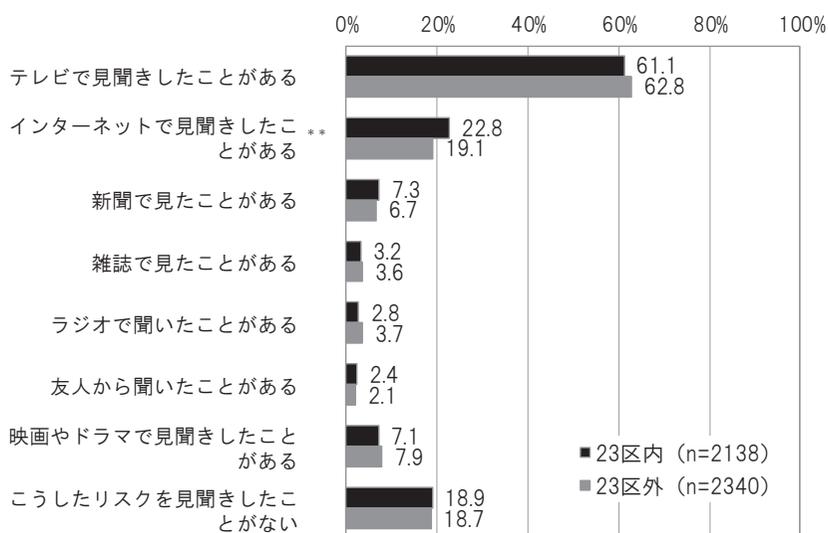


図 3.5 自分自身が建物やエレベーター内に閉じ込められるリスクの情報源 (MA)

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし、*: $p < .05$ 、**: $p < .01$ 、***: $p < .001$)

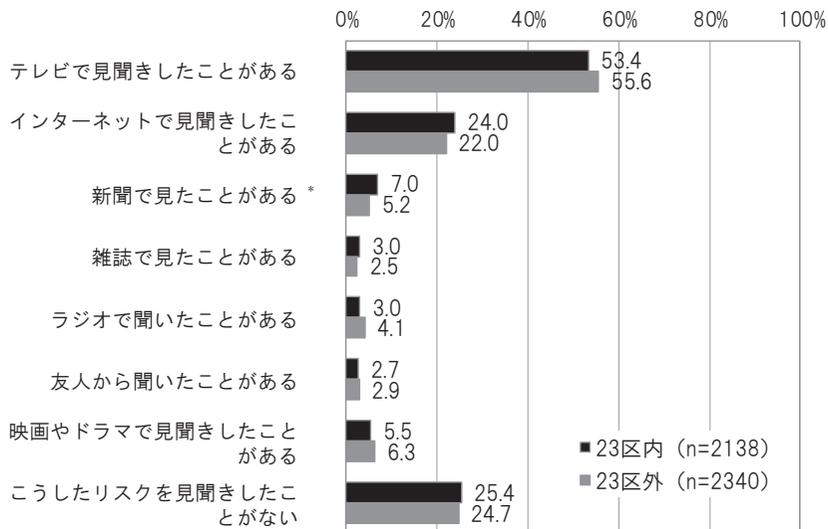


図 3.6 自分自身がデマ・流言にまどわされるリスクの情報源 (MA)
 (χ^2 検定, 無印: 有意差なし、*: $p < .05$ 、**: $p < .01$ 、***: $p < .001$)

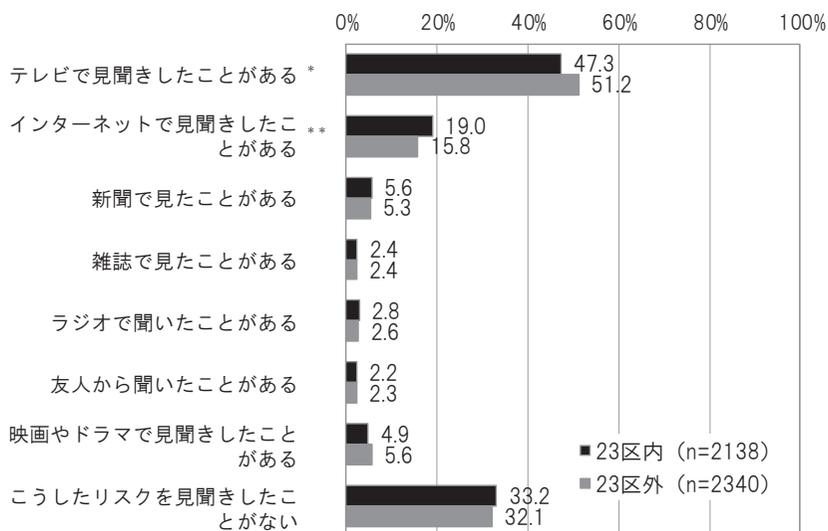


図 3.7 自分自身が土砂災害に巻き込まれるリスクの情報源 (MA)
 (χ^2 検定, 無印: 有意差なし、*: $p < .05$ 、**: $p < .01$ 、***: $p < .001$)

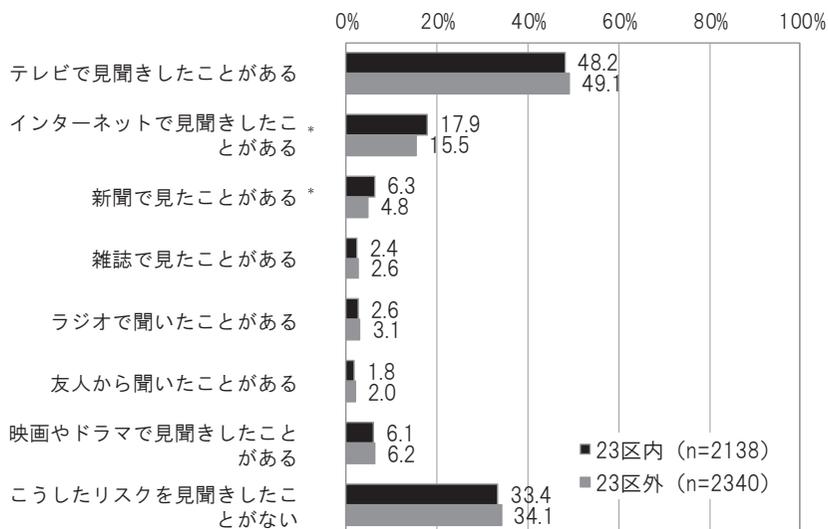


図 3.8 自分自身が群集雪崩や将棋倒しに巻き込まれるリスクの情報源 (MA)
 (χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

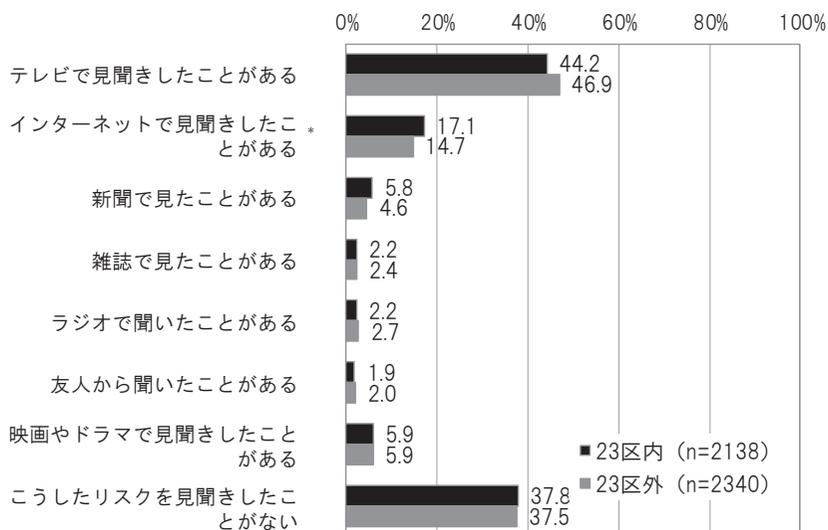


図 3.9 自分自身が工場や建物の爆発被害に巻き込まれるリスクの情報源 (MA)
 (χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

3.2 地域危険度の認知

次に、東京都が公表している「あなたのまちの地域危険度」の結果の認知について問うた。東京都は定期的に、市街化地域における地震に関する危険性を5つのランクで相対的に評価している。そこでは、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度ならびにそ

れらを勘案した上での総合危険度について評価、公表が行われている。特に、ここで危険度が高い地域が多いとされているのは 23 区の北東部や杉並区、大田区などである。また、活動困難係数は 23 区外の方が、危険度が高い地域が多い。自宅がある地域に関する、それぞれの地域危険度についての認知状況を問うた結果が図 3.10 から図 3.13 である。

結果、23 区内であろうと 23 区外であろうと、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度、総合危険度のいずれであってもランクを認知している人は 1 割程度であった。また、「ランクについてよくわからない」と回答した人が 6 割以上であった。

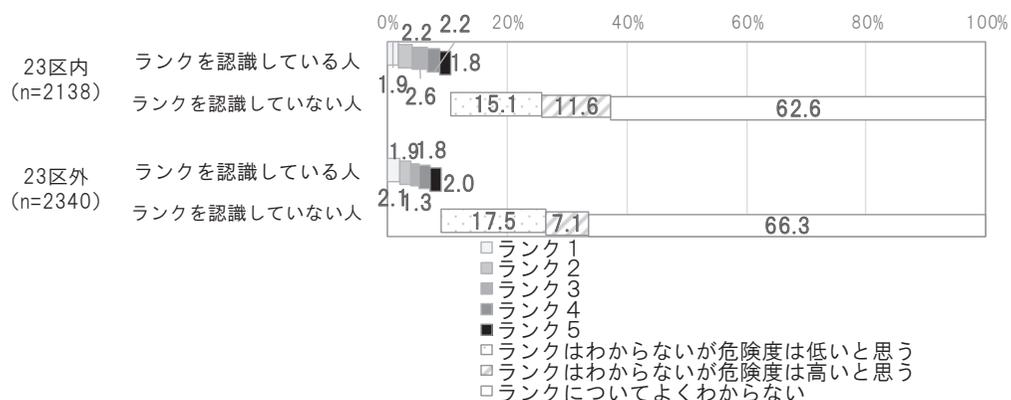


図 3.10 居住地の建物倒壊危険度ランク (χ^2 検定, $p < .001$)

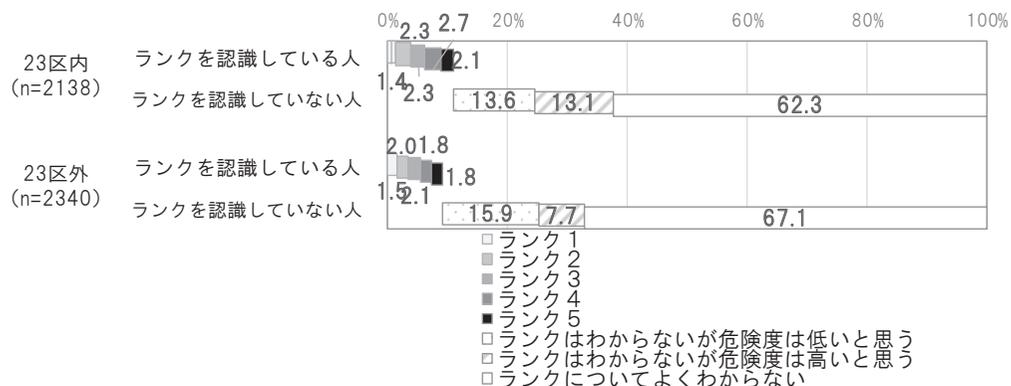


図 3.11 居住地の火災危険度ランク (χ^2 検定, $p < .001$)

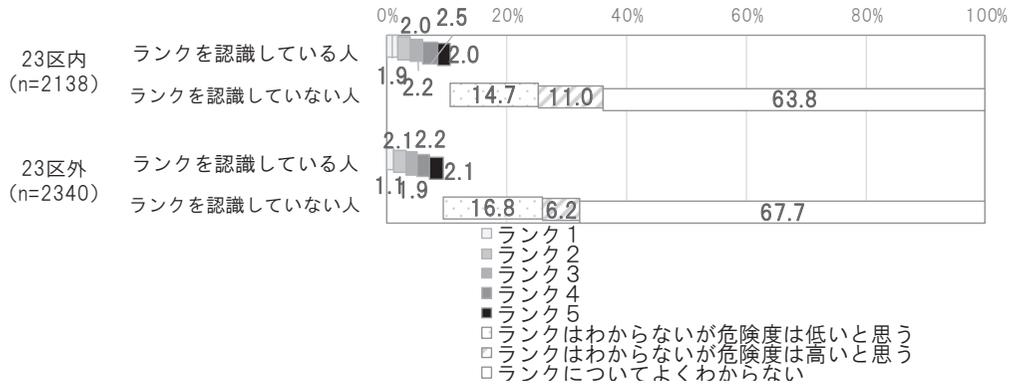


図 3.12 居住地の災害時活動困難度ランク (χ^2 検定, $p < .001$)

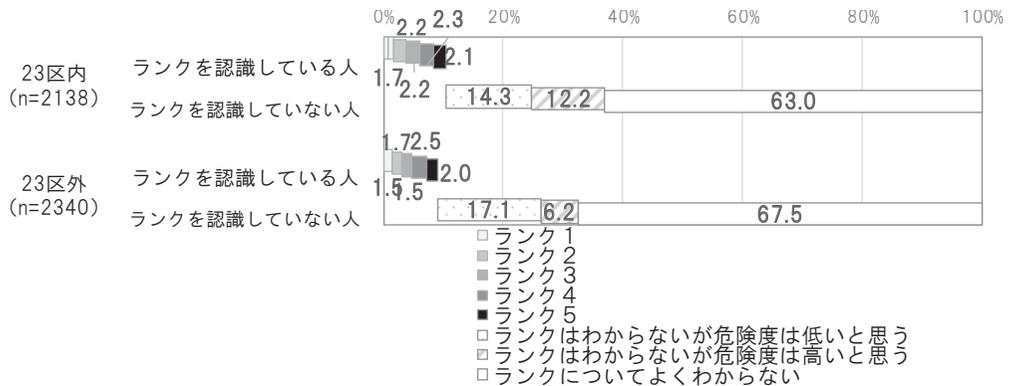


図 3.13 居住地の総合危険度ランク (χ^2 検定, $p < .001$)

同様に通勤・通学先についても建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度、総合危険度の認知状況を問うた。ここでは、23区内に通勤・通学している人と23区外に通勤・通学している人で分けた。その結果が図 3.14 から図 3.17 である。こちらも「ランクについてよくわからない」と回答した人が大半であった。

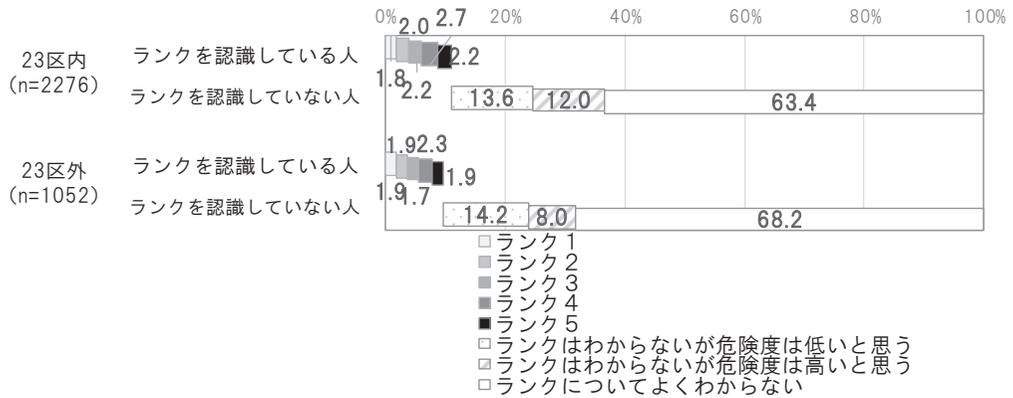


図 3.14 通勤・通学先の建物倒壊危険度ランク (χ^2 検定, $p < .001$)

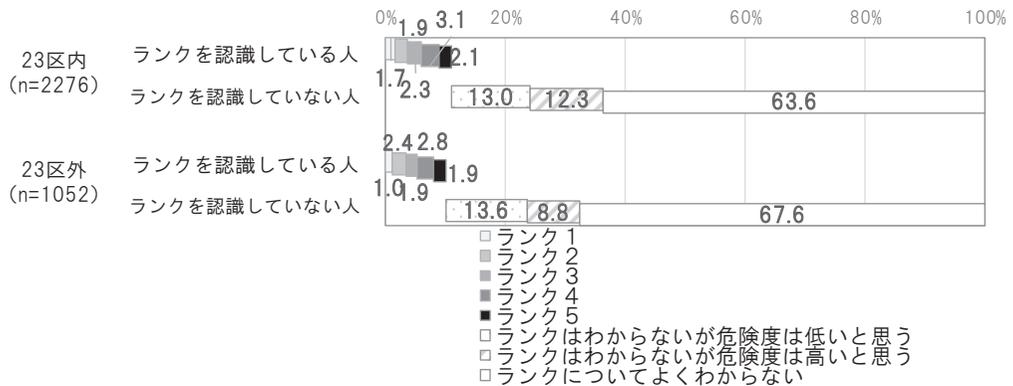


図 3.15 通勤・通学先の火災危険度ランク (χ^2 検定, $p < .001$)

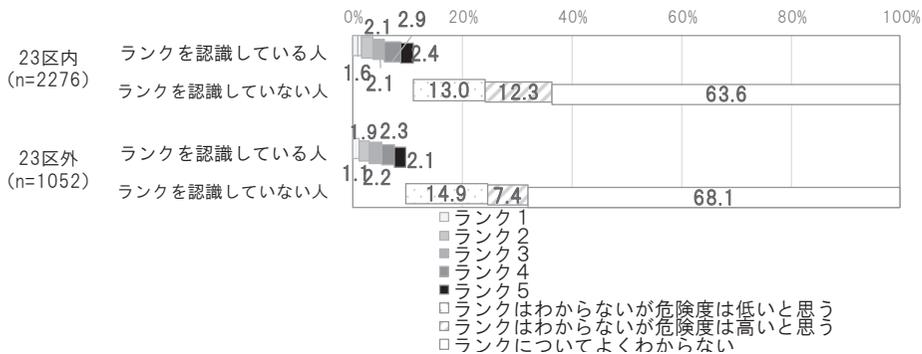


図 3.16 通勤・通学先の災害時活動困難度ランク (χ^2 検定, $p < .001$)

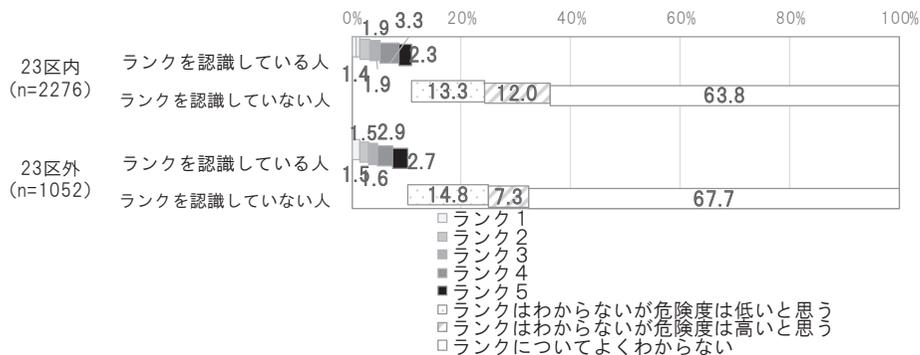


図 3.17 通勤・通学先の総合危険度ランク (χ^2 検定, $p < .001$)

3.3 『東京防災』の認知

次に、2015年に東京都内の全家庭に配布された『東京防災』の認知状況について問うた。この冊子は、首都直下地震を中心に、多様な災害に対する備えを行うためのガイドブックである。2023年現在でもインターネットやスマートフォンのアプリ上で閲覧が可能である。少なくとも2015年9月時点で東京都内に住居があれば必ず届いていると考えられる冊子である。

この『東京防災』の認知度が図 3.18 である。地域危険度の情報と異なり、認知度は高かった。また、配布から7年以上が経過しているが「中身も覚えている」と回答した人も1割程度いた。また、23区内外でその認知度に有意な差はみられなかった。

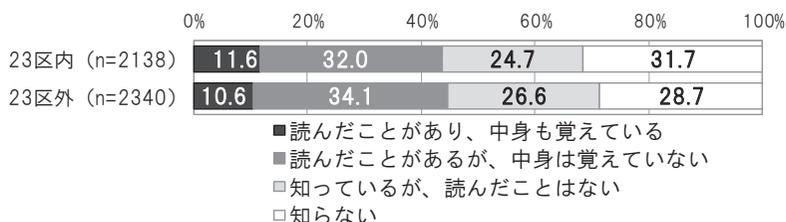


図 3.18 『東京防災』の認知度 (χ^2 検定, n. s.)

3.4 被害想定認知と心理

次に、被害想定認知状況について問うた。なお、2012年に東京都防災会議より、2013年に内閣府中央防災会議より首都直下地震に関する被害想定が、この調査が実施された直後の2022年4月には東京都防災会議より「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」が公表されていた。先に述べた通り、内閣府の被害想定は基本的に、23区内の被害想定状況に重きがおかれている。そこで、東京都や内閣府が被害想定を出していることを知っているか問うた。

その結果が図 3.19 である。「想定の内容まで知っている」という人は 1 割にも満たなかった。想定があることを認識している人は多かったが、その具体的な内容はほとんど知られていなかった。また、23 区内外で有意な差はみられなかった。

では、こうした被害想定について都民はどのように考えているのか。被害想定に関する設問を 10 項目用意し、それぞれに対して 4 点尺度で問うた。その結果が図 3.20 である。

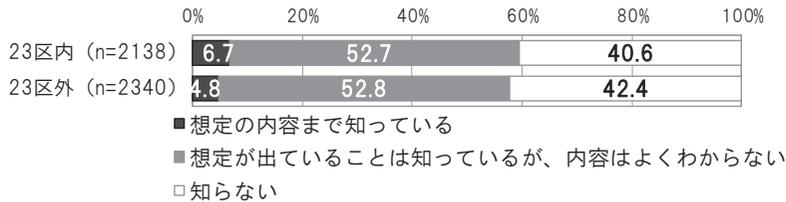


図 3.19 被害想定への認知度 (χ^2 検定, n. s.)

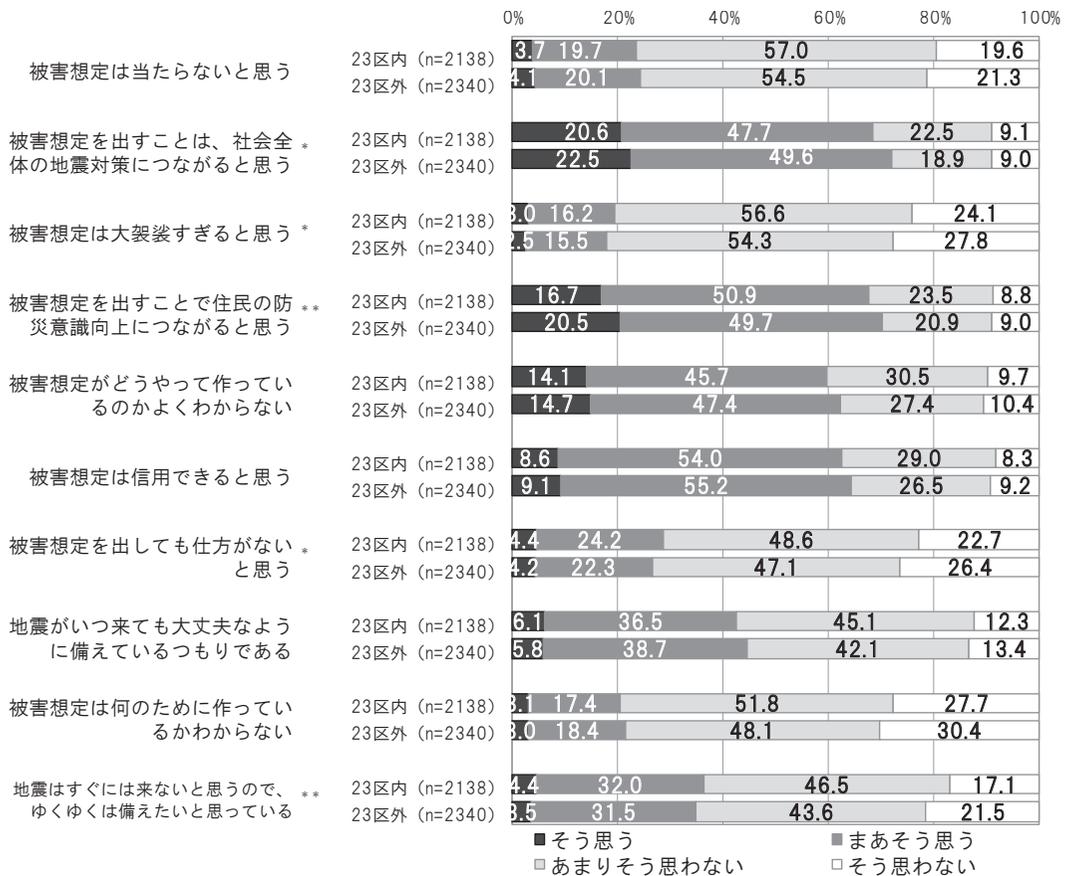


図 3.20 被害想定に対する意識

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

なお、ここでは被害想定を「知らない」と回答している人も含まれている。全体的にポジティブな意見が目立ち、かつ、23区外の住民の方が有意にポジティブな結果が得られた。ただし、極端に「そう思う」割合が多いというよりは「まあそう思う」と回答する割合が多かった。

4. 都民の考える被害想定

次に、首都直下地震を中心とした、具体的な地震の被害想定について問うた。つまり、地震が発生した際のイメージは、どのようなものか、そしてどのように行動すると想定しているのか。ここでは、先に述べた通りマグニチュード7程度の地震が首都圏で発生した場合と仮定した。

4.1 首都直下地震への意識

まず、首都圏でマグニチュード7程度の地震が発生すると思うかを問うた結果が図4.1である。7割以上の方が「発生すると思う」「発生する可能性が高いと思う」と回答した。なお、23区内外で有意な差はみられなかった。

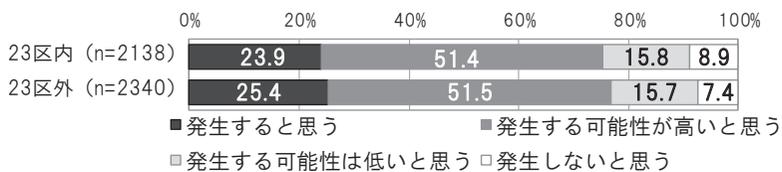


図 4.1 首都圏でマグニチュード7程度の地震が発生すると思うか (χ^2 検定, n. s.)

つづいて、首都直下地震以外も含めた、地震全般の関心度、不安感、対策の必要性を感じるかを問うた結果がそれぞれ図4.2から図4.5である。関心度について、23区内外のいずれも首都直下地震について「関心がある」「やや関心がある」と回答した人が8割以上で、他の地震と比較しても非常に多かった。不安感も同様に、首都直下地震に「不安を感じている」「やや不安を感じている」と回答した人が8割以上で、他の地震と比較しても非常に多かった。対策の必要性についても、「対策の必要性を感じている」「やや対策の必要性を感じている」と回答する人が8割以上で、こちらも他の地震と比較しても非常に多かった。また、首都直下地震に関する関心度ならびに不安感、対策の必要性については23区内外で有意な差がみられた(それぞれ $\chi^2(3) = 8.930$ 、 $p < .05$ ならびに $\chi^2(3) = 10.240$ 、 $p < .05$)。要は全体として、首都直下地震について他の地震と比較して、ある程度の関心があり、不安感も高く、対策の必要性を感じている人が多い。そして、関心度と不安感について、若干、23区外の居住している人の方が高い結果である。

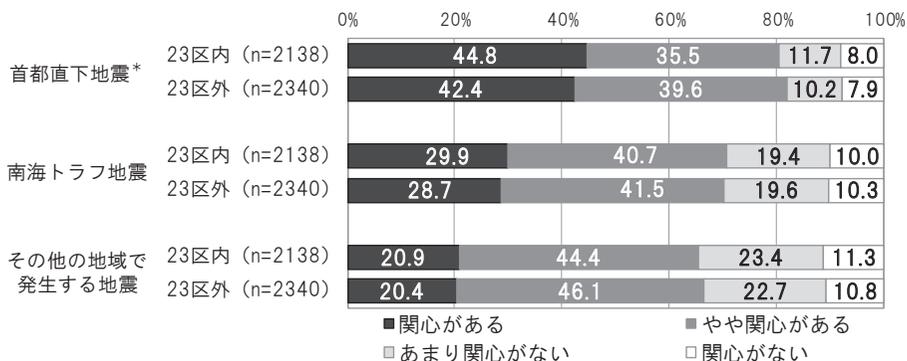


図 4.2 様々な地震に対する関心度

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

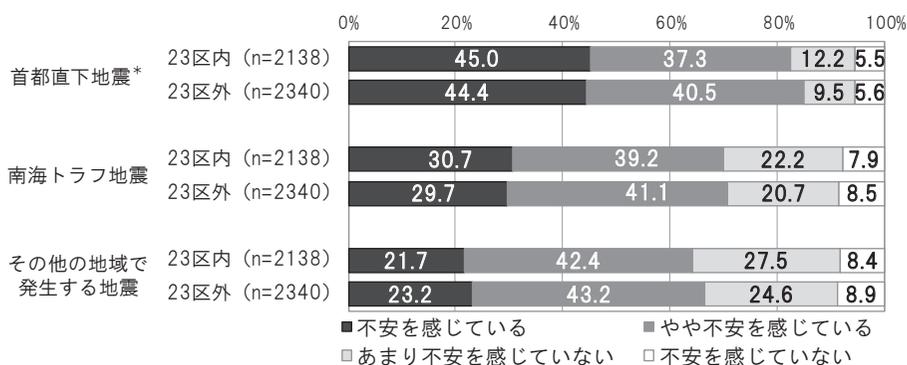


図 4.3 様々な地震に対する不安感

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

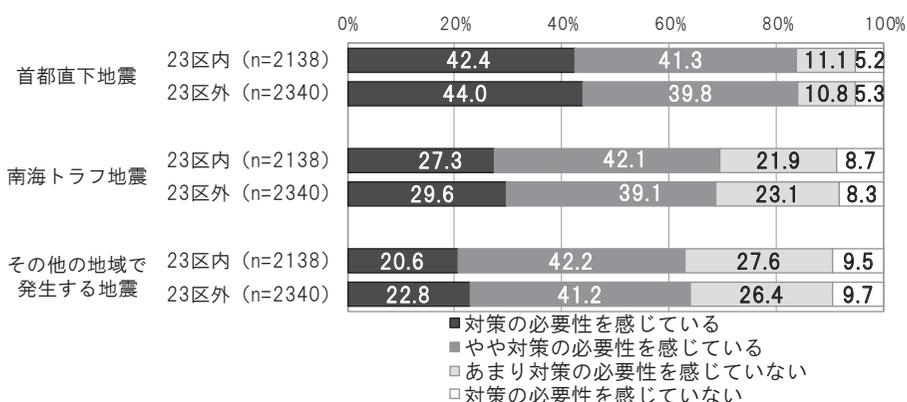


図 4.4 様々な地震に対して対策の必要性を感じるか

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

4.2 自宅ならびに周囲の被害

次に、都民の考える被害想定として、首都圏でマグニチュード7程度の地震が発生した場合の自宅や自宅周辺の被害イメージについて問うた。

第一に揺れによる被害である。「自宅が全壊する」と考えている人は全体の1割程度であり、「自宅の一部が壊れる」または、「自宅は壊れないが、家財道具などが倒れる」程度の被害があると考えているのがそれぞれ3割程度であった。また、「わからない」と回答する人は1割程度であった（図4.5）。

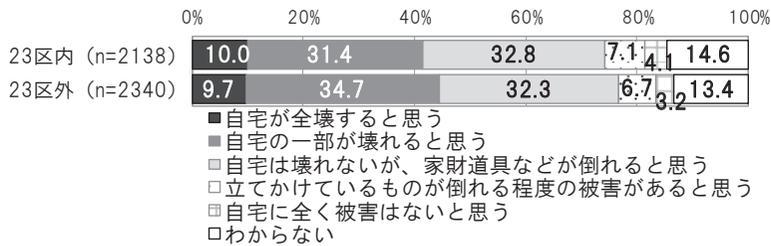


図 4.5 地震の揺れで自宅が受ける被害のイメージ (χ^2 検定, n. s.)

第二に津波による被害である。懸念されている首都直下地震はその名の通り、直下型であるため、津波が発生するとは考えにくい。また、海溝型の地震が発生したとしても東京都内に津波が到達する可能性はあまりない。江戸川区・江東区・中央区・港区・品川区・大田区などでは一部、津波の危険性があるが、かなり被害は限定的と考えられている。ましてや、海に面していない23区外には津波が到達することはほぼない。そうしたなかで、23区内外問わず、津波によって「自宅が流される」と考える人が数%、「自宅の一部が壊れる」と考える人が1割程度存在した。また、23区内では、「自宅は壊れないが、浸水する」「自宅は浸水しないが、周囲は浸水する」と考える人もそれぞれ1割程度存在していた（図4.6）。特に、23区内では「津波による被害はない」と考える人は4割ほどしかいなかった。これは、東北地方太平洋沖地震発生時の津波被害の印象が強すぎるのではないかと考えられる。

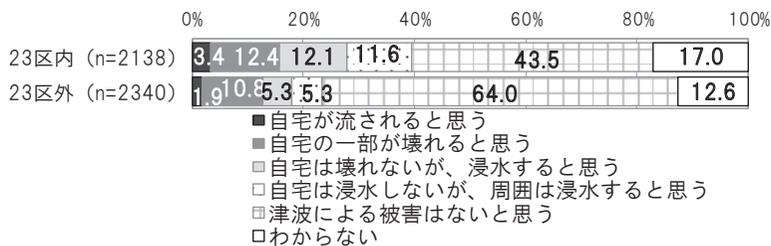


図 4.6 地震後の津波で自宅が受ける被害のイメージ (χ^2 検定, $p < .01$)

第三に火災による被害である。首都直下地震では津波よりもむしろ、火災による被害が懸念されている。これについて都民はどのように考えているのか。全体として最も多いのが「わからない」という回答であった。3割以上がこのように回答していた。これは揺れや津波による被害と比較しても非常に多かった（図 4.7）。なお、全体として 23 区内の方が自宅周辺が被害を受けると思っている割合が高かった。

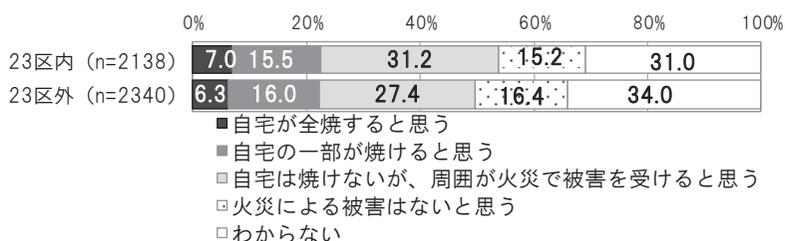


図 4.7 地震後の火災で自宅が受ける被害のイメージ (χ^2 検定, $p < .05$)

つづいて、自宅周辺のインフラの被害想定について問うた。首都圏でマグニチュード 7 程度の地震が発生した場合の電気、水道、ガス、通信・インターネット、道路、鉄道、バスの被害の認識について問うた。

第一に自宅周辺の電気の復旧タイミングである（図 4.8）。これは、以下のインフラ全般にいえることであるが、まず、「わからない」という回答が 3 割と一定程度あった。揺れなどについてはある程度、イメージできたとしても、中々、こうしたインフラの復旧に対するイメージしづらいためであろう。次に、被害がいつまで続くのか、という点について、具体的に回答している人でもその期間はばらばらであった。

第二に水道である（図 4.9）。先の電気と同様に「わからない」という回答が多く、被害がいつまで続くと思うか、人によってその想像する期間はばらばらであった。

第三にガスである（図 4.10）。先の電気や水道と同様に「わからない」という回答が多く、被害がいつまで続くと思うか、その回答はばらばらであった。おおむね、その割合についてはこれらの 3 つは同じ傾向である。

第四に通信・インターネットである（図 4.11）。こちらこれまでの電気、水道、ガスと同様に「わからない」という回答が多く、被害がいつまで続くと思うか、その回答はばらばらであった。ただし、若干、これらよりも早めに復旧すると考えている人が多かった。

第五に道路である（図 4.12）。自宅周辺の道路が被害を受ける期間について、「わからない」という回答が多く、被害がいつまで続くと思うか、その回答はばらばらであった。ただし、若干「1 か月以上復旧できないと思う」と回答する人がこれまでよりも多かった。

第六に鉄道である（図 4.13）。自宅周辺の鉄道が被害を受ける期間について、「わからな

い」という回答が多く、被害がいつまで続くと思うか、その回答はばらばらであった。先の道路と同様に、若干「1か月以上復旧できないと思う」と回答する人が多かった。

最後にバスである（図 4.14）。自宅周辺のバスが被害を受ける期間について、「わからない」という回答が多く、被害がいつまで続くと思うか、その回答はばらばらであった。

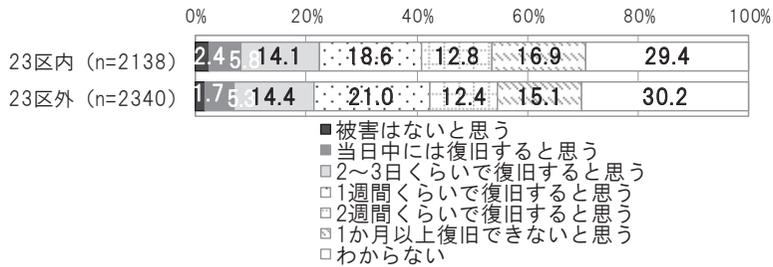


図 4.8 自宅周辺の電気の被害イメージ（ χ^2 検定, n. s.）

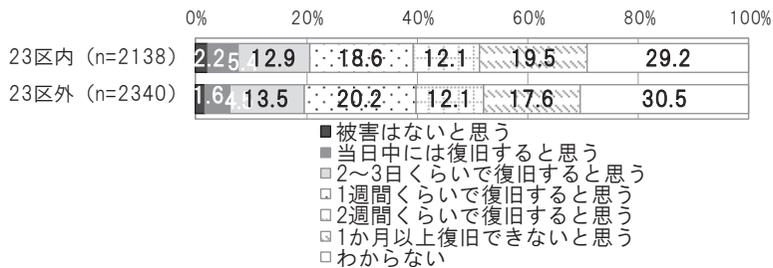


図 4.9 自宅周辺の水道の被害イメージ（ χ^2 検定, n. s.）

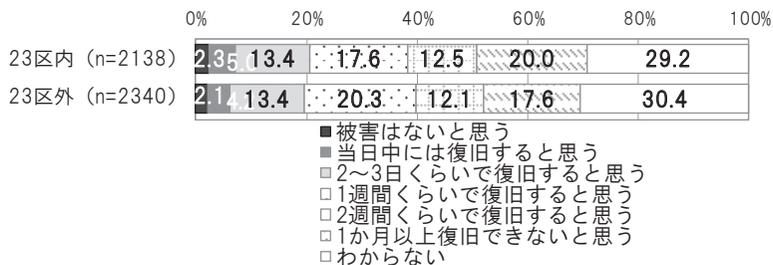


図 4.10 自宅周辺のガスの被害イメージ（ χ^2 検定, n. s.）

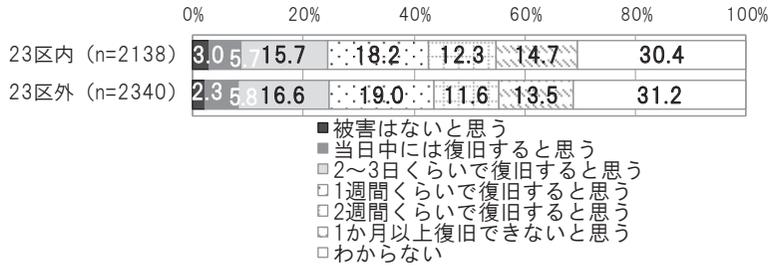


図 4.11 自宅周辺の通信・インターネットの被害イメージ (χ^2 検定, n. s.)

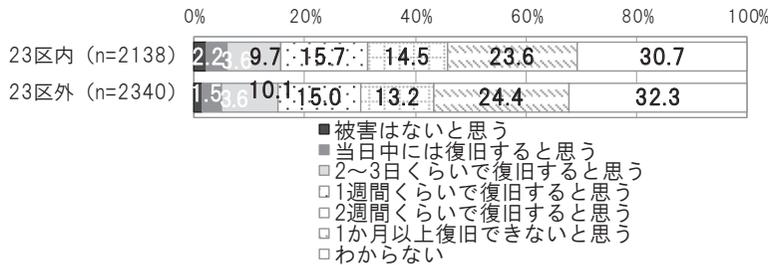


図 4.12 自宅周辺の道路の被害イメージ (χ^2 検定, n. s.)

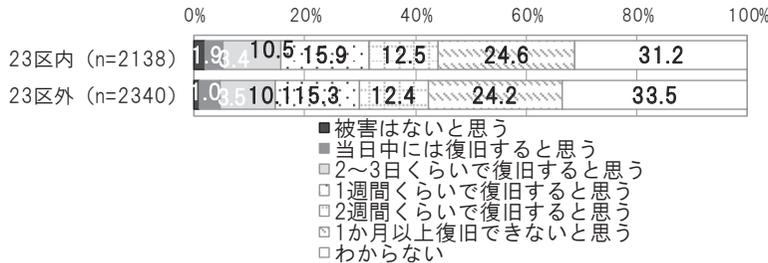


図 4.13 自宅周辺の鉄道の被害イメージ (χ^2 検定, n. s.)

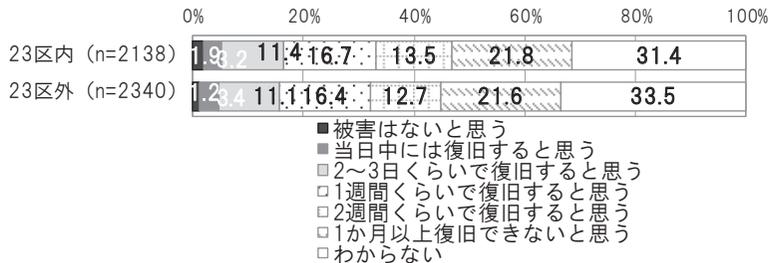


図 4.14 自宅周辺のバスの被害イメージ (χ^2 検定, n. s.)

4.3 発災時の行動

次に、発災時の行動についてどのように考えているかを述べる。

普段、よく出かける街なかで外出中にマグニチュード7程度の地震にあったときにどのような行動をとるかについて問うた。なお、この回答を得る以前に、前節の内容である、首都圏でマグニチュード7程度の地震が発生した場合に、自宅付近や通勤・通学先がどのような状況に陥っているかを問うており、ある程度の首都圏の状況をイメージした上で回答を得た。

その結果が図 4.15 である。「その場付近に留まる」と「帰宅する」がほぼ半分ずつの結果となった。つまり、その場での判断は人によって分かれるということである。なお、23区内と23区外の居住者で回答には有意な差がみられた ($\chi^2(1) = 8.479, p < .01$)。23区外の居住者の方が「帰宅する」と回答した割合が多かった。

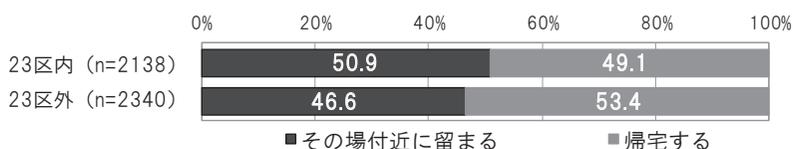


図 4.15 外出先での発災時の行動 (χ^2 検定, $p < .01$)

では、なぜこのような行動をとるといのか。その理由をそれぞれ複数回答で問うた。「その場付近に留まる」と回答した人の理由は図 4.16、「帰宅する」と回答した人の理由は図 4.17 である。

「その場付近に留まる」と回答した人の理由は、「公共交通機関が止まっていると思うからむやみに動いた方が危険と思うから」と選択した人が多かった。発災時にはみやみに移動をせず安全な場所に留まることが、発災時の行動の基本とされているが、その点を認識している人も一定程度いると考えられる。また、2011年の東日本大震災の時に帰宅困難となったことも影響していよう。

「帰宅する」と回答した人のうち23区内在住者で最も多かった理由は「歩いて帰れると思うから」で55.3%であった。全体として、マグニチュード7程度の地震が発生した場合に公共交通機関が動いているとは思っていない。そのため、何としてでも帰宅しようとする。そして、23区外在住者でもっとも多かった理由は「家族の安否が心配だから」で47.3%であった。家族の安否は、帰宅するうえで大事な理由である。事前の安否確認方法を決めている人がそもそも少ない(後述するが、全体の20%程度)こともあるが、それを決めているから帰宅しない、という理由にはなり得ない。ある程度は顔を見て確認したいという心理があると考えられる。だが、これは、発災時にはその場で一定期間、残留すべきということが受け取られていない証左である。

このように、家族と同居している割合が23区外の人が多いことから、「帰宅する」と回答した人が多いのであろう。外出先から半数程度の方が帰宅行動をとることは考慮してお

く必要があるだろう。

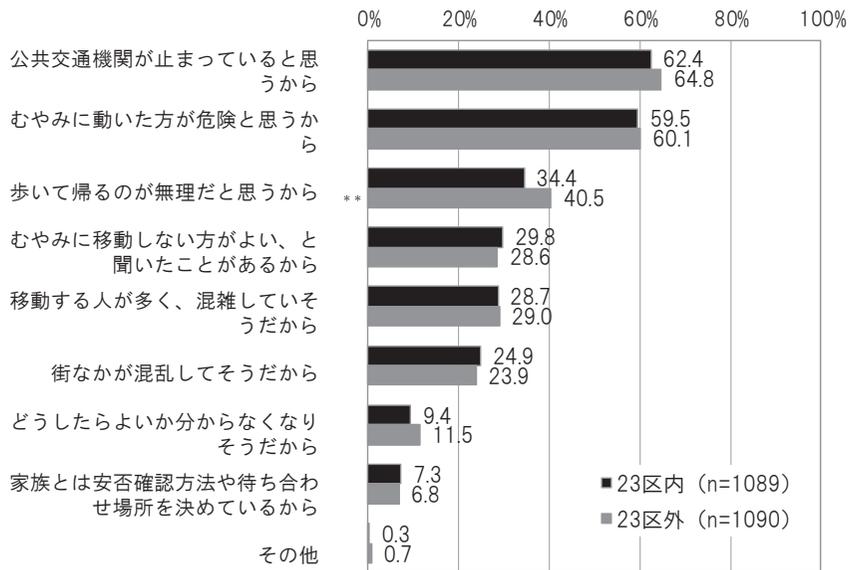


図 4.16 外出先でその場付近に留まる理由 (MA)

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

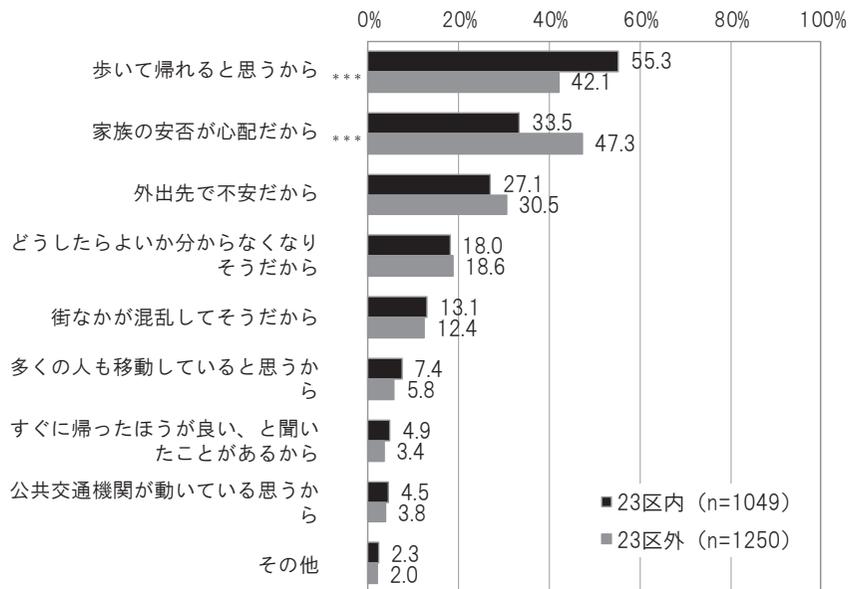


図 4.17 外出先から帰宅する理由 (MA)

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

4.4 発災後の避難行動

次に、発災後の避難行動について論じる。

一般的に地震が発生した後は、余震に対する不安などから避難することも考えられるが、首都直下地震に関しては繰り返しになるが、火災による被害が懸念される。そのため、火災からの避難ということも考えておく必要がある。広域避難場所に行くことが求められる。そこで、首都圏での地震発生時の避難行動のイメージを問うた。

まず、火災や揺れによる建物倒壊の影響で道路が通れないことが考えられるが、発災後に避難場所に行けると思うかを問うた結果が図 4.18 である。23 区の内外居住者で有意な差がみられた ($\chi^2(3) = 31.769, p < .001$)。全体として、23 区外の方が「すぐに避難場所まで行ける」と考えている人が多く、逆に 23 区内の方が「すぐに避難場所まで行けないと思う」と回答する人が多かった。

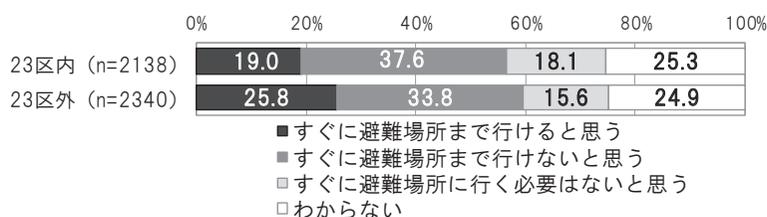


図 4.18 すぐに避難場所に行けると思うか (χ^2 検定, $p < .001$)

では、実際に火災発生時の避難先としてどこを想定しているのか。複数回答で問うた結果が図 4.19 である。

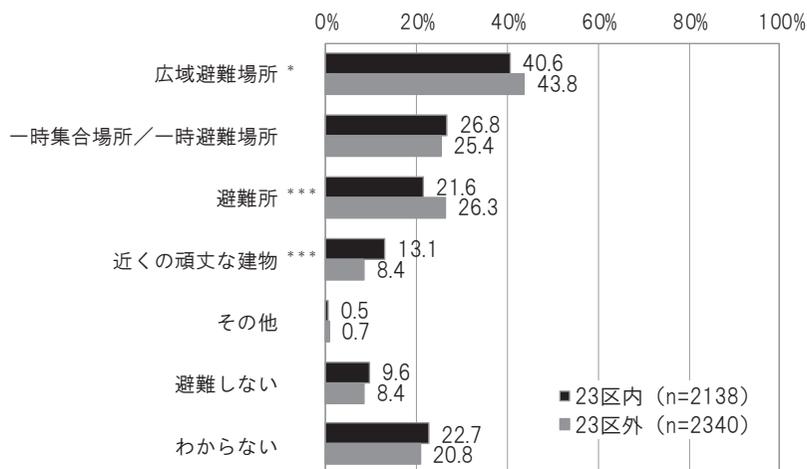


図 4.19 火災発生時の避難先 (MA)

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

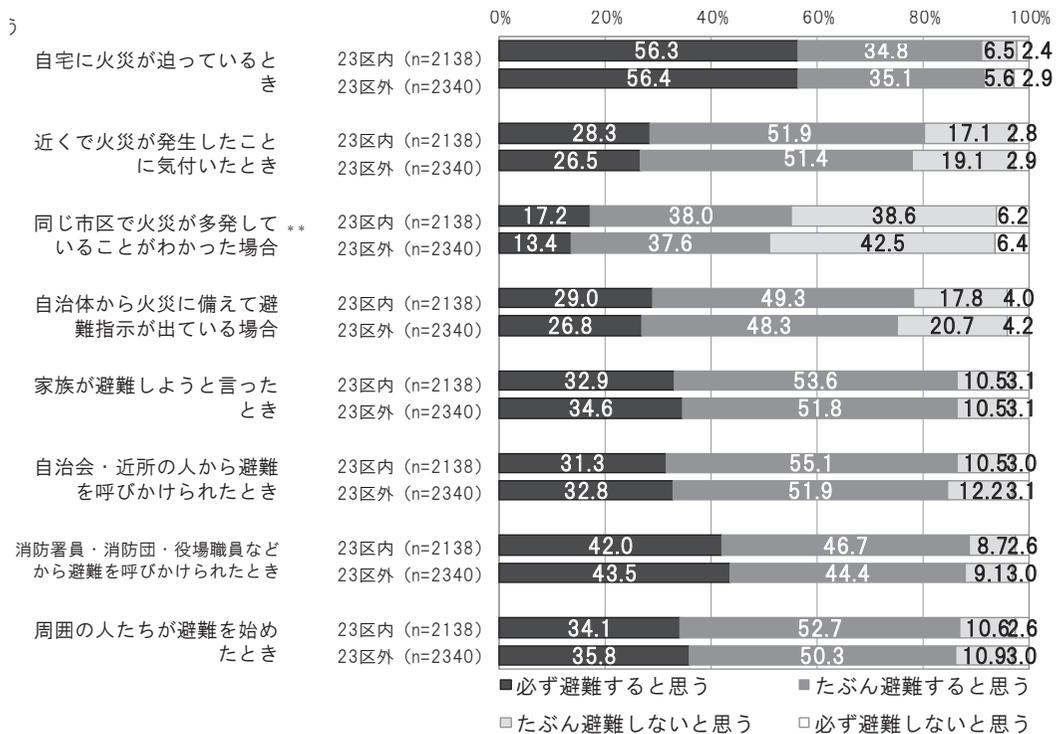


図 4.20 避難行動の意図

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし、*: $p < .05$ 、**: $p < .01$ 、***: $p < .001$)

最後に、様々な状況を想定してもらったうえで、避難の意図について問うた。その結果の一覧が図 4.20 である。「自宅に火災が迫っているとき」に「必ず避難する」「たぶん避難する」と考えている人が最も多く、9 割以上であった。次いで、「消防署員・消防団・役場職員などから避難を呼びかけられたとき」に「必ず避難する」「たぶん避難する」と考えている人も同様に 9 割以上、「家族が避難しようと言ったとき」に「必ず避難する」「たぶん避難する」と考えている人が 8 割以上と、他者の呼びかけやリスク認知が重要である。こうした結果は、実際の水害時の避難行動と整合する（安本ほか，2020 など）。ただし、「自宅に火災が迫っている」ということは風向きなどによっては、それを認知した時点では火に囲まれており、手遅れになる可能性もあり、今後、どのように、火災からの避難対策を進めるのか検討が必要であろう。

4.5 長期避難・広域避難

次に、被災後の避難生活についてである。

家が住めない状態になったときの長期的な避難先を問うた結果が図 4.21 である。約半数が近所の避難所と回答した。この割合は特に 23 区外に多い。23 区内外で有意な差がみられた ($\chi^2(2)=87.661$, $p<.001$)。また、東京都以外に避難すると回答した人も 2 割程度存在した。

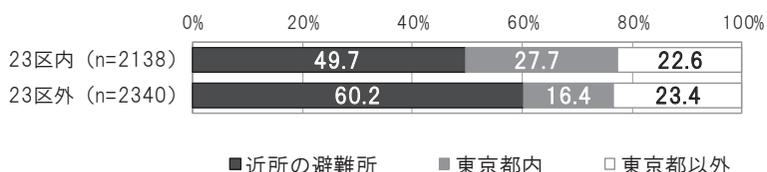


図 4.21 家が住めない状態になった場合の避難先 (χ^2 検定, $p<.001$)

では、こうした人は具体的な避難先としてどこを考えているのか、複数回答で問うた結果が図 4.22 である。多くの人々が「祖父母、父母、子どもなどの家」「親戚の家」といった血縁関係のある家族の家と答えていた。特に、「祖父母、父母、子どもなどの家」と回答した人は 23 区内で 57.6%と多く、23 区外 (46.0%) との間で有意な差がみられた ($\chi^2(1)=13.761$, $p<.001$)。一方で、23 区外で目立つのは、「わからない」と回答した人の多さである。23 区内外で有意な差がみられた ($\chi^2(1)=17.337$, $p<.001$)。全体として、自治体頼みというよりかは、血縁などを頼ろうとする傾向がみえる。

また、その避難先について具体的に道府県レベルで問うた結果が表 4.1 である。「祖父母、父母、子どもなどの家」などと回答した人に対して、それがどこの道府県かを問い、その結果を道府県ごとで集計しなおした。ここでは、先の設問で「わからない」と回答した人は除いた。基本的に、東京近郊が多く、東日本への移動が多い。関西より西への避難はあまりみられなかった。

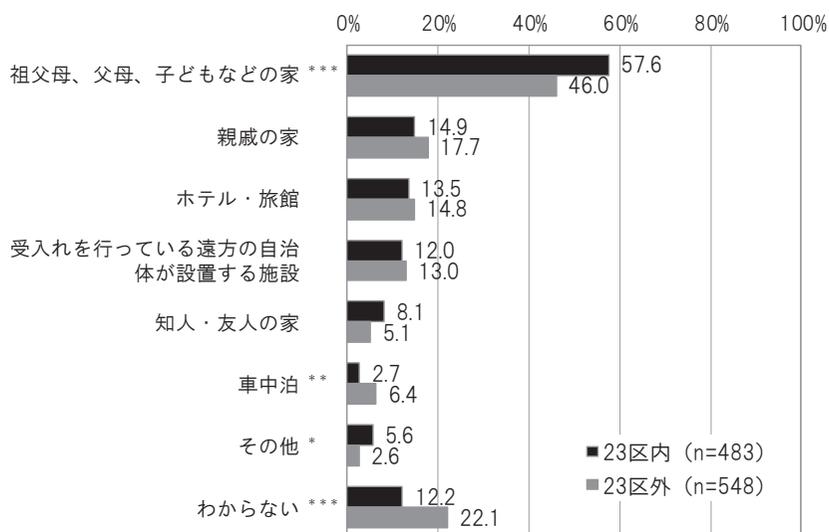


図 4.22 具体的な避難先 (MA) (広域避難者のみ)

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

表 4.1 避難先の道府県 (具体的な避難先ごとに SA、広域避難者のみ)

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県
23区内 (n=424)	6.4%	2.8%	2.1%	2.4%	2.6%	2.6%	2.6%	5.7%
23区外 (n=427)	4.7%	2.6%	1.6%	2.3%	1.9%	1.4%	4.9%	4.0%
	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	神奈川県	新潟県	富山県	石川県
23区内 (n=424)	5.4%	3.5%	9.4%	10.6%	5.2%	5.0%	2.1%	2.4%
23区外 (n=427)	3.0%	4.0%	11.5%	8.7%	9.4%	5.2%	0.7%	1.4%
	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県
23区内 (n=424)	0.7%	0.7%	5.2%	0.9%	1.4%	5.0%	1.2%	0.2%
23区外 (n=427)	0.5%	2.3%	7.3%	0.5%	2.8%	3.5%	0.9%	0.2%
	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県
23区内 (n=424)	2.1%	6.6%	5.7%	0.9%	0.7%	0.7%	0.2%	1.9%
23区外 (n=427)	1.4%	4.7%	3.3%	0.7%	0.9%	0.7%	0.2%	0.7%
	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県
23区内 (n=424)	2.1%	0.5%	0.2%	0.7%	0.7%	0.2%	2.8%	0.2%
23区外 (n=427)	1.9%	1.2%	0.9%	0.7%	0.2%	0.2%	3.0%	0.7%
	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	わからない	
23区内 (n=424)	0.7%	0.7%	0.7%	0.2%	0.5%	0.9%	9.0%	
23区外 (n=427)	1.2%	0.5%	0.9%	0.7%	0.9%	0.2%	9.4%	

また、その交通手段について複数回答で問うた結果が図 4.23 である。ここでも、先の設問で具体的な避難先について「わからない」と回答した人（図 4.22 参照）は除いた。結果、23 区内は鉄道を利用する割合が高いのに対して、23 区外は自家用車を利用する割合が高かった。こうした人々による渋滞も当然、懸念される。

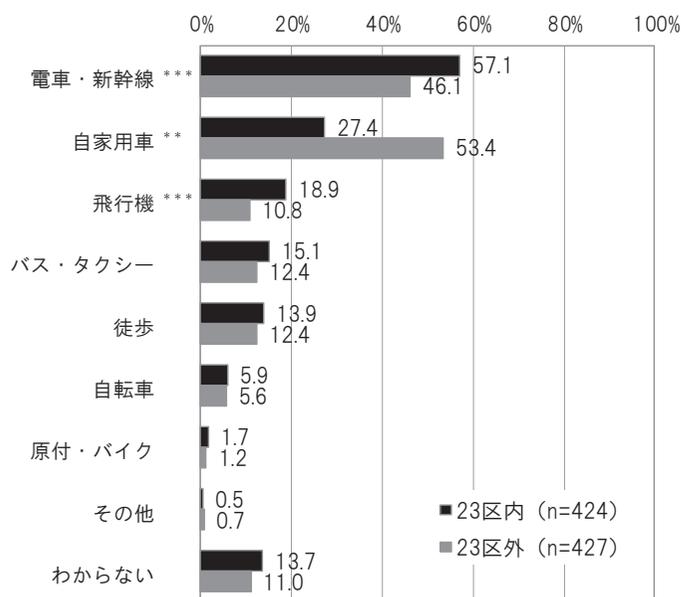


図 4.23 避難先までの交通手段（MA）（広域避難先として具体的な避難先を答えた人のみ）（ χ^2 検定，無印：有意差なし、*： $p<.05$ 、**： $p<.01$ 、***： $p<.001$ ）

さらに、家が住めない状態になったときの長期的な避難先として近所の避難所や東京都内、と回答したような人に対して（図 4.21 参照）、都内に食料などが物資が入らなくなった場合、具体的にどこに避難するかを複数回答で問うた結果が図 4.24 である。先ほどとは異なり「受入れを行っている遠方の自治体が設置する施設」が最も多かった（23 区内で 28.8%、23 区外で 30.8%）。こちらは自治体頼みの現状が見受けられる。

また、先と同様に、その避難先について具体的に道府県レベルで問うた結果が表 4.2 である。「祖父母、父母、子どもなどの家」などと回答した人に対して、それがどこの道府県かを問い、その結果を道府県ごとで集計しなおした。ここでは、先の設問で「わからない」と回答した人は除いた。基本的に、東京近郊が多く、東日本への移動が多い。関西より西への避難はあまりみられなかった。

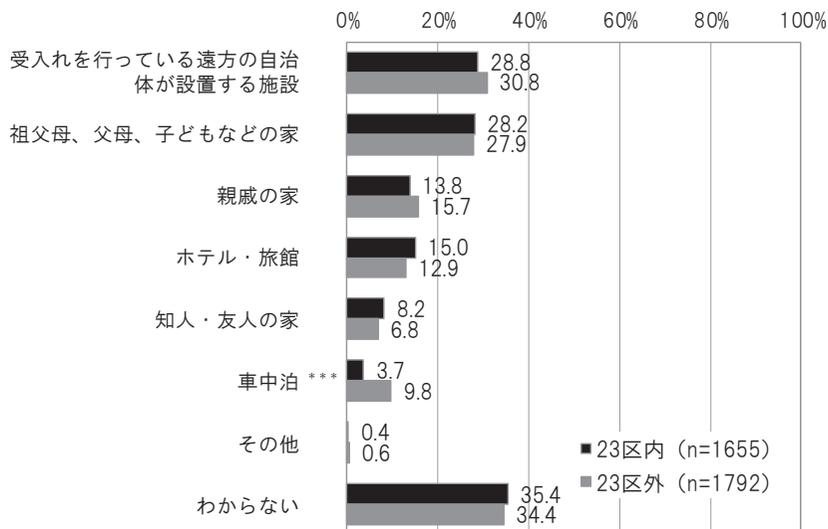


図 4.24 都内に物資が入らなくなった場合の避難先 (MA) (東京都内で避難生活を送ると回答した人のみ) (χ^2 検定, 無印: 有意差なし、*: $p < .05$ 、**: $p < .01$ 、***: $p < .001$)

そして、その交通手段について複数回答で問うた結果が図 4.25 である。ここでも、先の設問で具体的な避難先について「わからない」と回答した人 (図 4.24 参照) は除いた。結果、徒歩という回答が最も多かった。物資が入らないということは、道路が使えない可能性が大きいと考えられ、都内で物資がある場所を探し求めて避難行動を続けると考えられる。また、それ以外については先 (図 4.23) と同様に、23 区内は鉄道を利用する割合が高いのに対して、23 区外は自家用車を利用する割合が高かった。こうした人々による渋滞も当然、懸念されよう。

表 4.2 避難先の道府県

(具体的な避難先ごとに SA、東京都内で避難生活を送ると回答した人のみ)

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県
23区内 (n=1069)	2.1%	0.7%	1.0%	2.5%	0.5%	2.0%	2.8%	3.6%
23区外 (n=1175)	3.2%	1.6%	1.6%	2.0%	1.9%	1.5%	3.9%	3.1%
	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
23区内 (n=1069)	6.0%	4.1%	10.1%	26.3%	46.6%	5.3%	1.6%	0.3%
23区外 (n=1175)	12.2%	3.6%	9.4%	18.0%	48.3%	4.9%	2.0%	1.2%
	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
23区内 (n=1069)	2.8%	6.1%	1.0%	1.5%	1.1%	1.6%	2.2%	0.7%
23区外 (n=1175)	3.2%	15.9%	1.6%	1.9%	0.6%	2.4%	2.4%	0.5%
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
23区内 (n=1069)	0.5%	0.5%	1.3%	1.8%	0.3%	0.2%	0.6%	5.2%
23区外 (n=1175)	0.9%	0.7%	2.7%	1.3%	0.7%	0.5%	0.4%	5.2%
	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
23区内 (n=1069)	37.0%	0.5%	11.0%	44.7%	0.2%	0.6%	0.7%	0.1%
23区外 (n=1175)	31.1%	0.3%	11.1%	47.1%	0.5%	0.6%	0.4%	0.2%
	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	わからない
23区内 (n=1069)	0.2%	0.0%	0.4%	21.5%	0.4%	0.1%	0.1%	43.6%
23区外 (n=1175)	0.4%	0.3%	0.4%	24.2%	0.1%	0.1%	0.1%	42.6%

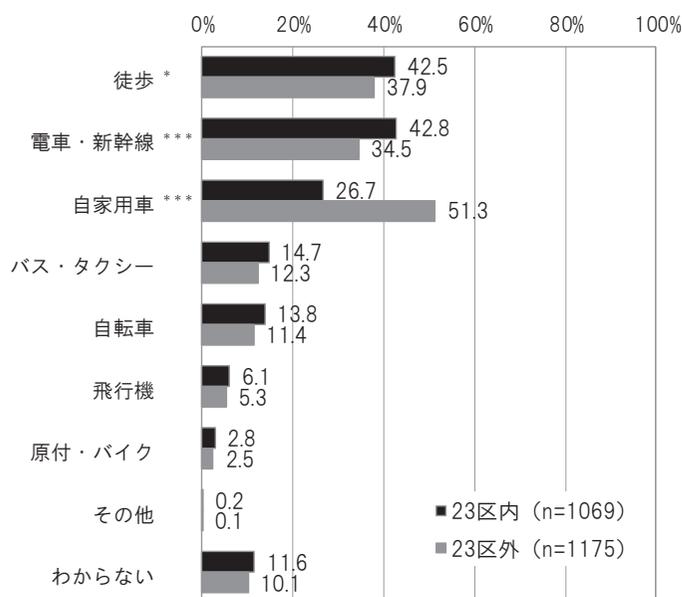


図 4.25 避難先までの交通手段 (MA) (東京都内で避難生活を送ると回答した人のみ)

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし、*: $p < .05$ 、**: $p < .01$ 、***: $p < .001$)

4.6 勤務先の被害

最後に、都民の考える被害想定として、首都圏でマグニチュード7程度の地震が発生した場合の勤務先の被害イメージ結果のイメージについて問うた。なおここでは、通勤・通学先が23区内か23区外かで分析を行う。両者のサンプルサイズが大きく異なるため、 χ^2 検定の結果は参考値として記しておく。

第一に通勤・通学先の揺れによる被害である。その結果が図4.26であるが、自宅の被害イメージと比較しても（図4.5）、「わからない」と回答する人が多かった。

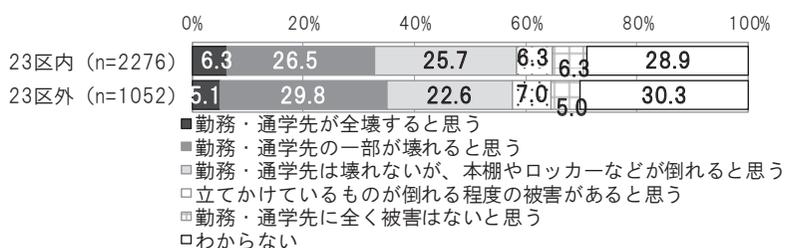


図 4.26 地震の揺れで自宅が受ける被害のイメージ（参考としての χ^2 検定, n. s.）
（通勤・通学している人のみ）

第二に通勤・通学先の津波による被害である。その結果が図4.27であるが、自宅の被害イメージと比較しても（図4.6）、先と同様に「わからない」と回答する人が多かった。

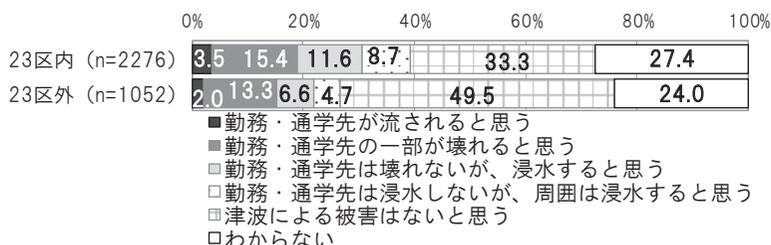


図 4.27 地震後の津波で通勤・通学先が受ける被害のイメージ
（参考としての χ^2 検定, $p < .001$ ）（通勤・通学している人のみ）

第三に通勤・通学先の火災による被害である。その結果が図4.28であるが、自宅の被害イメージと比較しても（図4.7）、先と同様に「わからない」と回答する人が多かった。一般的に、オフィス街とされる千代田区や中央区などは地区内残留地区とされ、火災による被害はあまり想定されていないが、その認識はあまり進んでいないと考えられる。逆に言えば、こうした複雑な状況こそが首都直下地震をめぐる情報、避難の難しさともいえる。

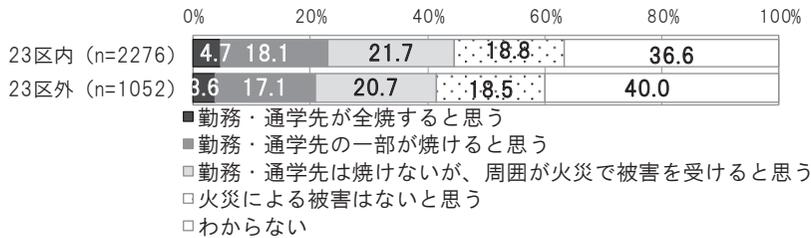


図 4.28 地震後の火災で通勤・通学先が受ける被害のイメージ
 (参考としての χ^2 検定, n. s.) (通勤・通学している人のみ)

第四に、通勤・通学先がどの程度で事業・授業を再開できると思うかを問うた結果が図 4.29 である。事業災害出来ないほどの被害になるとはほとんど考えられていないが、その期間がどの程度になるのか、そのイメージは人によってさまざまであることがわかる。もちろん、わからない人が一番多いことからみても、そのイメージがいかに難しいかがわかる。

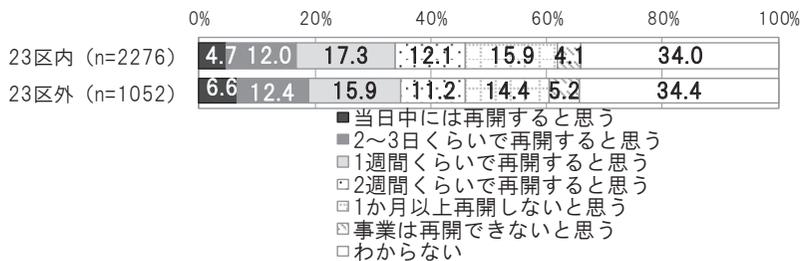


図 4.29 地震後の通勤・通学先の活動再開タイミングのイメージ
 (参考としての χ^2 検定, n. s.) (通勤・通学している人のみ)

5. 地震対策の現状

本章では、都民の地震対策の現状とその対策への評価について述べる。

5.1 地震対策の有無

まず、実施している地震対策について複数回答で問うた。ここでは、『東京防災』や Spittal (2006)などを基に、重要と考えられる 16 項目について、行っているかを問うた。具体的に、「家具の転倒防止」「パソコンやテレビなどの滑り止め」「家具の配置の工夫」「ガラスの飛散防止」「消火器の準備」「食器棚に掛け金をかけるなど、飛び出し防止」「地震保険への加入」という 7 個と、「火災から逃れるための広域避難場所の確認」「避難生活を送るための避難所の確認」「水の備蓄」「食料の備蓄」「非常用持ち出し袋の準備」「懐中電灯の準備」「乾電池や充電器、モバイルバッテリー等の準備」「ラジオの準

備「カセットコンロの準備」という対策9個であり、これらを2つの設問に分けて問うた。前者は対策として行うのに比較的手間がかかり、後者は比較的にすぐできる内容である。その結果が図5.1ならびに図5.2である。

全体として最も多く行われていたのは、水の備蓄や食料の備蓄であった。一部の項目については、有意に23区外が多く対策を実施していた（たとえば懐中電灯の準備については23区外の居住者の方が有意に多く準備をしている（ $\chi^2(1)=10.890$ 、 $p<.001$ ）。23区に居住しているから地震対策が十分に行われているわけではないことが明らかである。

また、揺れに対する対策はそれなりに行われている一方で、火災による被害対策としての、火災から逃れるための広域避難場所の確認などはあまり行われていなかった。

さらに、食料の備蓄に関して、備蓄状況を普段から確認しているかを問うた結果が図5.3である。ここでは、食料の備蓄をしている、と回答した人（図5.2参照）についてのみ問うたのであるが、食料を備蓄している人のほとんどが一年以内に確認していた。

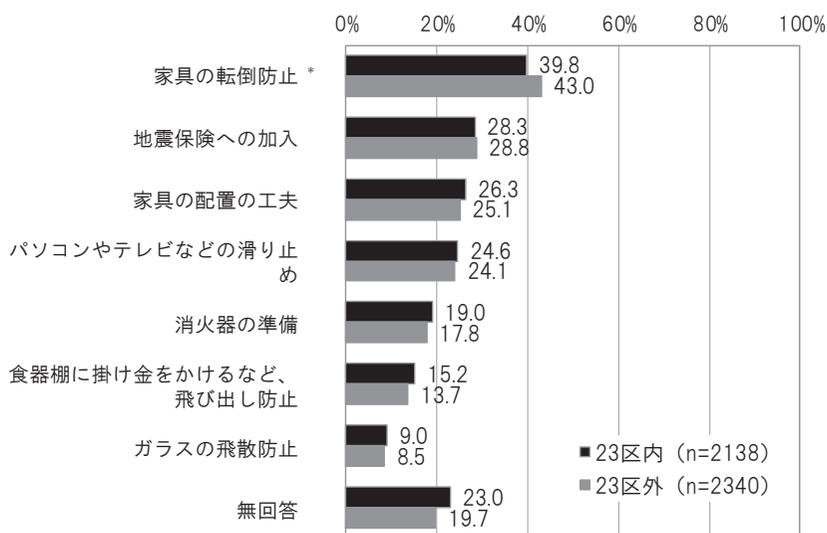


図 5.1 地震対策の実施状況

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし、*: $p<.05$ 、**: $p<.01$ 、***: $p<.001$)

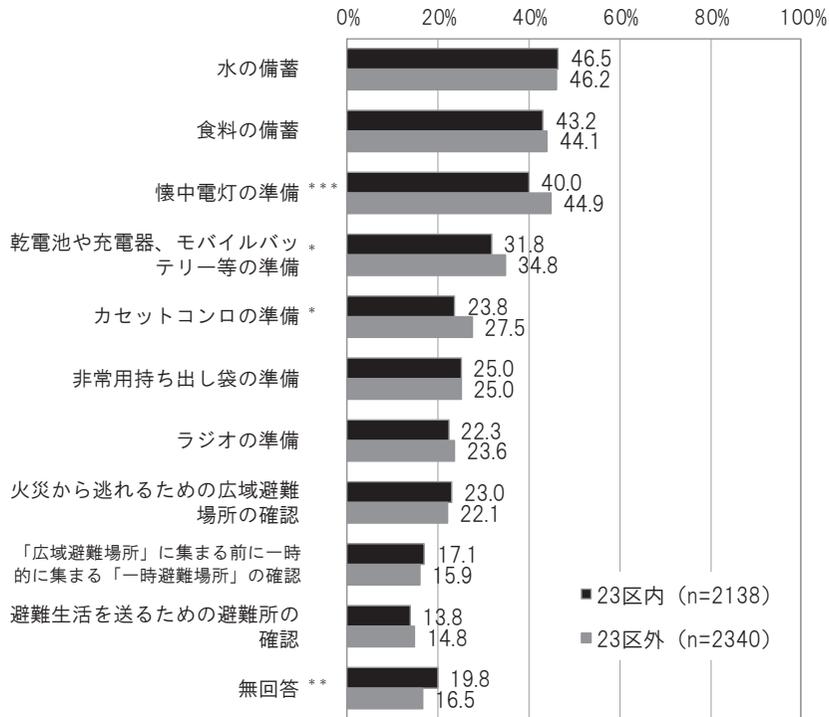


図 5.2 地震対策の実施状況（比較的容易にできるもの）
 (χ^2 検定, 無印 : 有意差なし, * : $p < .05$, ** : $p < .01$, *** : $p < .001$)

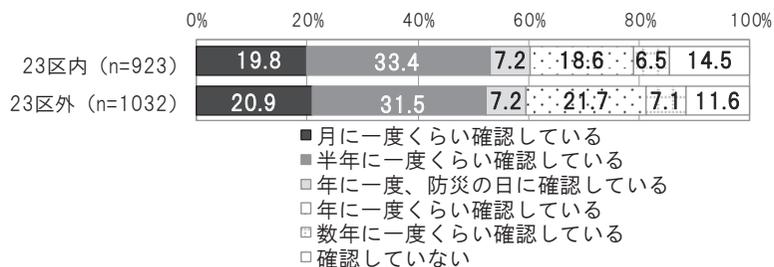


図 5.3 食料の備蓄状況の確認頻度 (χ^2 検定, n. s.)

また、外出先などで地震にあう可能性もあるが、その時に同居家族との安否確認方法を決めているかを問うた結果が図 5.4 である。全体として、2 割程度しか事前に決めている家庭はなかった。

その確認手段としては、最も多いのが普段から用いているからであろう「LINE や Twitter などのソーシャルメディアを使う」と回答する人が 5 割以上と多かった。それ以外にも「Google パーソンファインダーや各通信事業者が提供する災害用伝言版サービスなどを

使う」と回答した人も4割以上と多かった（図5.5）。

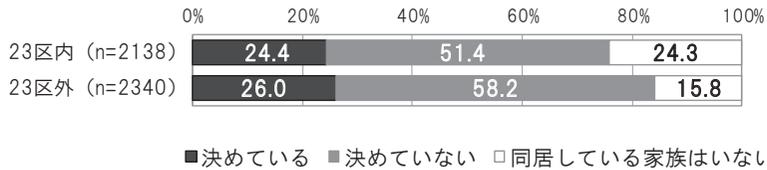


図 5.4 同居家族との安否確認方法 (χ^2 検定, $p < .001$)

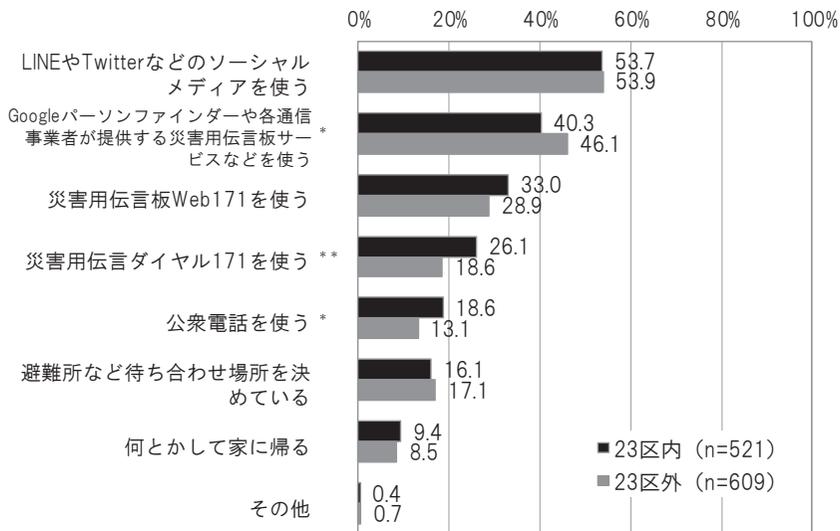


図 5.5 同居家族との安否確認手段 (MA、安否確認方法を決めていると回答した人のみ)

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

5.2 地震対策への評価

では、図 5.1 や図 5.2 で述べたような地震対策に対してどのような評価を行っているのか。16 個の地震対策それぞれについての有効性、実現可能性、心理的コストについてそれぞれ 4 点尺度で問うた結果がそれぞれ、図 5.6、図 5.7、図 5.8 である。

有効性も一定程度認識しており、出来るかと聞かれればできる、と回答するが、地震対策を行う上で心理的コストは一定程度、存在する。特に、対策の実施に時間や労力が必要なこと（上から 7 つ）は「面倒だと思う」「どちらかといえば面倒だと思う」と回答する割合が概ね 6 割を超えるなど、心理的コストが大きかった。

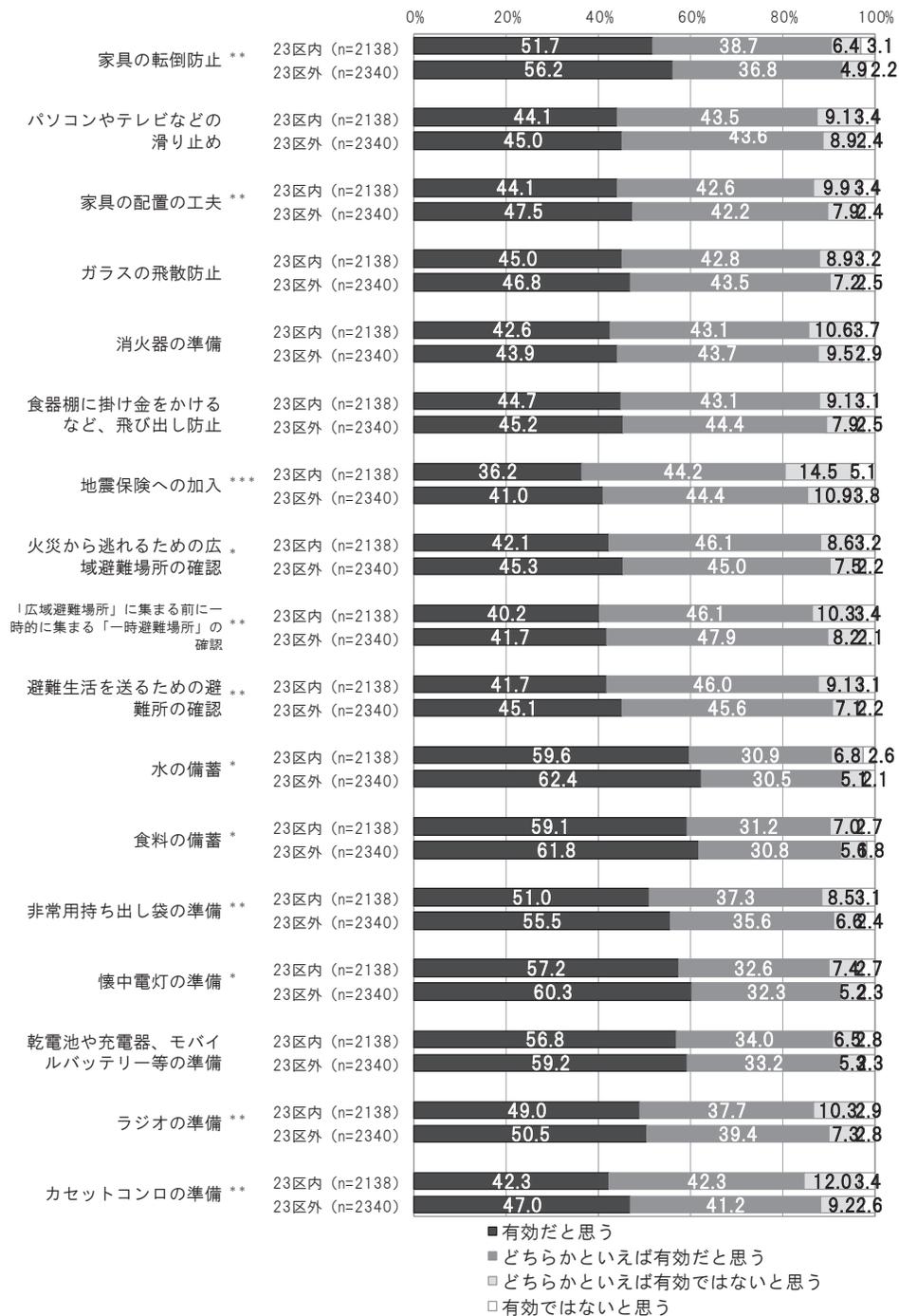


図 5.6 地震対策として有効と思うか

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

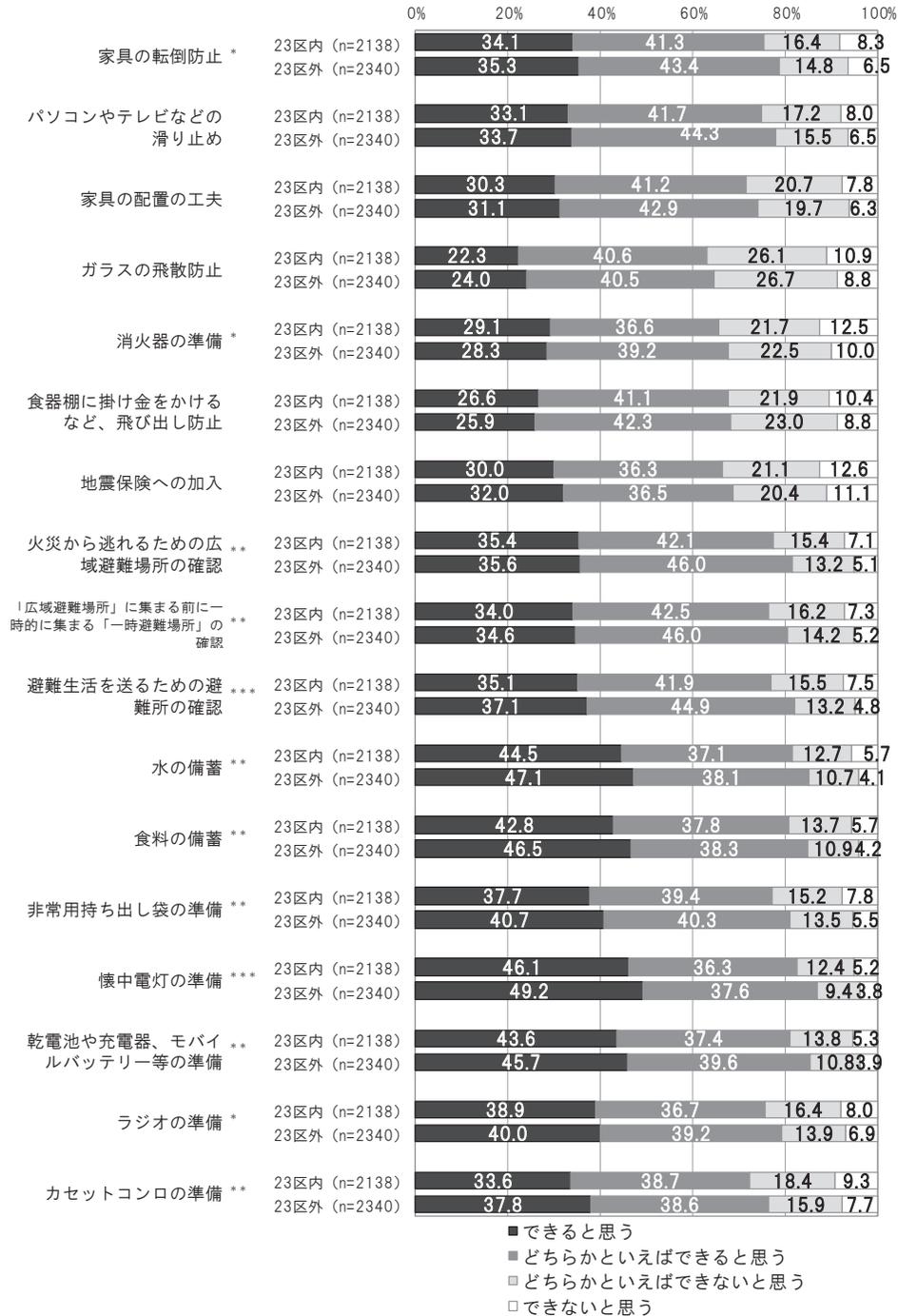


図 5.7 地震対策として出来るか

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

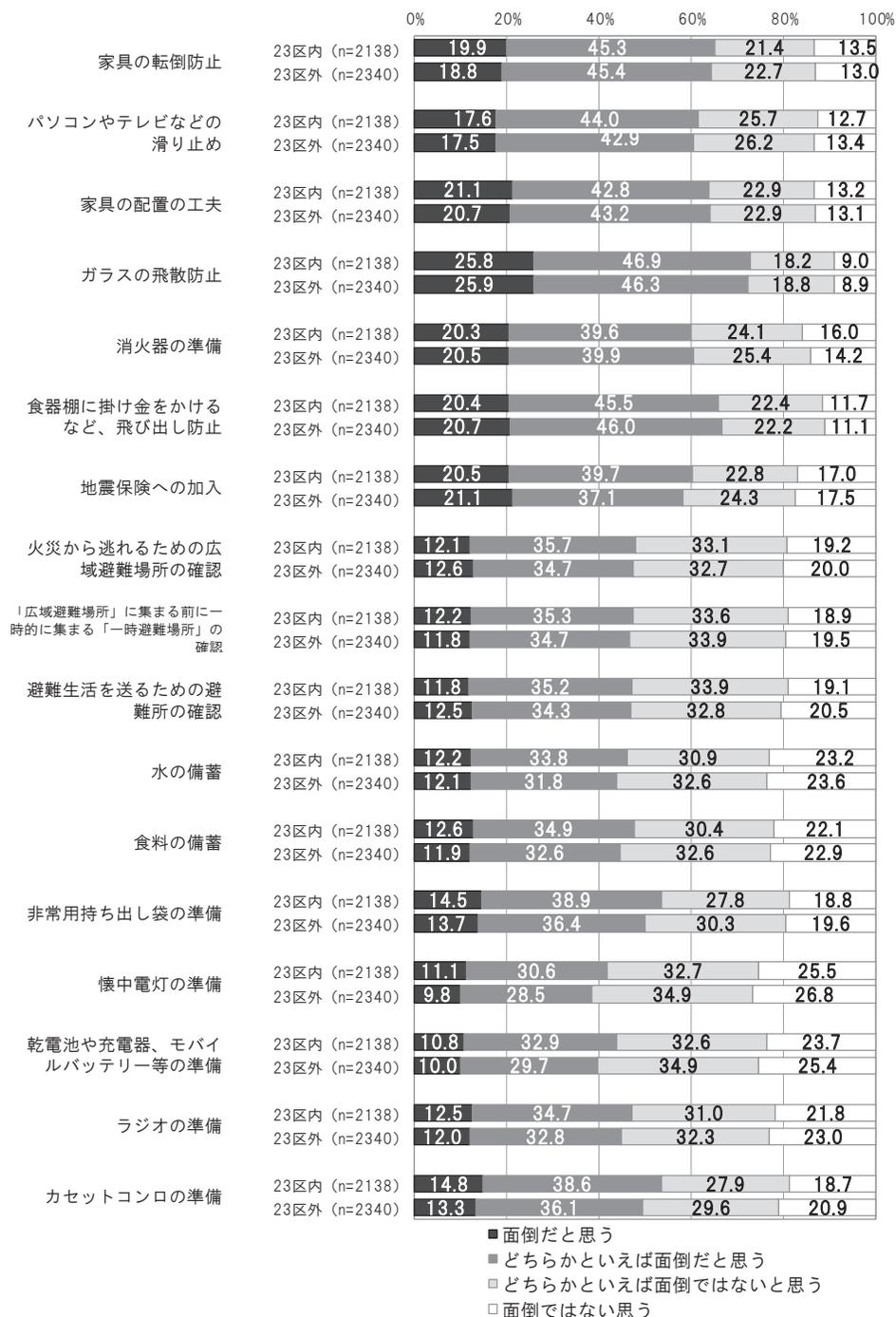


図 5.8 地震対策として面倒か

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

5.3 地震対策のきっかけ

最後に、こうした地震対策を行うきっかけを複数回答で問うた。その結果が図 5.9 である。最も多いのが、「東日本大震災や熊本地震などの被災地の様子をテレビなどで見たこと」であり、全体の 5 割であった。次いで、「実際に大きな地震を経験したこと」で約 3 割、「防災に関するテレビ番組を見たこと」が約 3 割弱で続く。こうした結果からみてもわかるように、あまり日常的な会話などではなく、基本は直接経験か、マスメディアなどをした情報入手などを契機として防災対策を行っているという現状が明らかである。

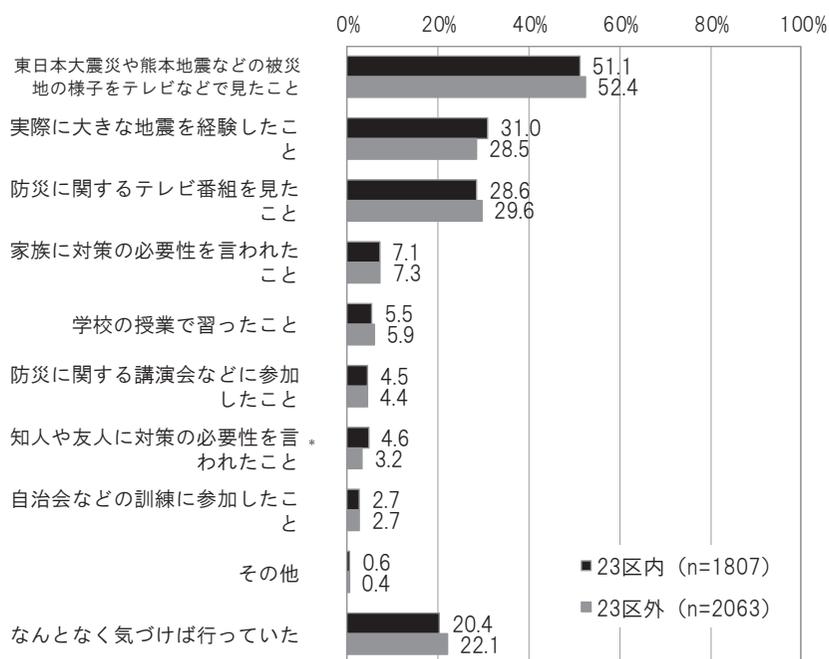


図 5.9 地震対策のきっかけ

(χ^2 検定, 無印: 有意差なし, *: $p < .05$, **: $p < .01$, ***: $p < .001$)

6. まとめ

以上のように、23 区内外の住民の首都直下地震や地震防災についての認知体系が異なることはほとんどみられなかった。そもそも被害想定を多くの人が認知していなかったことや首都直下地震の情報にメディアを介して接触した人が少ないことがあげられよう。特に、揺れで自宅が受ける被害についてはある程度イメージが出来る人が多いが、火災に関しては「わからない」と回答した人が多かったことは、首都直下地震の防災を考えるうえで課題であろう。また、インフラの被害がどの程度続くか、という点についても多くの人が被害のイメージをもっていないことが明らかとなった。そのことは実際に災害が発生した際

に混乱が生じる一因となるであろう。

ただし、被害想定の詳細な知識が、具体的な地震対策につながるかはまた、別の問題である。特に、対策として安否確認の方法を決めていない人が多いこと、火災に関する避難方法の理解が進んでいないことなどは課題としてあげられる。地震に関する情報は、「家の耐震診断をしましょう」や「家具固定をしましょう」といった啓発が中心である。これらが大切なことは言うまでもないが、事前対策の啓発以外の首都直下地震に関する防災情報のあり方を考える必要があるだろう。

引用・参考文献

地震調査研究推進本部（地震調査委員会），2015，関東地域の活断層の長期評価（第一版）

内閣府（首都直下地震モデル検討会），2013a，首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

内閣府（首都直下地震モデル検討会），2013b，首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書
図表集

内閣府，2014，平成26年版防災白書

Spittal, M.J., Walkey, F.H., McClure, J., Siegert, R.J., and Ballantyne, K.: The Earthquake Readiness Scale: The development of a valid and reliable unifactorial measure, *Natural Hazards*, 39, pp. 15-29, 2006.

東京都防災会議，2022，首都直下地震等による東京の被害想定報告書

安本真也・横田崇・牛山素行・石黒聡士・関谷直也，2020，平成30年7月豪雨における西予市での住民の避難行動と避難の意思決定構造，*自然災害科学* vol.39，特別号，pp. 71-85.

附属資料（アンケート調査の単純集計）

(SA)【調査1】F1. 性別

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	男性	49.0
2	女性	51.0

(SA)【調査1】OF2. 年代

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	10代	0.0
2	20代	15.2
3	30代	20.1
4	40代	21.6
5	50代	21.9
6	60代	21.2
7	70代以上	0.0

(SA)【調査1】SC1. あなたのお住まいの都道府県をお答えください。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	東京都	100.0
2	それ以外	0.0

(SA)【調査1】SC2. あなたのお住まいの市区町村をお答えください。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	千代田区	1.9
2	中央区	2.0
3	港区	2.1
4	新宿区	2.2
5	文京区	2.0
6	台東区	1.9
7	墨田区	2.0
8	江東区	2.1
9	品川区	2.2
10	目黒区	2.1
11	大田区	2.1
12	世田谷区	2.2
13	渋谷区	2.1
14	中野区	2.0
15	杉並区	2.1
16	豊島区	2.1
17	北区	2.1
18	荒川区	2.0
19	板橋区	2.2
20	練馬区	2.1
21	足立区	2.2
22	葛飾区	2.0
23	江戸川区	2.2
24	八王子市	2.2
25	立川市	2.1
26	武蔵野市	2.1
27	三鷹市	1.9
28	青梅市	2.0
29	府中市	2.1
30	昭島市	1.9
31	調布市	2.1
32	町田市	2.0
33	小金井市	1.9
34	小平市	2.0

35	日野市	2.1
36	東村山市	2.1
37	国分寺市	2.1
38	国立市	1.9
39	福生市	1.7
40	狛江市	1.9
41	東大和市	2.0
42	清瀬市	1.9
43	東久留米市	2.1
44	武蔵村山市	1.7
45	多摩市	2.0
46	稲城市	1.9
47	羽村市	1.5
48	あきる野市	1.8
49	西東京市	2.1
50	瑞穂町	0.7
51	日の出町	0.4
52	檜原村	0.0
53	奥多摩町	0.1
54	大島町	0.0
55	利島村	0.0
56	新島村	0.0
57	神津島村	0.0
58	三宅村	0.0
59	御蔵島村	0.0
60	八丈町	0.0
61	青ヶ島村	0.0
62	小笠原村	0.0

(SA) 【調査1】 SC3. あなたが主に通勤・通学している市区町村をお答えください

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	千代田区	7.3
2	中央区	4.1
3	港区	6.4
4	新宿区	6.2
5	文京区	1.6
6	台東区	1.5
7	墨田区	1.0
8	江東区	2.1
9	品川区	2.6
10	目黒区	1.2
11	大田区	1.5
12	世田谷区	1.7
13	渋谷区	3.3
14	中野区	1.3
15	杉並区	1.5
16	豊島区	1.9
17	北区	0.9
18	荒川区	0.7
19	板橋区	0.8
20	練馬区	1.0
21	足立区	0.7
22	葛飾区	0.7
23	江戸川区	1.0
24	八王子市	1.7
25	立川市	1.9
26	武蔵野市	1.2
27	三鷹市	0.8
28	青梅市	1.2

29	府中市	1.3
30	昭島市	1.1
31	調布市	1.2
32	町田市	0.8
33	小金井市	0.6
34	小平市	0.8
35	日野市	0.9
36	東村山市	0.7
37	国分寺市	0.6
38	国立市	0.6
39	福生市	0.7
40	狛江市	0.5
41	東大和市	0.7
42	清瀬市	0.6
43	東久留米市	0.6
44	武蔵村山市	0.8
45	多摩市	0.9
46	稲城市	0.6
47	羽村市	0.9
48	あきる野市	0.6
49	西東京市	0.7
50	瑞穂町	0.4
51	日の出町	0.2
52	檜原村	0.0
53	奥多摩町	0.1
54	大島町	0.0
55	利島村	0.0
56	新島村	0.0
57	神津島村	0.0
58	三宅村	0.0
59	御蔵島村	0.0
60	八丈町	0.0
61	青ヶ島村	0.0
62	小笠原村	0.0
63	東京都以外	4.0
64	通勤も通学もしていない	21.7

(SA) 【調査1】 Q7. あなたは、以下の災害について関心がありますか。あてはまるものを、それぞれについて、一つずつお答えください。

		全体	関心がある	やや関心がある	あまり関心がない	関心がない	
【調査1】 Q7項目	首都直下地震 (n=4478)	%	100.0	43.5	37.7	10.9	7.9
【調査1】 Q7項目	南海トラフ地震 (n=4478)	%	100.0	29.3	41.1	19.5	10.2
【調査1】 Q7項目	その他の地域で発生する地震 (n=4478)	%	100.0	20.6	45.3	23.1	11.0
【調査1】 Q7項目	津波 (n=4478)	%	100.0	17.2	35.8	31.1	15.9
【調査1】 Q7項目	富士山の噴火 (n=4478)	%	100.0	26.1	40.4	22.0	11.5
【調査1】 Q7項目	富士山の噴火による大規模降灰 (n=4478)	%	100.0	26.8	40.3	21.5	11.4
【調査1】 Q7項目	富士山以外の火山の噴火 (n=4478)	%	100.0	16.1	37.9	32.1	13.8
【調査1】 Q7項目	河川の大規模なはん濫 (荒川や多摩川など) (n=4478)	%	100.0	22.6	40.3	24.5	12.6
【調査1】 Q7項目	土砂災害 (がけ崩れや地すべりなど) (n=4478)	%	100.0	15.5	36.4	33.2	14.9
【調査1】 Q7項目	台風 (n=4478)	%	100.0	31.8	44.7	15.2	8.3

(SA) 【調査1】 Q8. あなたは、以下の災害について不安を感じていますか。あてはまるものを、それぞれについて、一つずつお答えください。

		全体	不安を感じている	やや不安を感じている	あまり不安を感じていない	不安を感じていない	
【調査1】 Q8項目	首都直下地震 (n=4478)	%	100.0	44.7	38.9	10.8	5.6
【調査1】 Q8項目	南海トラフ地震 (n=4478)	%	100.0	30.1	40.2	21.4	8.2
【調査1】 Q8項目	その他の地域で発生する地震 (n=4478)	%	100.0	22.5	42.8	26.0	8.7
【調査1】 Q8項目	津波 (n=4478)	%	100.0	14.5	29.0	36.9	19.7
【調査1】 Q8項目	富士山の噴火 (n=4478)	%	100.0	24.0	38.3	27.1	10.7
【調査1】 Q8項目	富士山の噴火による大規模降灰 (n=4478)	%	100.0	25.2	39.8	24.8	10.3
【調査1】 Q8項目	富士山以外の火山の噴火 (n=4478)	%	100.0	15.6	34.1	36.2	14.2
【調査1】 Q8項目	河川の大規模なはん濫 (荒川や多摩川など) (n=4478)	%	100.0	20.9	36.0	30.4	12.8
【調査1】 Q8項目	土砂災害 (がけ崩れや地すべりなど) (n=4478)	%	100.0	14.9	31.1	37.4	16.6
【調査1】 Q8項目	台風 (n=4478)	%	100.0	29.3	43.7	19.4	7.6

(SA) 【調査1】 Q9. あなたは、以下の災害について対策の必要性を感じていますか。あてはまるものを、それぞれについて、一つずつお答えください。

		全体	対策の必要性を感じている	やや対策の必要性を感じている	あまり対策の必要性を感じていない	対策の必要性を感じていない	
【調査1】 Q9項目	首都直下地震 (n=4478)	%	100.0	43.2	40.5	10.9	5.3
【調査1】 Q9項目	南海トラフ地震 (n=4478)	%	100.0	28.5	40.5	22.5	8.5
【調査1】 Q9項目	その他の地域で発生する地震 (n=4478)	%	100.0	21.7	41.7	27.0	9.6
【調査1】 Q9項目	津波 (n=4478)	%	100.0	16.0	29.1	35.5	19.4
【調査1】 Q9項目	富士山の噴火 (n=4478)	%	100.0	21.6	38.2	28.6	11.7
【調査1】 Q9項目	富士山の噴火による大規模降灰 (n=4478)	%	100.0	22.6	38.8	27.7	11.0
【調査1】 Q9項目	富士山以外の火山の噴火 (n=4478)	%	100.0	16.0	32.9	36.5	14.6
【調査1】 Q9項目	河川の大規模なはん濫 (荒川や多摩川など) (n=4478)	%	100.0	21.7	36.4	28.4	13.5
【調査1】 Q9項目	土砂災害 (がけ崩れや地すべりなど) (n=4478)	%	100.0	16.3	32.4	35.1	16.2
【調査1】 Q9項目	台風 (n=4478)	%	100.0	29.3	44.7	18.6	7.4

(SA) 【調査1】 Q10. あなたは、以下の災害について、テレビのニュースや新聞の報道で目にしますか。あてはまるものを、それぞれについて、一つずつ

		全体	目にする	やや目にする	あまり目に見えない	目に見えない	
【調査1】 Q10項目	首都直下地震 (n=4478)	%	100.0	23.6	42.8	24.1	9.5
【調査1】 Q10項目	南海トラフ地震 (n=4478)	%	100.0	20.8	42.0	26.2	11.1
【調査1】 Q10項目	その他の地域で発生する地震 (n=4478)	%	100.0	16.1	40.1	32.2	11.6
【調査1】 Q10項目	津波 (n=4478)	%	100.0	15.9	41.0	31.8	11.3
【調査1】 Q10項目	富士山の噴火 (n=4478)	%	100.0	11.2	30.6	39.5	18.7
【調査1】 Q10項目	富士山の噴火による大規模降灰 (n=4478)	%	100.0	11.2	28.5	40.7	19.6
【調査1】 Q10項目	富士山以外の火山の噴火 (n=4478)	%	100.0	11.3	32.2	39.3	17.2
【調査1】 Q10項目	河川の大規模なはん濫 (荒川や多摩川など) (n=4478)	%	100.0	14.9	40.4	32.7	12.1
【調査1】 Q10項目	土砂災害 (がけ崩れや地すべりなど) (n=4478)	%	100.0	15.1	41.9	31.3	11.7
【調査1】 Q10項目	台風 (n=4478)	%	100.0	25.8	46.1	19.9	8.2
【調査1】 Q10項目	高潮 (n=4478)	%	100.0	10.0	31.2	41.3	17.5

(SA) 【調査1】 Q42. あなたが生きている間に、首都圏でマグニチュード7程度の地震が発生すると思いますか。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	発生すると思う	24.7
2	発生する可能性が高いと思う	51.4
3	発生する可能性は低いと思う	15.7
4	発生しないと思う	8.2

(SA) 【調査1】 Q43. あなたは、首都圏でマグニチュード7程度程度の地震が発生したときに、揺れによって自宅が被害を受けるとと思いますか。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	自宅が全壊すると思う	9.8
2	自宅の一部が壊れると思う	33.1
3	自宅は壊れないが、家財道具などが倒れると思う	32.6
4	立てかけているものが倒れる程度の被害があると思う	6.9
5	自宅に全く被害はないと思う	3.6
6	わからない	14.0

(SA) 【調査1】 Q44. あなたは、首都圏でマグニチュード7程度の地震が発生したときに、津波によって自宅が被害を受けるとと思いますか。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	自宅が流されると思う	2.6
2	自宅の一部が壊れると思う	11.6
3	自宅は壊れないが、浸水すると思う	8.5
4	自宅は浸水しないが、周囲は浸水すると思う	8.4
5	津波による被害はないと思う	54.2
6	わからない	14.7

(SA) 【調査1】 Q45. あなたは、首都圏でマグニチュード7程度の地震が発生したときに、地震の火災によって自宅が被害を受けるとと思いますか。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	自宅が全焼すると思う	6.6
2	自宅の一部が焼けると思う	15.8
3	自宅は焼けないが、周囲が火災で被害を受けると思う	29.2
4	火災による被害はないと思う	15.8
5	わからない	32.6

(SA) 【調査1】 Q46. あなたは、首都圏でマグニチュード7程度の地震が発生したときに、すぐに避難場所まで行けるとと思いますか。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	すぐに避難場所まで行けると思う	22.5
2	すぐに避難場所まで行けないと思う	35.6
3	すぐに避難場所に行く必要はないと思う	16.8
4	わからない	25.1

(SA) 【調査1】 Q47. あなたは、首都圏でマグニチュード7程度の地震が発生したとき、自宅周辺の電気・ガス・水道・道路・交通機関などの被害はどのくらいの間、続くと思いますか。

		全体	被害はないと思う	当日中には復旧すると思う	2~3日くらいで復旧すると思う	1週間くらいで復旧すると思う	2週間くらいで復旧すると思う	1か月以上復旧できないと思う	わからない
【調査1】 Q47項目電気 (n=4478)	%	100.0	2.0	5.5	14.2	19.9	12.6	16.0	29.8
【調査1】 Q47項目水道 (n=4478)	%	100.0	1.9	4.9	13.2	19.5	12.1	18.5	29.9
【調査1】 Q47項目ガス (n=4478)	%	100.0	2.2	4.6	13.4	19.0	12.3	18.7	29.9
【調査1】 Q47項目通信・インターネット (n=4478)	%	100.0	2.6	5.8	16.2	18.6	11.9	14.1	30.8
【調査1】 Q47項目道路 (n=4478)	%	100.0	1.8	3.6	9.9	15.4	13.8	24.0	31.5
【調査1】 Q47項目鉄道 (n=4478)	%	100.0	1.4	3.5	10.3	15.6	12.4	24.4	32.4
【調査1】 Q47項目バス (n=4478)	%	100.0	1.5	3.3	11.2	16.6	13.1	21.7	32.5

(MA) 【調査1】 Q48. あなたは、自宅にいて地震が発生した後、周囲で火災が発生していることがわかった場合、どこに避難しますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	広域避難場所	42.3
2	一時 (いっとき) 集合場所 / 一時 (いっとき) 避難場所	26.1
3	近くの頑丈な建物	10.7
4	避難所	24.1
5	その他	0.6
6	避難しない	9.0
7	わからない	21.7

(FA) 【調査1】 Q48_5FA. あなたは、自宅にいて地震が発生した後、周囲で火災が発生していることがわかった場合、どこに避難しますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		%
全体 (n=28)		100.0
回答者数 (n=28)		100.0

(MA) 【調査1】 Q48a. そこに避難するのはなぜですか。あてはまるものをすべて選んでください。

		%
全体 (n=3104)		100.0
1	火災から逃れるため	57.1
2	不安だから	33.1
3	避難生活を送るため	29.0
4	家族と待ち合わせるため	26.1
5	近所の人が集まってそうだから	12.2
6	水や食料を得るため	37.0
7	なんとなく	3.7
8	その他	0.6

(FA) 【調査1】 Q48a_8FA. そこに避難するのはなぜですか。あてはまるものをすべて選んでください。

		%
全体 (n=19)		100.0
回答者数 (n=19)		100.0

(SA) 【調査1】 Q49. あなたは、首都圏でマグニチュード7程度の地震が発生したときに、揺れによって勤務・通学先が被害を受けるといいますか。

		%
全体 (n=3508)		100.0
1	勤務・通学先が全壊すると思う	5.8
2	勤務・通学先の一部が壊れると思う	27.9
3	勤務・通学先は壊れないが、本棚やロッカーなどが倒れると思う	24.6
4	立ってかけているものが倒れる程度の被害があると思う	6.4
5	勤務・通学先に全く被害はないと思う	5.8
6	わからない	29.4

(SA) 【調査1】 Q50. あなたは、首都圏でマグニチュード7程度の地震が発生したときに、津波によって勤務・通学先が被害を受けるといいますか。

		%
全体 (n=3508)		100.0
1	勤務・通学先が流されると思う	3.0
2	勤務・通学先の一部が壊れると思う	15.1
3	勤務・通学先は壊れないが、浸水すると思う	10.0
4	勤務・通学先は浸水しないが、周囲は浸水すると思う	7.4
5	津波による被害はないと思う	38.2
6	わからない	26.2

(SA) 【調査1】 Q51. あなたは、首都圏でマグニチュード7程度の地震が発生したときに、地震による火災で勤務・通学先が被害を受けるといいますか。

		%
全体 (n=3508)		100.0
1	勤務・通学先が全焼すると思う	4.3
2	勤務・通学先の一部が焼けると思う	17.9
3	勤務・通学先は焼けないが、周囲が火災で被害を受けると思う	21.4
4	火災による被害はないと思う	18.9
5	わからない	37.5

(SA) 【調査1】 Q52. あなたは、首都圏でマグニチュード7程度の地震が発生したときに、勤務・通学先はどの程度の期間で事業を再開すると思いますか。

		%
全体 (n=3508)		100.0
1	当日中には再開すると思う	5.5
2	2~3日くらいで再開すると思う	12.1
3	1週間くらいで再開すると思う	17.0
4	2週間くらいで再開すると思う	12.0
5	1か月以上再開しないと思う	15.4
6	事業は再開できないと思う	4.4
7	わからない	33.6

(SA) 【調査1】 Q53. あなたが普段、よく出かける街なかで外出中、マグニチュード7程度の地震にあった場合、あなたはどのように行動すると思いますか。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	その場付近に留まる	48.7
2	帰宅する	51.3

(MA) 【調査1】 Q53a. それはなぜですか。あてはまるものをすべて選択してください。

		%
全体 (n=2179)		100.0
1	公共交通機関が止まっていると思うから	63.6
2	歩いて帰るのが無理だと思うから	37.4
3	家族とは安否確認方法や待ち合わせ場所を決めているから	7.0
4	むやみに動いた方が危険と思うから	59.8
5	むやみに移動しない方がよい、と聞いたことがあるから	29.2
6	街なかで混乱してそうだから	24.4
7	移動する人が多く、混雑していそうだから	28.8
8	どうしたらよいか分からなくなりそうだから	10.4
9	その他	0.5

(MA) 【調査1】 Q53b. それはなぜですか。あてはまるものをすべて選択してください。

	%
全体 (n=2299)	100.0
1 公共交通機関が動いている思うから	4.1
2 歩いて帰れると思うから	48.1
3 家族の安否が心配だから	41.0
4 外出先で不安だから	28.9
5 すぐに帰ったほうが良い、と聞いたことがあるから	4.1
6 街なかで混乱してそうだから	12.7
7 多くの人も移動していると思うから	6.5
8 どうしたらよいか分からなくなりそうだから	18.4
9 その他	2.1

(SA) 【調査1】 Q54. あなたが住む地域は、東京都の「あなたのまちの地域危険度」でのランクはいくつですか。それぞれについて、一つずつお答えください。

	全体	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5	ランクはわからないが危険度は低いと思う	ランクはわからないが危険度は高いと思う	ランクについてよくわからない	
【調査1】 Q54項目 建物倒壊危険度ランク (n=4478)	%	100.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.9	16.3	9.3	64.5
【調査1】 Q54項目 火災危険度ランク (n=4478)	%	100.0	1.5	2.1	2.2	2.3	2.0	14.8	10.3	64.8
【調査1】 Q54項目 災害時活動困難度ランク (n=4478)	%	100.0	1.5	2.0	2.0	2.4	2.0	15.8	8.5	65.9
【調査1】 Q54項目 総合危険度ランク (n=4478)	%	100.0	1.6	1.9	1.9	2.4	2.1	15.8	9.1	65.4

(SA) 【調査1】 Q55. あなたの通勤・通学先の地域は、東京都の「あなたのまちの地域危険度」でのランクはいくつですか。それぞれについて、一つずつお答えください。

	全体	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5	ランクはわからないが危険度は低いと思う	ランクはわからないが危険度は高いと思う	ランクについてよくわからない	
【調査1】 Q55項目 建物倒壊危険度ランク (n=3508)	%	100.0	1.8	1.9	2.1	2.5	2.1	13.7	10.5	65.3
【調査1】 Q55項目 火災危険度ランク (n=3508)	%	100.0	1.4	2.0	2.2	2.9	2.0	13.2	11.1	65.2
【調査1】 Q55項目 災害時活動困難度ランク (n=3508)	%	100.0	1.5	2.0	2.0	2.8	2.2	13.6	10.7	65.4
【調査1】 Q55項目 総合危険度ランク (n=3508)	%	100.0	1.5	1.7	1.7	3.2	2.4	13.7	10.5	65.4

(SA) 【調査1】 Q56. 首都直下地震については、東京都や内閣府が被害想定を出しています。あなたはこのことを知っていますか。

	%
全体 (n=4478)	100.0
1 想定の内容まで知っている	5.7
2 想定が出ていることは知っているが、内容はよくわからない	52.8
3 知らない	41.5

(SA) 【調査1】 Q57. 首都直下地震の被害想定について、あなたのお考えに最も近いものをそれぞれについて、一つずつお答えください。

	全体	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	
【調査1】 Q57項目 被害想定は当たらないと思う (n=4478)	%	100.0	4.0	19.9	55.7	20.5
【調査1】 Q57項目 被害想定を出すことは、社会全体の地震対策につながると思う (n=4478)	%	100.0	21.6	48.7	20.7	9.0
【調査1】 Q57項目 被害想定は大袈裟すぎると思う (n=4478)	%	100.0	2.7	15.8	55.4	26.0
【調査1】 Q57項目 被害想定を出すことで住民の防災意識向上につながると思う (n=4478)	%	100.0	18.7	50.3	22.2	8.9
【調査1】 Q57項目 被害想定がどうやって作っているのかよくわからない (n=4478)	%	100.0	14.4	46.6	28.9	10.1
【調査1】 Q57項目 被害想定は信用できると思う (n=4478)	%	100.0	8.9	54.6	27.7	8.8
【調査1】 Q57項目 被害想定を出しても仕方がないと思う (n=4478)	%	100.0	4.3	23.2	47.9	24.6
【調査1】 Q57項目 地震がいつ来ても大丈夫なように備えているつもりである (n=4478)	%	100.0	5.9	37.6	43.5	12.9
【調査1】 Q57項目 被害想定は何のために作っているかわからない (n=4478)	%	100.0	3.1	18.0	49.9	29.1
【調査1】 Q57項目 地震はすぐには来ないと思うので、ゆくゆくは備えたいと思っている (n=4478)	%	100.0	3.9	31.7	45.0	19.4

(SA) 【調査1】 Q58. 以下の意見について、あなたのお考えに最も近いものをそれぞれについて、一つずつお答えください。

	全体	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	
【調査1】 Q58項目 「天からの警告」というものは、ある (n=4478)	%	100.0	9.3	35.8	33.4	21.5
【調査1】 Q58項目 「自然災害」は、人間への、天からの警告である (n=4478)	%	100.0	8.8	33.7	34.4	23.1
【調査1】 Q58項目 人間は、みな「運命」「天命」がある (n=4478)	%	100.0	11.8	41.7	29.6	16.8
【調査1】 Q58項目 「自然災害」による被害を受けるか受けないかは運命である (n=4478)	%	100.0	9.3	38.9	33.5	18.2
【調査1】 Q58項目 今の世の中では、一人一人の人間はあまりにも無力である (n=4478)	%	100.0	21.2	43.6	25.4	9.8
【調査1】 Q58項目 大自然の力を前にしては、一人一人の人間はあまりにも無力である (n=4478)	%	100.0	32.4	41.6	17.8	8.2
【調査1】 Q58項目 大自然の力を前にしては、人類はあまりにも無力である (n=4478)	%	100.0	31.8	41.9	18.4	8.0
【調査1】 Q58項目 人間がどんなに対策をとっても「自然災害」による被害は防ぎようがない (n=4478)	%	100.0	21.3	43.2	25.8	9.6

(SA) 【調査1】 Q59. 2015年に東京都は『東京防災』という冊子を作りました。あなたはこの『東京防災』を知っていますか。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	読んだことがあり、中身も覚えている	11.1
2	読んだことがあるが、中身は覚えていない	33.1
3	知っているが、読んだことはない	25.7
4	知らない	30.1

(SA) 【調査1】 Q60. あなたはこれまでに大きな災害を経験したことはありますか。それぞれについて、一つずつお答えください。

		%	全体	避難したことがある	避難はしていないが、経験したことがある	経験したことはない
【調査1】 Q60項目	地震 (n=4478)	%	100.0	8.0	47.5	44.6
【調査1】 Q60項目	津波 (n=4478)	%	100.0	1.5	5.4	93.0
【調査1】 Q60項目	火山噴火 (n=4478)	%	100.0	1.2	5.1	93.7
【調査1】 Q60項目	水害 (n=4478)	%	100.0	2.6	10.3	87.1

(SA) 【調査1】 Q61. あなたは防災訓練に参加していますか。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	必ず参加している	3.8
2	たいてい参加している	12.5
3	たまに参加している	29.3
4	参加したことがない	54.4

(MA) 【調査1】 Q62. 現在、あなたご自身、もしくはご自宅に同居されている方の中に、以下のような方はいらっしゃいますか。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	未就学児	8.9
2	後期高齢者 (75歳以上)	7.7
3	高齢者 (65～75歳未満)	14.1
4	要介護者	2.1
5	上記以外の家族や同居人	38.9
6	いない (一人暮らし)	36.4

(SA) 【調査1】 Q63. あなたのお住まいは次のうちどれにあたりますか。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	集合住宅 (賃貸)	36.5
2	戸建て (賃貸)	4.3
3	公営住宅	2.5
4	集合住宅 (所有)	23.7
5	戸建て (所有)	32.6
6	その他	0.4

(SA) 【調査1】 Q64. あなたのお住まいは、建ててから何年経過しましたか。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	20年未満	42.9
2	20年以上40年未満	35.4
3	40年以上70年未満	10.9
4	70年以上	0.3
5	わからない	10.4

(SA) 【調査1】 Q65. ご自宅の建物の造りについて教えてください。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	木造 (W造)	32.0
2	鉄筋コンクリート造 (RC造)	26.5
3	鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)	16.7
4	鉄骨造 (S造)	3.8
5	その他	0.2
6	わからない	20.8

(MA) 【調査2】 Q24. あなたは、首都直下地震に関する情報に接触しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	2019年12月にNHKで放送されたドラマ『パラレル東京』をみた	11.7
2	テレビで首都直下地震に関する情報を見た	36.7
3	新聞や雑誌で首都直下地震に関する情報を見た	9.8
4	インターネットで首都直下地震に関する情報を見た	19.2
5	地震動予測地図を見た	3.5
6	市区町村の避難所などが書かれている防災マップを見た	10.9
7	東京都の『震災時火災における避難場所や避難道路』を確認した	4.2
8	その他	0.1
9	上記の中であてはまるものはない	43.7

(FA) 【調査2】 Q24_8FA. あなたは、首都直下地震に関する情報に接触しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

		%
全体 (n=5)		100.0
回答者数 (n=5)		100.0

(MA) 【調査2】 Q25. あなたは、首都直下地震が発生したときの下記のリスクについて、メディアで見聞きしたことはありますか。それぞれについて、あてはまるものをすべて選んでください。

		全体	テレビで見聞きしたことがある	インターネットで見聞きしたことがある	新聞で見たことがある	雑誌で見たことがある	ラジオで聞いたことがある	友人から聞いたことがある	映画やドラマで見聞きしたことがある	こうしたリスクを見聞きしたことがない
【調査2】 Q25項目	自分自身の電話がつかなくなる (n=4478)	100.0	62.2	23.6	7.4	2.4	3.3	4.0	5.8	20.0
【調査2】 Q25項目	自分自身のメールやLINE・Twitterが使えなくなる (n=4478)	100.0	54.1	23.1	6.8	2.8	3.1	3.3	4.5	26.3
【調査2】 Q25項目	自分自身が大規模な延焼火災に巻き込まれる (n=4478)	100.0	52.2	18.4	6.2	2.7	2.9	2.5	5.9	29.7
【調査2】 Q25項目	自分自身が建物やエレベーター内に閉じ込められる (n=4478)	100.0	62.0	29.8	7.0	3.4	3.2	2.3	7.5	18.8
【調査2】 Q25項目	自分自身がデマ・流言にまどわされる (n=4478)	100.0	54.6	23.0	6.0	2.7	3.6	2.8	5.9	25.1
【調査2】 Q25項目	自分自身が土砂災害に巻き込まれる (n=4478)	100.0	49.3	17.3	5.4	2.4	2.7	2.3	5.3	32.6
【調査2】 Q25項目	自分自身が警察官 (なだれ) や消防員に巻き込まれる (n=4478)	100.0	48.7	16.6	5.5	2.5	2.9	1.9	6.2	33.8
【調査2】 Q25項目	自分自身が工場や建物の爆発被害に巻き込まれる (n=4478)	100.0	45.6	15.8	5.2	2.3	2.5	1.9	5.9	37.6

(MA) 【調査2】 Q26. 屋内においてマグニチュード7程度の地震が起きたときに、あなたはどのような行動を取ると思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		%
全体 (n=4229)		100.0
1	机の下に隠れる	40.8
2	その場で姿勢を低くする	33.2
3	頭を守る	51.7
4	火を消しに行く	27.9
5	家族を守りに行く	15.7
6	タンスや棚が倒れないように支える	16.1
7	ドアを開ける	42.7
8	周囲を見回す	17.5
9	落下したり、倒れてくるものがないか確認する	38.7
10	その他	0.9

(FA) 【調査2】 Q26_10FA. 屋内においてマグニチュード7程度の地震が起きたときに、あなたはどのような行動を取ると思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		%
全体 (n=39)		100.0
回答者数 (n=39)		100.0

(MA) 【調査2】 Q27. 揺れがおさまったら、あなたは最初に、どのような行動を取ると思いますか。

		%
全体 (n=4188)		100.0
1	出口を確保しに行く	64.4
2	テレビをつけて震源地と震度を調べようとする	55.7
3	スマートフォンの通知を確認する	37.7
4	家族にメールで連絡する	25.0
5	家族に電話で連絡する	20.3
6	非常用持ち出し袋を背負い、外に出る	11.4
7	お隣の方に声をかけに行く	6.2
8	その他	1.1

(MA) 【調査2】 Q28. では、屋外においてマグニチュード7程度の地震が起きたときに、あなたはどのような行動を取ると思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		%
全体 (n=4160)		100.0
1	その場で姿勢を低くする	45.9
2	頭を守る	56.2
3	その場に止まる	37.6
4	周囲を見回す	34.1
5	落下したり、倒れてくるものがないか確認する	53.7
6	その他	0.7

(SA) 【調査2】 Q29. お住まいの地域で地震が発生した場合、ご自宅が住める状況でも、あなたは避難をしますと思いますが、下記のケースごとにお答えください。

		全体	必ず避難する と思う	たぶん避難する と思う	たぶん避難し ないと思う	必ず避難しな いと思う	
【調査2】 Q29項目	自宅に火災が迫っているとき (n=4478)	%	100.0	56.3	34.9	6.1	2.6
【調査2】 Q29項目	近くで火災が発生したことに気付いたとき (n=4478)	%	100.0	27.4	51.6	18.2	2.9
【調査2】 Q29項目	同じ市区で火災が多発していることがわかった場合 (n=4478)	%	100.0	15.2	37.8	40.7	6.3
【調査2】 Q29項目	自治体から火災に備えて避難指示が出ている場合 (n=4478)	%	100.0	27.8	48.7	19.3	4.1
【調査2】 Q29項目	家族が避難しようと言ったとき (n=4478)	%	100.0	33.8	52.6	10.5	3.1
【調査2】 Q29項目	自治会・近所の人から避難を呼びかけられたとき (n=4478)	%	100.0	32.1	53.4	11.4	3.1
【調査2】 Q29項目	消防職員・消防団・夜間職員などから避難を呼びかけられたとき (n=4478)	%	100.0	42.8	45.5	8.9	2.8
【調査2】 Q29項目	周囲の人たちが避難を始めたとき (n=4478)	%	100.0	35.0	51.4	10.8	2.8

(SA) 【調査2】 Q30. もし、地震が発生して被害にあわれて、家に住めなくなり、長期的に避難せざるを得なくなった場合、まず避難するとしたらあなたはどこに避難したいですか。

		%
全体 (n=4478)		100.0
1	近所の避難所	55.2
2	東京都内	21.8
3	東京都以外	23.0

(MA) 【調査2】 Q30a. その避難先は具体的に、どこですか。あてはまるものをすべて選んでください。

		%
全体 (n=1031)		100.0
1	祖父母・父母、子どもなどの家	51.4
2	親戚の家	16.4
3	知人・友人の家	6.5
4	受入れを行っている遠方の自治体が設置する施設	12.5
5	ホテル・旅館	14.2
6	車中泊	4.7
7	その他	4.0
8	わからない	17.5

(SA) 【調査2】 Q30b1_1. 祖父母・父母、子どもなどの家

		%
全体 (n=530)		100.0
1	北海道	3.8
2	青森県	2.8
3	岩手県	1.7
4	宮城県	1.9
5	秋田県	1.7
6	山形県	1.1
7	福島県	3.0
8	茨城県	3.4
9	栃木県	2.6
10	群馬県	2.8
11	埼玉県	10.4
12	千葉県	8.1
13	東京都	3.2
14	神奈川県	6.4
15	新潟県	4.9
16	富山県	1.1
17	石川県	0.9
18	福井県	0.4
19	山梨県	0.6
20	長野県	4.3
21	岐阜県	0.8
22	静岡県	2.8
23	愛知県	2.6
24	三重県	1.1
25	滋賀県	0.4
26	京都府	1.9
27	大阪府	4.7
28	兵庫県	4.7
29	奈良県	1.1
30	和歌山県	0.8
31	鳥取県	0.9
32	島根県	0.4
33	岡山県	1.3
34	広島県	2.3
35	山口県	0.6
36	徳島県	0.2
37	香川県	0.9
38	愛媛県	0.8
39	高知県	0.2
40	福岡県	3.0
41	佐賀県	0.2
42	長崎県	0.6
43	熊本県	0.8
44	大分県	0.6
45	宮崎県	0.6
46	鹿児島県	0.2
47	沖縄県	0.0
48	わからない	0.4

(SA) 【調査2】 Q30b1_2. 親戚の家

		%
全体 (n=169)		100.0
1	北海道	2.4
2	青森県	1.2
3	岩手県	2.4
4	宮城県	3.0
5	秋田県	1.2
6	山形県	1.2
7	福島県	3.0
8	茨城県	4.7
9	栃木県	3.0
10	群馬県	3.0
11	埼玉県	7.7
12	千葉県	4.7
13	東京都	5.9
14	神奈川県	5.9
15	新潟県	4.1
16	富山県	1.8
17	石川県	3.0
18	福井県	1.2
19	山梨県	1.8
20	長野県	3.0
21	岐阜県	1.2
22	静岡県	1.2
23	愛知県	4.7
24	三重県	0.6
25	滋賀県	0.0
26	京都府	1.8
27	大阪府	5.9
28	兵庫県	3.6
29	奈良県	0.6
30	和歌山県	0.0
31	鳥取県	0.6
32	島根県	0.0
33	岡山県	0.0
34	広島県	2.4
35	山口県	1.8
36	徳島県	1.2
37	香川県	0.6
38	愛媛県	0.0
39	高知県	0.6
40	福岡県	1.2
41	佐賀県	1.8
42	長崎県	1.8
43	熊本県	0.0
44	大分県	1.8
45	宮崎県	0.6
46	鹿児島県	1.2
47	沖縄県	0.0
48	わからない	1.2

(SA) 【調査2】 Q30bc1_3. 知人・友人の家

全体 (n=67)		%
1	北海道	7.5
2	青森県	0.0
3	岩手県	3.0
4	宮城県	4.5
5	秋田県	1.5
6	山形県	6.0
7	福島県	0.0
8	茨城県	3.0
9	栃木県	4.5
10	群馬県	0.0
11	埼玉県	4.5
12	千葉県	10.4
13	東京都	7.5
14	神奈川県	4.5
15	新潟県	4.5
16	富山県	3.0
17	石川県	3.0
18	福井県	1.5
19	山梨県	0.0
20	長野県	0.0
21	岐阜県	0.0
22	静岡県	0.0
23	愛知県	7.5
24	三重県	1.5
25	滋賀県	0.0
26	京都府	1.5
27	大阪府	4.5
28	兵庫県	0.0
29	奈良県	0.0
30	和歌山県	1.5
31	鳥取県	0.0
32	島根県	0.0
33	岡山県	4.5
34	広島県	1.5
35	山口県	1.5
36	徳島県	0.0
37	香川県	0.0
38	愛媛県	0.0
39	高知県	0.0
40	福岡県	1.5
41	佐賀県	0.0
42	長崎県	1.5
43	熊本県	0.0
44	大分県	0.0
45	宮崎県	0.0
46	鹿児島県	0.0
47	沖縄県	3.0
48	わからない	1.5

(SA) 【調査2】 Q30bc1_4. 受入れを行っている遠方の自治体が設置する施設

全体 (n=129)		%
1	北海道	3.9
2	青森県	3.1
3	岩手県	0.0
4	宮城県	0.8
5	秋田県	1.6
6	山形県	0.8
7	福島県	3.1
8	茨城県	3.1
9	栃木県	4.7
10	群馬県	4.7
11	埼玉県	3.9
12	千葉県	5.4
13	東京都	18.6
14	神奈川県	5.4
15	新潟県	0.8
16	富山県	0.0
17	石川県	1.6
18	福井県	0.0
19	山梨県	0.8
20	長野県	3.9
21	岐阜県	0.0
22	静岡県	0.0
23	愛知県	1.6
24	三重県	0.0
25	滋賀県	0.0
26	京都府	0.0
27	大阪府	0.8
28	兵庫県	1.6
29	奈良県	0.0
30	和歌山県	0.8
31	鳥取県	0.0
32	島根県	0.0
33	岡山県	0.0
34	広島県	0.0
35	山口県	0.0
36	徳島県	0.0
37	香川県	0.0
38	愛媛県	0.0
39	高知県	0.0
40	福岡県	1.6
41	佐賀県	0.0
42	長崎県	0.8
43	熊本県	0.0
44	大分県	0.0
45	宮崎県	0.0
46	鹿児島県	1.6
47	沖縄県	0.8
48	わからない	24.8

(SA) 【調査2】 Q30bc1_5. ホテル・旅館

全体 (n=146)		100.0
1	北海道	6.2
2	青森県	0.7
3	岩手県	0.7
4	宮城県	0.7
5	秋田県	2.1
6	山形県	2.1
7	福島県	2.1
8	茨城県	3.4
9	栃木県	3.4
10	群馬県	3.4
11	埼玉県	4.8
12	千葉県	8.2
13	東京都	12.3
14	神奈川県	2.7
15	新潟県	1.4
16	富山県	0.7
17	石川県	1.4
18	福井県	0.0
19	山梨県	2.1
20	長野県	4.8
21	岐阜県	0.0
22	静岡県	0.0
23	愛知県	2.7
24	三重県	0.0
25	滋賀県	0.0
26	京都府	0.7
27	大阪府	5.5
28	兵庫県	2.1
29	奈良県	0.0
30	和歌山県	0.7
31	鳥取県	0.0
32	島根県	0.0
33	岡山県	0.0
34	広島県	0.0
35	山口県	0.0
36	徳島県	0.0
37	香川県	0.0
38	愛媛県	0.0
39	高知県	0.0
40	福岡県	2.1
41	佐賀県	0.0
42	長崎県	0.0
43	熊本県	0.0
44	大分県	0.7
45	宮崎県	0.0
46	鹿児島県	0.7
47	沖縄県	1.4
48	わからない	20.5

(SA) 【調査2】 Q30bc1_7. その他

全体 (n=41)		100.0
1	北海道	4.9
2	青森県	0.0
3	岩手県	2.4
4	宮城県	0.0
5	秋田県	2.4
6	山形県	2.4
7	福島県	4.9
8	茨城県	4.9
9	栃木県	0.0
10	群馬県	2.4
11	埼玉県	0.0
12	千葉県	7.3
13	東京都	4.9
14	神奈川県	7.3
15	新潟県	7.3
16	富山県	0.0
17	石川県	0.0
18	福井県	0.0
19	山梨県	4.9
20	長野県	22.0
21	岐阜県	0.0
22	静岡県	2.4
23	愛知県	2.4

(SA) 【調査2】 Q30bc1_6. 車中泊

全体 (n=48)		100.0
1	北海道	4.2
2	青森県	0.0
3	岩手県	0.0
4	宮城県	0.0
5	秋田県	2.1
6	山形県	0.0
7	福島県	4.2
8	茨城県	4.2
9	栃木県	6.3
10	群馬県	0.0
11	埼玉県	12.5
12	千葉県	4.2
13	東京都	16.7
14	神奈川県	2.1
15	新潟県	2.1
16	富山県	0.0
17	石川県	0.0
18	福井県	0.0
19	山梨県	2.1
20	長野県	8.3
21	岐阜県	0.0
22	静岡県	0.0
23	愛知県	4.2
24	三重県	0.0
25	滋賀県	0.0
26	京都府	0.0
27	大阪府	2.1
28	兵庫県	2.1
29	奈良県	0.0
30	和歌山県	0.0
31	鳥取県	0.0
32	島根県	0.0
33	岡山県	0.0
34	広島県	0.0
35	山口県	0.0
36	徳島県	0.0
37	香川県	0.0
38	愛媛県	0.0
39	高知県	0.0
40	福岡県	0.0
41	佐賀県	0.0
42	長崎県	0.0
43	熊本県	0.0
44	大分県	0.0
45	宮崎県	0.0
46	鹿児島県	0.0
47	沖縄県	0.0
48	わからない	22.9

24	三重県	2.4
25	滋賀県	0.0
26	京都府	0.0
27	大阪府	0.0
28	兵庫県	2.4
29	奈良県	0.0
30	和歌山県	0.0
31	鳥取県	0.0
32	島根県	0.0
33	岡山県	2.4
34	広島県	0.0
35	山口県	0.0
36	徳島県	4.9
37	香川県	0.0
38	愛媛県	0.0
39	高知県	0.0
40	福岡県	2.4
41	佐賀県	0.0
42	長崎県	0.0
43	熊本県	2.4
44	大分県	0.0
45	宮崎県	0.0
46	鹿児島県	0.0
47	沖縄県	0.0
48	わからない	0.0

(MA) 【調査2】 Q30c. そこまでの避難の手段は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

全体 (n=851)		%
1	自家用車	40.4
2	電車・新幹線	51.6
3	バス・タクシー	13.7
4	原付・バイク	1.4
5	自転車	5.8
6	徒歩	13.2
7	飛行機	14.8
8	その他	0.6
9	わからない	12.3

(MA) 【調査2】 Q30d. その後、都内に食料などの物資が入らなくなった場合、避難するとしたらあなたはどこに避難しますか。あてはまるものをすべて選んでください。

全体 (n=3447)		%
1	祖父母、父母、子どもなどの家	28.0
2	親戚の家	14.8
3	知人・友人の家	7.5
4	受け入れを行っている遠方の自治体が設置する施設	29.9
5	ホテル・旅館	14.0
6	車中泊	6.8
7	その他	0.5
8	わからない	34.9

(SA) 【調査2】 Q30e01_1. 祖父母、父母、子どもなどの家

全体 (n=966)		%
1	北海道	2.2
2	青森県	1.1
3	岩手県	0.8
4	宮城県	1.1
5	秋田県	0.9
6	山形県	0.7
7	福島県	1.7
8	茨城県	3.0
9	栃木県	2.3
10	群馬県	1.9
11	埼玉県	8.0
12	千葉県	4.9
13	東京都	38.9
14	神奈川県	6.0
15	新潟県	1.7
16	富山県	0.4
17	石川県	1.1
18	福井県	0.5
19	山梨県	0.6
20	長野県	2.1
21	岐阜県	0.5
22	静岡県	2.1
23	愛知県	3.0
24	三重県	0.5
25	滋賀県	0.4
26	京都府	0.5
27	大阪府	2.6
28	兵庫県	2.0
29	奈良県	0.5
30	和歌山県	0.3
31	鳥取県	0.0
32	島根県	0.3
33	岡山県	0.6
34	広島県	0.9
35	山口県	0.6
36	徳島県	0.4
37	香川県	0.2
38	愛媛県	0.5
39	高知県	0.1
40	福岡県	1.2
41	佐賀県	0.1
42	長崎県	0.5
43	熊本県	0.2
44	大分県	0.4
45	宮崎県	0.5
46	鹿児島県	0.5
47	沖縄県	0.2
48	わからない	0.2

(SA) 【調査2】 Q30e01_2. 親戚の家

全体 (n=509)		%
1	北海道	2.4
2	青森県	1.2
3	岩手県	1.4
4	宮城県	3.3
5	秋田県	1.4
6	山形県	1.2
7	福島県	2.8
8	茨城県	5.1
9	栃木県	2.2
10	群馬県	2.6
11	埼玉県	9.2
12	千葉県	5.7
13	東京都	27.1
14	神奈川県	6.3
15	新潟県	1.6
16	富山県	0.6
17	石川県	0.8
18	福井県	0.4
19	山梨県	0.6
20	長野県	2.6
21	岐阜県	1.0
22	静岡県	2.8
23	愛知県	3.1
24	三重県	0.6
25	滋賀県	0.2
26	京都府	1.0
27	大阪府	3.3
28	兵庫県	1.8
29	奈良県	0.2
30	和歌山県	0.4
31	鳥取県	0.0
32	島根県	0.4
33	岡山県	0.8
34	広島県	0.6
35	山口県	0.2
36	徳島県	0.0
37	香川県	0.2
38	愛媛県	0.2
39	高知県	0.6
40	福岡県	2.4
41	佐賀県	0.0
42	長崎県	0.2
43	熊本県	0.0
44	大分県	0.4
45	宮崎県	0.0
46	鹿児島県	0.4
47	沖縄県	0.2
48	わからない	1.0

(SA) 【調査2】 Q30ec1_3. 知人・友人の家

全体 (n=258)		％
1	北海道	3.1
2	青森県	0.0
3	岩手県	0.4
4	宮城県	1.9
5	秋田県	1.2
6	山形県	1.2
7	福島県	3.1
8	茨城県	1.6
9	栃木県	1.6
10	群馬県	0.8
11	埼玉県	7.8
12	千葉県	6.6
13	東京都	50.0
14	神奈川県	4.7
15	新潟県	1.2
16	富山県	0.8
17	石川県	0.0
18	福井県	0.0
19	山梨県	0.8
20	長野県	1.2
21	岐阜県	0.4
22	静岡県	0.4
23	愛知県	0.4
24	三重県	0.0
25	滋賀県	0.0
26	京都府	0.4
27	大阪府	1.6
28	兵庫県	0.8
29	奈良県	0.4
30	和歌山県	0.0
31	鳥取県	0.0
32	島根県	0.4
33	岡山県	0.4
34	広島県	0.8
35	山口県	0.8
36	徳島県	0.0
37	香川県	0.0
38	愛媛県	0.0
39	高知県	0.0
40	福岡県	0.8
41	佐賀県	0.4
42	長崎県	0.0
43	熊本県	0.0
44	大分県	0.0
45	宮崎県	0.4
46	鹿児島県	0.0
47	沖縄県	0.0
48	わからない	4.3

(SA) 【調査2】 Q30ec1_4. 受入れを行っている遠方の自治体が設置する施設

全体 (n=1029)		％
1	北海道	1.2
2	青森県	0.3
3	岩手県	0.3
4	宮城県	0.3
5	秋田県	0.4
6	山形県	0.4
7	福島県	0.6
8	茨城県	0.9
9	栃木県	0.9
10	群馬県	1.2
11	埼玉県	6.3
12	千葉県	3.6
13	東京都	50.0
14	神奈川県	1.7
15	新潟県	1.2
16	富山県	0.2
17	石川県	0.6
18	福井県	0.0
19	山梨県	0.6
20	長野県	1.6
21	岐阜県	0.1
22	静岡県	0.5
23	愛知県	0.4
24	三重県	0.0
25	滋賀県	0.0
26	京都府	0.3
27	大阪府	0.3
28	兵庫県	0.8
29	奈良県	0.0
30	和歌山県	0.1
31	鳥取県	0.1
32	島根県	0.0
33	岡山県	0.3
34	広島県	0.2
35	山口県	0.1
36	徳島県	0.0
37	香川県	0.1
38	愛媛県	0.0
39	高知県	0.1
40	福岡県	0.9
41	佐賀県	0.0
42	長崎県	0.0
43	熊本県	0.0
44	大分県	0.0
45	宮崎県	0.0
46	鹿児島県	0.0
47	沖縄県	0.2
48	わからない	23.6

(SA) 【調査2】 Q30e01_5. ホテル・旅館

全体 (n=481)		%
1	北海道	1.0
2	青森県	0.4
3	岩手県	0.2
4	宮城県	0.4
5	秋田県	0.4
6	山形県	0.0
7	福島県	1.9
8	茨城県	1.9
9	栃木県	1.0
10	群馬県	1.5
11	埼玉県	4.0
12	千葉県	1.9
13	東京都	51.6
14	神奈川県	4.8
15	新潟県	0.4
16	富山県	0.2
17	石川県	0.0
18	福井県	0.0
19	山梨県	1.0
20	長野県	2.1
21	岐阜県	0.0
22	静岡県	0.4
23	愛知県	0.8
24	三重県	0.0
25	滋賀県	0.0
26	京都府	0.6
27	大阪府	0.6
28	兵庫県	0.6
29	奈良県	0.0
30	和歌山県	0.2
31	鳥取県	0.0
32	島根県	0.0
33	岡山県	0.2
34	広島県	0.2
35	山口県	0.2
36	徳島県	0.0
37	香川県	0.2
38	愛媛県	0.2
39	高知県	0.0
40	福岡県	0.2
41	佐賀県	0.0
42	長崎県	0.0
43	熊本県	0.0
44	大分県	0.0
45	宮崎県	0.0
46	鹿児島県	0.2
47	沖縄県	0.8
48	わからない	19.8

(SA) 【調査2】 Q30e01_7. その他

全体 (n=16)		%
1	北海道	6.3
2	青森県	0.0
3	岩手県	0.0
4	宮城県	0.0
5	秋田県	0.0
6	山形県	0.0
7	福島県	0.0
8	茨城県	0.0
9	栃木県	6.3
10	群馬県	0.0
11	埼玉県	0.0
12	千葉県	6.3
13	東京都	68.8
14	神奈川県	0.0
15	新潟県	0.0
16	富山県	0.0
17	石川県	0.0
18	福井県	0.0
19	山梨県	6.3
20	長野県	6.3
21	岐阜県	0.0
22	静岡県	0.0
23	愛知県	0.0

(SA) 【調査2】 Q30e01_6. 車中泊

全体 (n=236)		%
1	北海道	0.0
2	青森県	0.0
3	岩手県	0.0
4	宮城県	0.4
5	秋田県	0.0
6	山形県	0.8
7	福島県	2.1
8	茨城県	1.7
9	栃木県	0.4
10	群馬県	1.7
11	埼玉県	4.7
12	千葉県	0.8
13	東京都	66.1
14	神奈川県	1.7
15	新潟県	1.3
16	富山県	0.0
17	石川県	0.8
18	福井県	0.0
19	山梨県	0.0
20	長野県	0.8
21	岐阜県	0.0
22	静岡県	0.0
23	愛知県	0.0
24	三重県	0.0
25	滋賀県	0.0
26	京都府	0.0
27	大阪府	0.8
28	兵庫県	0.8
29	奈良県	0.0
30	和歌山県	0.0
31	鳥取県	0.0
32	島根県	0.4
33	岡山県	0.0
34	広島県	0.0
35	山口県	0.0
36	徳島県	0.0
37	香川県	0.0
38	愛媛県	0.0
39	高知県	0.0
40	福岡県	0.0
41	佐賀県	0.0
42	長崎県	0.0
43	熊本県	0.0
44	大分県	0.0
45	宮崎県	0.0
46	鹿児島県	0.0
47	沖縄県	0.0
48	わからない	14.4

24	三重県	0.0
25	滋賀県	0.0
26	京都府	0.0
27	大阪府	0.0
28	兵庫県	0.0
29	奈良県	0.0
30	和歌山県	0.0
31	鳥取県	0.0
32	島根県	0.0
33	岡山県	0.0
34	広島県	0.0
35	山口県	0.0
36	徳島県	0.0
37	香川県	0.0
38	愛媛県	0.0
39	高知県	0.0
40	福岡県	0.0
41	佐賀県	0.0
42	長崎県	0.0
43	熊本県	0.0
44	大分県	0.0
45	宮崎県	0.0
46	鹿児島県	0.0
47	沖縄県	0.0
48	わからない	0.0

(MA) 【調査2】 Q30f. そこまでの避難の手段は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

全体 (n=2244)		%
1	自家用車	39.6
2	電車・新幹線	38.5
3	バス・タクシー	13.4
4	原付・バイク	2.6
5	自転車	12.5
6	徒歩	40.1
7	飛行機	5.7
8	その他	0.1
9	わからない	10.8

(MA) 【調査2】 Q31. あなたはふだん、次のような地震対策を行っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

全体 (n=3525)		%
1	家具の転倒防止	52.7
2	パソコンやテレビなどの滑り止め	30.9
3	家具の配置の工夫	32.6
4	ガラスの飛散防止	11.1
5	消火器の準備	23.3
6	食器棚に掛け金をかけるなど、飛び出し防止	18.3
7	地震保険への加入	36.3

(MA) 【調査2】 Q32. 前問で選択したこと以外で、次のような地震対策を行っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

全体 (n=3668)		%
1	火災から逃げるための広域避難場所の確認	27.5
2	「広域避難場所」に集まる前に一時的に集まる「一時（いっとき）避難場所」の確認	20.1
3	避難生活を送るための避難所の確認	17.5
4	水の備蓄	56.6
5	食料の備蓄	53.3
6	非常用持ち出し袋の準備	30.6
7	懐中電灯の準備	51.9
8	乾電池や充電器、モバイルバッテリー等の準備	40.7
9	ラジオの準備	28.0
10	カセットコンロの準備	31.4

(MA) 【調査2】 Q33. あなたが地震対策を行うようになったきっかけは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

全体 (n=3870)		%
1	実際に大きな地震を経験したこと	29.7
2	東日本大震災や熊本地震などの被災地の様子をテレビなどで見たこと	51.8
3	防災に関するテレビ番組を見たこと	29.1
4	防災に関する講演会などに参加したこと	4.4
5	学校の授業で習ったこと	5.7
6	家族に対策の必要性を言われたこと	7.2
7	知人や友人に対策の必要性を言われたこと	3.9
8	自治会などの訓練に参加したこと	2.7
9	その他	0.5
10	なんとなく気づけば行っていた	21.3

(SA) 【調査2】 Q33a. 食料の備蓄状況を普段から確認していますか。

全体 (n=1955)		%
1	月に一度くらい確認している	20.4
2	半年に一度くらい確認している	32.4
3	年に一度、防災の日に確認している	7.2
4	年に一度くらい確認している	20.3
5	数年に一度くらい確認している	6.8
6	確認していない	13.0

(SA) 【調査2】 Q34. あなたは同居する家族と、地震のときの安否確認方法は決めていますか。

全体 (n=4478)		%
1	決めている	25.2
2	決めていない	54.9
3	同居している家族はいない	19.9

(MA) 【調査2】 Q34a. どのように安否を確認しますか。あてはまるものをすべて選んでください。

全体 (n=1130)		%
1	LINEやTwitterなどのソーシャルメディアを使う	53.8
2	Boole パソコンファンシーや発達障害当事者が提供する民間相談センターなどを使う	15.7
3	災害用伝言板Web171を使う	22.0
4	災害用伝言ダイヤル171を使う	30.8
5	公衆電話を使う	8.9
6	避難所など待ち合わせ場所を決めている	43.5
7	何とかして家に帰る	16.6
8	その他	0.5

(SA) 【調査2】 Q35. あなたは、以下の項目が地震対策として有効だと思いますか。あなたのお考えに最も近いものをそれぞれについて、一つずつお答えください。

		全体	有効だと思う	どちらかといえば有効だと思う	どちらかといえば有効ではないと思う	有効ではないと思う	
【調査2】 Q35項目	家具の転倒防止 (n=4478)	%	100.0	54.0	37.7	5.6	2.6
【調査2】 Q35項目	パソコンやテレビなどの滑り止め (n=4478)	%	100.0	44.6	43.5	9.0	2.9
【調査2】 Q35項目	家具の配置の工夫 (n=4478)	%	100.0	45.9	42.4	8.9	2.9
【調査2】 Q35項目	ガラスの飛散防止 (n=4478)	%	100.0	45.9	43.2	8.0	2.9
【調査2】 Q35項目	消火器の準備 (n=4478)	%	100.0	43.3	43.4	10.0	3.3
【調査2】 Q35項目	食器棚に掛け金をかけるなど、飛び出し防止 (n=4478)	%	100.0	45.0	43.8	8.5	2.8
【調査2】 Q35項目	地震保険への加入 (n=4478)	%	100.0	38.7	44.3	12.6	4.4
【調査2】 Q35項目	火災から逃げるための広域避難場所の確認 (n=4478)	%	100.0	43.8	45.5	8.0	2.7
【調査2】 Q35項目	「広域避難場所」に無事な時に一時的に集まる「一時（いっとき）避難場所」の確認 (n=4478)	%	100.0	41.0	47.1	9.2	2.7
【調査2】 Q35項目	避難生活を送るための避難所の確認 (n=4478)	%	100.0	43.5	45.8	8.0	2.7
【調査2】 Q35項目	水の備蓄 (n=4478)	%	100.0	61.1	30.7	5.9	2.3
【調査2】 Q35項目	食料の備蓄 (n=4478)	%	100.0	60.5	31.0	6.3	2.3
【調査2】 Q35項目	非常用持ち出し袋の準備 (n=4478)	%	100.0	53.4	36.4	7.5	2.7
【調査2】 Q35項目	懐中電灯の準備 (n=4478)	%	100.0	58.8	32.4	6.2	2.5
【調査2】 Q35項目	乾電池や充電器、モバイルバッテリー等の準備 (n=4478)	%	100.0	58.1	33.5	5.9	2.5
【調査2】 Q35項目	ラジオの準備 (n=4478)	%	100.0	49.8	38.6	8.7	2.9
【調査2】 Q35項目	カセットコンロの準備 (n=4478)	%	100.0	44.8	41.7	10.5	3.0

(SA) 【調査2】 Q36. あなたは、以下の項目を地震対策としてできると思いますか。あなたのお考えに最も近いものをそれぞれについて、一つずつお答えください。

		全体	できると思う	どちらかといえばできると思う	どちらかといえばできないと思う	できないと思う	
【調査2】 Q36項目	家具の転倒防止 (n=4478)	%	100.0	34.7	42.4	15.5	7.3
【調査2】 Q36項目	パソコンやテレビなどの滑り止め (n=4478)	%	100.0	33.4	43.1	16.3	7.2
【調査2】 Q36項目	家具の配置の工夫 (n=4478)	%	100.0	30.7	42.1	20.2	7.0
【調査2】 Q36項目	ガラスの飛散防止 (n=4478)	%	100.0	23.2	40.6	26.4	9.8
【調査2】 Q36項目	消火器の準備 (n=4478)	%	100.0	28.7	38.0	22.1	11.2
【調査2】 Q36項目	食器棚に掛け金をかけるなど、飛び出し防止 (n=4478)	%	100.0	26.2	41.7	22.5	9.6
【調査2】 Q36項目	地震保険への加入 (n=4478)	%	100.0	31.0	36.4	20.7	11.8
【調査2】 Q36項目	火災から逃げるための広域避難場所の確認 (n=4478)	%	100.0	35.5	44.1	14.3	6.1
【調査2】 Q36項目	「広域避難場所」に無事な時に一時的に集まる「一時（いっとき）避難場所」の確認 (n=4478)	%	100.0	34.3	44.4	15.2	6.2
【調査2】 Q36項目	避難生活を送るための避難所の確認 (n=4478)	%	100.0	36.1	43.4	14.3	6.1
【調査2】 Q36項目	水の備蓄 (n=4478)	%	100.0	45.9	37.6	11.6	4.9
【調査2】 Q36項目	食料の備蓄 (n=4478)	%	100.0	44.8	38.1	12.3	4.9
【調査2】 Q36項目	非常用持ち出し袋の準備 (n=4478)	%	100.0	39.3	39.9	14.3	6.6
【調査2】 Q36項目	懐中電灯の準備 (n=4478)	%	100.0	47.7	37.0	10.8	4.4
【調査2】 Q36項目	乾電池や充電器、モバイルバッテリー等の準備 (n=4478)	%	100.0	44.7	38.5	12.2	4.6
【調査2】 Q36項目	ラジオの準備 (n=4478)	%	100.0	39.4	38.0	15.1	7.5
【調査2】 Q36項目	カセットコンロの準備 (n=4478)	%	100.0	35.8	38.7	17.1	8.5

(SA) 【調査2】 Q37. あなたは、以下の項目が地震対策として面倒だと考えていますか。あなたのお考えに最も近いものをそれぞれについて、一つずつお答えください。

		全体	面倒だと思う	どちらかといえば面倒だと思う	どちらかといえば面倒ではないと思う	面倒ではないと思う
【調査2】 Q37項目	家具の転倒防止 (n=4478)	%	100.0	19.3	45.4	13.2
【調査2】 Q37項目	パソコンやテレビなどの滑り止め (n=4478)	%	100.0	17.5	43.5	13.0
【調査2】 Q37項目	家具の配置の工夫 (n=4478)	%	100.0	20.9	43.0	13.2
【調査2】 Q37項目	ガラスの飛散防止 (n=4478)	%	100.0	25.9	46.6	9.0
【調査2】 Q37項目	消火器の準備 (n=4478)	%	100.0	20.4	39.8	15.1
【調査2】 Q37項目	食器棚に掛け金をかけるなど、飛び出し防止 (n=4478)	%	100.0	20.6	45.8	11.4
【調査2】 Q37項目	地震保険への加入 (n=4478)	%	100.0	20.8	38.3	17.3
【調査2】 Q37項目	火災から逃れるための広域避難場所の確認 (n=4478)	%	100.0	12.3	35.2	19.6
【調査2】 Q37項目	「広域避難場所」に集まる前に一時的に集まる「一時（いっとき）避難場所」の確認 (n=4478)	%	100.0	12.0	35.0	19.2
調査2】 Q37項目	避難生活を送るための避難所の確認 (n=4478)	%	100.0	12.1	34.7	19.8
調査2】 Q37項目	水の備蓄 (n=4478)	%	100.0	12.1	32.7	23.4
調査2】 Q37項目	食料の備蓄 (n=4478)	%	100.0	12.3	33.7	22.5
調査2】 Q37項目	非常用持ち出し袋の準備 (n=4478)	%	100.0	14.1	37.6	19.2
調査2】 Q37項目	懐中電灯の準備 (n=4478)	%	100.0	10.5	29.5	26.2
調査2】 Q37項目	乾電池や充電器、モバイルバッテリー等の準備 (n=4478)	%	100.0	10.4	31.3	24.6
調査2】 Q37項目	ラジオの準備 (n=4478)	%	100.0	12.2	33.7	22.4
調査2】 Q37項目	カセットコンロの準備 (n=4478)	%	100.0	14.0	37.3	19.9

富士山大規模噴火と都民の意識
— 2022年東京都民調査から —

Large-scale Ashfall in the Tokyo Metropolitan Area and Attitudes toward Disaster Prevention
: From the 2022 Tokyo Metropolitan Survey of Citizens

関谷直也 Naoya SEKIYA 安本真也 Shinya YASUMOTO 富澤周 Shu TOMIZAWA
葛西優香 Yuka KASAI 内田充紀 Mitsuki UCHIDA

目 次

1. はじめに
 2. 調査概要
 3. 富士山噴火への関心、不安、対策の必要性の認識
 - 3.1 全般
 - 3.2 東京23区と東京都下の住民の意識
 - 3.3 過去の富士山噴火についての認識
 - 3.4 今後の富士山噴火の可能性についての認識
 4. 富士山噴火についての意識
 - 4.1 富士山大規模噴火時の降灰の程度に関する認識
 - 4.2 富士山大規模噴火時の降灰被害の程度に関する認識
 5. 富士山噴火と避難行動
 - 5.1 富士山噴火直後の行動
 - 5.2 長期的に避難せざるを得なくなった場合の避難行動
 6. 富士山噴火の想定と対策
 - 6.1 富士山噴火の被害想定についての知識と意識
 - 6.2 富士山噴火に関する火山灰対策に関する知識と実態
 - 6.3 富士山噴火を理解する上で必要な用語の認知と情報
 7. おわりに
- 附属資料 単純集計結果（該当部分の抜粋）

キーワード：富士山噴火、大規模降灰、広域避難

執筆分担：

関谷直也 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 1～6

安本真也 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター

富澤 周 東京大学大学院学際情報学府修士課程

葛西優香 東京大学大学院学際情報学府修士課程

内田充紀 東京大学大学院学際情報学府修士課程

1. はじめに

1707年の富士山の宝永噴火においては江戸においても5～10cm程度の降灰があったとされている。だが、富士山噴火が本格的に検討され始めたのは、2000年の低周波地震が観測されて以降である。

2002年から、内閣府（防災）により『富士山ハザードマップ検討委員会』が設置され、富士山のハザードマップ（ドリルマップと可能性マップなど）の基本的な考え方が示された。また、2004年から2005年にかけて、『富士山火山広域防災検討会及び共生ワーキンググループ』（平成16年11月～平成17年7月）が開催され、2006年には、中央防災会議『富士山火山広域防災対策基本方針』（平成18年2月17日）が策定された。

もともと富士山は大きな観光資源であるとともに、その噴火の周期等も不明であることから本格的な検討はなされてこなかったが、現在は、山梨県、静岡県 of 富士山周辺域では、富士山火山防災協議会などを中核として、火砕流、噴石など火山活動に伴う避難等が考えられるようになった。

ただ大規模降灰については、その後、具体的な検討がなされず、本格的に検討が始まったのは、2018年から2020年にかけて、内閣府（防災）「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」からである。この委員会の報告として、富士山噴火を想定した『大規模噴火時の広域降灰対策について一首都圏における降灰の影響と対策～富士山噴火をモデルケースに～』が公表され、さらに、現在、内閣府により富士山噴火に伴う首都圏における広域降灰の検討が進められているところである。

その大規模降灰があった場合、その対応を実施する当事者である住民がどのように反応するかは、調査研究がなされたことはなく、想像の域を出ていない。その規模や範囲にもよるのだが、それらの対応を考える際に、それらは非常に重要であろう。

本調査では、東京都民が、どのように反応するかを分析する。

2. 調査概要

本調査は、東京都民を対象として、地震・水害・火山に関する防災対策、被害想定、意識についての調査である。本調査論文では、この調査のうち、富士山大規模噴火に関わる部分について報告する。

その概要は表 2.1 の通りである。

調査は NTT コムリサーチのインターネットパネルを用いた WEB 調査の手法を用い、設問数の都合上、2 波に分割して行った。対象者は東京都民であり、島しょ部を除いた、23 区、26 市ならびに西多摩郡（瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町を合わせた区域）の合計 50 市区町村に対して、性年代均等割付を行った。1 市区町あたり、性別（男女）

×年代（20～60代）の10セルあり、セルごとで10サンプルずつ収集した。その結果、第1波では5,672サンプルが有効回答として得られた（予備サンプルを含む）。ただし、一部の地域については未達の割付がある。その後の第2波では、第1波の回答者に対して調査を行い、第1波の78.9%である、4,478サンプルが有効回答として得られた。なお、パネル調査として実施した訳ではないので、特に断りなく、同一の調査として分析する。これらを本研究の分析対象とする。

表 2.1 調査概要

調査対象	東京都市区ならびに西多摩郡在住者（NTTコムリサーチのパネル）
調査方法	WEB調査
第1波調査	
調査期間	2022年3月4日～28日
有効回答	5,672票（予備サンプル含む）
第2波調査	
調査期間	2022年3月28日～4月21日
有効回答	4,478票（第1波と同一パネル、期間内で可能な限り回収）

なお、調査回答者の概要は、表2.2の通りである。居住地23区内の有効回答率は第1波の92.9%、23区外は86.7%であった。また、性年代均等割付であるが、パネルの特徴が反映され、20代が少なくなっている。なお、主観でこれまでに大きな災害を経験したことがあるか問うた結果、「地震で避難をしたことがある」と回答した人は全体の8.0%とそれほど多くなく、「避難をしていないが経験したことがある」と回答した人は全体の47.5%であった。

なお、23区内と23区外を基本単位として分析し、基本的にはすべて χ^2 検定を実施し、有意差があった項目のみ、記号を付した。しかしながら、有意差のある項目がすくなくかったため、特段、特徴的な有意差のある項目以外は指摘しない（ χ^2 検定 ***： $p<.001$ 、**： $p<.01$ 、*： $p<.05$ 無印：有意差なし）。

表 2.2 調査対象者の概要

		居住地23区内 (n=2138)	居住地23区外 (n=2340)	合計 (N=4478)
性別	男性	49.3%	48.7%	49.0%
	女性	50.7%	51.3%	51.0%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%
年代	20代	16.9%	13.7%	15.2%
	30代	19.6%	20.6%	20.1%
	40代	21.2%	21.9%	21.6%
	50代	21.2%	22.5%	21.9%
	60代	21.1%	21.3%	21.2%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%
通勤・ 通学先	23区内	76.5%	27.4%	50.8%
	23区外	1.2%	43.9%	23.5%
	東京都以外	3.6%	4.4%	4.0%
	通勤も通学もしていない	18.8%	24.3%	21.7%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%

3. 富士山噴火への関心、不安、対策の必要性の認識

3.1 全般

富士山は1707年から噴火しておらず、関東地域では、三宅島、伊豆大島など島嶼部の火山で噴火がある場合があるが、首都圏で大規模な降灰となるような火山災害の影響があったことは近年に無く、地震災害、台風などの水害と比べて、関心度は低い（図3.1）。よって当然不安感も低く（図3.2）、対策の必要性を感じる人も少ない（図3.3）

また、その結果とも原因ともいえるが、「テレビのニュースや新聞の報道で目にしますか」との問いに対しても富士山噴火など火山災害はその割合も低く、メディアなどで接する頻度も低いのが実態である（図3.4）。

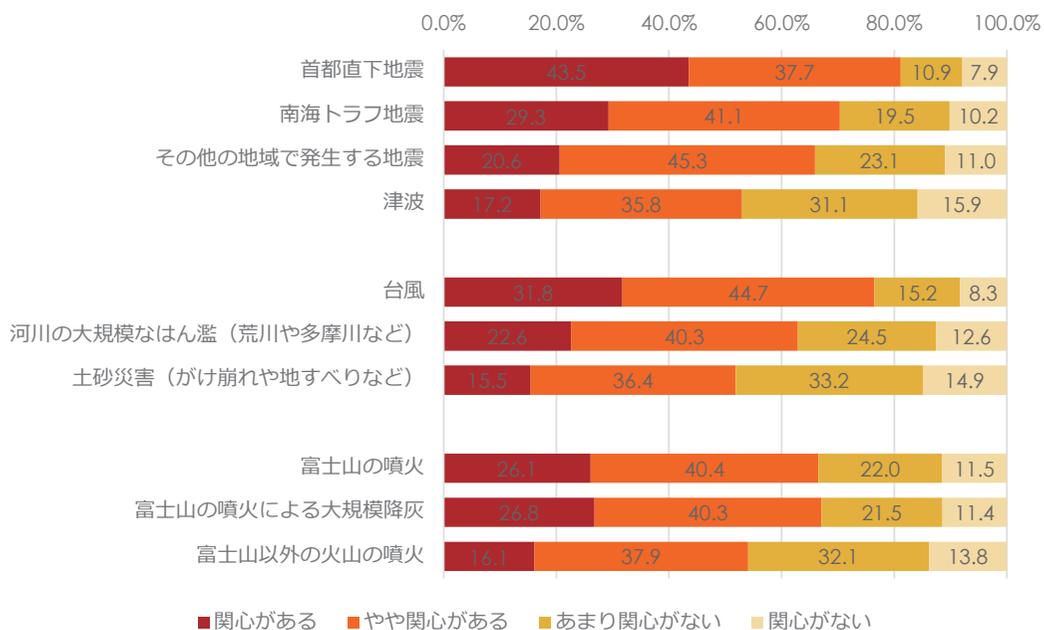


図3.1 富士山噴火や他災害への関心

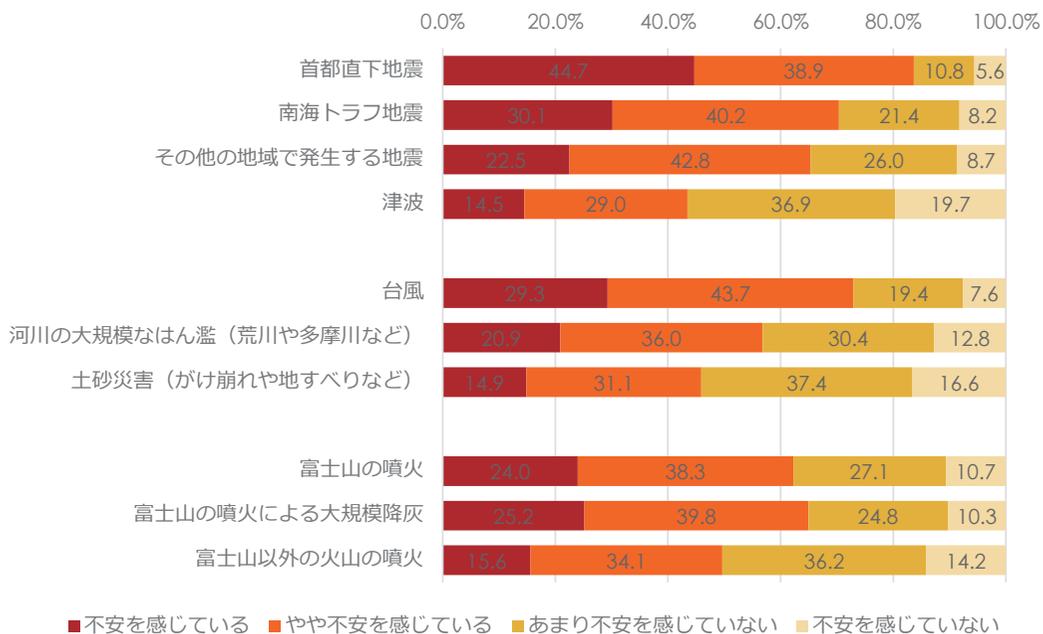


図3.2 富士山噴火や他災害への不安

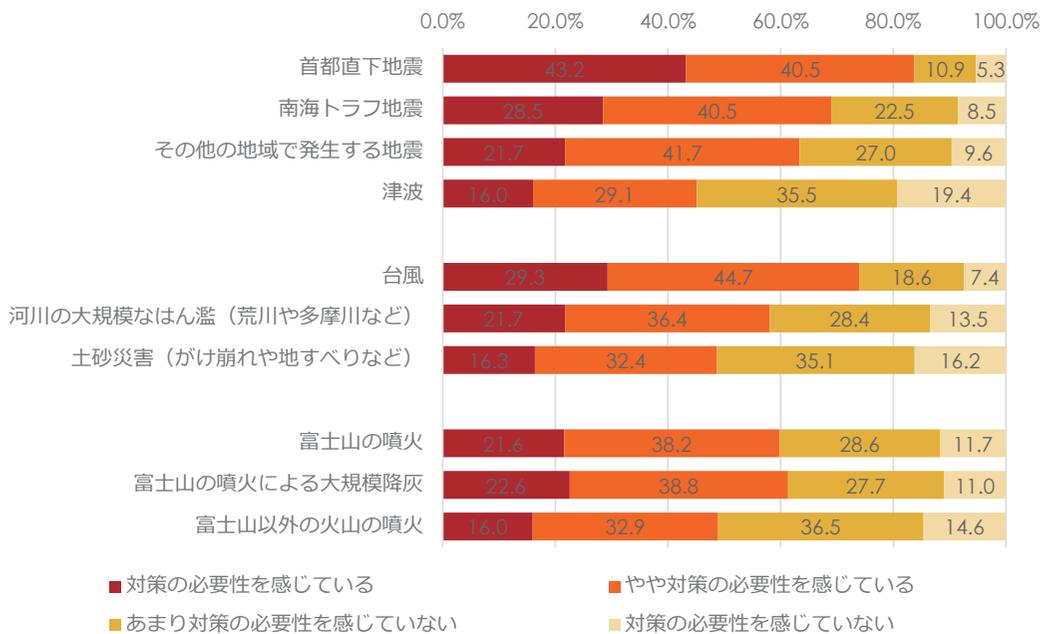


図3.3 富士山噴火や他災害の対策の必要性

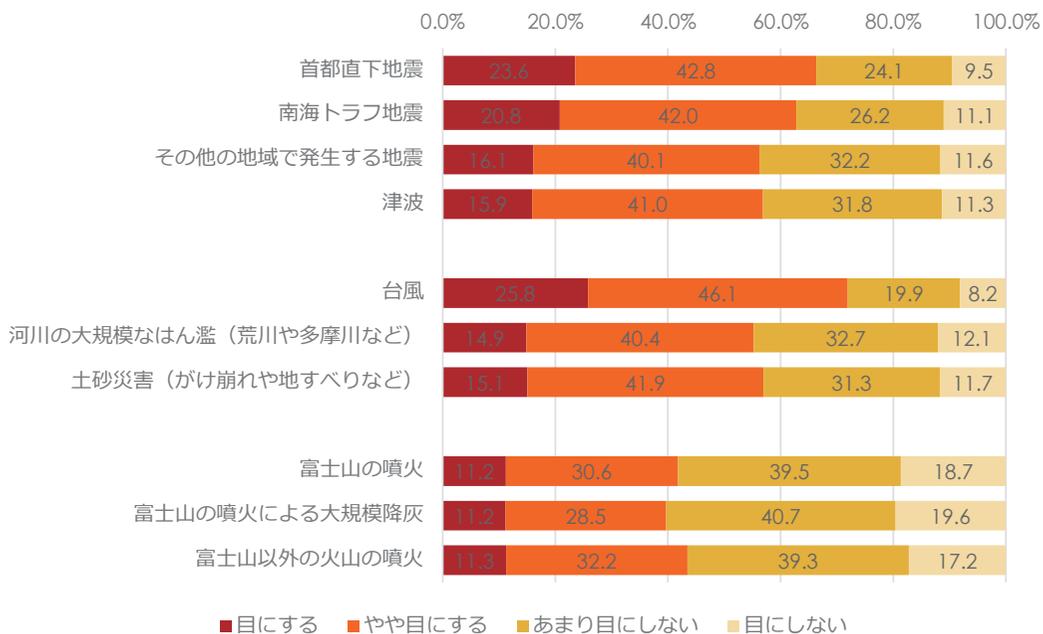


図3.4 富士山噴火や他災害に関する報道での視聴の程度

3.2 東京23区と東京都下の住民の意識

なお、上記項目を、東京23区と東京都下（23区外）の住民に分けて聞いたところ、関心や不安度は、西寄りで富士山に近い都下の方が若干関心や不安感が高かった（図3.5、図3.6）。だが、対策の必要性やメディアなどで情報に接する頻度については差はなかった（図3.7、図3.8）。

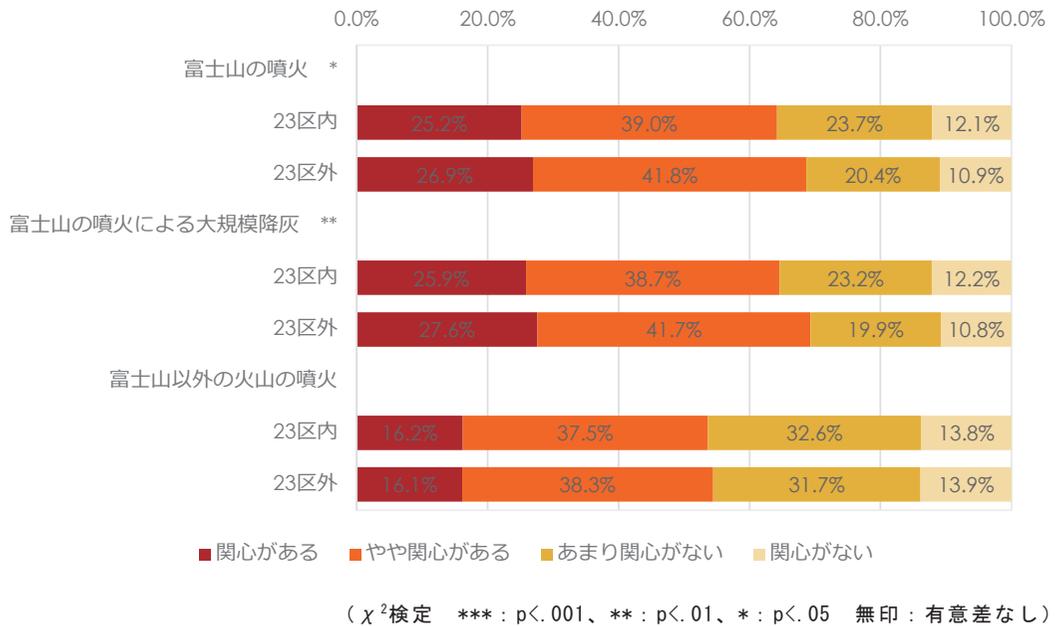


図3.5 富士山噴火や他火山噴火への関心（23区内外別）

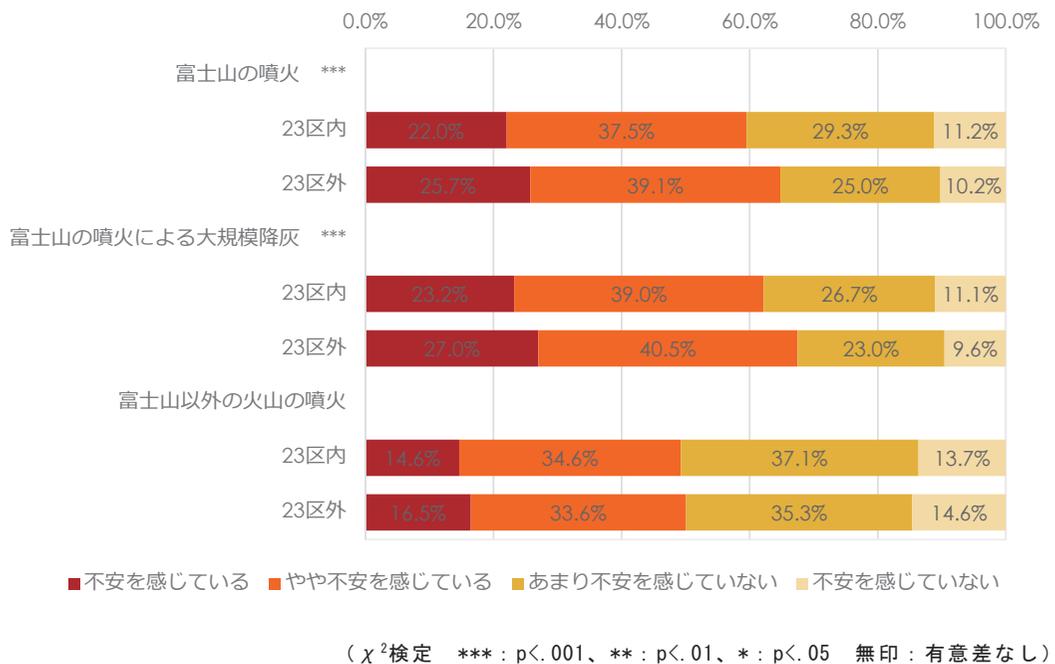
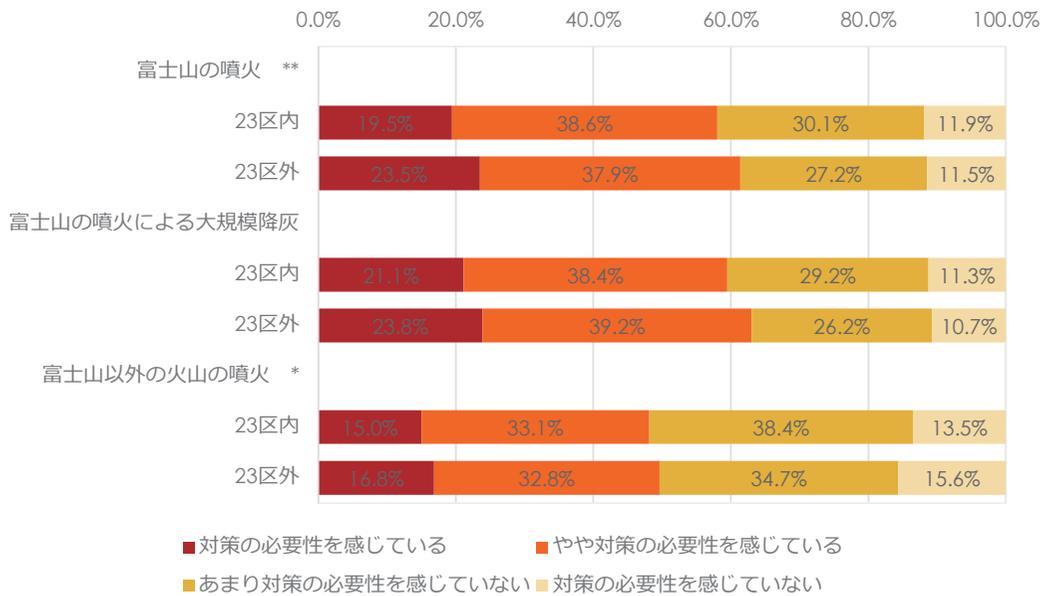
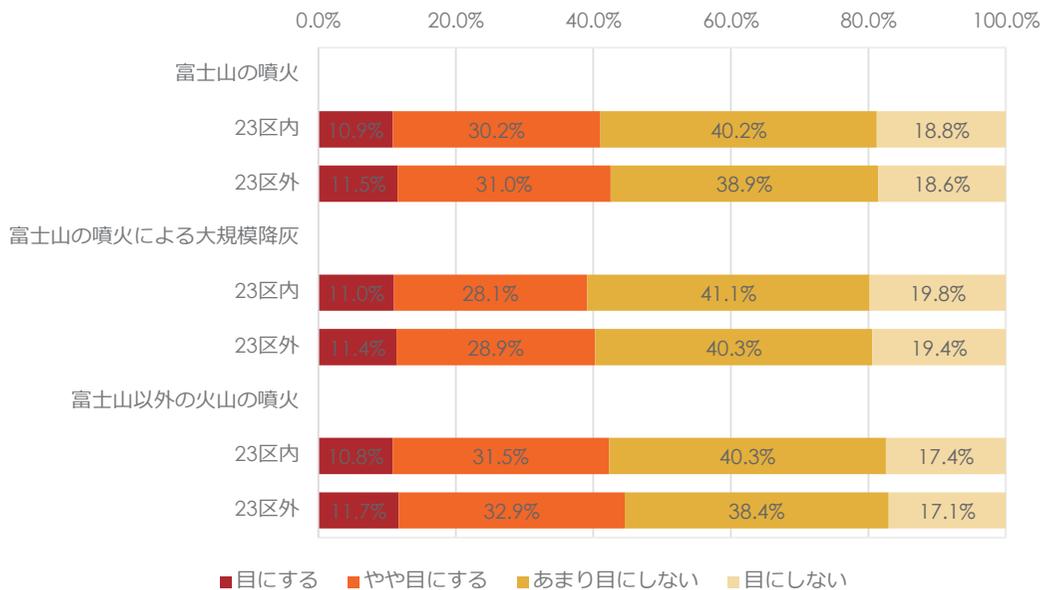


図3.6 富士山噴火や他火山噴火への不安（23区内外別）



(χ^2 検定 ***: p<.001、** : p<.01、* : p<.05 無印 : 有意差なし)

図3.7 富士山噴火や他火山噴火の対策の必要性（23区内外別）

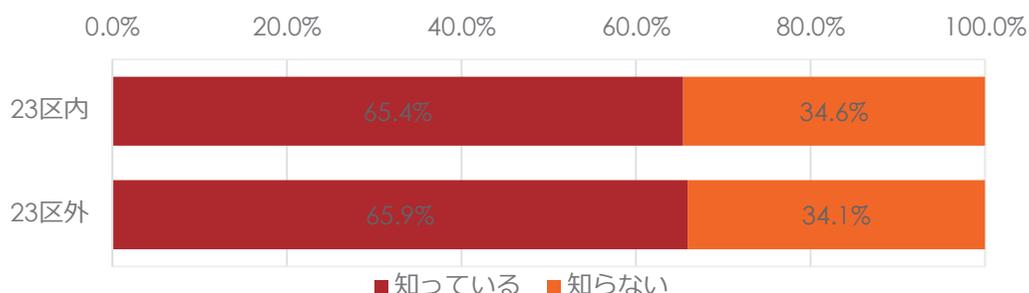


(χ^2 検定 ***: p<.001、** : p<.01、* : p<.05 無印 : 有意差なし)

図3.8 富士山噴火や他火山噴火に関する報道での視聴の程度（23区内外別）

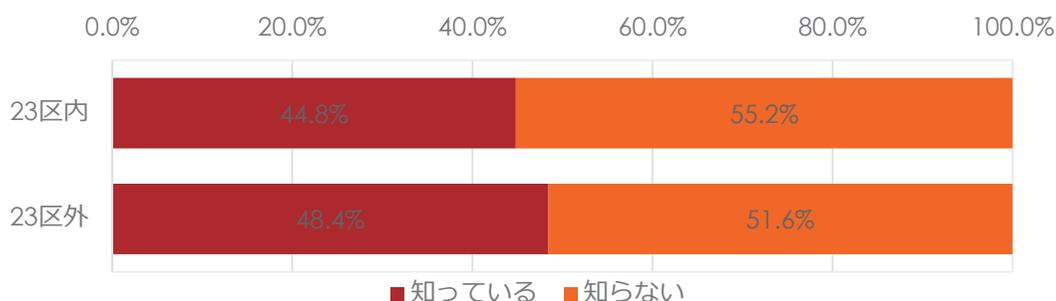
3.3 過去の富士山噴火についての認識

富士山では1707年、江戸においても5～10cm程度の降灰があったとされている噴火があった。いわゆる「宝永噴火」である。もちろん、次の噴火の程度や規模はわからないが、首都圏の大規模降灰の検討はこの「宝永噴火」の規模・程度を前提に議論されている。これに関して「過去、富士山で大規模な噴火があったこと」を知っているか問うたところ、そのこと自体は7割が認知していた（図3.9）。また、「過去、富士山が噴火して、東京近辺で大規模な降灰があったこと」については5割弱の人が認知していた（図3.10）。



(χ^2 検定 ***: p<.001、** : p<.01、* : p<.05 無印 : 有意差なし)

図3.9 過去、富士山で大規模な噴火があったこと（23区内外別）



(χ^2 検定 ***: p<.001、** : p<.01、* : p<.05 無印 : 有意差なし)

図3.10 過去、富士山が噴火して東京近辺で大規模な降灰があったこと（23区内外別）

また災害は、その被害の程度をイメージできるかによって、その認識や対策の程度は異なってくるのは当然である。

詳細に聞いたところ（図3.11）、「東京近郊でも、灰が数cm積もったところがあること」（23区内 38.1%：23区外 41.5%）、「噴火中、東京近郊にも降灰が続いていたこと」（29.8%：32.7%）、「噴火中、東京近郊では降灰によって、昼間でも暗くなる状況になったこと」（24.1%：24.6%）、「降灰によって農作物に被害が発生したこと」（29.6%：31.3%）など、降灰に関連する項目は比較的回答率が高かった。なお、「東京近郊でも、灰が数cm積もったところがあること」（38.1%：41.5%）、「噴火中、東京近郊にも降灰が続いていたこと」（38.1%：41.5%）については、富士山に近い都下（23区外）の方が認知度が高かった。

それ以外についての項目はあまり知っているという回答した人は多くはない。「富士山宝永噴火は、南海トラフで発生した宝永地震と同じ年に発生したこと」（15.2%：15.8%）、「内閣府が作成した富士山噴火の被害想定は、富士山宝永噴火をもとに算出されていること」（14.6%：16.1%）、「噴火したその日のうちに、東京近郊でも火山灰が降り始めたこと」（13.4%：15.1%）、「火山灰の重みで家屋の倒壊が発生したこと」（12.2%：12.4%）、「火山灰が降り積もった後の雨で、土石流や河川のはん濫が続いたこと」（9.0%：9.0%）、「噴火は16日間続いたこと」（8.5%：7.6%）など、これらを知っていると回答した人は多くはなかった。



(χ^2 検定 ***: $p < .001$, **: $p < .01$, *: $p < .05$ 無印: 有意差なし)

図3.11 1707年に発生した富士山の噴火（富士山宝永噴火）について知っていること（23区内外別）

3.4 今後の富士山噴火の可能性についての認識

富士山噴火の可能性について、「あなたが生きている間に、富士山が噴火すると思いますか。」と聞いたところ、噴火すると思うと答えた人は1割強、噴火する可能性が高いと思うという人も含めて約半数であった。「富士山が噴火する」「富士山噴火の可能性が高いと思う」と認識している人は約半数程度に過ぎなかった（図3.12）。

「もし、富士山の噴火が起こった場合、あなたが住んでいる地域は、どの程度の被害を受けると考えますか」と聞いたところ、「大きな影響を受けると思う」が4割強、「少し影響を受けると思う」が4割強、「被害はないと思う」が1割強であった（図3.13）。

「もし、富士山の噴火が起こった場合、あなたが住んでいる地域では、どのような現象が起こると思いますか」と聞いたところ、「降灰」が6～7割、「空が灰でおおわれる」が5割弱、「頻繁な地震」が4割強で、おおむね東京の降灰被害の想定は理解されていると見てよい。なお、一方で「噴石」「火砕流」「溶岩流」などと答えている人も一定程度おり、過剰に認識している人も一定程度いることもわかる（図3.14）。

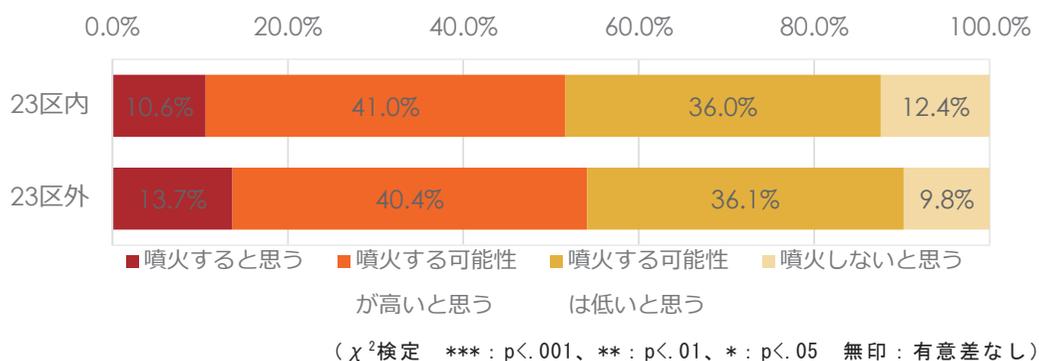


図3.12 あなたが生きている間に、富士山が噴火すると思うか（23区内外別） ***

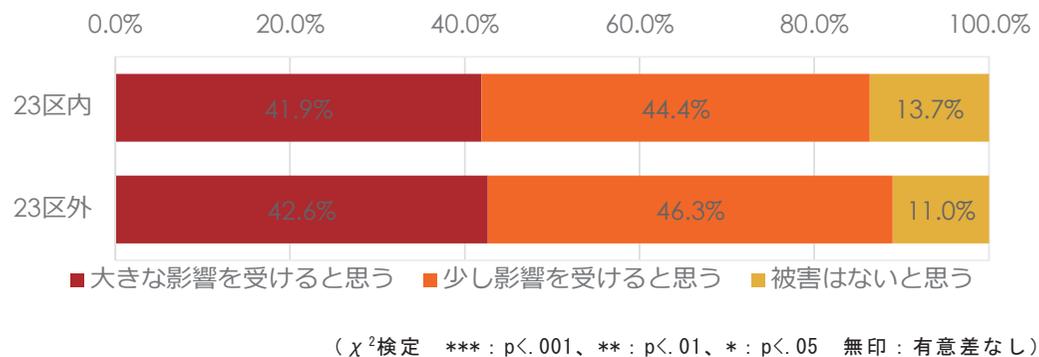
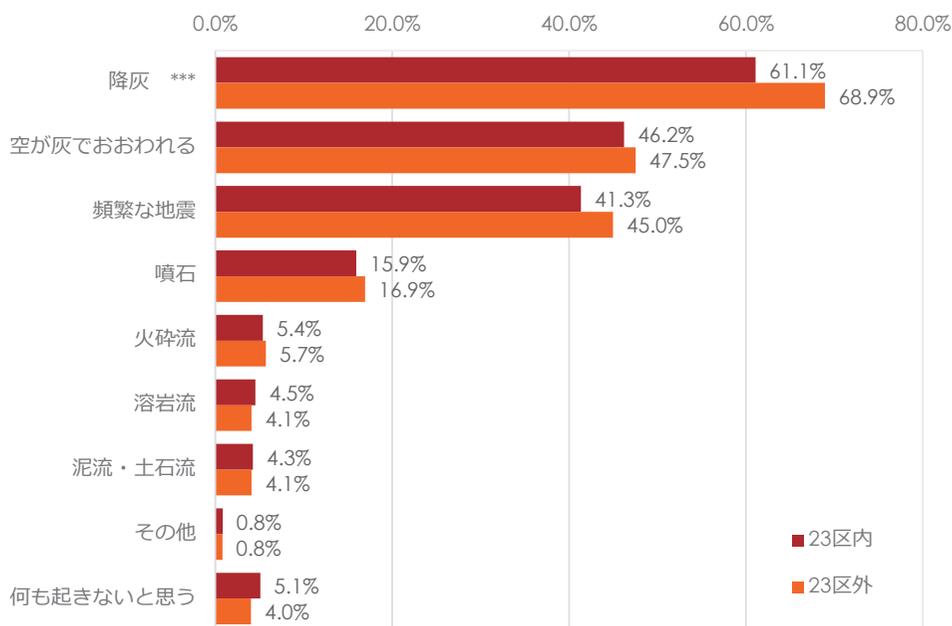


図3.13 富士山噴火時、住んでいる地域はどの程度の被害を受けると思うか（23区内外別）



(χ^2 検定 ***: $p < .001$, **: $p < .01$, *: $p < .05$ 無印: 有意差なし)

図3.14 富士山噴火時、住んでいる地域ではどのような現象が起こると思うか (23区内外別)

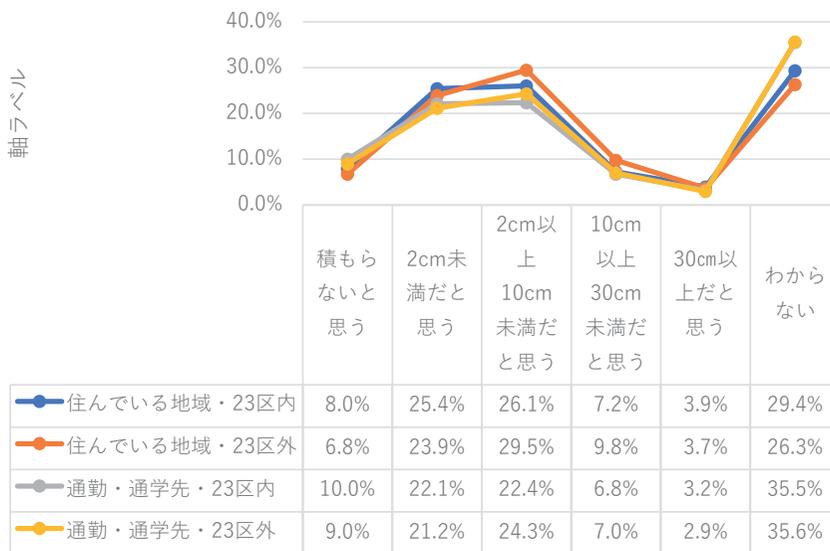
4 富士山大規模降灰についての認識

4.1 富士山大規模噴火時の降灰の程度に関する認識

次に、富士山大規模噴火時の降灰の程度に関する認識について議論する。

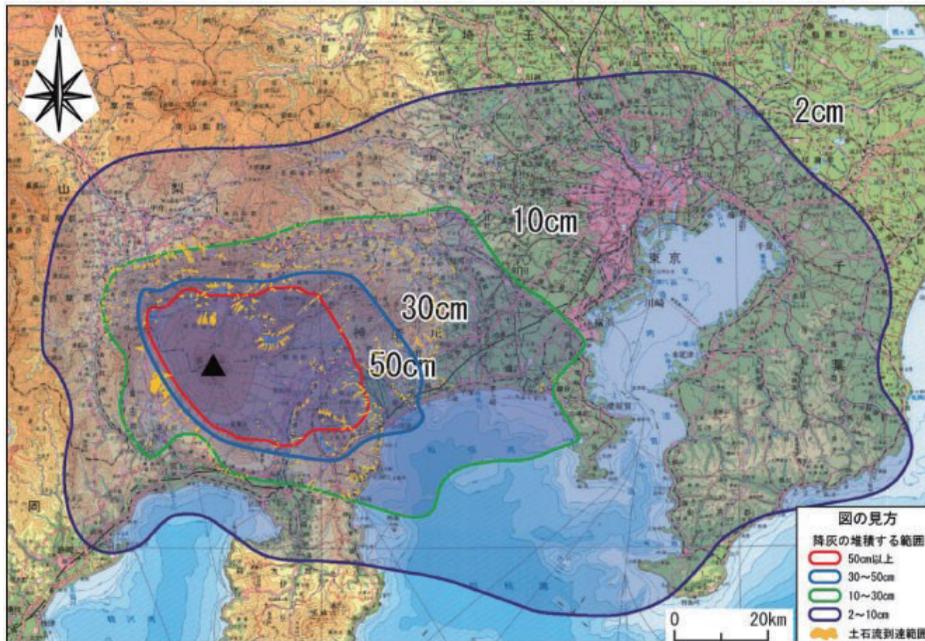
「Q15. もし、富士山の噴火が起こった場合、あなたの住んでいる地域ではどのくらい火山灰が積もるとお考えですか。」「Q18. もし、富士山の噴火が起こった場合、通勤・通学先ではどのくらい火山灰が積もるとお考えですか」と問うた(図4.1)。23区内外か、居住地域か通勤先・通学先かによらず、ほぼ同様の回答となった。「わからない」との回答が3割程度で、「2cm未満」「2cm以上～10cm未満」が2割5分程度である。

ただし、これらについては、具体的な根拠、科学的な情報を前提にしているわけではない。現在、住民向けに公表されている最も簡便な富士山噴火について知ろうとするならば、内閣府(防災)によって策定された富士山のハザードマップである。富士山ハザードマップについては議論され、公表されてから約20年程度経過している(図4.2)。この認識についても問うた。



(χ^2 検定 ***: $p < .001$, **: $p < .01$, *: $p < .05$ 無印: 有意差なし)

図4.1 富士山の噴火が起こった際の居住地域と通勤・通学先の火山灰の程度について (23区内外別、住んでいる地域/通学・通勤先別)

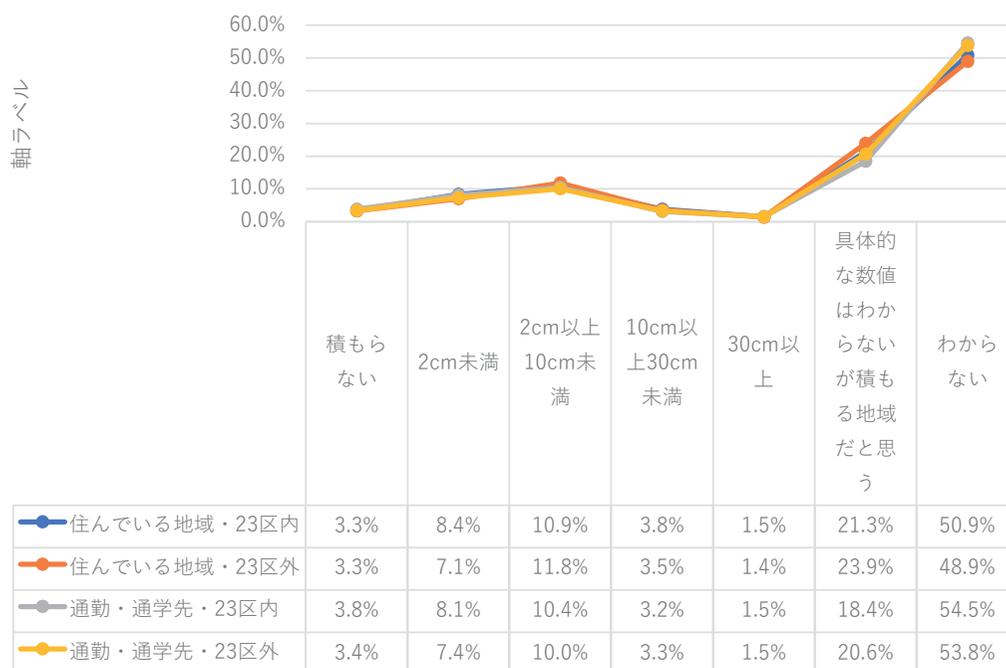


出典：内閣府（防災）

図4.2 富士山ハザードマップに降灰の影響予測範囲（可能性マップ）

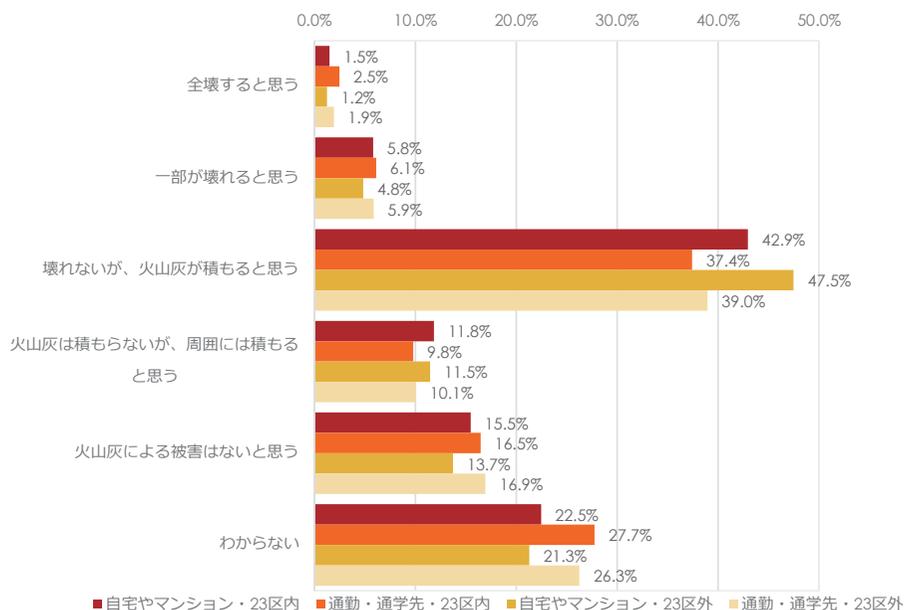
「Q23 あなたが住む地域は、富士山火山防災マップ（ハザードマップ）で火山灰がどの程度積もると想定されていますか。」「Q24 あなたの通勤・通学先の地域は、富士山火山防災マップ（ハザードマップ）で火山灰がどの程度積もると想定されていますか。」と問うたところ、5割程度の人は降灰の程度について「わからない」と答えており、2割程度は、「具体的な数値はわからないが積もる地域だと思う」という程度の認識である。（図4.3）。すなわち、多くの人は想像で、なんとなく「2cm未満」「2cm以上～10cm未満」「具体的な数値はわからないが積もる地域だと思う」と認識していることがわかる。

なお、多くの人は、富士山噴火の被害は（自宅やマンション、通勤先・通学先）「壊れないが、火山灰が積もると思う」「火山灰は積もらないが周囲には積もると思う」「火山灰による被害はないと思う」と答えており、そのような認識をしている。「わからない」と回答している人も多かった（図4.4）。



(χ^2 検定 ***: $p < .001$, **: $p < .01$, *: $p < .05$ 無印: 有意差なし)

図4.3 富士山ハザードマップにおける居住地域と通勤・通学先の降灰の影響予測の認識 (23区内外別、住んでいる地域/通学・通勤先別)



図注：「火山灰は積もらないが、周囲には積もると思う」は、それぞれ詳細には「自宅やマンションに火山灰は積もらないが、周囲には積もると思う」「通勤・通学先に火山灰は積もらないが、周囲には積もると思う」である

**図4.4 富士山噴火時の、通勤・通学先の火山灰被害の程度
(23区内外別、住んでいる地域/通学・通勤先別)**

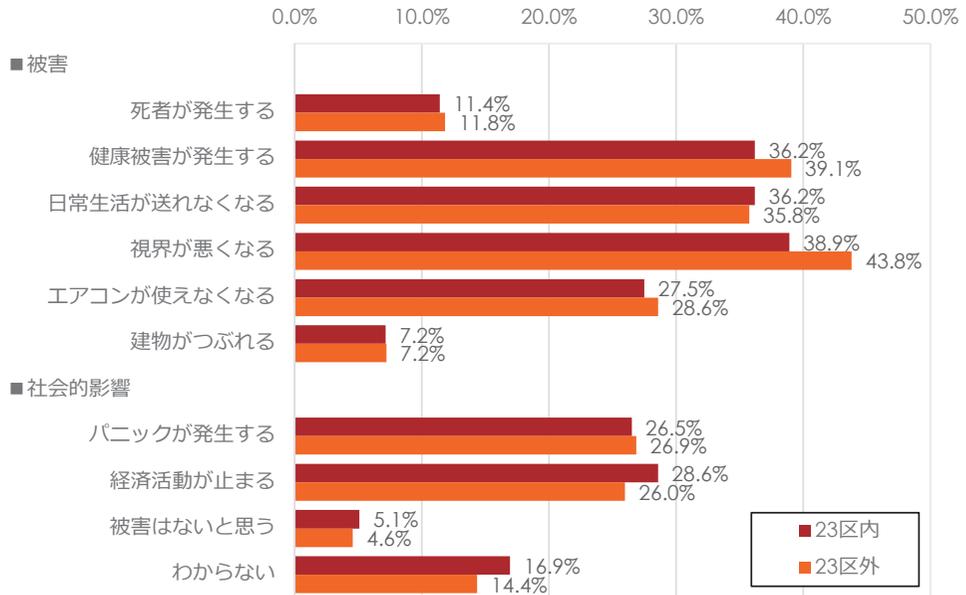
4.4 富士山大規模噴火時の降灰被害の程度に関する認識

次に、富士山大規模噴火の際の降灰被害について聞いた。

健康被害でいうと「死者が発生する」と思っている人は多くはないものの、「健康被害が発生する」「日常生活が送れなくなる」「視界が悪くなる」「エアコンが使えなくなる」ということを認知している人が一定程度いることがわかる。だが、そこまで多数いるというほどではない。「エアコンが使えなくなる」（これは一定程度発生することが妥当と考えられている）という認識も「パニックが起こる」「経済活動が止まる」という極端な認知をしている人数と同程度であることがわかった（図4.5）。

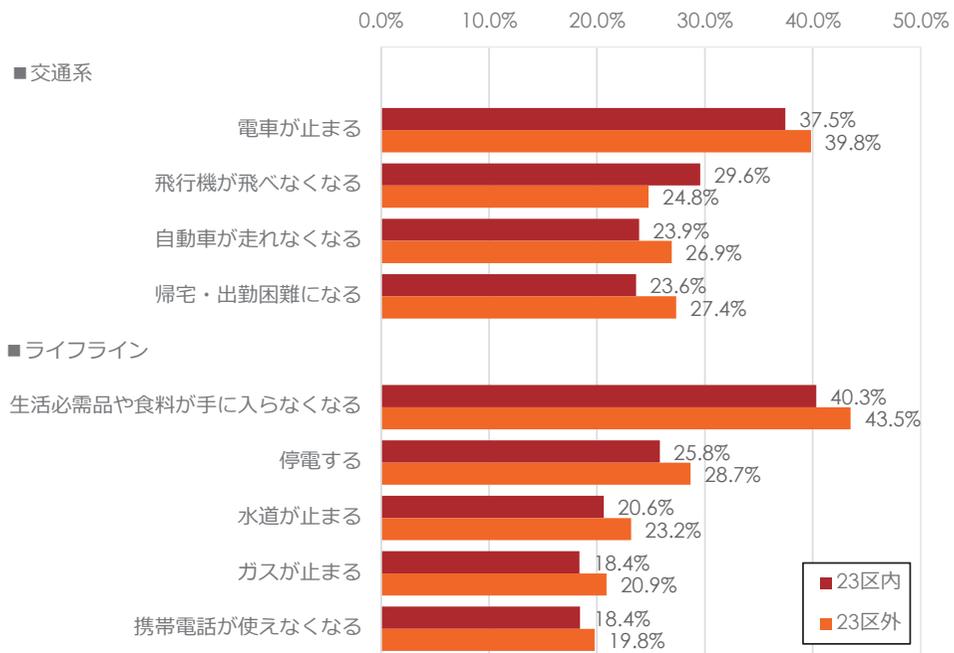
また、交通面やライフラインの被害に関しても、降灰の影響として最も影響が大きいと考えられている「電車が止まる」「飛行機が飛べなくなる」「自動車が走れなくなる」「帰宅・出勤困難になる」という認識を持っている人は4割から3割程度で決して多くはなかった。このことについては啓発が必要であろう。

ライフライン面での被害でいうと、「生活必需品や食料が手に入らなくなる」との認識を持っている人が4割程度おり、多くはないが、これらの回答の中で最も多い。自動車物流などの交通網が止まることにより、必ず起こりうる被害であるので、啓発することが必要であろう。



(χ^2 検定 ***: $p < .001$, **: $p < .01$, *: $p < .05$ 無印: 有意差なし)

図4.5 富士山噴火時にどのような被害が起こると思うか① (23区内外別)



(χ^2 検定 ***: $p < .001$, **: $p < .01$, *: $p < .05$ 無印: 有意差なし)

図 4.5 富士山噴火時にどのような被害が起こると思うか② (23区内外別)

一方、具体的な被害になると、どうであろうか。影響が大きいと考えられているのは停電である。碍子からの漏電など実際に被害が起こる可能性が考えられている「停電する」が3割弱と低い一方、実際にはすぐに被害がでるとは考えにくい「水道が止まる」が2割、「ガスが止まる」が2割の回答であった。これらは、正確に火山灰の影響について知識をもって判断しているというよりは、火山灰の影響について多くの人がよくわかっておらず、富士山噴火の影響についても具体的な認識を持っていないことの証左であろう。

次にライフラインについて、「もし、富士山の噴火が起こった場合、自宅周辺の電気・ガス・水道・道路・交通機関などの被害はどのくらいの間、続くと思いますか」と聞いたところ、大きな影響があると考えられる「道路」「鉄道」「バス」とそれ以外であまり大きな差がなかった（図 4.6）。やはり、多くの人が、火山灰被害について詳細な理解を持っていないことがわかる。影響がどのくらいの規模まで広がるかよくわかっていない電気システムを置いておいても、また、それらの被害についても「被害はないと思う」「当日中には復旧すると思う」「2～3日くらいで復旧すると思う」「1週間くらいで復旧すると思う」「2週間くらいで復旧すると思う」などとの回答が多いが、これは「電車」「道路」「鉄道」「バス」などの交通系の被害では被害を小さく見積もりすぎであり、それ以外については過剰に被害を見積もりすぎであることがわかる。

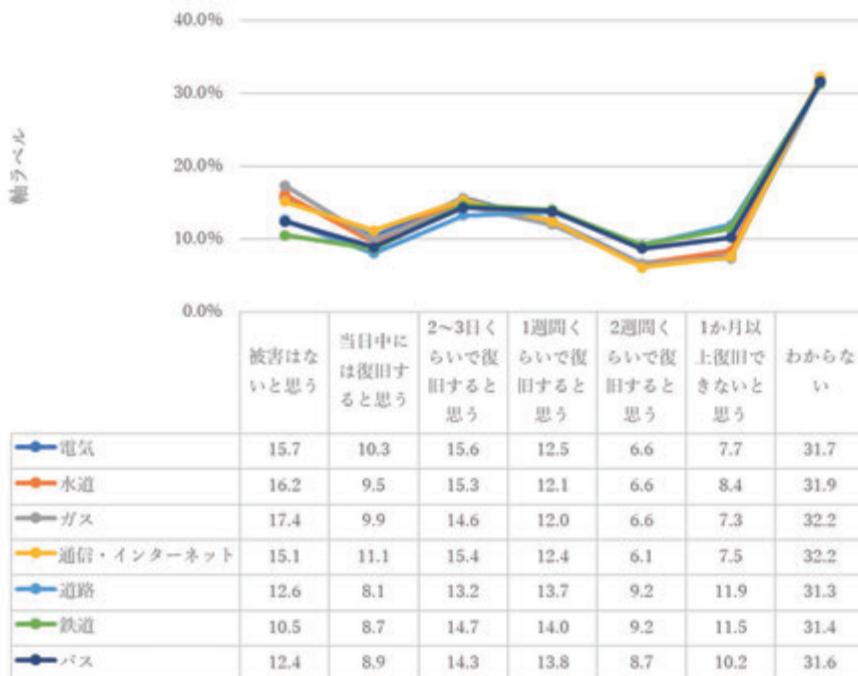


図 4.6 自宅周辺の電気・ガス・水道・道路・交通機関などの被害はどのくらいの間、続くと思うか

5. 富士山噴火と避難行動

大規模降灰時には、特段、近くの避難所に避難する必然性はない。交通網などが麻痺し、生活物資などが届かなくなる可能性があることを考慮し（指示がでないならば）、必要ならば、広域に避難した方が得策である。だが秩序なく避難を始めると混乱するので、大規模降灰時には大規模な人数を避難させる必要があり、ある程度、統制をとって広域に避難させたり、道路の除灰などを行って、物資の搬入を実施させたりする必要がある。

では、実際に富士山が噴火したときにどのような行動をとると考えているか、行動面から考えていきたい。

なお、調査にあたっては、内閣府（防災）などで想定されている下記を情報として提示した後、回答を得た。

表5.1 提示した想定

富士山が大規模噴火して広域で降灰があった場合、首都圏では短時間で死者・負傷者が発生する可能性は低いと考えられます。しかし、以下のような影響は長期間（数週間～数か月）続くとおそれがあります。

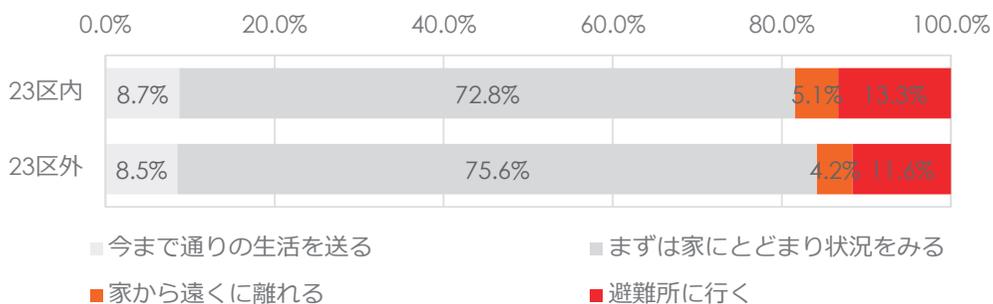
- ・大規模噴火後1～3時間程度で、首都圏全域が降灰で視界不良となり、自動車の運転困難、鉄道の運行停止、飛行機の運行停止（羽田空港・成田空港まで降灰が到達した場合は飛行機が運行しない）により、移動が困難になる
- ・その後1日～数日間の降灰で自動車の通行が困難となり、食料等の物流が停止する地域がある
- ・降り積もった火山灰と雨により、電柱の器機がショートし各地で停電が発生する地域がある
- ・停電の発生等により、通信の途絶、断水、下水道の停止等ライフラインにも影響が発生する地域がある
- ・降灰30cm以上(降雨時)の場合には重みにより木造家屋が倒壊する地域がある

5.1 富士山噴火直後の行動

「もし、富士山の噴火が起こった場合、あなたはまず、どうしますか」と問うたところ、7割強の人が「まずは家にとどまり状況をみる」と回答した（図5.1）。

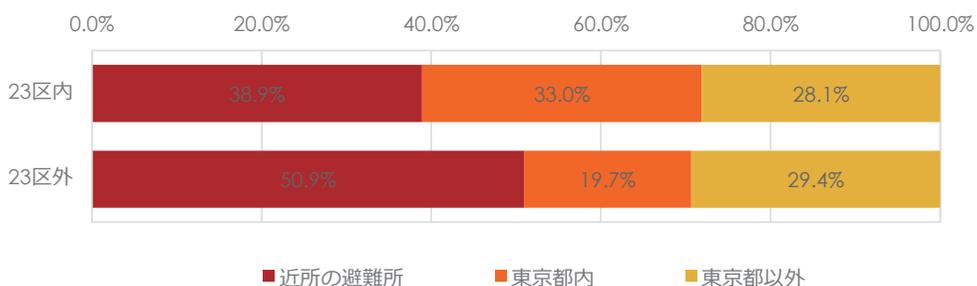
「もし、富士山の噴火が起こって、降灰で家での生活が困難になり、長期的に避難せざるを得なくなった場合、まず避難するとしたらあなたはどこに避難しますか。」と聞いたところ、「近所の避難所」（23区内38.9%：23区外50.9%）と最も多かった（これはよりリスクが高いと考えられる都下（23区外）において顕著であった）。大規模降灰の場合は近所の避難所も同じ状況のはずなのだが、家にいたら危険がある場合に避難先に避難するという地震や水害などの避難と明確な区別がついていないのではないかと示唆される（図5.2）。

では次にどこに避難するか。まずは、おおむね近所、近郊の「祖父母、父母、子どもなどの家」「親戚の家」の家に避難する（図5.2、図5.3）。



(χ^2 検定 ***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05 無印: 有意差なし)

図5.1 富士山の噴火が起こった場合、まず、どうするか (23区内外)



(χ^2 検定 ***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05 無印: 有意差なし)

図5.2 降灰で家での生活が困難になり、長期的に避難せざるを得なくなった場合、まず避難するとしたらあなたはどこに避難するか (23区内外)

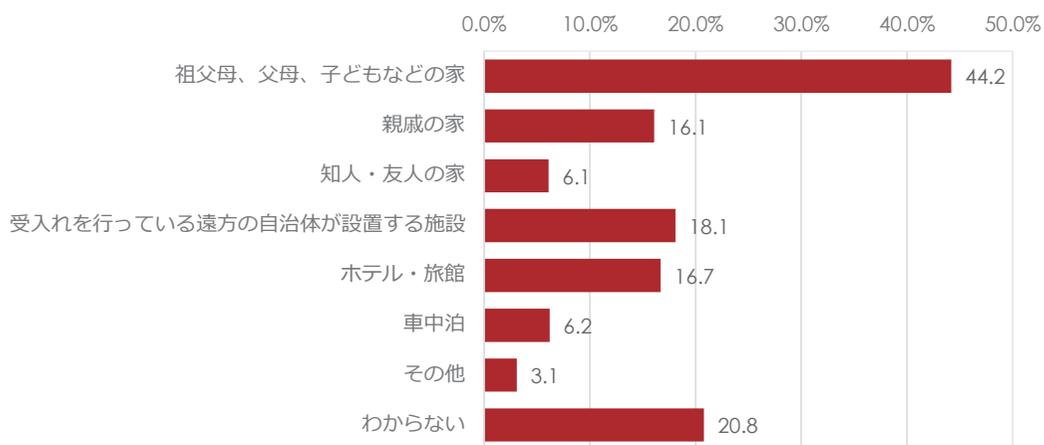


図5.3 まず避難する避難先 (N=1288)

避難先としては、必ずしも、東京近郊が多いわけではなく、避難期間が長くない場合においては、遠方も含めて直系親族や親せきの家というのが大きな選択肢であることがわかる（表5.2）。

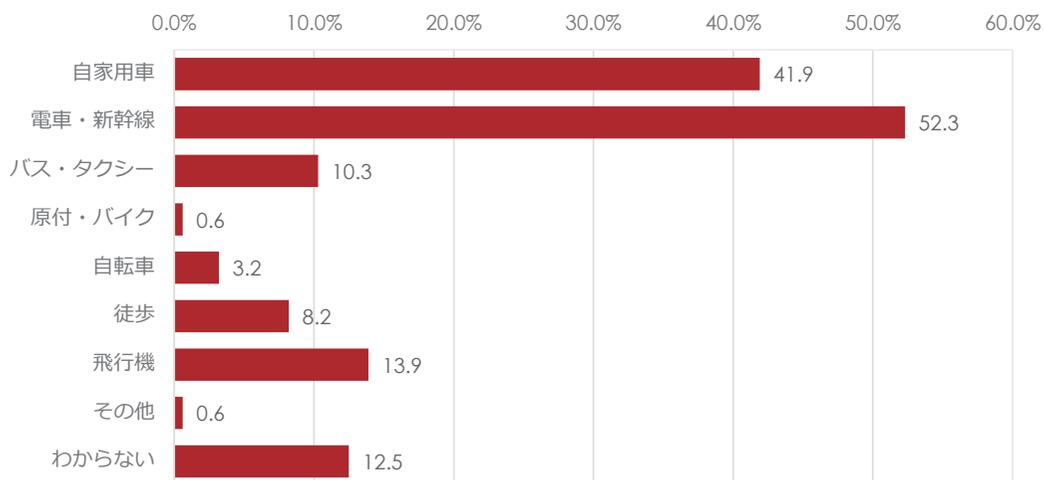


図5.4 「まず避難する避難先」への避難手段 (N=1020)

表5.2 「まず避難する避難先」の具体的な地域 (図5.3にそれぞれ回答した人)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
合計値	71	31	23	38	21	23	60	64	50	49	90	74	64	35	56	20	15	7	7	70	10	13	38	9
1. 祖父母、父母、子どもなどの家 (N=569)	26	19	11	10	10	5	20	28	13	19	50	39	7	22	30	9	4	4	1	29	6	10	18	7
2. 親戚の家 (N=207)	4	5	5	7	4	10	10	5	11	8	9	12	6	5	10	4	6	2	1	10	1	1	9	0
3. 知人・友人の家 (N=78)	9	0	2	4	0	3	3	3	5	1	3	5	11	1	3	1	0	1	0	1	1	0	2	1
4. 受入れを行っている遠方の自治体が設置する施設 (N=233)	12	2	1	7	2	1	10	6	7	11	10	6	15	3	4	3	2	0	0	7	2	2	1	1
5. ホテル・旅館 (N=215)	16	2	2	8	3	3	8	10	10	5	12	7	14	2	3	3	2	0	1	11	0	0	6	0
6. 車中泊 (N=80)	2	3	1	2	1	1	7	10	3	4	4	2	11	0	2	0	1	0	1	4	0	0	1	0
7. その他 (N=40)	2	0	1	0	1	0	2	2	1	1	2	3	0	2	4	0	0	0	3	8	0	0	1	0
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	わからない
合計値	4	31	65	41	7	11	6	3	14	17	7	6	9	6	4	35	5	9	5	8	4	10	11	166
1. 祖父母、父母、子どもなどの家 (N=569)	4	15	29	24	7	6	5	2	8	7	4	3	7	6	1	19	2	6	2	4	3	5	1	2
2. 親戚の家 (N=207)	0	5	15	7	0	1	0	1	2	6	2	2	0	1	2	2	2	1	3	1	1	1	5	
3. 知人・友人の家 (N=78)	0	3	3	2	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	2	1
4. 受入れを行っている遠方の自治体が設置する施設 (N=233)	0	3	3	5	0	1	1	0	0	3	0	0	0	0	0	2	6	0	1	0	0	0	2	89
5. ホテル・旅館 (N=215)	0	5	12	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	2	53
6. 車中泊 (N=80)	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
7. その他 (N=40)	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0

5.2 長期的に避難せざるを得なくなった場合の避難行動

都内に食料が入らなくなった場合は、「受け入れを行っている遠方の自治体が設置する施設」(30.7%)、「祖父母、父母、子どもなどの家」(24.2%)に避難すると答えている。なお「まず避難する」場合と比べて、避難先について「わからない」と答えている人も多いことから、避難先についての情報提供が必要であることがわかる(図5.5)。

また避難手段として、「まず避難する避難先」への避難手段(図5.4)よりも、徒歩が大幅に増えている。これは「都内に食料が入らなくなった場合」には、徒歩で移動せざるを得ない状況であることを理解していることの証左であろう(図5.6)。

また都内、近郊への避難を考えている人が多く、あまり遠くに避難することは考えていないことがわかる(表5.3)。

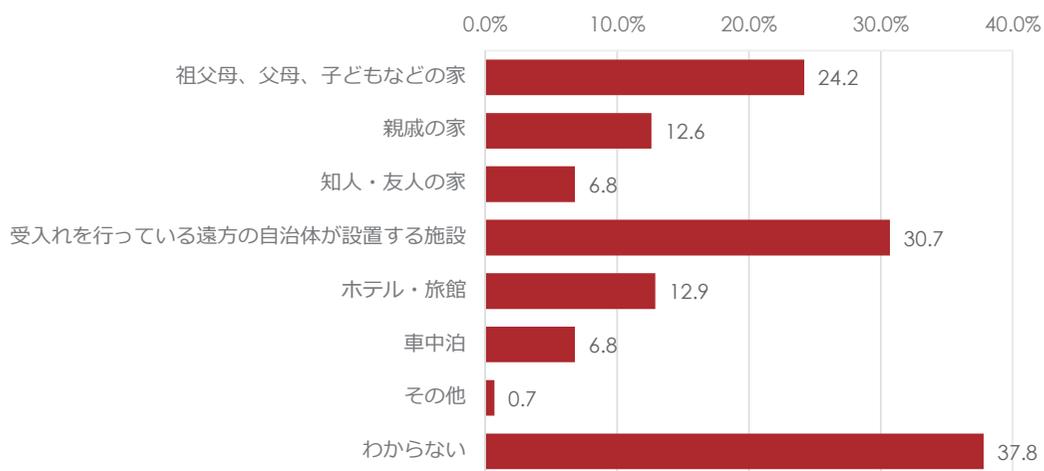


図5.5 その後、都内に食料など物資が入らなくなった場合に避難する避難先 (N=3190)

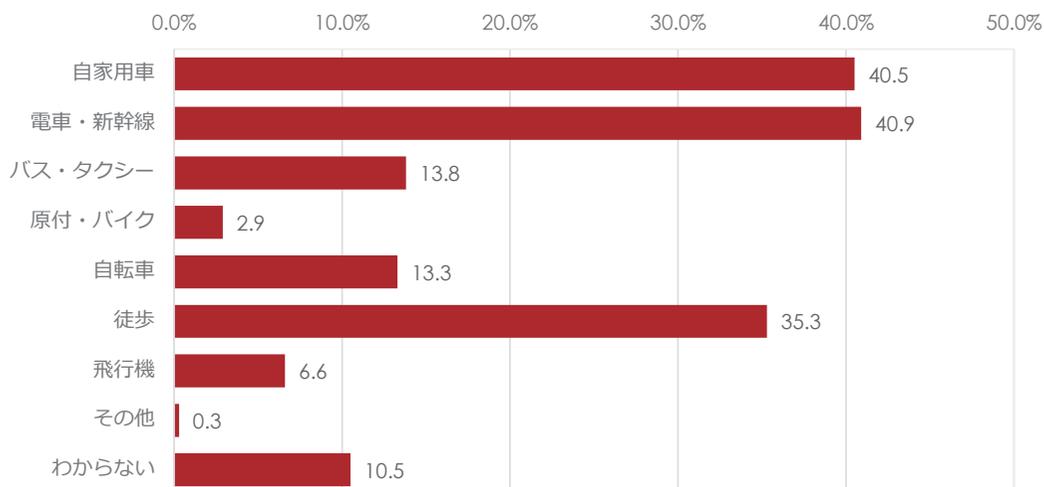


図5.6 「その後、都内に食料など物資が入らなくなった場合に避難する避難先」への避難手段 (N=1984)

表5.3 「その後、都内に食料など物資が入らなくなった場合に避難する避難先」の具体的な地域 (図5.5にそれぞれ回答した人)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
合計値	69	21	14	52	22	28	46	68	56	50	177	170	1249	112	41	9	19	11	13	54	5	23	48	10
1. 祖父母、父母、子どもなどの家 (N=771)	11	8	5	11	11	9	10	24	19	12	49	45	285	54	14	3	9	5	8	22	2	10	20	4
2. 親戚の家 (N=401)	15	6	6	14	2	8	10	15	11	10	46	26	84	20	9	1	4	2	3	12	3	7	15	5
3. 知人・友人の家 (N=218)	8	0	0	7	1	5	2	9	3	2	14	20	96	8	1	1	0	1	0	0	0	3	2	1
4. 受入れを行っている遠方の自治体が設置する施設 (N=978)	23	3	2	12	6	2	13	14	16	13	46	50	430	17	11	3	3	3	2	10	0	2	6	0
5. ホテル・旅館 (N=412)	11	4	1	8	2	1	8	3	4	10	10	22	196	11	2	1	2	0	0	7	0	1	5	0
6. 車中泊 (N=217)	1	0	0	0	0	3	3	3	3	12	6	139	2	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
7. その他 (N=23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	わからない
合計値	5	13	70	32	7	6	3	2	14	16	15	2	5	8	2	34	2	5	7	7	8	7	8	376
1. 祖父母、父母、子どもなどの家 (N=771)	1	5	27	19	3	2	2	0	7	7	8	2	3	4	0	11	1	3	3	4	6	1	0	2
2. 親戚の家 (N=401)	3	2	13	7	2	1	1	1	2	3	3	0	2	1	1	9	0	1	2	3	1	4	0	5
3. 知人・友人の家 (N=218)	0	1	9	1	2	2	0	0	1	3	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	1	0	1	8
4. 受入れを行っている遠方の自治体が設置する施設 (N=978)	1	3	11	2	0	1	0	0	3	3	2	0	0	0	0	8	1	0	2	0	0	2	2	250
5. ホテル・旅館 (N=412)	0	1	9	2	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	5	78
6. 車中泊 (N=217)	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	33
7. その他 (N=23)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6. 富士山噴火の想定と対策

最後に富士山の被害想定とその対策についての認知についてまとめる。

6.1 富士山噴火の被害想定についての知識と意識

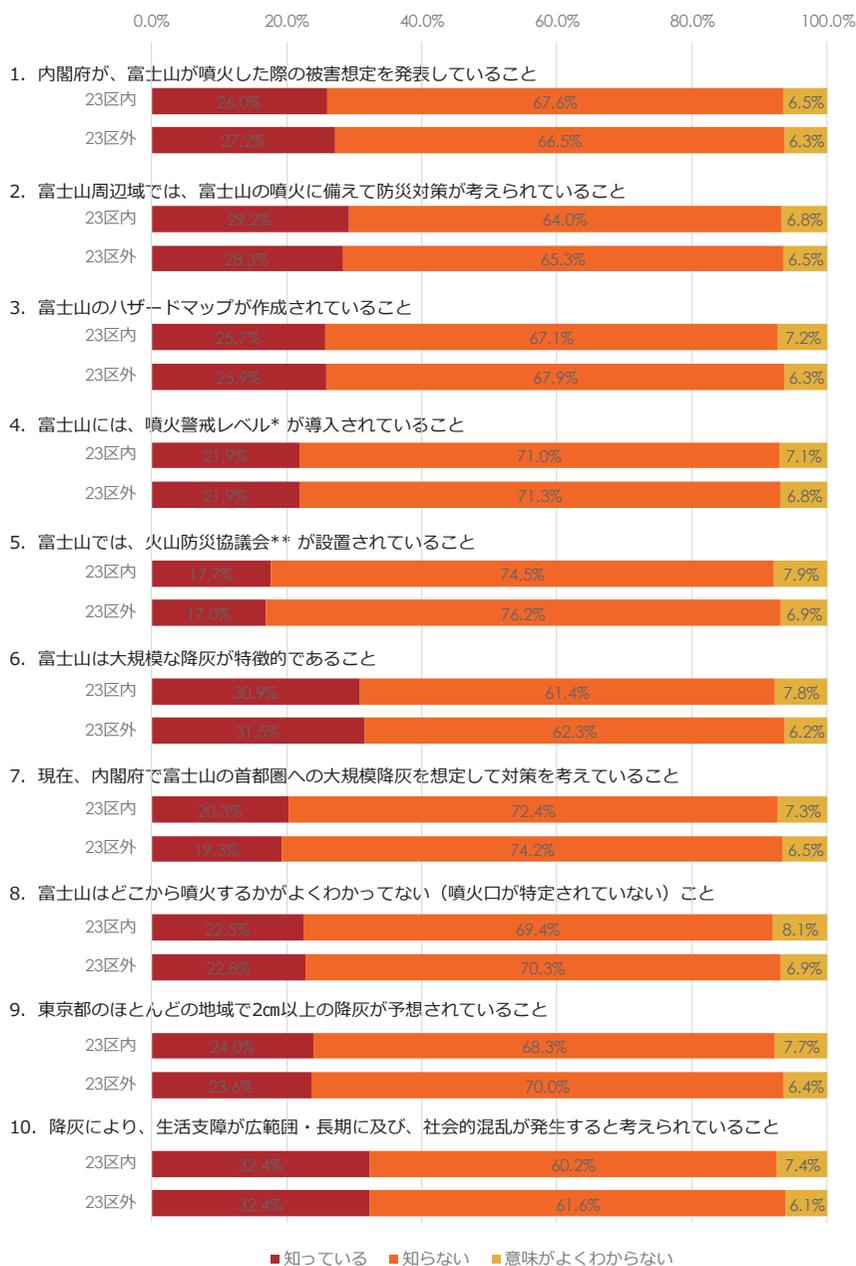
まず、富士山噴火の被害想定についていくつかの質問について問うた。「富士山は大規模な降灰が特徴的であること」「降灰により、生活支障が広範囲・長期に及び、社会的混乱が発生すると考えられていること」「富士山周辺域では、富士山の噴火に備えて防災対策が考えられていること」「内閣府が、富士山が噴火した際の被害想定を公表していること」などが3割程度の認知率であった。

また、「富士山のハザードマップが作成されていること」「富士山には、噴火警戒レベル（火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標）が導入されていること」「富士山では、火山防災協議会（関係防災機関による被害想定、防災対策、ハザードマップの作成などを推進するための組織）が設置されていること」「現在、内閣府で富士山の首都圏への大規模降灰を想定して対策を考えていること」「富士山はどこから噴火するかがよくわかっていない（噴火口が特定されていない）こと」「東京都のほとんどの地域で2cm以上の降灰が予想されていること」など具体的な事実関係の認知についてはおおむね2割程度の認知率であった（図6.2）。富士山噴火にかかる被害想定やハザードマップ、その対策などについてはあまり知られていないことがわかる。

次に、富士山の被害想定について、知らない人も多いので、端的に下記の現状を示し、その感想を聞いた。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・内閣府が、富士山が噴火した際の被害想定を公表している・富士山はどこから噴火するかがよくわかっていない（噴火口が特定されていない）・富士山は大規模な降灰が特徴的であり、内閣府は富士山の首都圏への大規模降灰を想定して対策を考えている・東京都のほとんどの地域で2cm以上の降灰が予想されている・降灰により、生活支障が広範囲・長期に及び、社会的混乱が発生すると考えられている・これらの想定に基づき、富士山のハザードマップが作成されている |
|--|

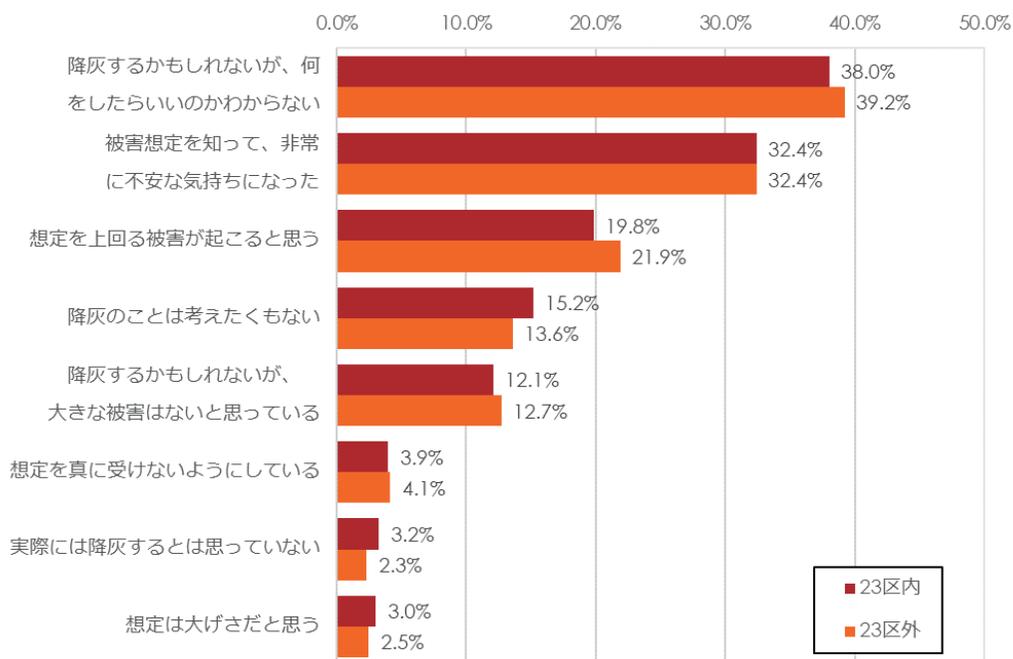
最も多かった回答は、「降灰するかもしれないが、何をしたらいいのかわからない」というものであった。次に「被害想定を知って、非常に不安な気持ちになった」「想定を上回る被害が起こると思う」などが続く（図6.2）。



(χ^2 検定 ***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05 無印: 有意差なし)

図注：調査票においては、噴火警戒レベル*、火山防災協議会**のところでは、直後に括弧をつけて、説明をしている。グラフ上では省略する。省略したものは以下の通り。*（火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標）**（関係防災機関による被害想定、防災対策、ハザードマップの作成などを推進するための組織）

図 6.1 富士山の被害想定について



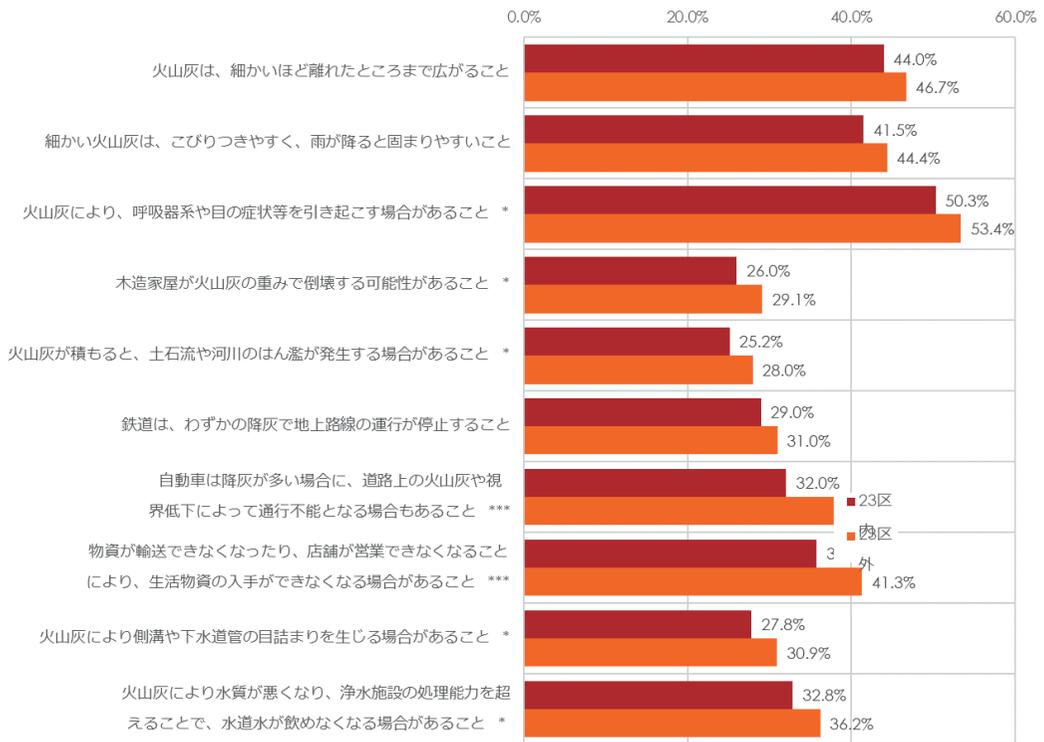
(χ^2 検定 ***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05 無印: 有意差なし)

図6.2 被害想定を知って思ったこと

6.2 富士山噴火に関する火山灰対策に関する知識と実態

次に火山灰による被害について、いくつかの項目について、知っているかどうかを聞いた。「火山灰により、呼吸器系や目の症状等を引き起こす場合があること」「火山灰は、細かいほど離れたところまで広がること」「細かい火山灰は、こびりつきやすく、雨が降ると固まりやすいこと」などは、5割～4割程度の回答率であった。

また、「物資が輸送できなくなったり、店舗が営業できなくなることにより、生活物資の入手ができなくなる場合があること」「自動車は降灰が多い場合に、道路上の火山灰や視界低下によって通行不能となる場合もあること」「鉄道は、わずかの降灰で地上路線の運行が停止すること」「火山灰が積もると、土石流や河川のはん濫が発生する場合があること」「木造家屋が火山灰の重みで倒壊する可能性があること」「火山灰により水質が悪くなり、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲めなくなる場合があること」「火山灰により側溝や下水道管の目詰まりを生じる場合があること」などについて、4割～2割くらいの回答率であった。また、これらについては基本的に、いずれの項目においても、火山灰の影響の大きい都下（23区外）の方が認知率が高かった（図6.3）。



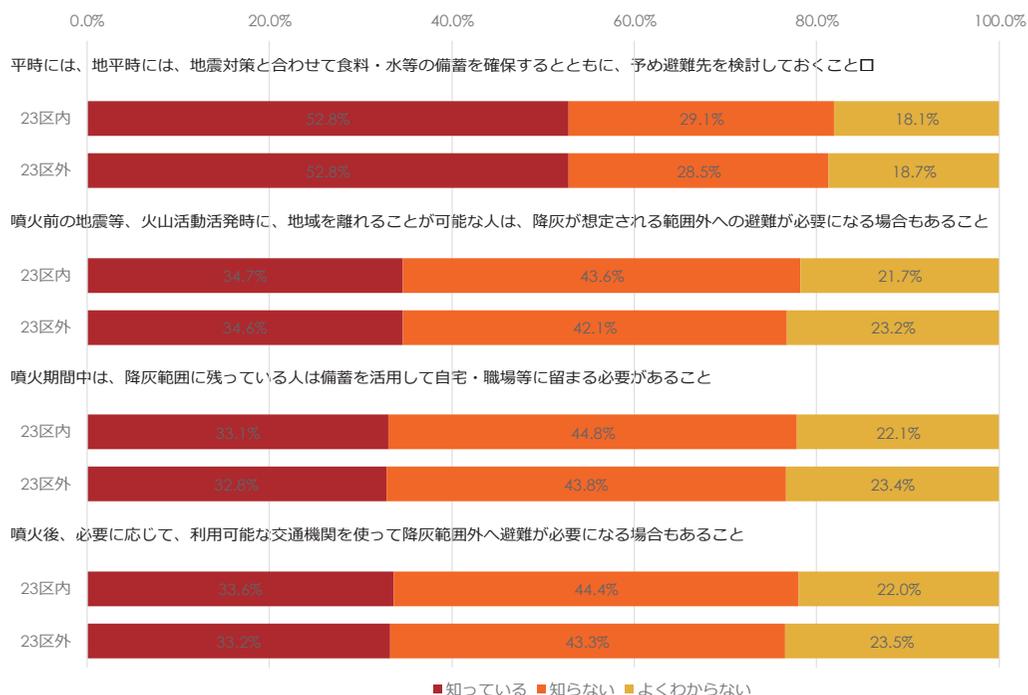
(χ^2 検定 ***: $p < .001$, **: $p < .01$, *: $p < .05$ 無印: 有意差なし)

図6.3 火山灰の被害についての認知 (23区内外別)

また、富士山の噴火による降灰への備えについて、内閣府（防災）は、住民等の基本的な考え方を示している。これについても聞いた。「平時には、地震対策と合わせて食料・水等の備蓄を確保するとともに、予め避難先を検討しておくこと」が5割程度、「噴火前の地震等、火山活動活発時に、地域を離れることが可能な人は、降灰が想定される範囲外への避難が必要になる場合もあること」「噴火期間中は、降灰範囲に残っている人は備蓄を活用して自宅・職場等に留まる必要があること」「噴火後、必要に応じて、利用可能な交通機関を使って降灰範囲外へ避難が必要になる場合もあること」については、それぞれ3割程度の認知率であり、大規模噴火時の対策についてはあまり知られていなかった（図6.4）。

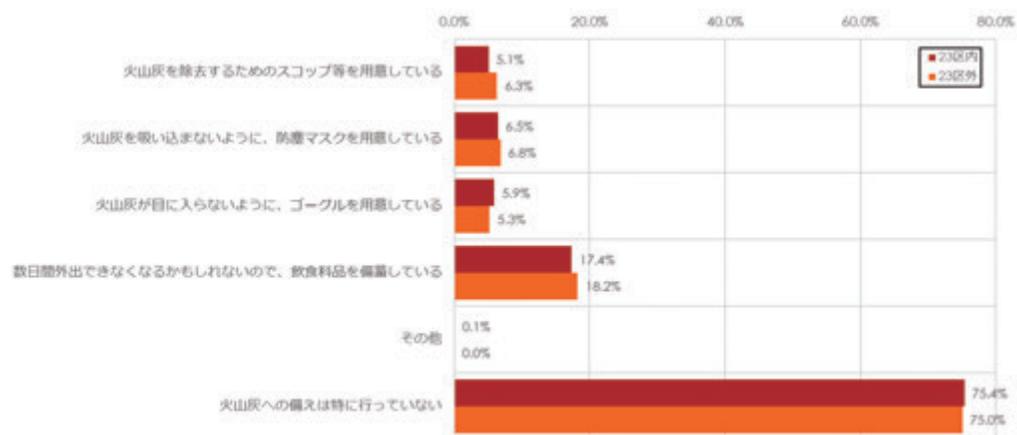
また、一般に火山灰対策の備品としては、「火山灰を除去するためのスコップ」「防塵マスク」「ゴーグル」「飲食料品」などがあるが、これらについて、準備をしているとい

う人は少なく、「火山灰への備えは特に行っていない」という人が8割弱であった（図6.5）。



(χ^2 検定 ***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05 無印: 有意差なし)

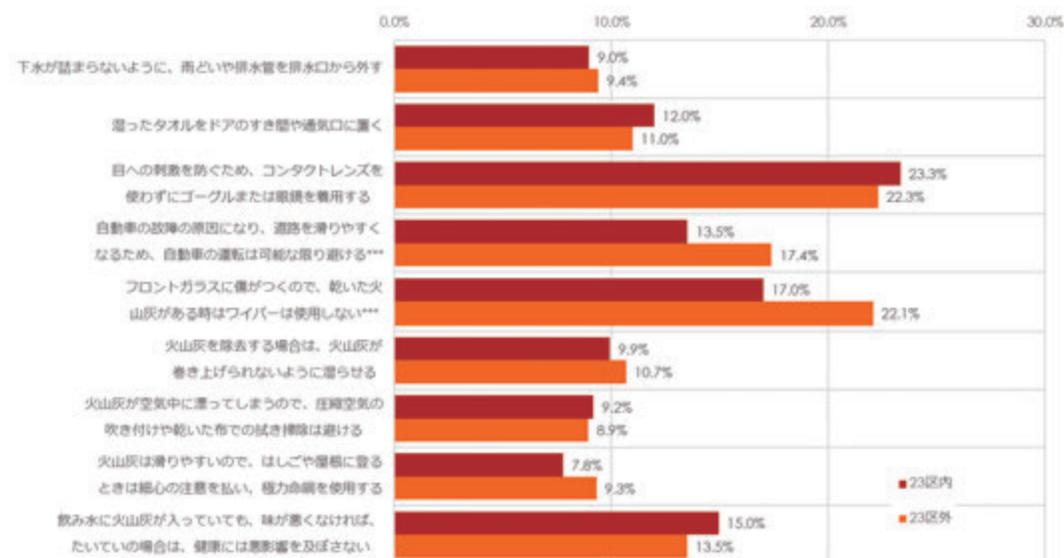
図6.4 富士山の噴火による降灰への備えとして、内閣府が示す基本的な考え方の認知(23区内外別)



(χ^2 検定 ***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05 無印: 有意差なし)

図6.5 富士山噴火に対する火山灰への備えとして行っているもの(準備している品目)

また上記を踏まえた上で、火山灰への対策として、知っている項目を聞いた。「目への刺激を防ぐため、コンタクトレンズを使わずにゴーグルまたは眼鏡を着用する」「フロントガラスに傷がつくので、乾いた火山灰がある時はワイパーは使用しない」が2割程度、「飲み水に火山灰が入っていても、味が悪くなければ、たいていの場合は、健康には悪影響を及ぼさない」「自動車の故障の原因になり、道路を滑りやすくなるため、自動車の運転は可能な限り避ける」が1割5分程度、「湿ったタオルをドアのすき間や通気口に置く」「下水が詰まらないように、雨どいや排水管を排水口から外す」「火山灰を除去する場合は、火山灰が巻き上げられないように湿らせる」「火山灰が空気中に漂ってしまうので、圧縮空気の吹き付けや乾いた布での拭き掃除は避ける」「火山灰は滑りやすいので、はしごや屋根に登るときは細心の注意を払い、極力命綱を使用する」などはどれも1割程度しか認知されていなかった。いずれも、認知率は低く、降灰対策としての認識は極めて低いことがわかった（図6.6）。



(χ^2 検定 ***: $p < .001$, **: $p < .01$, *: $p < .05$ 無印: 有意差なし)

図6.6 火山灰対策の知識

6.3 富士山噴火を理解する上で必要な用語の認知と情報

最後に富士山噴火を人々が理解する上で必要な用語と情報について問うた。火山にかかる用語を人々はどれくらい認知しているだろうか。具体的に目に見える「降灰」(56.4%)「土石流」(56.4%)、「噴石」(52.3%)、「溶岩流」(51.7%)、「火砕流」(49.2%)、「泥流」(38.9%)などは、認知率が高かった。

一方、目に見えるものではない、概念である「火山性地震」(36.4%)、「火山性微動」(26.1%)、「低周波地震」(15.9%)、「空振」(13.7%)については認知率は低かった(図6.7)。なお、これは地域によって違いはなかった。

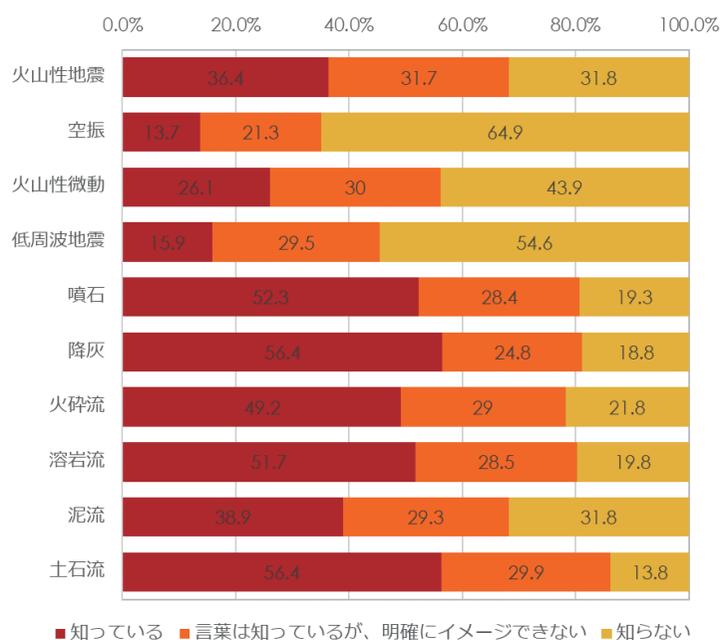
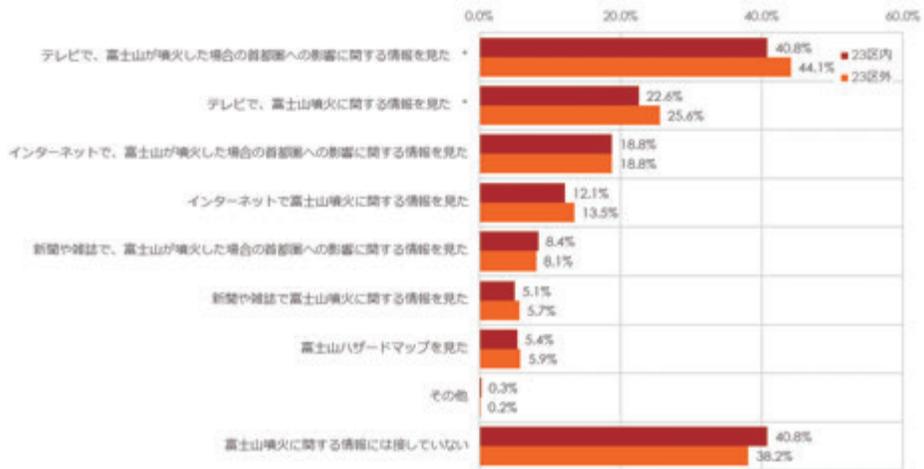


図6.7 火山用語の認知率

また、情報減については、噴火した場合の首都圏への影響などに関する情報をテレビから得たという人が多く、インターネットでそれらに接したという人は2割～1割程度であった。また、新聞や雑誌で情報を見たという人が1割以下であった。積極的に情報収集しようという情報ではないので、テレビなどで様々なメディアで周知していく必要があると考えられる。なお、富士山ハザードマップを見たという人は1割以下であった(図6.8)。



(χ^2 検定 ***: $p < .001$, **: $p < .01$, *: $p < .05$ 無印: 有意差なし)

図6.8 富士山噴火と情報源

7. おわりに

発生頻度の高くない火山噴火災害、特に大規模降灰は報道されることも少なく、関心も低く、不安に思う人も対策が必要だと思う人も少ない。東京都内で宝永噴火、大規模な降灰が過去にあったことを知っている人は約半数しかおらず、詳細を知っている人も少ない。ただ、もしも噴火したときは降灰で大きな影響を受けるであろうことは認識している人は多かった。

だが、降灰の影響として最も影響が大きいと考えられている「電車が止まる」「飛行機が飛べなくなる」「自動車が走れなくなる」「帰宅・出勤困難になる」「停電する」という認識を持っている人は4割から3割程度で決して多くはなかった一方、「水道が止まる」「ガスが止まる」と考えにくいものも2割程度の人がそのような認識を持っていた。

また、基本的には直系親族を頼ってzz広域に避難するという傾向がみえたが、降灰被害の際に同程度の降灰状況なはずの近所の避難所に避難するという人が23区で4割、23区外で5割と一定程度おり、降灰被害についてイメージできていないこともわかった。被害想定の詳細や避難などについて、知らない、イメージを持っていないという人も多く、結果として、特段、富士山噴火への備えは行われていなかった。

火山噴火は一度発生すると被害は大きい極めて頻度・確度が低い。大規模降灰に平時から備えよというのも難しい。とはいえ関心や不安感が低い状況ではやむをえない。今後の方策として、せめて富士山が噴火した場合どのような状況になるかという避難方策や考えうる想定やシナリオなどについて意識・知識の啓発だけでも行うべきではなかるうか。

附属資料 単純集計結果（該当部分の抜粋）

(SA) 【調査1】 F1. 性別

		実数	%
全体		4478	100.0
1	男性	2195	49.0
2	女性	2283	51.0

(NF) 【調査1】 F2_1. 年齢 (FA)

	全体	統計量母数	合計	平均	標準偏差	最大値	最小値	中央値
	4478	4478	206403.0	46.1	13.4	69.0	20.0	47.0

(SA) 【調査1】 OF2. 年代

		実数	%
全体		4478	100.0
1	10代	0	0.0
2	20代	681	15.2
3	30代	901	20.1
4	40代	966	21.6
5	50代	980	21.9
6	60代	950	21.2
7	70代以上	0	0.0

(SA) 【調査1】 S01. あなたのお住まいの都道府県をお答えください。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	東京都	4478	100.0
2	それ以外	0	0.0

(SA) 【調査1】 SC2. あなたのお住まいの市区町村をお答えください。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	千代田区	83	1.9
2	中央区	88	2.0
3	港区	94	2.1
4	新宿区	97	2.2
5	文京区	89	2.0
6	台東区	86	1.9
7	墨田区	90	2.0
8	江東区	93	2.1
9	品川区	98	2.2
10	目黒区	94	2.1
11	大田区	96	2.1
12	世田谷区	97	2.2
13	渋谷区	92	2.1
14	中野区	91	2.0
15	杉並区	94	2.1
16	豊島区	93	2.1
17	北区	92	2.1
18	荒川区	88	2.0
19	板橋区	100	2.2
20	練馬区	95	2.1
21	足立区	98	2.2
22	葛飾区	91	2.0
23	江戸川区	99	2.2
24	八王子市	98	2.2
25	立川市	94	2.1
26	武蔵野市	94	2.1
27	三鷹市	87	1.9
28	青梅市	89	2.0
29	府中市	93	2.1
30	昭島市	83	1.9
31	調布市	95	2.1
32	町田市	90	2.0
33	小金井市	86	1.9
34	小平市	90	2.0
35	日野市	93	2.1
36	東村山市	92	2.1
37	国分寺市	92	2.1
38	国立市	84	1.9
39	福生市	76	1.7
40	狛江市	85	1.9
41	東大和市	88	2.0
42	清瀬市	87	1.9
43	東久留米市	92	2.1
44	武蔵村山市	77	1.7
45	多摩市	91	2.0
46	稲城市	87	1.9
47	羽村市	65	1.5
48	あきる野市	82	1.8
49	西東京市	94	2.1
50	瑞穂町	33	0.7
51	日の出町	20	0.4
52	檜原村	0	0.0
53	奥多摩町	3	0.1
54	大島町	0	0.0
55	利島村	0	0.0
56	新島村	0	0.0
57	神津島村	0	0.0
58	三宅村	0	0.0
59	御蔵島村	0	0.0
60	八丈町	0	0.0
61	青ヶ島村	0	0.0
62	小笠原村	0	0.0

SC3. あなたが主に通勤・通学している市区町村をお答えください。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	千代田区	325	7.3
2	中央区	184	4.1
3	港区	285	6.4
4	新宿区	279	6.2
5	文京区	72	1.6
6	台東区	69	1.5
7	墨田区	45	1.0
8	江東区	92	2.1
9	品川区	115	2.6
10	目黒区	52	1.2
11	大田区	67	1.5
12	世田谷区	77	1.7
13	渋谷区	146	3.3
14	中野区	60	1.3
15	杉並区	66	1.5
16	豊島区	85	1.9
17	北区	41	0.9
18	荒川区	30	0.7
19	板橋区	35	0.8
20	練馬区	45	1.0
21	足立区	32	0.7
22	葛飾区	30	0.7
23	江戸川区	44	1.0
24	八王子市	77	1.7
25	立川市	86	1.9
26	武蔵野市	55	1.2
27	三鷹市	34	0.8
28	青梅市	55	1.2
29	府中市	60	1.3
30	昭島市	49	1.1
31	調布市	52	1.2
32	町田市	35	0.8
33	小金井市	26	0.6
34	小平市	36	0.8
35	日野市	39	0.9
36	東村山市	33	0.7
37	国分寺市	28	0.6
38	国立市	27	0.6
39	福生市	30	0.7
40	狛江市	23	0.5
41	東大和市	33	0.7
42	清瀬市	25	0.6
43	東久留米市	26	0.6
44	武蔵村山市	34	0.8
45	多摩市	39	0.9
46	稲城市	25	0.6
47	羽村市	39	0.9
48	あきる野市	26	0.6
49	西東京市	30	0.7
50	瑞穂町	18	0.4
51	日の出町	7	0.2
52	檜原村	1	0.0
53	奥多摩町	4	0.1
54	大島町	0	0.0
55	利島村	0	0.0
56	新島村	0	0.0
57	神津島村	0	0.0
58	三宅村	0	0.0
59	御蔵島村	0	0.0
60	八丈町	0	0.0
61	青ヶ島村	0	0.0
62	小笠原村	0	0.0
63	東京都以外	180	4.0
64	通勤も通学も	970	21.7

(SA) 【調査1】 Q7. あなたは、以下の災害について関心がありますか。あてはまるものを、それぞれについて、一つずつお答えください。

		全体	関心がある	やや関心がある	あまり関心がない	関心がない	
【調査1】 Q7項目1	首都直下地震	%	100.0	43.5	37.7	10.9	7.9
		実数	4478	1948	1687	489	354
【調査1】 Q7項目2	南海トラフ地震	%	100.0	29.3	41.1	19.5	10.2
		実数	4478	1310	1840	873	455
【調査1】 Q7項目3	その他の地域で発生する地震	%	100.0	20.6	45.3	23.1	11.0
		実数	4478	923	2029	1033	493
【調査1】 Q7項目4	津波	%	100.0	17.2	35.8	31.1	15.9
		実数	4478	770	1603	1394	711
【調査1】 Q7項目5	富士山の噴火	%	100.0	26.1	40.4	22.0	11.5
		実数	4478	1169	1811	983	515
【調査1】 Q7項目6	富士山の噴火による大規模降灰	%	100.0	26.8	40.3	21.5	11.4
		実数	4478	1199	1804	963	512
【調査1】 Q7項目7	富士山以外の火山の噴火	%	100.0	16.1	37.9	32.1	13.8
		実数	4478	723	1698	1438	619
【調査1】 Q7項目8	河川の大規模なはん濫（荒川や多摩川など）	%	100.0	22.6	40.3	24.5	12.6
		実数	4478	1013	1803	1097	565
【調査1】 Q7項目9	土砂災害（がけ崩れや地すべりなど）	%	100.0	15.5	36.4	33.2	14.9
		実数	4478	692	1629	1488	669
【調査1】 Q7項目10	台風	%	100.0	31.8	44.7	15.2	8.3
		実数	4478	1422	2003	680	373

(SA) 【調査1】 Q8. あなたは、以下の災害について不安を感じていますか。あてはまるものを、それぞれについて、一つずつお答えください。

		全体	不安を感じている	やや不安を感じている	あまり不安を感じていない	不安を感じていない	
【調査1】 Q8項目1	首都直下地震	%	100.0	44.7	38.9	10.8	5.6
		実数	4478	2001	1744	483	250
【調査1】 Q8項目2	南海トラフ地震	%	100.0	30.1	40.2	21.4	8.2
		実数	4478	1350	1800	959	369
【調査1】 Q8項目3	その他の地域で発生する地震	%	100.0	22.5	42.8	26.0	8.7
		実数	4478	1008	1918	1164	388
【調査1】 Q8項目4	津波	%	100.0	14.5	29.0	36.9	19.7
		実数	4478	649	1297	1652	880
【調査1】 Q8項目5	富士山の噴火	%	100.0	24.0	38.3	27.1	10.7
		実数	4478	1073	1715	1212	478
【調査1】 Q8項目6	富士山の噴火による大規模降灰	%	100.0	25.2	39.8	24.8	10.3
		実数	4478	1127	1781	1109	461
【調査1】 Q8項目7	富士山以外の火山の噴火	%	100.0	15.6	34.1	36.2	14.2
		実数	4478	698	1526	1620	634
【調査1】 Q8項目8	河川の大規模なはん濫（荒川や多摩川など）	%	100.0	20.9	36.0	30.4	12.8
		実数	4478	935	1610	1361	572
【調査1】 Q8項目9	土砂災害（がけ崩れや地すべりなど）	%	100.0	14.9	31.1	37.4	16.6
		実数	4478	665	1392	1677	744
【調査1】 Q8項目10	台風	%	100.0	29.3	43.7	19.4	7.6
		実数	4478	1310	1958	869	341

(SA) 【調査1】 Q9. あなたは、以下の災害について対策の必要性を感じていますか。あてはまるものを、それぞれについて、一つずつお答えください。

		全体	対策の必要性を感じている	やや対策の必要性を感じている	あまり対策の必要性を感じていない	対策の必要性を感じていない	
【調査1】 Q9項目1	首都直下地震	%	100.0	43.2	40.5	10.9	5.3
		実数	4478	1936	1815	490	237
【調査1】 Q9項目2	南海トラフ地震	%	100.0	28.5	40.5	22.5	8.5
		実数	4478	1275	1814	1008	381
【調査1】 Q9項目3	その他の地域で発生する地震	%	100.0	21.7	41.7	27.0	9.6
		実数	4478	973	1866	1209	430
【調査1】 Q9項目4	津波	%	100.0	16.0	29.1	35.5	19.4
		実数	4478	717	1303	1591	867
【調査1】 Q9項目5	富士山の噴火	%	100.0	21.6	38.2	28.6	11.7
		実数	4478	966	1711	1279	522
【調査1】 Q9項目6	富士山の噴火による大規模降灰	%	100.0	22.6	38.8	27.7	11.0
		実数	4478	1010	1737	1239	492
【調査1】 Q9項目7	富士山以外の火山の噴火	%	100.0	16.0	32.9	36.5	14.6
		実数	4478	715	1475	1633	655
【調査1】 Q9項目8	河川の大規模なはん濫（荒川や多摩川など）	%	100.0	21.7	36.4	28.4	13.5
		実数	4478	972	1628	1273	605
【調査1】 Q9項目9	土砂災害（がけ崩れや地すべりなど）	%	100.0	16.3	32.4	35.1	16.2
		実数	4478	732	1450	1570	726
【調査1】 Q9項目10	台風	%	100.0	29.3	44.7	18.6	7.4
		実数	4478	1311	2000	835	332

(SA) 【調査1】 Q10. あなたは、以下の災害について、テレビのニュースや新聞の報道で目にしますか。あてはまるものを、それぞれについて、一つずつお答えください。

		全体	目にする	やや目にする	あまり目にしない	目にしない	
【調査1】 Q10項目1	首都直下地震	%	100.0	23.6	42.8	24.1	9.5
		実数	4478	1055	1915	1081	427
【調査1】 Q10項目2	南海トラフ地震	%	100.0	20.8	42.0	26.2	11.1
		実数	4478	931	1880	1172	495
【調査1】 Q10項目3	その他の地域で発生する地震	%	100.0	16.1	40.1	32.2	11.6
		実数	4478	723	1795	1440	520
【調査1】 Q10項目4	津波	%	100.0	15.9	41.0	31.8	11.3
		実数	4478	710	1837	1423	508
【調査1】 Q10項目5	富士山の噴火	%	100.0	11.2	30.6	39.5	18.7
		実数	4478	502	1370	1770	836
【調査1】 Q10項目6	富士山の噴火による大規模降灰	%	100.0	11.2	28.5	40.7	19.6
		実数	4478	501	1277	1822	878
【調査1】 Q10項目7	富士山以外の火山の噴火	%	100.0	11.3	32.2	39.3	17.2
		実数	4478	504	1443	1759	772
【調査1】 Q10項目8	河川の大規模なはん濫（荒川や多摩川など）	%	100.0	14.9	40.4	32.7	12.1
		実数	4478	666	1808	1464	540
【調査1】 Q10項目9	土砂災害（がけ崩れや地すべりなど）	%	100.0	15.1	41.9	31.3	11.7
		実数	4478	674	1877	1401	526
【調査1】 Q10項目10	台風	%	100.0	25.8	46.1	19.9	8.2
		実数	4478	1156	2065	891	366
【調査1】 Q10項目11	高潮	%	100.0	10.0	31.2	41.3	17.5
		実数	4478	446	1399	1848	785

(SA) 【調査1】 Q11. あなたが住んでいる間に、富士山が噴火すると思いますか。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	噴火すると思う	547	12.2
2	噴火する可能性が高いと思う	1823	40.7
3	噴火する可能性は低いと思う	1614	36.0
4	噴火しないと思う	494	11.0

(SA) 【調査1】 Q12. もし、富士山の噴火が起こった場合、あなたが住んでいる地域は、どの程度の被害を蒙ると思いますか。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	大きな影響を受けると思う	1894	42.3
2	少し影響を受けると思う	2034	45.4
3	被害はないと思う	550	12.3

(NA) 【調査1】 Q13. もし、富士山の噴火が起こった場合、あなたが住んでいる地域では、どのような現象が起こると思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	頻繁な地震	1936	43.2
2	噴石	737	16.5
3	降灰	2919	65.2
4	火砕流	249	5.6
5	溶岩流	193	4.3
6	泥流・土石流	187	4.2
7	空が灰でおおわれる	2100	46.9
8	その他	37	0.8
9	何も起きないと思う	203	4.5
10	わからない	543	12.1

(FA) 【調査1】 Q13_8FA. もし、富士山の噴火が起こった場合、あなたが住んでいる地域では、どのような現象が起こると思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

(省略)

(MA) 【調査1】 Q14 もし、富士山の噴火が起こった場合、あなたが住んでいる地域では具体的にどのような被害が起こると思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	日常生活が送れなくなる	1611	36.0
2	生活必需品や食料が手に入らなくなる	1880	42.0
3	エアコンが使えなくなる	1257	28.1
4	建物がつぶれる	322	7.2
5	健康被害が発生する	1688	37.7
6	死者が発生する	521	11.6
7	帰宅・出勤困難になる	1145	25.6
8	電車が止まる	1733	38.7
9	自動車が行けなくなる	1141	25.5
10	飛行機が飛ばなくなる	1212	27.1
11	停電する	1223	27.3
12	ガスが止まる	882	19.7
13	水道が止まる	983	22.0
14	携帯電話が使えなくなる	857	19.1
15	パニックが発生する	1196	26.7
16	経済活動が止まる	1219	27.2
17	視界が悪くなる	1857	41.5
18	被害はないと思う	216	4.8
19	わからない	698	15.6

(SA) 【調査1】 Q15 もし、富士山の噴火が起こった場合、あなたの住んでいる地域ではどのぐらい火山灰が積もると思いますか。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	積もらないと思う	329	7.3
2	2cm未満だと思う	1104	24.7
3	2cm以上10cm未満だと思う	1247	27.8
4	10cm以上30cm未満だと思う	384	8.6
5	30cm以上だと思う	170	3.8
6	わからない	1244	27.8

(SA) 【調査1】 Q16 もし、富士山の噴火が起こった場合、自宅や住んでいるマンションは積もった火山灰によって被害を受けると考えますか。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	自宅や住んでいるマンションが全壊すると思う	61	1.4
2	自宅や住んでいるマンションの一部が壊れると思う	237	5.3
3	自宅やマンションは壊れないが、自宅に火山灰が積もると思う	2029	45.3
4	自宅やマンションに火山灰は積もらないが、周囲には積もると思う	521	11.6
5	火山灰による被害はないと思う	652	14.6
6	わからない	978	21.8

(SA) 【調査1】 Q17 もし、富士山の噴火が起こった場合、自宅周辺の電気・ガス・水道・道路・交通機関などの被害はどのぐらいの間、続くと思いますか。

それぞれについて、一つずつお答えください。

【調査1】 Q17項目	電気	水道	ガス	通信・インターネット	道路	鉄道	バス							
								全体	被害はないと思う	当日中には復旧すると思う	2~3日くらいで復旧すると思う	1週間くらいで復旧すると思う	2週間くらいで復旧すると思う	1か月以上復旧できないと思う
	%	100.0	15.7	10.3	15.6	12.5	6.6	7.7						
	実数	4478	705	459	697	558	295	343						
	%	100.0	16.2	9.5	15.3	12.1	6.6	8.4						
	実数	4478	725	425	687	543	296	374						
	%	100.0	17.4	9.9	14.6	12.0	6.6	7.3						
	実数	4478	777	444	656	536	296	329						
	%	100.0	15.1	11.1	15.4	12.4	6.1	7.5						
	実数	4478	677	499	690	557	274	338						
	%	100.0	12.6	8.1	13.2	13.7	9.2	11.9						
	実数	4478	565	361	592	615	410	535						
	%	100.0	10.5	8.7	14.7	14.0	9.2	11.5						
	実数	4478	470	389	659	628	410	515						
	%	100.0	12.4	8.9	14.3	13.8	8.7	10.2						
	実数	4478	556	399	642	619	388	458						

(SA) 【調査1】 Q18. もし、富士山の噴火が起こった場合、通勤・通学先ではどのぐらい火山灰が積もると思いますか。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	積もらないと思う	424	9.5
2	2cm未満だと思う	968	21.6
3	2cm以上10cm未満だと思う	1046	23.4
4	10cm以上30cm未満だと思う	309	6.9
5	30cm以上だと思う	137	3.1
6	わからない	1594	35.6

(SA) 【調査1】 Q19. もし、富士山の噴火が起こった場合、通勤・通学先は積もった火山灰によって被害を受けると思いますか。

		実数	%
全体		3508	100.0
1	通勤・通学先が全壊すると思う	77	2.2
2	通勤・通学先の一部が壊れると思う	210	6.0
3	通勤・通学先は壊れないが、通勤・通学先に火山灰が積もると思う	1340	38.2
4	通勤・通学先に火山灰は積もらないが、周囲には積もると思う	348	9.9
5	火山灰による被害はないと思う	586	16.7
6	わからない	947	27.0

(MA) 【調査1】 Q20. あなたは、富士山噴火に備えて、どのようなことが必要と思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	いざとなったら家を離れて避難すること	1347	30.1
2	食料品などを備蓄すること	2927	65.4
3	非常持出品をまとめておくこと	2191	48.9
4	懐中電灯を用意しておくこと	2041	45.6
5	ゴーグルやマスクを用意しておくこと	2020	45.1
6	その他	33	0.7
7	富士山噴火に備える必要はないと思う	793	17.7

(FA) 【調査1】 Q20_6FA. あなたは、富士山噴火に備えて、どのようなことが必要と思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		33	100.0
回答者数		33	100.0

(SA) 【調査1】 Q21. あなたは、過去、富士山で大規模な噴火があったことを知っていますか。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	知っている	2940	65.7
2	知らない	1538	34.3

(SA) 【調査1】 Q22. あなたは、過去、富士山が噴火して、東京近辺で大規模な降灰があったことは知っていますか。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	知っている	2091	46.7
2	知らない	2387	53.3

(SA) 【調査1】 Q23. あなたが住む地域は、富士山火山防災マップ（ハザードマップ）で火山灰がどの程度積もると想定されていますか。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	積もらない	148	3.3
2	2cm未満	344	7.7
3	2cm以上10cm未満	509	11.4
4	10cm以上30cm未満	164	3.7
5	30cm以上	65	1.5
6	具体的な数値はわからないが積もる地域だと思う	1015	22.7
7	わからない	2233	49.9

(SA) 【調査1】 Q24. あなたの通勤・通学先の地域は、富士山火山防災マップ（ハザードマップ）で火山灰がどの程度積もると想定されていますか。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	積もらない	160	3.6
2	2cm未満	345	7.7
3	2cm以上10cm未満	457	10.2
4	10cm以上30cm未満	146	3.3
5	30cm以上	68	1.5
6	具体的な数値はわからないが積もる地域だと思う	877	19.6
7	わからない	2425	54.2

(SA) 【調査1】 Q25. あなたは、富士山噴火の被害想定に関することについて、以下のことを知っていますか。あてはまるものを、それぞれ一つずつ選んでください。

		全体	知っている	知らない	意味がよくわからない	
【調査1】 Q25項目1	内閣府が、富士山が噴火した際の被害想定を発表していること	%	100.0	26.6	67.0	6.4
		実数	4478	1191	3002	285
【調査1】 Q25項目2	富士山周辺域では、富士山の噴火に備えて防災対策が考えられていること	%	100.0	28.7	64.7	6.6
		実数	4478	1286	2896	296
【調査1】 Q25項目3	富士山のハザードマップが作成されていること	%	100.0	25.8	67.5	6.7
		実数	4478	1154	3022	302
【調査1】 Q25項目4	富士山には、噴火警戒レベル（火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標）が導入されていること	%	100.0	21.9	71.2	6.9
		実数	4478	980	3187	311
【調査1】 Q25項目5	富士山では、火山防災協議会（関係防災機関による被害想定、防災対策、ハザードマップの作成などを推進するための組織）が設置されていること	%	100.0	17.3	75.3	7.3
		実数	4478	775	3374	329
【調査1】 Q25項目6	富士山は大規模な降灰が特徴的であること	%	100.0	31.2	61.9	6.9
		実数	4478	1397	2770	311
【調査1】 Q25項目7	現在、内閣府で富士山の首都圏への大規模降灰を想定して対策を考えていること	%	100.0	19.8	73.3	6.9
		実数	4478	887	3283	308
【調査1】 Q25項目8	富士山はどこから噴火するかがよくわかってない（噴火口が特定されていない）こと	%	100.0	22.6	69.9	7.5
		実数	4478	1014	3129	335
【調査1】 Q25項目9	東京都のほとんどの地域で2cm以上の降灰が予想されていること	%	100.0	23.8	69.2	7.0
		実数	4478	1066	3098	314
【調査1】 Q25項目10	降灰により、生活支障が広範囲・長期に及び、社会的混乱が発生すると考えられていること	%	100.0	32.4	60.9	6.7
		実数	4478	1449	2728	301

(MA) 【調査1】 Q26. あなたは、上記の富士山の降灰の被害想定を讀んで、どう思いましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		4410	100.0
1	被害想定を知って、非常に不安な気持ちになった	1451	32.9
2	想定は大きすぎだと思う	123	2.8
3	想定を真に受けられないようにしている	181	4.1
4	想定を上回る被害が起こると思う	936	21.2
5	降灰するかもしれないが、何をしたらいいのかわからない	1731	39.3
6	降灰するかもしれないが、大きな被害はないと思っている	557	12.6
7	実際には降灰するとは思っていない	123	2.8
8	降灰のことは考えたくもない	643	14.6

(SA) 【調査1】 Q80. あなたはこれまでに大きな災害を経験したことはありますか。それぞれについて、一つずつお答えください。

		全体	避難したことがある	避難はしていないが、経験したことがある	経験したことはない	
【調査1】 Q60項目1	地震	%	100.0	8.0	47.5	44.6
		実数	4478	357	2126	1995
【調査1】 Q60項目2	津波	%	100.0	1.5	5.4	93.0
		実数	4478	69	244	4165
【調査1】 Q60項目3	火山噴火	%	100.0	1.2	5.1	93.7
		実数	4478	53	227	4198
【調査1】 Q60項目4	水害	%	100.0	2.6	10.3	87.1
		実数	4478	117	459	3902

(SA) 【調査2】 Q1. あなたは、以下の火山に関する用語を知っていますか。あてはまるものを、それぞれ一つずつ選んでください。

		%	全体	知っている	言葉は知っているが、明確にイメージできない	知らない
【調査2】 01項目1	火山性地震	%	100.0	36.4	31.7	31.8
		実数	4478	1631	1421	1426
【調査2】 01項目2	火山性微動	%	100.0	26.1	30.0	43.9
		実数	4478	1170	1344	1964
【調査2】 01項目3	低周波地震	%	100.0	15.9	29.5	54.6
		実数	4478	712	1323	2443
【調査2】 01項目4	噴石	%	100.0	52.3	28.4	19.3
		実数	4478	2343	1272	863
【調査2】 01項目5	降灰	%	100.0	56.4	24.8	18.8
		実数	4478	2527	1110	841
【調査2】 01項目6	火砕流	%	100.0	49.2	29.0	21.8
		実数	4478	2205	1298	975
【調査2】 01項目7	溶岩流	%	100.0	51.7	28.5	19.8
		実数	4478	2315	1278	885
【調査2】 01項目8	泥流	%	100.0	38.9	29.3	31.8
		実数	4478	1743	1311	1424
【調査2】 01項目9	土石流	%	100.0	56.4	29.9	13.8
		実数	4478	2524	1338	616
【調査2】 01項目10	空振	%	100.0	13.7	21.3	64.9
		実数	4478	615	956	2907

(MA) 【調査2】 Q2. あなたは、富士山噴火に関する情報に接しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	テレビで、富士山が噴火した場合の首都圏への影響に関する情報を見た	1906	42.6
2	テレビで、富士山噴火に関する情報を見た	1082	24.2
3	インターネットで、富士山が噴火した場合の首都圏への影響に関する情報を見た	842	18.8
4	インターネットで富士山噴火に関する情報を見た	575	12.8
5	新聞や雑誌で、富士山が噴火した場合の首都圏への影響に関する情報を見た	369	8.2
6	新聞や雑誌で富士山噴火に関する情報を見た	241	5.4
7	富士山ハザードマップを見た	253	5.6
8	その他	11	0.2
9	富士山噴火に関する情報には接していない	1766	39.4

(FA) 【調査2】 Q2_8FA. あなたは、富士山噴火に関する情報に接しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

(省略)

(SA) 【調査2】 Q3. もし、富士山の噴火が起こった場合、あなたはまず、どうしますか。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	今まで通りの生活を送る	386	8.6
2	まずは家にとどまり状況を見る	3327	74.3
3	家から速くに離れる	208	4.6
4	避難所に行く	557	12.4

(SA) 【調査2】 Q4. もし、富士山の噴火が起こって、降灰で家での生活が困難になり、長期的に避難せざるを得なくなった場合、まず避難するとしたらあなたはどこに避難しますか。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	近所の避難所	2024	45.2
2	東京都内	1166	26.0
3	東京都以外	1288	28.8

(MA) 【調査2】 Q4a. その避難先は具体的に、どこですか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		1288	100.0
1	祖父母、父母、子どもなどの家	569	44.2
2	親戚の家	207	16.1
3	知人・友人の家	78	6.1
4	受入れを行っている遠方の自治体が設置する施設	233	18.1
5	ホテル・旅館	215	16.7
6	車中泊	80	6.2
7	その他	40	3.1
8	わからない	268	20.8

(FA) 【調査2】 Q4a_7FA. その避難先は具体的に、どこですか。あてはまるものをすべて選んでください。

(省略)

(SA) 【調査2】 Q4bo1_1. 祖父母、父母、子どもなどの家

(SA) 【調査2】 Q4bo1_2. 親戚の家

(SA) 【調査2】 Q4bo1_3. 知人・友人の家

(SA) 【調査2】 Q4bo1_4. 受入れを行っている遠方の自治体が設置する施設

(SA) 【調査2】 Q4bo1_5. ホテル・旅館

(SA) 【調査2】 Q4bo1_6. 車中泊

(SA) 【調査2】 Q4bo1_7. その他

(省略 ※本文中に記載)

(MA) 【調査2】 Q4c. そこまでの避難の手段は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		1020	100.0
1	自家用車	427	41.9
2	電車・新幹線	533	52.3
3	バス・タクシー	105	10.3
4	原付・バイク	6	0.6
5	自転車	33	3.2
6	徒歩	84	8.2
7	飛行機	142	13.9
8	その他	6	0.6
9	わからない	127	12.5

(FA) 【調査2】 Q4c_8FA. そこまでの避難の手段は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

(省略)

(MA) 【調査2】 Q4d. その後、都内に食料などの物資が入らなくなった場合、避難するとしたらあなたはどこに避難しますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		3190	100.0
1	祖父母、父母、子どもなどの家	771	24.2
2	親戚の家	401	12.6
3	知人・友人の家	218	6.8
4	受入れを行っている遠方の自治体が設置する施設	978	30.7
5	ホテル・旅館	412	12.9
6	車中泊	217	6.8
7	その他	23	0.7
8	わからない	1206	37.8

(FA) 【調査2】 Q4d_7FA. その後、都内に食料などの物資が入らなくなった場合、避難するとしたらあなたはどこに避難しますか。あてはまるものをすべて選んでください。

(省略)

(SA) 【調査2】 Q4eo1_1. 祖父母、父母、子どもなどの家

(SA) 【調査2】 Q4eo1_2. 親戚の家

(SA) 【調査2】 Q4eo1_3. 知人・友人の家

(SA) 【調査2】 Q4eo1_4. 受入れを行っている遠方の自治体が設置する施設

(SA) 【調査2】 Q4eo1_5. ホテル・旅館

(SA) 【調査2】 Q4eo1_6. 車中泊

(SA) 【調査2】 Q4eo1_7. その他

(省略 ※本文中に記載)

(MA) 【調査2】 Q4f. そこまでの避難の手段は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		1984	100.0
1	自家用車	803	40.5
2	電車・新幹線	811	40.9
3	バス・タクシー	273	13.8
4	原付・バイク	58	2.9
5	自転車	263	13.3
6	徒歩	700	35.3
7	飛行機	131	6.6
8	その他	5	0.3
9	わからない	209	10.5

(FA) 【調査2】 Q4f_8FA. そこまでの避難の手段は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

(省略)

(SA) 【調査2】 Q5. 内閣府は、富士山の噴火による降灰への備えとして、住民等の基本的な考え方として以下を示しています。あなたはこのことを知っていますか。あてはまるものを、それぞれ一つずつ選んでください。

		全体	知っている	知らない	よくわからない	
【調査2】 Q5項目1	平時には、地震対策と合わせて?料・?等の備蓄を確保するとともに、予め避難先を検討しておくこと	%	100.0	52.8	28.8	18.4
		実数	4478	2365	1290	823
【調査2】 Q5項目2	噴火前の地震等、火山活動発時に、地域を離れることが可能な人は、降灰が想定される範囲外への避難が必要になる場合もあること	%	100.0	34.6	42.8	22.5
		実数	4478	1551	1918	1009
【調査2】 Q5項目3	噴火期間中は、降灰範囲に残っている人は備蓄を活用して自宅・職場等に留まる必要があること	%	100.0	32.9	44.3	22.8
		実数	4478	1474	1984	1020
【調査2】 Q5項目4	噴火後、必要に応じて、利用可能な交通機関を使って降灰範囲外へ避難が必要になる場合もあること	%	100.0	33.4	43.8	22.8
		実数	4478	1496	1962	1020

(MA) 【調査2】 Q6. あなたは、火山灰による被害について以下のことを知っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		4136	100.0
1	火山灰は、細かいほど離れたところまで広がること	2032	49.1
2	細かい火山灰は、こびりつきやすく、雨が降ると固まりやすいこと	1925	46.5
3	火山灰により、呼吸器系や目の症状等を引き起こす場合があること	2325	56.2
4	木造家屋が火山灰の重みで倒壊する可能性があること	1238	29.9
5	火山灰が積もると、土石流や河川のはん蓋が発生する場合があること	1193	28.8
6	鉄道は、わずかの降灰で地上路線の運行が停止すること	1345	32.5
7	自動車は降灰が多い場合に、道路上の火山灰や視界低下によって通行不能となる場合もあること	1590	38.4
8	物資が輸送できなくなったり、店舗が営業できなくなることにより、生活物資の入手ができなくなる場合があること	1732	41.9
9	火山灰により側溝や下水道管の目詰まりを生じる場合があること	1319	31.9
10	火山灰により水質が悪くなり、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲めなくなる場合があること	1549	37.5

(MA) 【調査2】 Q7. 1707年に発生した富士山の噴火(富士山宝永噴火)について以下のことを知っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		3600	100.0
1	富士山宝永噴火は、南海トラフで発生した宝永地震と同じ年に発生したこと	696	19.3
2	噴火は16日間続いたこと	360	10.0
3	火山灰の重みで家屋の倒壊が発生したこと	551	15.3
4	東京近郊でも、灰が数cm積もったところがあること	1787	49.6
5	噴火中、東京近郊にも降灰が続いていたこと	1402	38.9
6	噴火中、東京近郊では降灰によって、昼間でも暗くなる状況になったこと	1091	30.3
7	降灰によって農作物に被害が発生したこと	1365	37.9
8	火山灰が降り積もった後の雨で、土石流や河川のはん蓋が続いたこと	402	11.2
9	噴火したその日のうちに、東京近郊でも火山灰が降り始めたこと	640	17.8
10	内閣府が作成した富士山噴火の被害想定は、富士山宝永噴火をもとに算出されていること	689	19.1

(MA) 【調査2】 Q8. あなたは、富士山噴火による火山灰への備えを行っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	火山灰を除去するためのスコップ等を用意している	257	5.7
2	火山灰を吸い込まないように、防塵マスクを用意している	298	6.7
3	火山灰が目に入らないように、ゴーグルを用意している	250	5.6
4	数日間外出できなくなるかもしれないので、飲食料品を備蓄している	798	17.8
5	その他	3	0.1
6	火山灰への備えは特に行っていない	3367	75.2

(FA) 【調査2】 Q8_SFA. あなたは、富士山噴火による火山灰への備えを行っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

(省略)

(MA) 【調査2】 Q9. あなたは、富士山噴火による火山灰への備えとして、以下のことを知っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		3135	100.0
1	下水が詰まらないように、雨どいや排水管を排水口から外す	412	13.1
2	濡ったタオルをドアのすき間や通気口に置く	513	16.4
3	目への刺激を防ぐため、コンタクトレンズをはずしてゴーグルまたは眼鏡を着用する	1021	32.6
4	自動車の故障の原因になり、道路を滑りやすくなるため、自動車の運転は可能な限り避ける	696	22.2
5	フロントガラスに傷がつくので、乾いた火山灰がある時はワイパーは使用しない	881	28.1
6	火山灰を除去する場合は、火山灰が巻き上げられないように湿らせる	462	14.7
7	火山灰が空気中に漂ってしまうので、圧縮空気の吹き付けや乾いた布での拭き掃除は避ける	405	12.9
8	火山灰は滑りやすいので、はしごや屋根に登るときは細心の注意を払い、梯子命綱を使用する	384	12.2
9	飲み水に火山灰が入っていても、味が悪くなければ、たいていの場合は、健康には悪影響を及ぼさない	636	20.3

首都圏大規模水害と都民の意識

—2022 年東京都民調査から—

Large-scale Flood Inundation in the Tokyo Metropolitan Area and Attitudes toward Disaster Prevention: From the 2022 Tokyo Metropolitan Survey of Citizens

内田充紀 Mitsuki Uchida 安本真也 Shinya YASUMOTO 富澤周 Shu TOMIZAWA
葛西優香 Yuka KASAI 関谷直也 Naoya SEKIYA

目次

1. はじめに
 - 1.1 背景と目的
 - 1.2 調査の概要
2. リスクの認識
 - 2.1 水害リスクの認知
 - 2.2 被害想定印象
3. 水害への備え
 - 3.1 家庭での水害対策
 - 3.2 避難の想定
 - 3.3. ハザードマップ
4. まとめ

附属資料：単純集計結果（該当部分の抜粋）

キーワード：首都圏大規模水害、浸水想定、江東5区、広域避難

執筆分担

内田充紀 東京大学大学院学際情報学府修士課程 1～4
安本真也 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター
富澤 周 東京大学大学院学際情報学府修士課程
葛西優香 東京大学大学院学際情報学府修士課程
関谷直也 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター

1 はじめに

1.1 背景と目的

東京都東部にある江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）は、その大部分がゼロメートル地帯となっており、水害に対して脆弱な地域となっている。明治43年の洪水や昭和22年のカスリーン台風などといった大きな水害に見舞われ、昨今でも大規模水害の発生が危惧されている。

江東5区では、大規模水害による犠牲者を出さないことを目的に「江東5区広域避難推進協議会」を中心に関係機関と連携して検討を進め、平成30年8月22日に、「江東5区大規模水害ハザードマップ」及び「江東5区大規模水害広域避難計画」を発表した（江東区ホームページ [online] <https://www.city.koto.lg.jp/057101/bosai/bosai-top/topics/20180822.html>）。

江東5区住民の広域避難を実現するための活動が進んでいるが、江東5区に住む住民や東京都に住む人々がどのように水害について認識しており、水害に対してどのような意識を持っているのかについて、住まいの水害リスクとの関係性も検討しながら明らかにしていく。

1.2 調査の概要

本調査では、東京都民の地震・水害・火山の被害想定に関する意識ならびに住民の考える災害の被害想定認知体系を明らかにすることを目的として実施した調査を用いる。本調査論文では、この調査のうち、水害に関わる部分について報告する。その概要は表1.2.1の通りである。

表 1.2.1 調査概要

調査対象	東京都市区ならびに西多摩郡在住者 (NTT コムリサーチのパネル)
調査方法	WEB 調査
第1波「東京都民の地震被害想定などに関する意識調査」	
有効回答	5,672 サンプル (予備サンプル含む)
調査期間	2022年3月4日～28日
第2波「首都直下地震時などの東京都民の防災行動に関する調査」	
有効回答	4,478 サンプル (第1波と同一パネル, 期間内で可能な限り回収)
調査期間	2022年3月28日～4月21日

調査は NTT コムリサーチのインターネットモニターパネルを用いて実施した。設問数の都合上、2波に分割して行った。対象者は東京都民であり、島しょ部を除いた、23区、26市ならびに西多摩郡（瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町を合わせた区域）の合計50市区町村に対して、性年代均等割付を行った。1市区町あたり、性別（男女）×年代（20～60代）の10セルあり、セルごとに10サンプルずつ収集した。その結果、第1波では5,672サンプルが有効回答として得られた（予備サンプルを含む）。ただし、一部の地域については未達の割付がある。その後の第2波では、第1波の回答者に対して調査を行い、第1波の78.9%である。4,478サンプルが有効回答として得られた。これらを本研究の分析対象とする。

2 リスクの認識

2.1 水害リスクの認知

(1) リスクや被害想定の全体的な認知度

まず、内閣府が荒川・利根川が大規模にはん濫した際の被害想定を公表していることを知っているか問うた（図 2.1.1）。3人に1人しか被害想定を公表していることを知らないということが分かった。

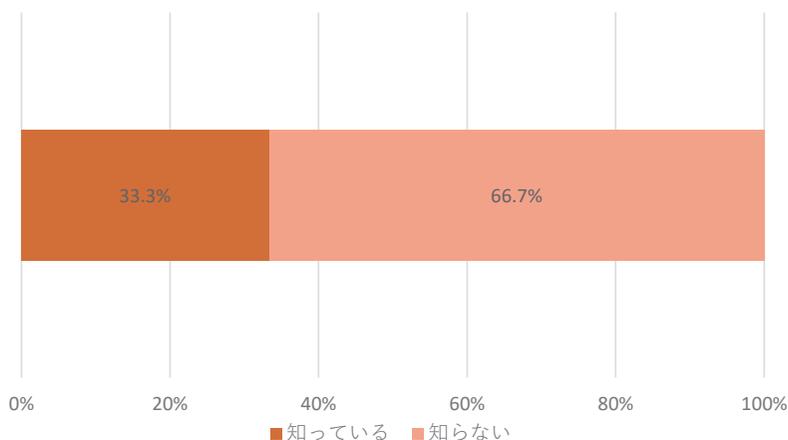


図 2.1.1 内閣府が荒川・利根川が大規模に氾濫した際の被害想定を公表していることを知っているか（N=4478）

次に、水害のリスクや被害想定、水害からの避難時に起こりうることをどれほど認知しているかを問うた（図 2.1.2）。「東京東部（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）

は大部分がゼロメートル地帯であること」を除いた全項目で、「知っている」という回答より「知らない」という回答の方が多い結果となった。

特に「荒川の周辺河川のはん濫や堤防の決壊による被害で、2週間くらい水が引かないことが想定されていること」(26.1%)、「利根川の周辺河川のはん濫や堤防の決壊による被害で、2週間くらい水が引かないことが想定されていること」(22.2%)、「荒川首都圏広域はん濫による被害で、浸水区域内人口が120万人と想定されていること」(17.7%)、「利根川首都圏広域はん濫による被害で、浸水区域内人口が230万人と想定されていること」(15.6%)という、被害想定に関する項目は認知している人が少なかった。水害の被害想定に関して多くの人が詳しい内容を知らないという現状が明らかになった。

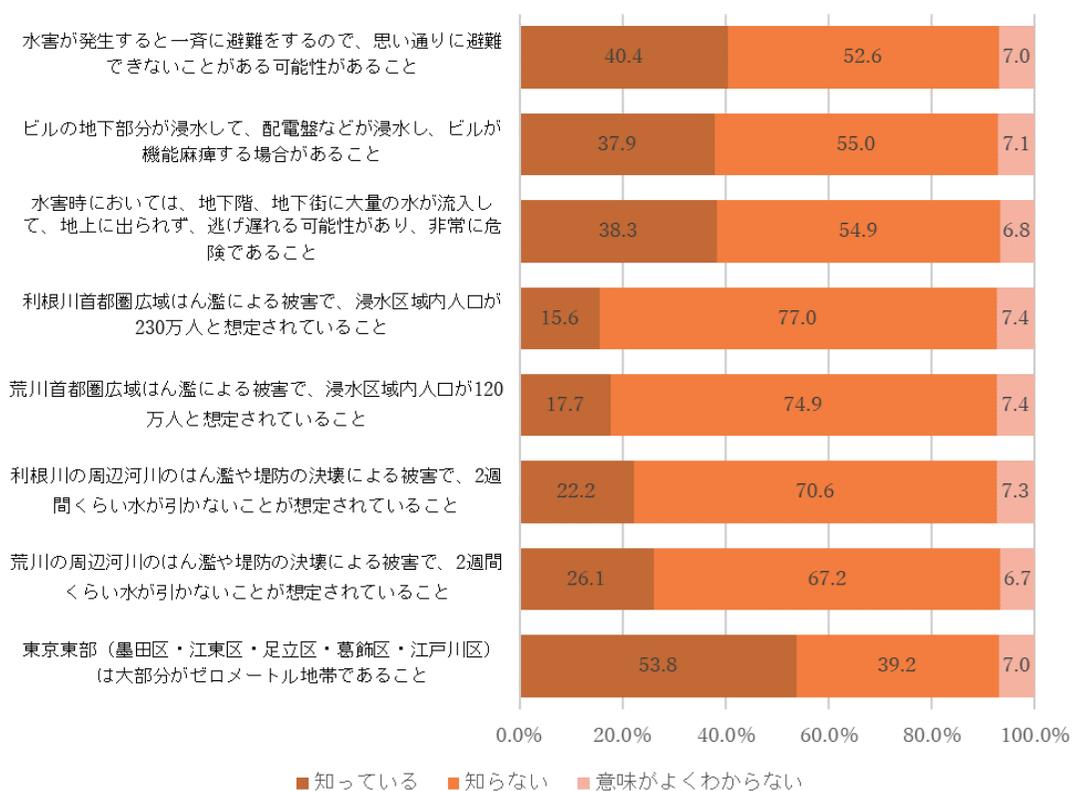


図 2.1.2 被害想定の内容等の認知度 (N=4478) (複数回答)

(2) 江東5区、23区、多摩地域それぞれでの認知度

続いて、回答者の居住地はこれらの認知度に関係性についてみていく。上の項で計った

認知度を、回答者の居住地に基づいて分けて集計し、 χ^2 検定により居住市区町村による認知度の差を検定した。江東5区とそれ以外の市区町村との比較、23区と多摩地域の比較のいずれにおいても、認知度に差があることが明らかになった（図2.1.3： χ^2 検定 $p < 0.001$ ）。江東5区や23区内の方がそれ以外の地域に対して被害想定認知度が高いといえることができる。



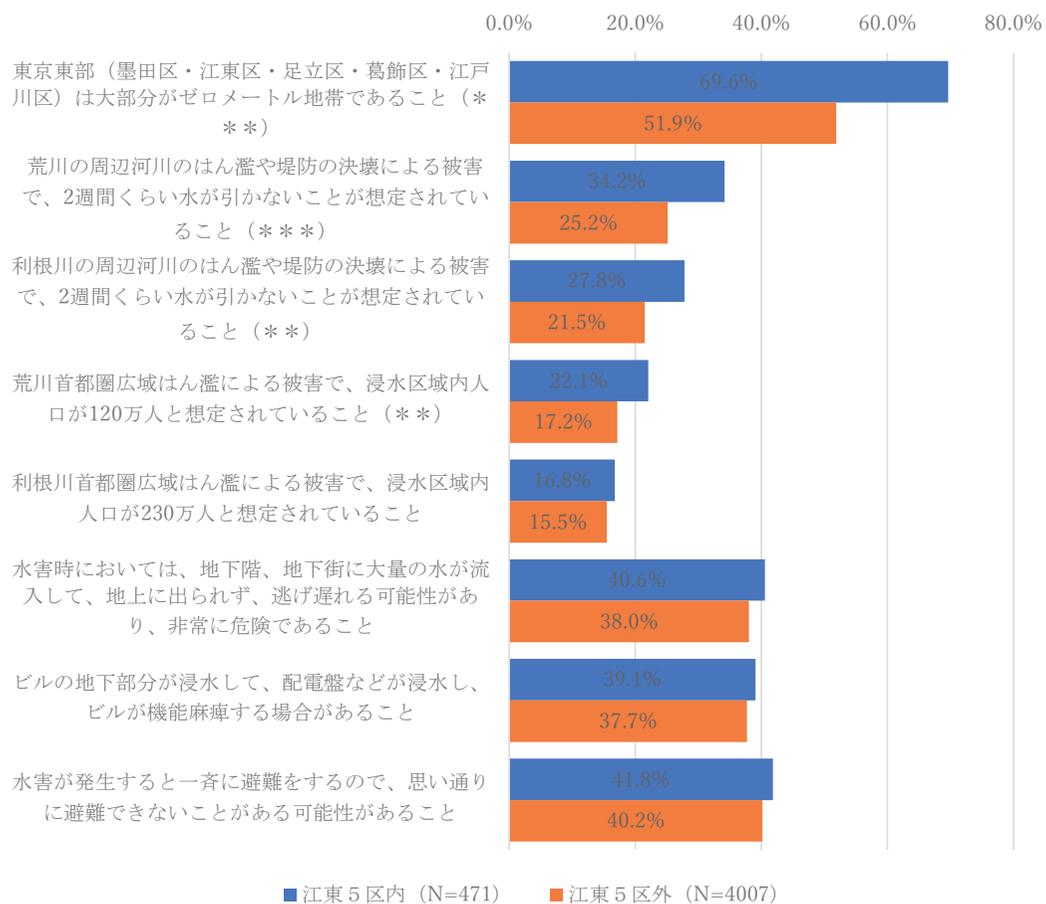
(χ^2 検定 ***: $p < .001$ 、**: $p < .01$ 、*: $p < .05$ 無印: 有意差なし)

図 2.1.3 内閣府が荒川・利根川が大規模に氾濫した際の被害想定を公表していることを知っているか（上：江東5区とそれ以外***、下：23区とそれ以外***）

また、被害想定具体的な内容に対する地域ごとの認知度の差についても検討した（図2.1.4、図2.1.5）。「東京東部（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）は大部分がゼロメートル地帯であること」（江東5区内：69.6%、江東5区外：51.9%）、「荒川の周辺河川のはん濫や堤防の決壊による被害で、2週間くらい水が引かないことが想定されていること」（34.2%、25.2%）、「利根川の周辺河川のはん濫や堤防の決壊による被害で、2週間くらい水が引かないことが想定されていること」（27.8%、21.5%）、「荒川首都圏広域はん濫による被害で、浸水区域内人口が120万人と想定されていること」（22.1%、17.2%）について江東5区での認知度の方が高いという結果になった。

23区と多摩地域での比較においても同じ項目、すなわち「東京東部（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）は大部分がゼロメートル地帯であること」（23区内：58.9%、23区外：49.1%）「荒川の周辺河川のはん濫や堤防の決壊による被害で、2週間くらい水が引かないことが想定されていること」（29.4%、23.1%）「利根川の周辺河

川のはん濫や堤防の決壊による被害で、2週間くらい水が引かないことが想定されていること」(24.6%、19.9%)、「荒川首都圏広域はん濫による被害で、浸水区域内人口が120万人と想定されていること」(19.5%、16.1%)について、23区での認知度の方が高い結果となった。これらから、居住地の水害リスクが高いと水害の被害想定の内容についての認知度が高い項目があるという関係性が分かった。



(χ^2 検定 ***: $p < .001$ 、 **: $p < .01$ 、 *: $p < .05$ 無印: 有意差なし)

図 2.1.4 被害想定の詳細についての知名度(江東5区とそれ以外)(複数回答)

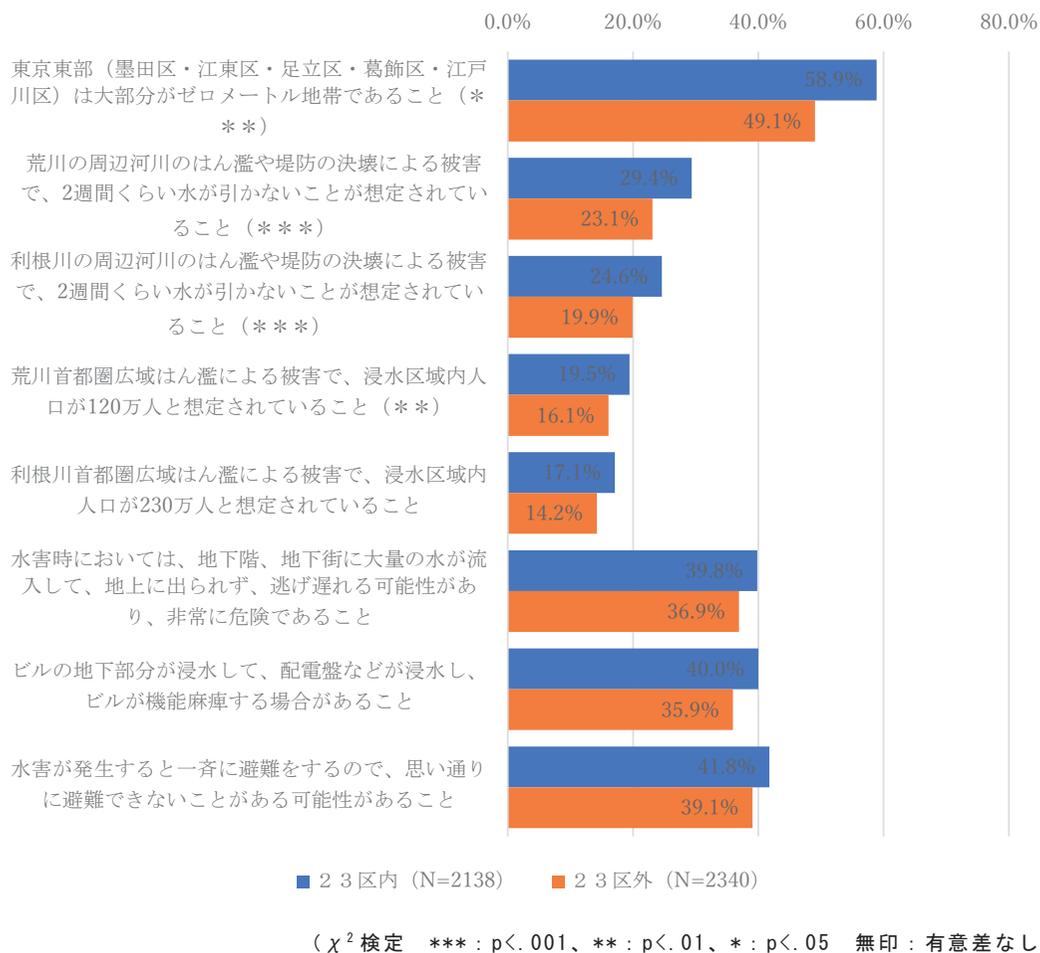


図 2.1.5 被害想定の詳細についての知名度（23区とそれ以外）（複数回答）

2.2 被害想定印象

(1) 概要

次に、図2.2.1のような被害想定に関する記述を掲示したうえで、被害想定に関して、どう思っているかについて聞いた（図2.2.2、図2.2.3）。「被害想定を知って非常に不安な気持ちになった」という人は3割強であった（江東5区内：33.1%、江東5区外：31.5%、23区内：32.3%、23区外：31.1%）。「想定を上回る被害を懸念している」という人も2割程度（江東5区内：24.2%、江東5区外：21.7%、23区内：23.2%、23区外：20.7%）と一定数みられた。

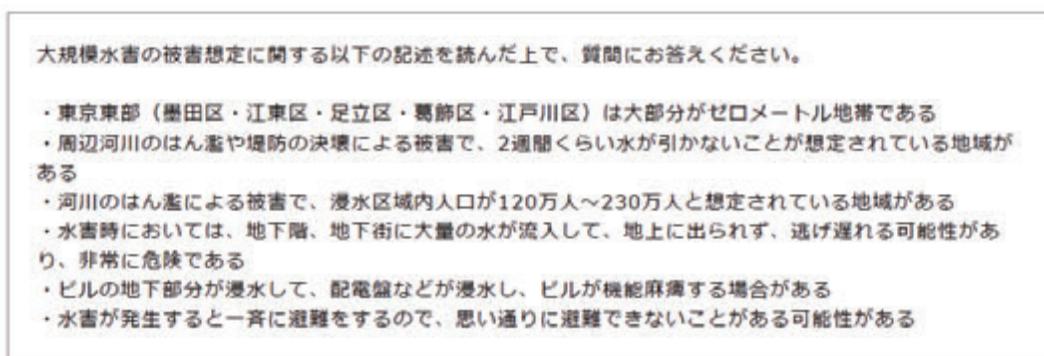


図 2.2.1 被害想定に関する記述

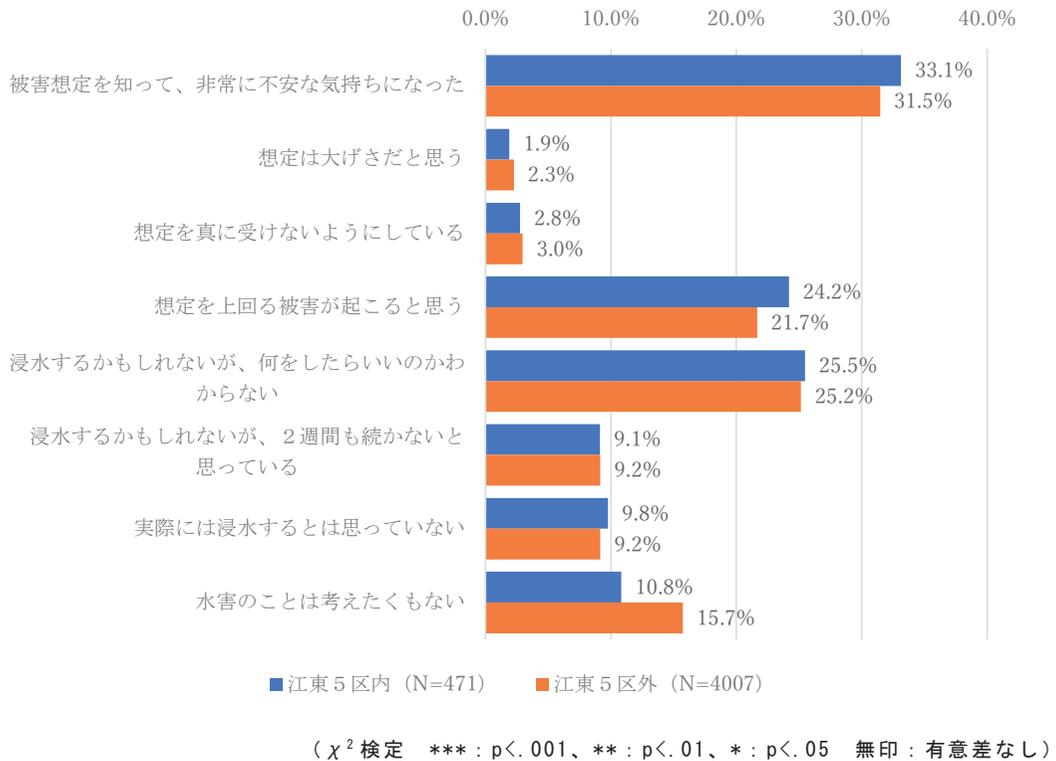
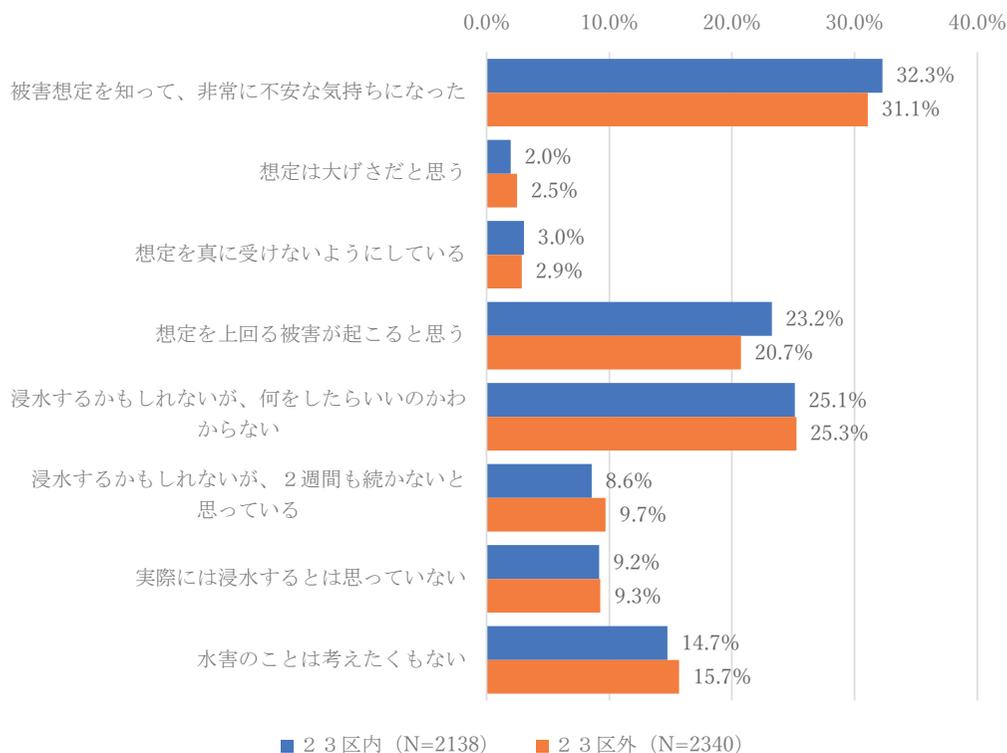


図 2.2.2 被害想定を知ってどう思ったか（江東5区とそれ以外）（複数回答）



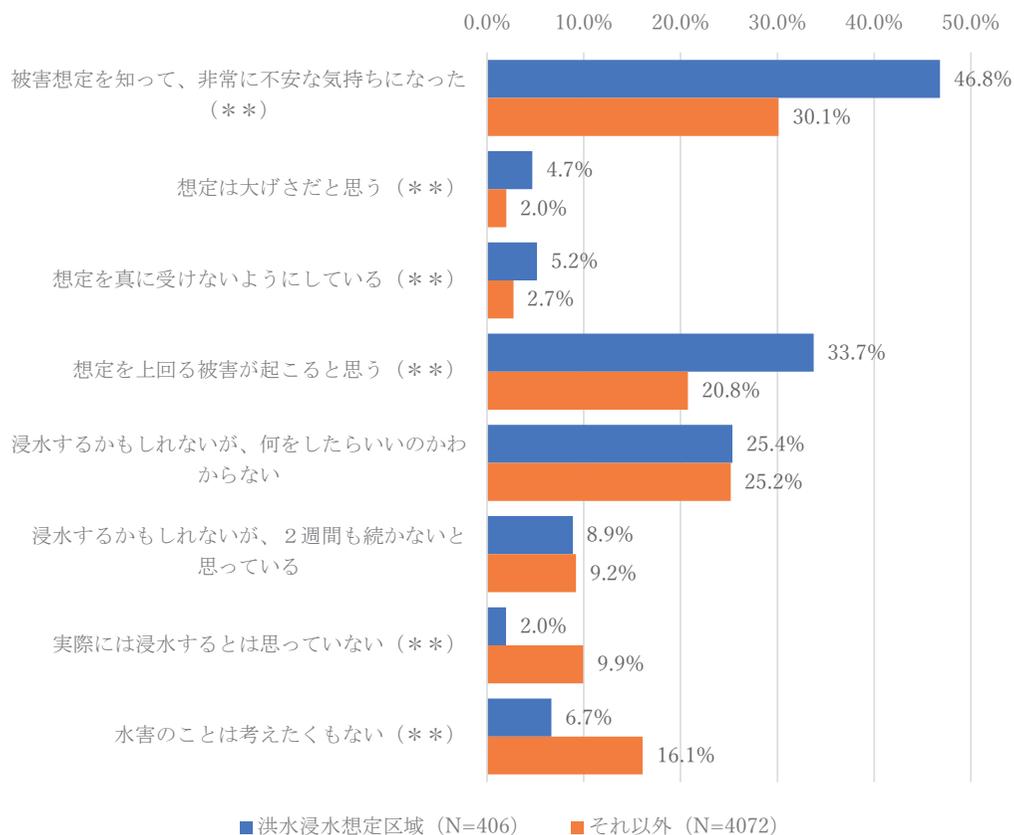
(χ^2 検定 ***: $p < .001$ 、** : $p < .01$ 、* : $p < .05$ 無印 : 有意差なし)

図 2.2.3 被害想定を知ってどう思ったか（23区とそれ以外）（複数回答）

(2) 洪水浸水想定区域での浸水想定のかえ方

次に、アンケートにおいて「自宅が洪水浸水想定区域」であると回答した人の浸水想定のかえ方について検討した（図 2.2.4）。その結果、「被害想定を知って、非常に不安な気持ちになった」（洪水浸水想定区域 46.8%、30.1%）、「想定は大きすぎだと思う」（4.7%、2.0%）、「想定を真に受けたくないようになっている」（5.2%、2.7%）、「想定を上回る被害を受けると思う」（33.7%、20.8%）、「実際には浸水するとは思っていない」（2.0%、9.9%）、「水害のことは考えたくない」（6.7%、16.1%）の 6 項目で有意差が出た（ χ^2 検定 $p < 0.01$ ）。

「浸水するかもしれないが、何をしたらいいのかわからない」の項目について、23区と多摩地域での比較、江東5区とそれ以外の市区町村で比較しても有意差は出なかった。すなわち、浸水のリスクの高い地域であっても、低い地域であっても、どう動けばよいかわからないという問題は共通していることが分かる。



(χ^2 検定 ***: $p < .001$, **: $p < .01$, *: $p < .05$ 無印: 有意差なし)

図 2.2.4 被害想定を知ってどう思ったか（洪水浸水想定区域とそれ以外）（複数回答）

(3) 自宅の浸水に対する不安

次に、自宅付近が浸水すると想像したときの不安感について問うた。江東5区とそれ以外、23区とそれ以外を比較しても差は出なかった（図 2.2.5、図 2.2.6）。「とても不安になる」（江東5区内：35.2%、江東5区外：33.9%、23区内：34.5%、23区外：33.6%）、「不安になる」（48.2%、46.8%、47.4%、46.6%）の2項目を合わせた割合が8割近くとなった。

自宅が洪水浸水想定区域であるか否かで分類した場合、洪水浸水想定区域に住んでいる人の「とても不安になる」と回答した割合が多くなった（図 2.2.5）。「とても不安になる」と「不安になる」を合わせた割合は、洪水浸水想定区域で 93.6%、それ以外の地域で 79.8%となった。自宅付近の浸水を想像した場合の不安感が、住居の浸水リスクとどのような関係性にあるのかは今後より深い検討が必要である。

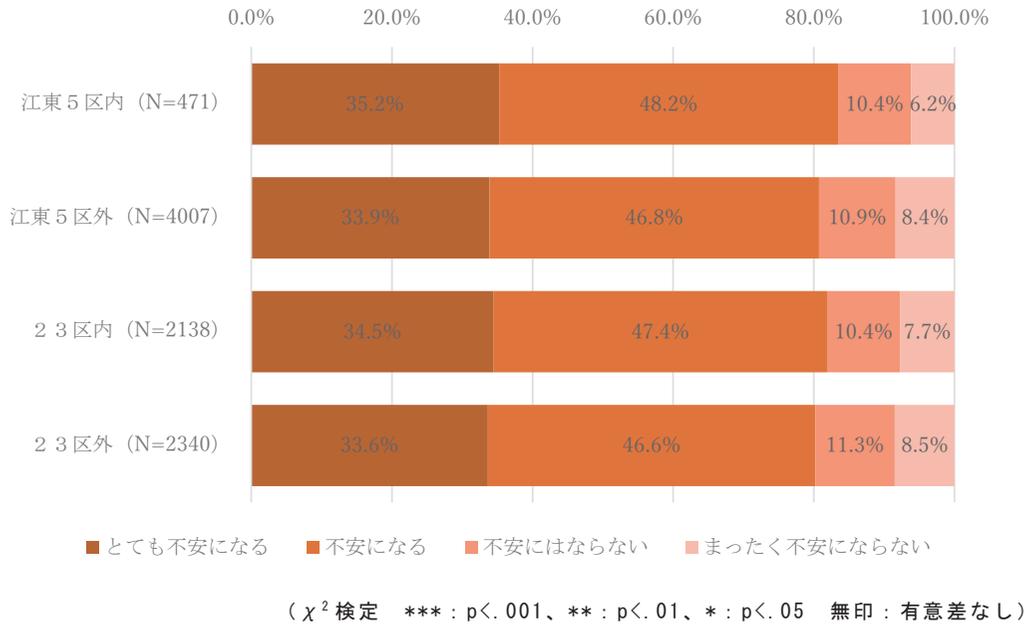


図 2.2.5 自宅付近が浸水すると想像したとき、どのような気持ちになるか
(上: 江東5区とそれ以外、下: 23区とそれ以外)

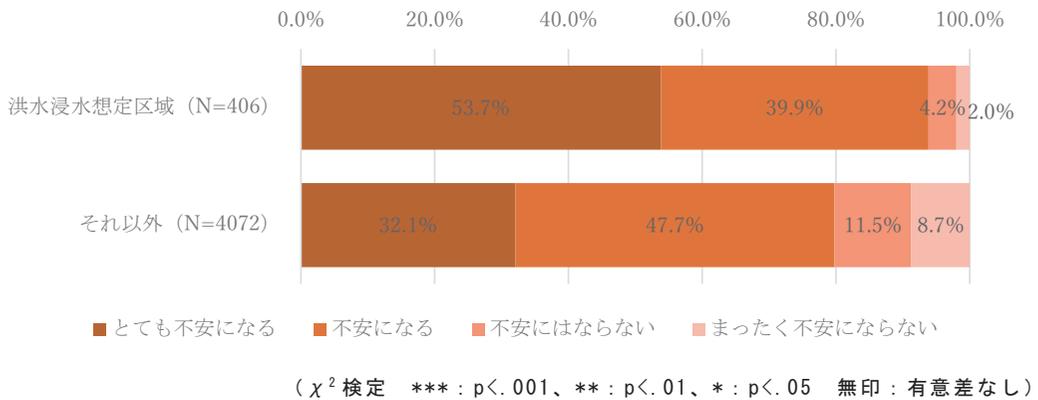


図 2.2.6 自宅付近が浸水すると想像したとき、どのような気持ちになるか (洪水浸水想定区域とそれ以外) ***

3 水害への備え

3.1 家庭での水害対策

2.2 で被害想定を知っても何をすればよいかわからないという人が一定数いるということが明らかになった。次に、現時点では家庭レベルでどのような水害対策をしているかについて問うた（図 3.1.1）。

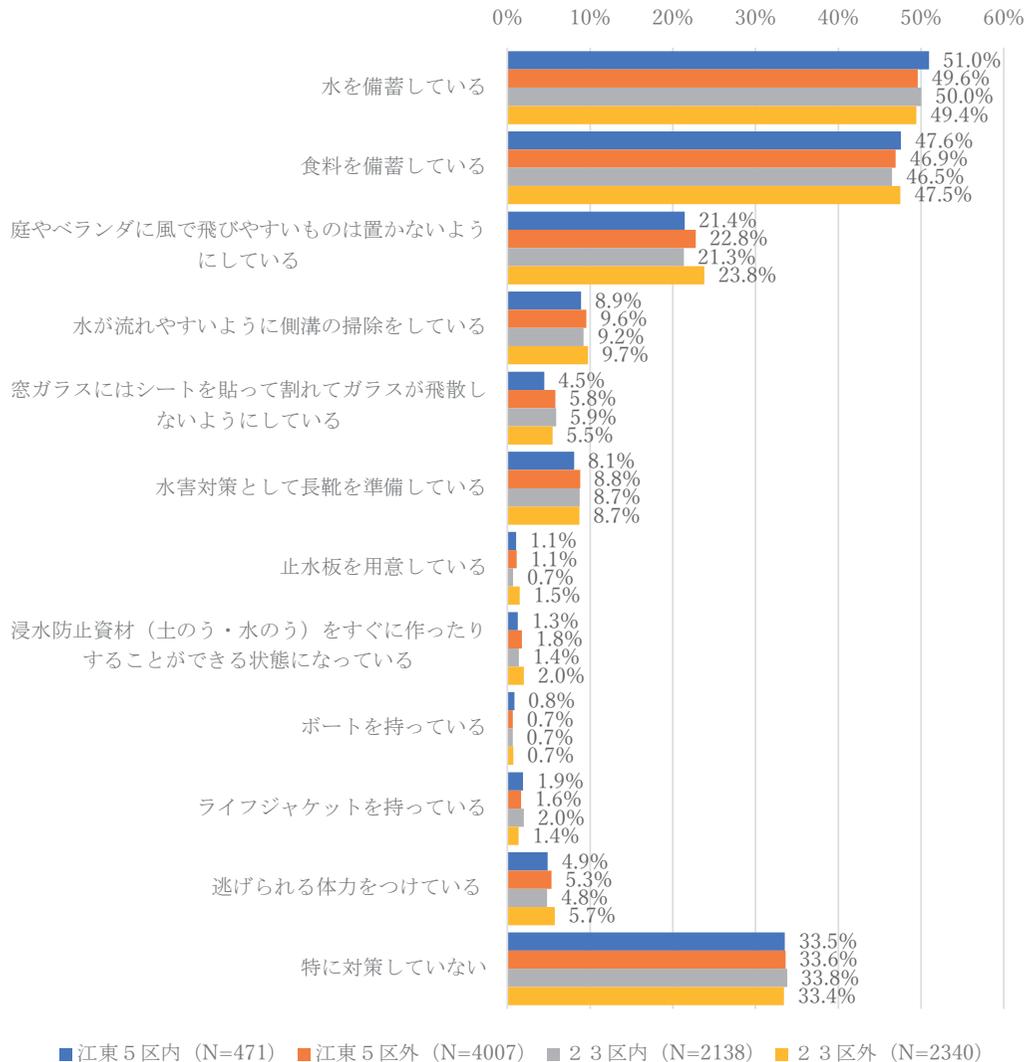


図 3.1.1 台風や浸水による被害を防ぐために自宅やマンションでの対策を行っているか（複数回答）

「水を備蓄している」（江東5区内：51.0%、江東5区外：49.6%、23区内：50.0%、23区外：49.4%）と「食料を備蓄している」（江東5区内：47.6%、江東5区外：46.9%、23区内46.5%、23区外47.5%）がともに5割弱と最も割合が高く、「庭やベランダに風で飛びやすいものは置かないようにしている」（江東5区内：21.4%、江東5区外：22.8%、23区内：21.3%、23区外：23.8%）というのも2割程度いた。一方で「特に対策していない」（江東5区内：33.5%、江東5区外：33.6%、23区内：33.8%、23区外：33.4%）という回答も3割強あった。

さらに、大規模水害が発生し、自宅周辺が長時間浸水して通勤・通学が困難になったときの備えについて問うた（図3.1.2）。「何も準備できていない」「何を準備すればいいのかわからない」という回答の割合が合わせて半数を超え、「住んでいる自治体を離れた避難先の想定など対策を考えている」のは1割未満となっている。

自宅での水害対策についても、大規模水害への備えについても、まだ多くの人ができているとは言えない状況である。

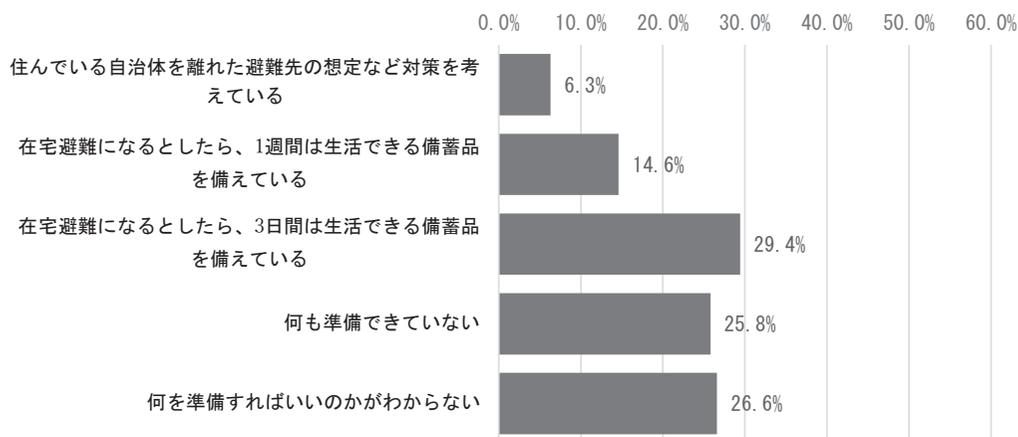


図 3.1.2 自宅周辺が長時間浸水し、通勤・通学が困難になるような大規模な水害が発生した場合に備えた対策を行っているか（N=4478）（複数回答）

3.2 避難の想定

住んでいる地域で水害が発生し、浸水が継続し続けそうな場合自宅を離れて避難すると思うかどうか、場合ごとで問うた（図3.2.1）。「避難すると思う」「たぶん避難すると思う」と回答した割合がどの場合でも過半数を占めた。特に、「自分や家族の仕事や学校が休みの場合」以外の項目では「避難すると思う」「たぶん避難すると思う」と回答した割

合が7割近くから8割に達していた。ここで注意すべきは、「避難すると思う」「たぶん避難すると思う」と回答した人が必ずしも実際の場面で避難するかどうかはわからないということである。

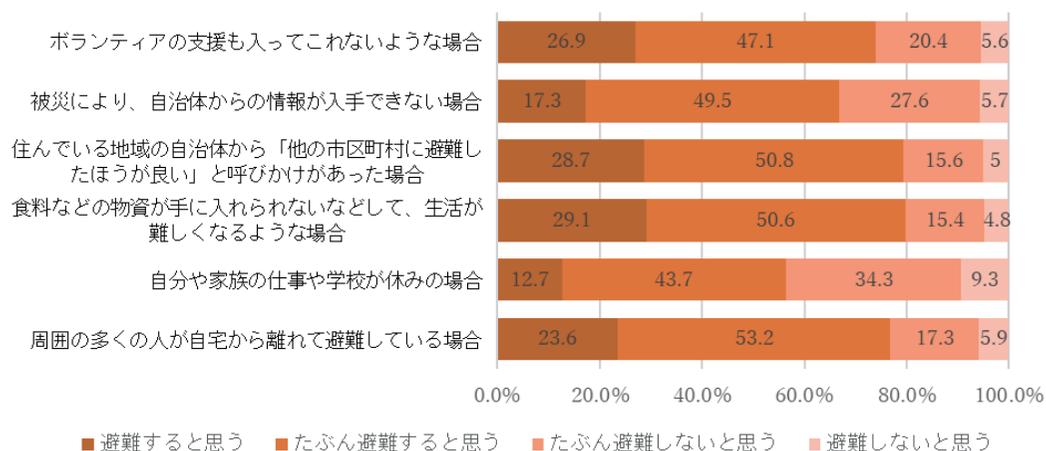


図 3.2.1 あなたの住んでいる地域で水害が発生し、浸水が継続し続けそうな場合、自宅を離れて避難すると思いますか（各ケース毎 N=4478）

また、東京都内で水害の可能性があると報道されたときの避難するタイミングについてまとめた（図 3.2.2）。警戒レベル4の避難指示が出たときが最も避難しようと思う回答が多いタイミングであった。「自宅が安全だと思っているので、避難はしない」や「行政からの情報ではなく、実際に河川があふれているのを確認したとき」という行政からの情報に関係なく避難するか否かを判断する、また、行政からの情報を受けても、「警戒レベルなどの用語の意味がよくわからないのでいつ避難すれば良いかわからない」という回答が合わせて3割程度を占め、行政からの情報が避難のタイミングに影響を及ぼしていない層が3割程度存在しているということが明らかになった。

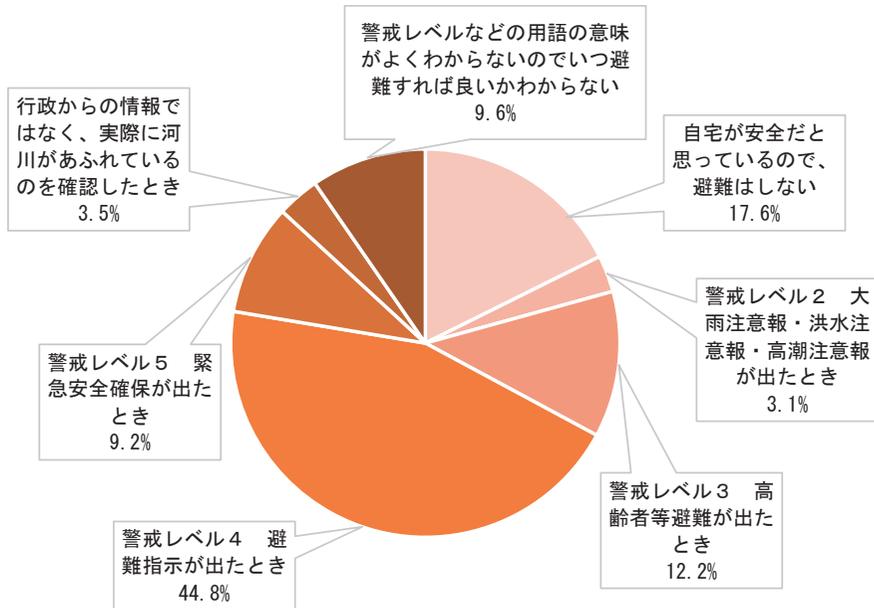


図 3.2.2 仮に、東京都内で水害の可能性があると報道された時、どのタイミングで避難しようと思うか (N=4478)

3.3 ハザードマップ

続いて、ハザードマップで確認する事項を問うた結果が以下の図 3.3.1 である。自宅周辺や避難所について見ていることが多いということが分かった。また、「ハザードマップを見たことがない」という回答が2割以上となった。

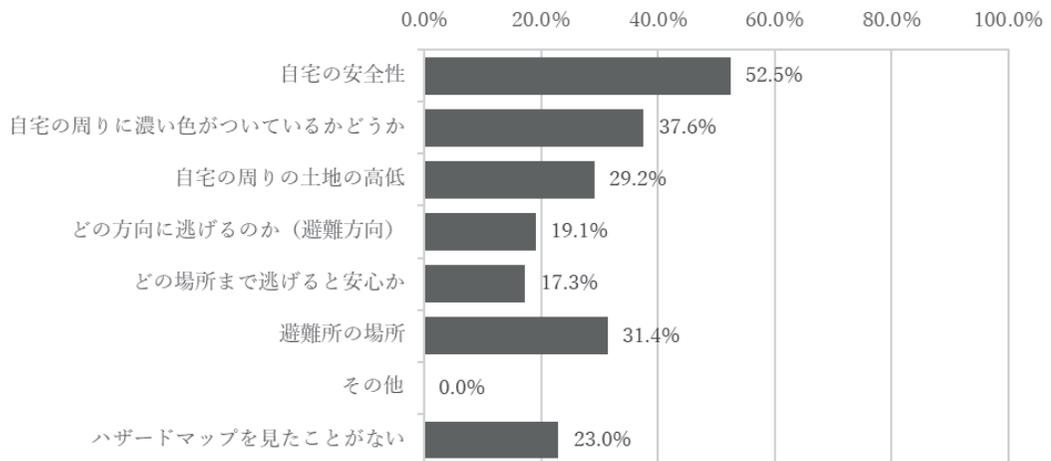


図 3.3.1 水害のハザードマップで確認する項目 (N=4478) (複数回答)

図 3.3.1 で「ハザードマップを見たことがない」と回答した人を除いた、水害のハザードマップを見たことがある 3448 サンプルに対して、水害に関するハザードマップを見てどう思ったかを問うた（図 3.3.2）。その結果、「自宅の周りは水害・土砂災害の可能性のある区域であり、不安に思った」（15.7%）、「自宅の周りが水害・土砂災害の可能性のある区域であることはわかったが、どのように避難すればよいかわからず、不安に思った」（9.3%）、「自宅の周りは水害・土砂災害の可能性のある区域ではなさそうだが、近くに水害・土砂災害の可能性のある区域があり、不安に思った」（15.1%）と不安に思った割合は 1 割前後となった。対して「自宅の周りは水害・土砂災害の可能性のある区域であったが、不安には思わなかった」という人も 1 割ほどいた。

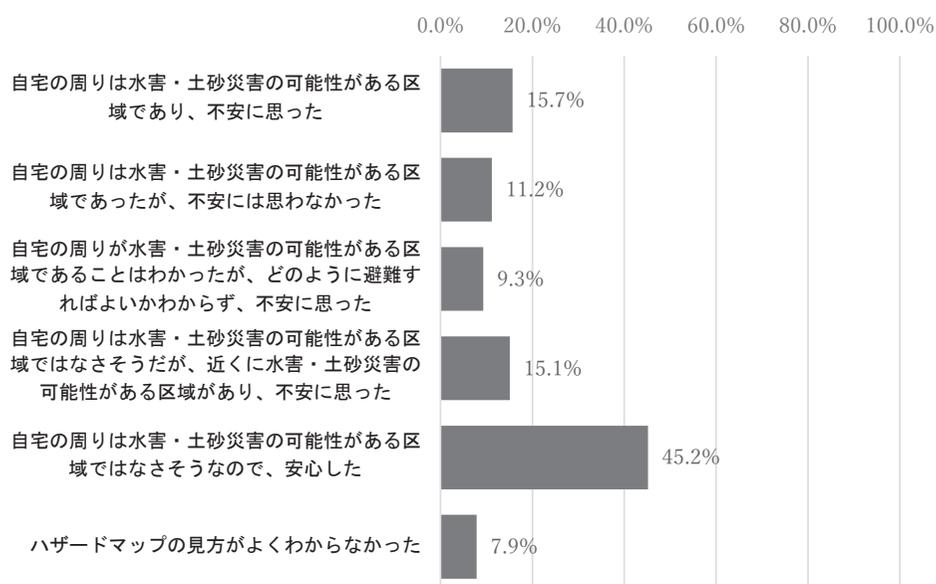


図 3.3.2 ハザードマップを見て思ったこと
（水害・土砂災害の可能性のある区域 N=3448）（複数回答）

4 まとめ

本調査により分かったことをまとめる。内閣府が出している水害の被害想定は、そもそも発表していることを知っている人が3割しかおらず、被害想定の詳細もまた知られていないということが明らかとなった。さらに、被害想定を見たことによって不安な気持ちになる人が多い一方で浸水するかもしれないと思いながらも何をすればよいかわからないという人も一定数いるという、被害想定から人々が受ける認識についても明らかになった。

水害への備えについて、食料や水の備蓄をしているという人は5割程度いたが、大規模な水害に対して避難先の想定などの対策を考えているという人は1割未満であった。また、どのように準備すればよいかわからないという人も2割程度いた。

避難のタイミングについて、自宅周辺が浸水した場合、周囲が避難していたり、自治体からの指示が出ていたりする状況では避難すると思っている人が7割近くいた。

各家庭に配られるハザードマップは認知度が高い。ハザードマップでは自宅の安全性を確認するという割合が多く、ハザードマップで自宅周辺に水害・土砂災害危険性があるということを知ると不安になるという人が4割以上存在し、また、対策として何をすればよいかわからないという人が多くいた。居住地域の安全性、危険性を知らせたうえで、どのように対策すべきかについても伝えていく必要がある。

さらに、居住地の水害リスクが高い地域において、被害想定の詳細について、項目によっては認知度が高いことが分かった。また、被害想定を知ったうえで、被害想定が過大評価だと考えるのは1割未満で、被害想定が過小評価だと考えるのは2割強という結果になった。さらに、被害想定を知って水害について何も考えたくないと思っている人は水害リスクが高い地域よりもそうでない地域に多いことが分かった。

以上により、居住地の水害リスクにかかわらず、水害についての意識も低いという現状が判明した。さらなる調査により、生活圏の水害リスクと水害に対する認識との関係性を解明し、地域ごとの水害に対する認識をどう変えていくべきかについて明らかになることが期待される。

附属資料 単純集計の結果（該当部分の抜粋）

(SA)【調査1】SC2. あなたのお住まいの市区町村をお答えください。

		実数	%
	全体	4478	100.0
1	千代田区	83	1.9
2	中央区	88	2.0
3	港区	94	2.1
4	新宿区	97	2.2
5	文京区	89	2.0
6	台東区	86	1.9
7	墨田区	90	2.0
8	江東区	93	2.1
9	品川区	98	2.2
10	目黒区	94	2.1
11	大田区	96	2.1
12	世田谷区	97	2.2
13	渋谷区	92	2.1
14	中野区	91	2.0
15	杉並区	94	2.1
16	豊島区	93	2.1
17	北区	92	2.1
18	荒川区	88	2.0
19	板橋区	100	2.2
20	練馬区	95	2.1
21	足立区	98	2.2
22	葛飾区	91	2.0
23	江戸川区	99	2.2
24	八王子市	98	2.2
25	立川市	94	2.1
26	武蔵野市	94	2.1
27	三鷹市	87	1.9
28	青梅市	89	2.0
29	府中市	93	2.1
30	昭島市	83	1.9
31	調布市	95	2.1
32	町田市	90	2.0
33	小金井市	86	1.9
34	小平市	90	2.0
35	日野市	93	2.1
36	東村山市	92	2.1
37	国分寺市	92	2.1
38	国立市	84	1.9
39	福生市	76	1.7
40	狛江市	85	1.9
41	東大和市	88	2.0
42	清瀬市	87	1.9
43	東久留米市	92	2.1
44	武蔵村山市	77	1.7
45	多摩市	91	2.0
46	稲城市	87	1.9
47	羽村市	65	1.5
48	あきる野市	82	1.8
49	西東京市	94	2.1
50	瑞穂町	33	0.7
51	日の出町	20	0.4
52	檜原村	0	0.0
53	奥多摩町	3	0.1
54	大島町	0	0.0
55	利島村	0	0.0
56	新島村	0	0.0
57	神津島村	0	0.0
58	三宅村	0	0.0
59	御蔵島村	0	0.0
60	八丈町	0	0.0
61	青ヶ島村	0	0.0
62	小笠原村	0	0.0

(SA)【調査1】Q33. あなたの住んでいるところは、大規模水害で浸水しますか。

全体		実数	%
		4478	100.0
1	戸建てやアパートに住んでいて、浸水しない	1297	29.0
2	戸建てやアパートに住んでいて、浸水するが	522	11.7
3	戸建てやアパートに住んでいて、最上階まで	93	2.1
4	マンションなどの集合住宅に住んでいて、浸	874	19.5
5	マンションなどの集合住宅に住んでいて、建	486	10.9
6	マンションなどの集合住宅に住んでいて、自	117	2.6
7	マンションなどの集合住宅に住んでいて、最	30	0.7
8	どのくらい浸水するか、わからない	1059	23.6

(MA)【調査1】Q34. あなたの自宅や住んでいるマンションは、洪水等による浸水想定区域の範囲内ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

全体		実数	%
		4478	100.0
1	洪水浸水想定区域である	405	9.0
2	家屋倒壊等はん蓋想定区域である	162	3.6
3	わからないが範囲内だと思う	581	13.0
4	範囲外である	1799	40.2
5	わからない	1572	35.1

(SA)【調査1】Q38. あなたは、内閣府が荒川・利根川が大規模にはん蓋した際の被害想定を発表していることを知っていますか。

全体		実数	%
		4478	100.0
1	知っている	1493	33.3
2	知らない	2985	66.7

(SA)【調査1】Q39. あなたは、大規模水害の被害想定について、以下のことを知っていますか。それぞれについて、一つずつお答えください。

		全体	知っている	知らない	意味がよくわからない	
調査1] Q39項	東京東部（墨田区・江東区・足立区・葛飾区	%	100.0	53.8	39.2	7.0
		実数	4478	2407	1756	315
調査1] Q39項	荒川の周辺河川のはん蓋や堤防の決壊による	%	100.0	26.1	67.2	6.7
		実数	4478	1169	3008	301
調査1] Q39項	利根川の周辺河川のはん蓋や堤防の決壊によ	%	100.0	22.2	70.6	7.3
		実数	4478	992	3160	326
調査1] Q39項	荒川首都圏広域はん蓋による被害で、浸水区	%	100.0	17.7	74.9	7.4
		実数	4478	792	3355	331
調査1] Q39項	利根川首都圏広域はん蓋による被害で、浸水	%	100.0	15.6	77.0	7.4
		実数	4478	699	3449	330
調査1] Q39項	水害時においては、地下階、地下街に大量の	%	100.0	38.3	54.9	6.8
		実数	4478	1715	2459	304
調査1] Q39項	ビルの地下部分が浸水して、配電盤などが浸	%	100.0	37.9	55.0	7.1
		実数	4478	1696	2462	320
調査1] Q39項	水害が発生すると一斉に避難をするので、思	%	100.0	40.4	52.6	7.0
		実数	4478	1807	2356	315

(MA)【調査1】Q40. 上記のような被害想定について、あなたはどのように思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

全体		実数	%
		4376	100.0
1	被害想定を知って、非常に不安な気持ちにな	1417	32.4
2	想定は下げさだと思う	100	2.3
3	想定を真に受けられないようにしている	132	3.0
4	想定を上回る被害が起こると思う	982	22.4
5	浸水するかもしれないが、何をしたらいいの	1128	25.8
6	浸水するかもしれないが、2週間も続かない	410	9.4
7	実際には浸水するとは思っていない	413	9.4
8	水害のことは考えたくない	682	15.6

(SA)【調査1】Q41. 自宅付近が浸水すると想像したとき、あなたはどのような気持ちになりますか。

全体		実数	%
		4478	100.0
1	とても不安になる	1524	34.0
2	不安になる	2104	47.0
3	不安にはならない	486	10.9
4	まったく不安にならない	364	8.1

(SA) 【調査2】 Q12. では次に、仮に、東京都内で水害の可能性がある」と報道された時、どのタイミングで避難しようと思いますか。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	自宅が安全だと思っているので、避難はしな	790	17.6
2	警戒レベル2 大雨注意報・洪水注意報・高	137	3.1
3	警戒レベル3 高齢者等避難が出たとき	545	12.2
4	警戒レベル4 避難指示が出たとき	2004	44.8
5	警戒レベル5 緊急安全確保が出たとき	414	9.2
6	行政からの情報ではなく、実際に河川があふ	158	3.5
7	警戒レベルなどの用語の意味がよくわからな	430	9.6

(SA) 【調査2】 Q15. あなたの住んでいる地域で水害が発生し、浸水が継続し続けそうな場合、自宅を離れて避難すると思いますか。下記のケースごとに、それぞれ一つずつお答えください。

		全体	避難すると思	たぶん避難すると思	たぶん避難しないと思	避難しないと思
【調査2】 Q15項目1	周囲の多くの人が自宅から離れて避難している場合	%	100.0	23.6	53.2	17.3
		実数	4478	1058	2383	773
【調査2】 Q15項目2	自分や家族の仕事や学校が休みの場合	%	100.0	12.7	43.7	34.3
		実数	4478	567	1958	1535
【調査2】 Q15項目3	食料などの物資が手に入れられないなどして、生活が難しくなるような場合	%	100.0	29.1	50.6	15.4
		実数	4478	1303	2268	691
【調査2】 Q15項目4	住んでいる地域の自治体から「他の市区町村に避難したほうが良い」と呼びかけがあった場合	%	100.0	28.7	50.8	15.6
		実数	4478	1284	2275	697
【調査2】 Q15項目5	被災により、自治体からの情報が入手できない場合	%	100.0	17.3	49.5	27.6
		実数	4478	773	2217	1234
【調査2】 Q15項目6	ボランティアの支援も入ってこれないような場合	%	100.0	26.9	47.1	20.4
		実数	4478	1204	2109	912

(MA) 【調査2】 Q17. あなたは、台風や浸水による被害を防ぐために自宅やマンションでの対策を行っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	水を備蓄している	2227	49.7
2	食料を備蓄している	2105	47.0
3	庭やベランダに風で飛びやすいものは置かな	1013	22.6
4	水が流れやすいように側溝の掃除をしている	425	9.5
5	窓ガラスにはシートを貼って割れてガラスが	254	5.7
6	水害対策として靴を準備している	391	8.7
7	止水板を用意している	50	1.1
8	浸水防止資材（土のう・水のう）をすぐに作	77	1.7
9	ボートを持っている	31	0.7
10	ライフジャケットを持っている	75	1.7
11	逃げられる体力をつけている	237	5.3
12	特に対策していない	1505	33.6

(MA) 【調査2】 Q18. あなたは、自宅周辺が長時間浸水し、通勤・通学が困難になるような大規模な水害が発生した場合に備えた対策を行っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	住んでいる自治体を離れた避難先の想定など	284	6.3
2	在宅避難になるとしたら、1週間は生活できる	655	14.6
3	在宅避難になるとしたら、3日間は生活できる	1315	29.4
4	何も準備できていない	1156	25.8
5	何を準備すればいいのかわからない	1193	26.6

(MA) 【調査2】 Q19. あなたは水害のハザードマップを見て、どのようなことを確認しますか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		4478	100.0
1	自宅の安全性	2351	52.5
2	自宅の周りに濃い色がついているかどうか	1685	37.6
3	自宅の周りの土地の高低	1306	29.2
4	どの方向に逃げるのか（避難方向）	856	19.1
5	どの場所まで逃げると安心か	774	17.3
6	避難所の場所	1404	31.4
7	その他	1	0.0
8	ハザードマップを見たことがない	1030	23.0

(MA) 【調査2】 Q19a. 水害に関するハザードマップをみて、どう思いましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

		実数	%
全体		3448	100.0
1	自宅の周りは水害・土砂災害の可能性がある	540	15.7
2	自宅の周りは水害・土砂災害の可能性がある	386	11.2
3	自宅の周りが水害・土砂災害の可能性がある	319	9.3
4	自宅の周りは水害・土砂災害の可能性がある	521	15.1
5	自宅の周りは水害・土砂災害の可能性がある	1559	45.2
6	ハザードマップの見方がよくわからなかった	271	7.9

東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう長期避難の実態

—2021 年第 3 回双葉郡住民実態調査—

The Problems of Long-term Refugees from the Nuclear Disaster after the
Accident at TEPCO Fukushima Daiichi Nuclear Power Station
: The Third Survey on the Condition of Residents of Futaba-Area in 2021

丹波 史紀 Fuminori TAMBA

安本 真也 ShinyaYASUMOTO

静間 健人 Taketo SHIZUMA

関谷 直也 Noaya SEKIYA

小山 良太 Ryota KOYAMA

服部 正幸 Masayuki HATTORI

目 次

1. はじめに
2. デモグラフィック
 - 2.1 性別
 - 2.2 年代
 - 2.3 同居人数
3. 仕事
 - 3.1 震災前の仕事
 - 3.2 現在の仕事
 - 3.3 震災前後の仕事の変化
4. 住居
 - 4.1 震災時の住まい
 - 4.2 現在の住まい
 - 4.3 現在の住まいの種類
 - 4.4 元の居住地への帰還意志
5. 健康
 - 5.1 健康状態
 - 5.2 精神的健康状態
6. 経済
 - 6.1 現在の生活のやりくり
 - 6.2 経済的不安
 - 6.3 賠償金の現状
7. 生活

- 7.1 現在の生活で困っていること
- 7.2 生活時間の変化
- 7.3 心配事を聞いてくれた人の存在
- 7.4 行政やメディアへの信頼度
- 8. 復興観
 - 8.1 メディアに対する意見
 - 8.2 復興に関する現在の不安感
 - 8.3 気持ちの変化
 - 8.4 東日本大震災と復興にかんする意識
 - 8.5 復興施策にかんする意識

附属資料（アンケート調査の単純集計）

キーワード：東京電力福島第一原子力発電所事故、原子力災害、放射線、長期避難、悉皆調査

執筆分担：

丹波 史紀	立命館大学産業社会学部 教授	1 章、3 章、4 章
安本 真也	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター	2 章、6 章、8 章
静間 健人	東日本大震災・原子力災害伝承館 常任研究員	5 章、7 章
関谷 直也	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター	
小山 良太	福島大学食農学類 教授	
服部 正幸	福島大学食農学類 研究員	

1. はじめに

本稿は、2021年12月に実施した第3回双葉郡住民実態調査の調査結果をとりまとめたものである。2011年東日本大震災における原子力災害において長期避難を余儀なくされた原発被災者を対象にし、避難生活の実態、生活再建上の課題、今後のまちの復興などについて、悉皆調査を行った。本調査は、福島県双葉郡の8町村を対象にし、それらの自治体（広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村）の協力の下に行われた。なお、本調査は、2011年9月実施の第1回、2017年2月実施の第2回に続く3回目の調査である。第2回の調査結果は丹波ほか(2020)¹を参照されたい。

震災から11年目を迎え、被災地の状況は大きく変化している。先行して避難指示が解除された自治体では住民の人口回復が進む一方で、今も帰還困難区域を多くかかえる自治体では人口回復率が伸び悩んでいる。また、これまで住民の立ち入りが厳しく制限されていた帰還困難区域においても、「特定復興再生拠点」などの指定がなされ、役場機能の回復や一部住民の帰還する条件も生み出された。こうした被災地の状況が大きく変化している状況において、被災しかつ避難を余儀なくされた住民の生活や住まい、健康などの実態はどうなっているのか。また今後の双葉郡の地域復興にとって重要なことはなにか。

本調査の目的は、震災から10年が経過した現状の実態を把握することを主眼に置いている。そして、何よりも被災された住民の生活復興をめざし、さらには今後の復興政策のカギとなるテーマについて課題を析出することが本調査を通じて目指すねらいでもある。

調査概要は下記の表1.1の通りである。

調査対象者は原子力災害における被災地である双葉郡8町村（双葉町・大熊町・浪江町・富岡町・楡葉町・広野町・川内村・葛尾村）に2011年3月時点において居住していた世帯である。ただし避難過程で世帯分離が進み、住民基本台帳上の世帯と実際の居住実態が異なる場合も少なくないことから、実際の居住実態に応じ調査した。

調査は各町村協力のもと、対象全世帯に個別で郵送し、郵送で回収を行った。なお、葛尾村、大熊町は町村が配布する広報紙に同封して送付した。発送数は27,186数、回答数8,295数（回収率30.5%）であった。町村ごとの回収率は表1.1を参照されたい。なお、第1回調査では、発送数28,184数、回答数13,576数（回収率48.2%）、第2回調査では広野町を除く7町村の世帯を対象とし、発送数26,582数、回答数10,013数（回収率37.7%）であった。なお、集計において、性別・年齢・元の居住地の全てが書かれていないものは無効票とした。調査票は2021年12月2日より翌2022年3月15日まで回収を行った。

¹ 丹波史紀・佐藤慶一・サトウタツヤ・清水晶紀・関谷直也・廣井悠・除本理史・安本真也，2020，東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう長期避難の実態—2017年第2回双葉郡住民実態調査—，東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究・調査研究編，No. 36，pp. 1-65.

表 1.1 調査概要

調査対象	東日本大震災発生当時、双葉郡に居住していた全世帯	
調査方法	郵送調査（各町村協力のもと、対象全世帯に個別発送）、郵送回収 ※葛尾村、大熊町は広報紙に同封	
標本抽出手法	悉皆調査	
調査主体	立命館大学、福島大学、東京大学	
有効回答	全体	8,295 件／27,186 件（回収率 30.5%）
	広野町	460 件／ 1,546 件（回収率 29.8%）
	楡葉町	761 件／ 2,272 件（回収率 33.5%）
	富岡町	1,835 件／ 6,229 件（回収率 29.5%）
	川内村	222 件／ 1,100 件（回収率 20.2%）
	大熊町	1,149 件／ 4,900 件（回収率 23.4%）
	双葉町	963 件／ 3,155 件（回収率 30.5%）
	浪江町	2,756 件／ 7,347 件（回収率 37.5%）
	葛尾村	121 件／ 637 件（回収率 19.0%）
調査期間	2021 年 12 月 2 日（木）～2022 年 3 月 15 日（火）	

本調査にあたり、協力くださった双葉郡の自治体に感謝申し上げるとともに、何よりもご回答くださった皆様に感謝申し上げます。

なお、本調査研究は、文科省科研費基盤研究（B）を活用し調査した。同調査研究は、「原子力災害にともなう被災者の生活再建に関する調査研究」（課題番号：20H01604）の研究成果の一部である。

2 デモグラフィック

本章ではデモグラフィックについて、町村ごとに分析を加える。性別、年代、同居人数の変化についてみていく。

2.1 性別

回答者の男女比は、全体で見ると、男性 69.5%、女性 29.8%であった（無回答 0.8%）。各自治体別も同様の傾向であり、男性が 70%前後の割合であった。各自治体別の男女比は図 2.1 の通りである。なお、今回は前回までとレイアウトを若干、変更したこともあり、無回答の割合が減少している。

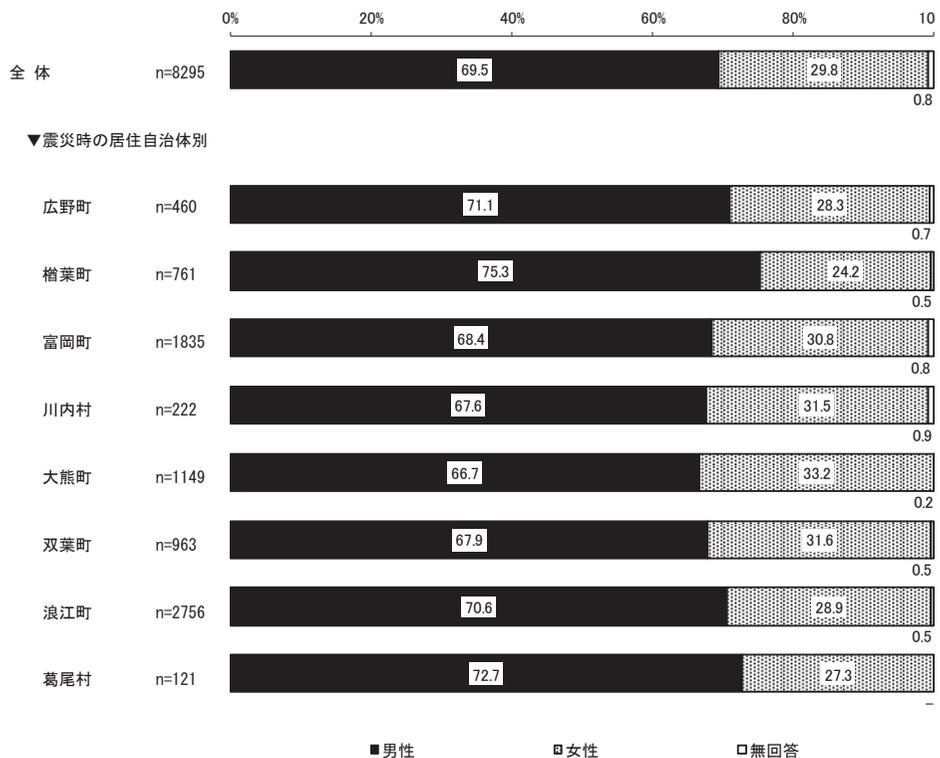


図 2.1 性別

2.2 年代

回答者の年代は図 2.2 である。なお、この年代については、2021 年 12 月 1 日時点のものを問うている。全体についてみると、20 代以下が 1.0%、30 代 3.4%、40 代 8.5%、50 代 13.1%、60 代 28.2%、70 代 28.5%、80 代 13.4%、90 代以上 2.6%、無回答 1.3%であった。最も多い世代は、70 代であった。自治体別にみると、大熊町、富岡町、双葉町では比較的、回答者に 50 代以下が多い。一方で川内村は 8 割以上が 60 代以上という結果であった。

なお、第1回目の双葉郡調査では、20代以下が4.2%、30代10.7%、40代13.6%、50代23.4%、60代24.7%、70代以上22.8%、第2回目は20代以下が1.4%、30代5.8%、40代10.1%、50代16.0%、60代31.1%、70代21.4%、80代11.4%、90代以上1.7%、無回答1.2%であった。調査を重ねるごとに年齢層が高くなる傾向が明らかである。

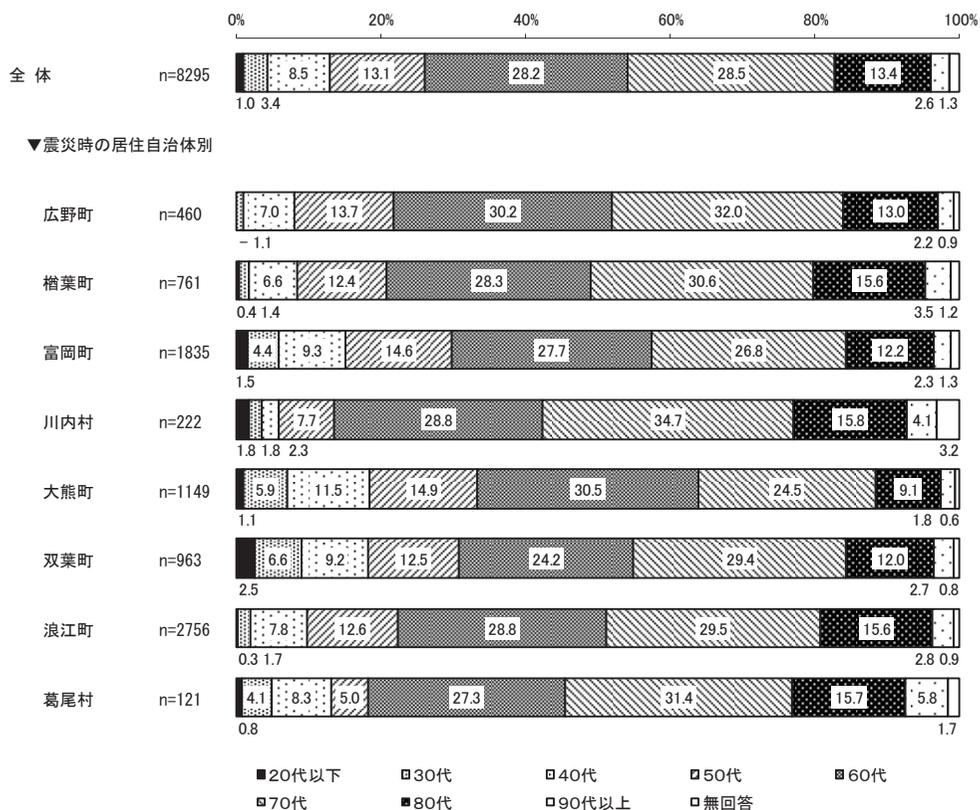


図 2.2 年代

2.3 同居人数

被災前に同居していた人数（本人を含む）について問うた結果が図 2.3 である。平均値は3.4人であり、無回答は1.3%であった。62.8%が3人以上で同居していると回答していた。自治体別に平均値をみると、葛尾村が4.1人と突出して多い結果であった。

では現状はどうか。現在の同居人数（本人を含む）について問うた結果が図 2.4 である。平均値は2.5人であり、無回答は2.5%であった。一人暮らしが全体の21.0%と震災前よりほぼ倍増の21.0%であり、3人以上で同居しているのは37.4%と大幅に減少している。自治体別にみると、いずれも単身世帯または二人暮らしが半数以上を占めている状況が明らかである。

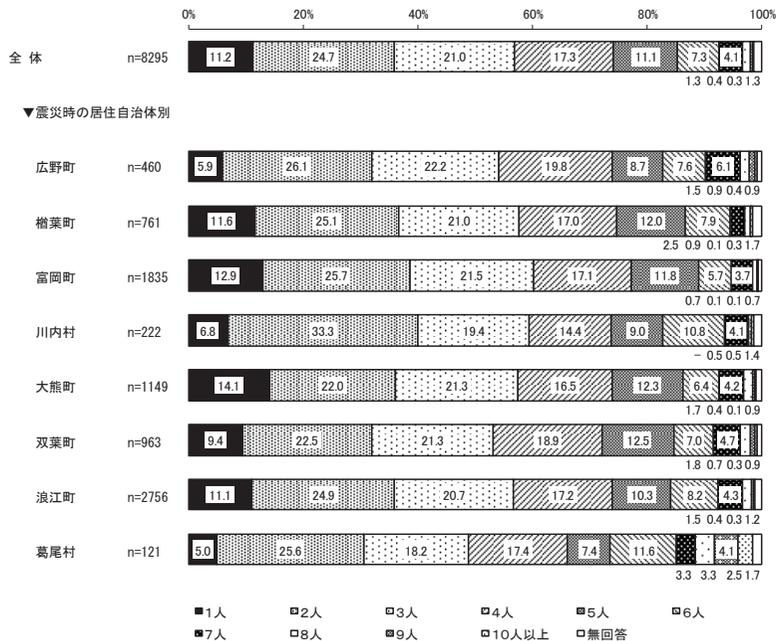


図 2.3 震災前の同居人数

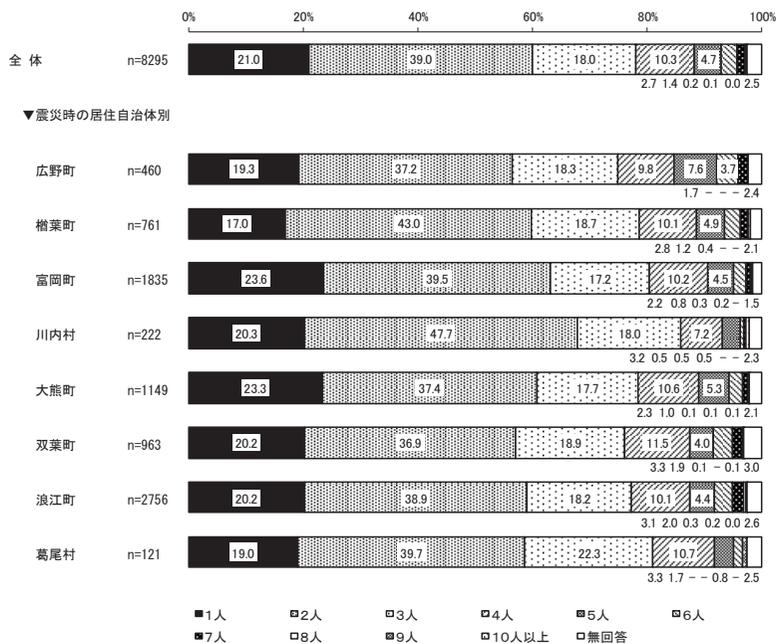


図 2.4 調査当時の同居人数

3 .仕事

本章では双葉郡の住民の仕事の現状について分析を行う。

3.1 震災前の仕事

震災前の仕事について、職業上の地位について問うたところ、図 3.1 の結果となった。全体では、38.2%が「正規の職員・従業員」であり、次いで多いのが「無職（主婦・主婦を含む）」が 27.6%、「自営業主（自由業を含む）」が 11.5%などと続いた。町村別にみると、葛尾村・川内村で「自営業主（自由業を含む）」が多く、それぞれ 21.5%、17.6%となっていた。

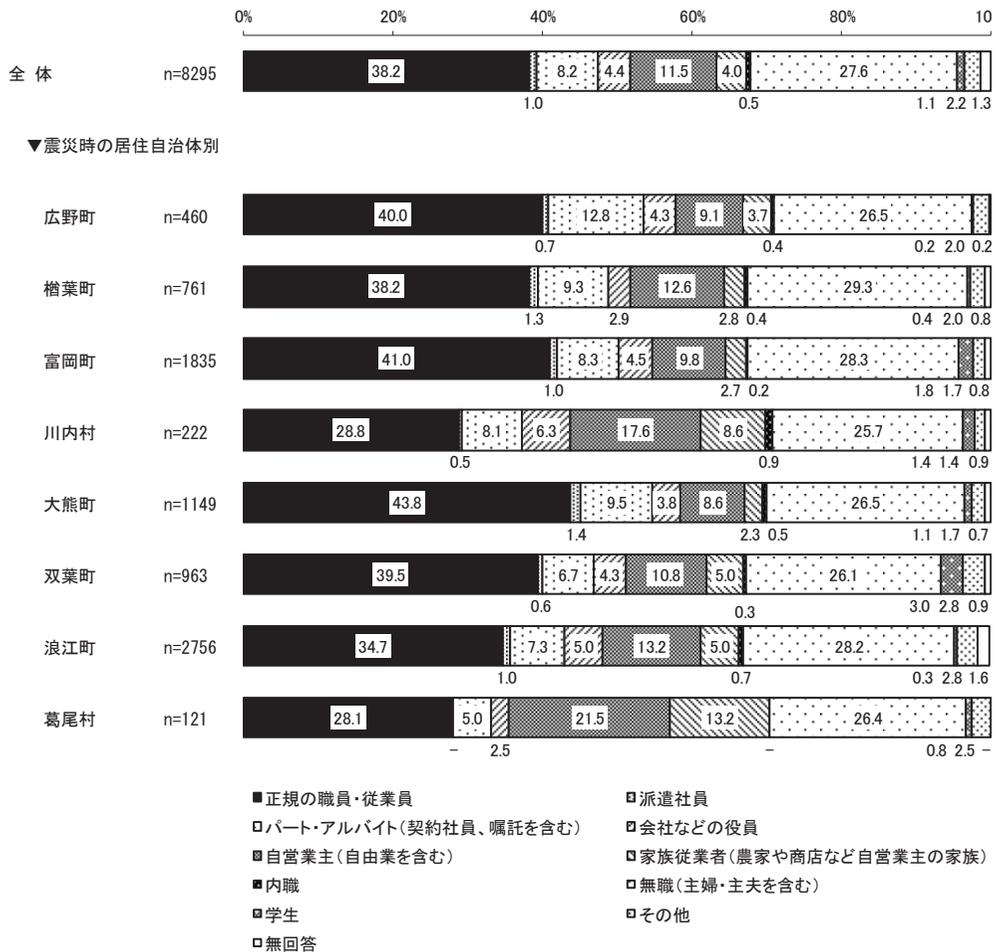


図 3.1 震災前の職業上の地位

これを図 3.2 のように業種でみると、「自営業主（自由業を含む）」が多かった葛尾村や川内村では、「農林漁業」が多く、それぞれ 36.5%、25.2%となっていた。どの町村でも

「建設業」は2割前後存在していた。また「サービス業」も各町村2割近く存在していた。

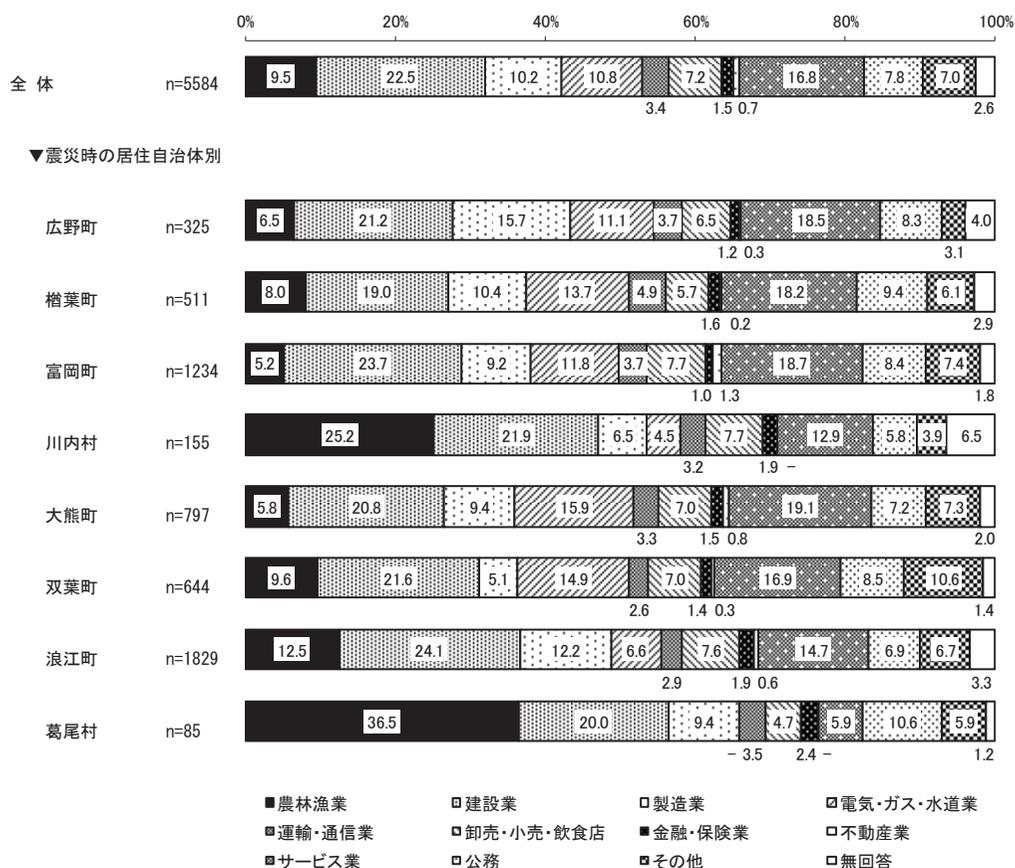


図 3.2 震災前の仕事の業種

3.2 現在の仕事

現在の仕事の状況を確認したところ、図 3.3 のようになった。全体として、最も多かったのは、55.4%の「無職（主婦・主夫を含む）」であり、次いで「正規の職員・従業員」19.0%、「自営業主（自由業を含む）」8.4%と続いた。川内村・葛尾村で「自営業主（自由業を含む）」が他町村に比べ若干多い傾向にあったが、全体としての傾向は各町村同様の傾向がみられた。

特に町村ごとに特徴があらわれたのは、現在の仕事の業種であり、葛尾村の 35.1%、川内村の 33.9%が「農林漁業」と高い傾向がみられた（図 3.4）。

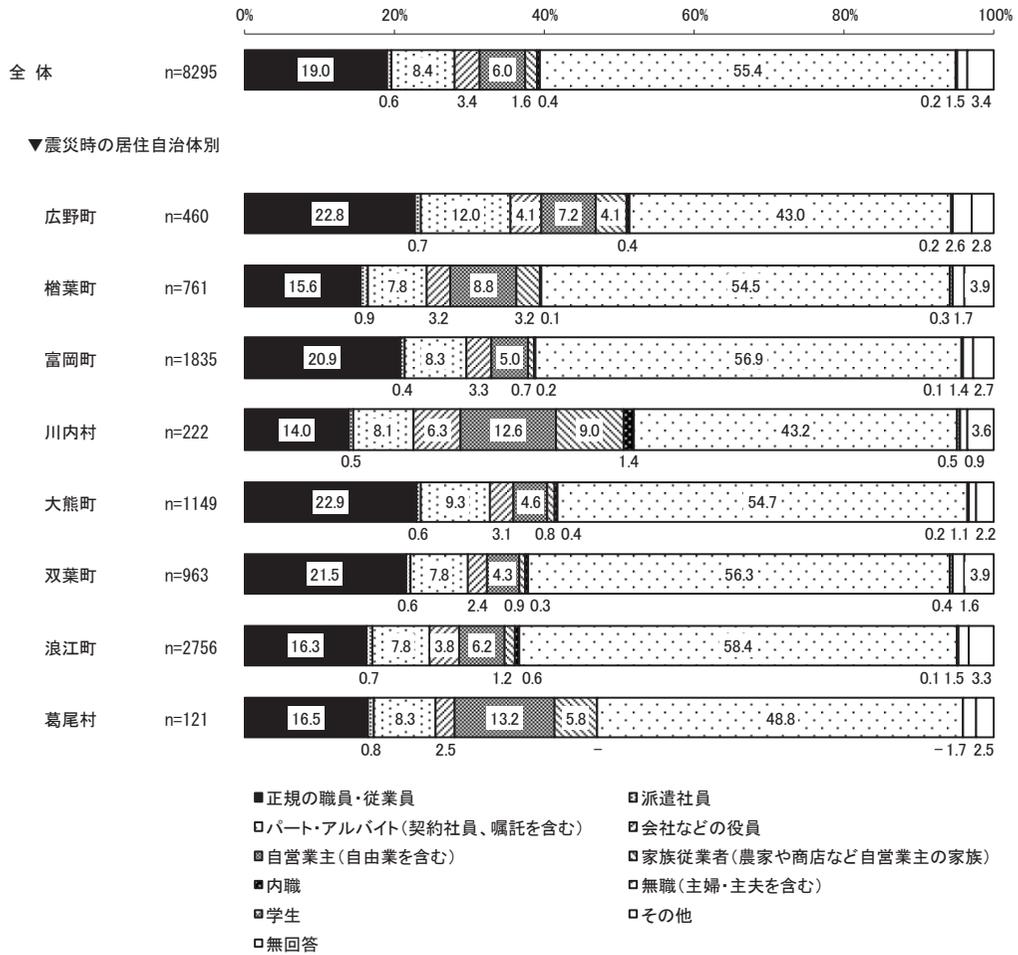


図 3.3 現在の職業上の地位

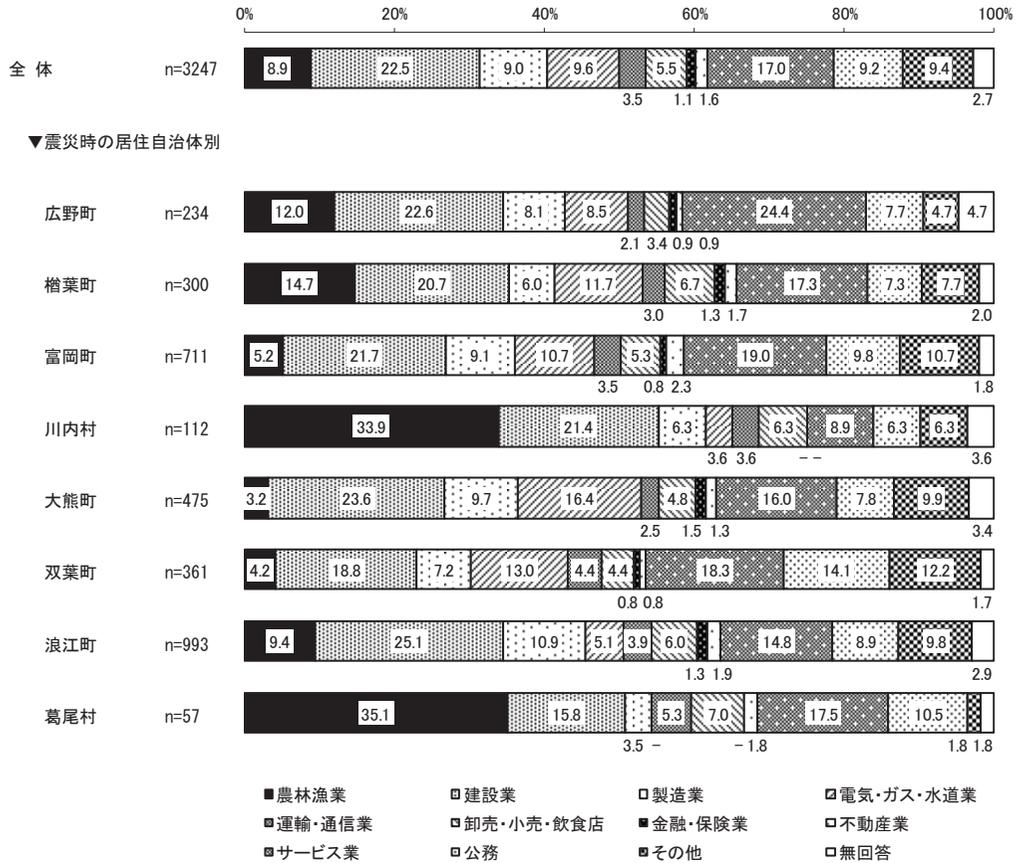


図 3.4 現在の職業の業種

3.3 震災前後の仕事の変化

震災前後で仕事における変化がみられたのか。調査全体として、「無職（主夫・主夫を含む）」の割合が顕著に多くなっていた。その人数は 4,598 人である。このうち、65 歳未満の者は 790 人であり、65 歳以上の者は 3,768 である（無回答 40 人）。ちなみに性別でみると、男性が 2,978 人、女性が 1,602 人である（無回答 18 人）。震災から 10 年が経過し、回答者の高齢化が進んだことを要因にして、「無職（主婦・主夫を含む）」が顕著に多くなっていた。

一方、生産年齢人口の一定割合においても「無職（主婦・主夫を含む）」が存在している。年代別にみると、30 代未満の 10.3%、30 代の 20.2%、40 代の 14.7%、50 代の 20.7%が「無職（主婦・主夫を含む）」であり、生産年齢人口の一定割合が依然として非就業の状態にあった（図 3.5）。

「無職」であるという状態にはいくつかの要因が考えられる。例えば、日本では子育て

て中の女性が一時的あるいは永続的に以前就いていた仕事から離れ、主婦になるケースも想定される。調査のしごとに関する設問では、「無職」には、「主夫・主夫を含む」としており、一定割合が存在することが想定される。

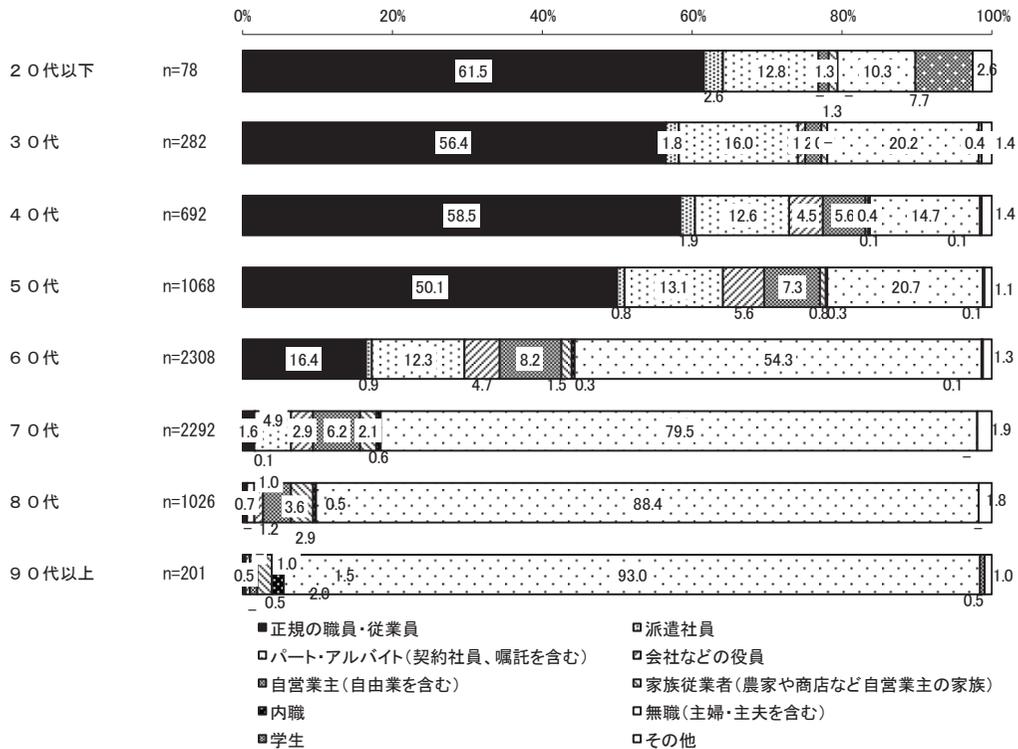


図 3.5 年代と現在の職業上の地位によるクロス

ただし、調査結果をみると、それだけでは説明できない実態が浮かび上がる。例えば自由記述には、震災から 10 年を経てもなお様々な生活上の課題をかかえていることがうかがえる。

避難中に病状が悪化して、心身疲れました。帰還した現在、避難先で震災前の仕事をさせていただけたんですが、こちらではその機会はなくなり無職となり、やはり慣れた仕事、仲間がない状態、失望からでしょうか、今まで心にしまっていたものがおさえられなくなってしまったのでしょうか、帰れない身内(家族)の庭・土地の手入れ、保つための助ける事にも疲れ、夫は重度のうつにかかってしまいました。心の病気です。「死にたい」と言われるつらさ、ささえなきやとがんばらなきやならない気持ちを保つこと、今までの自分の対応の反省、仕事を手ばなせてしまった反省、ずっと自分をせめる日々本当に帰ってきて良かったのか。夫は

あの10年前にできてた仕事、仕事仲間、知り合いを失ったのがつらいんだという気がしません。(40代女性)

東日本大震災・原発事故により、生まれ育った土地や住居、故郷を奪われ、長期にわたる避難生活を余儀なくされた。それに伴い精神疾患の悪化により仕事も失ってしまった。自宅で悠々自適に長生きの出来るはずだった母を避難先の病院で亡くし、自分自身も長年の避難生活、生活習慣と精神的ダメージのため病気を患い、年々多種大量の薬を服用するようになってしまった。また、この10年の間には家族の仕事上の理由で離散生活となり大変寂しく苦しい忘れられない思いや経験をした。住んでいた住宅は雨漏りのせいで天井や床が落ち、宅地は雑草が繁茂し、更にはイノシシが傍若無人に暴れまわり家財は荒らされ、住宅の荒廃は益々著しい。避難先では付き合いも淡泊である。(50代男性)

どんなに時間が経過しても、賠償されても、復興が進んでいても、2011年3月11日からの震災や原発事故で失ったものは戻らないし、仕事、人間関係、住居など、全てを問題なく精算できたわけでは無い。会社へは3/11避難した直後から一度も顔を出さず気まずい気持ちのまま退職に至り、又、人間関係も同じようにあの日から一度も会えぬまま亡くなってしまった人もいる。住居も、3/11当時のまま片付けもできず荒廃している。色々な事が中途半端なままで、これからも後悔の気持ちと共に生きていく事となると思うと、辛い気持ちはずっと残ったままだ。(30代女性)

自由記述を読み取ると、長期にわたる避難生活の中で、家族やしごとをなくし、避難先での近隣関係も希薄で、心身の健康を害している家族が非常に多いことがうかがわれる。もちろんそれは本人ではなく、原子力災害とそれにとまなう避難生活という過酷な環境が大きく影響していると言える。

WHO-5の精神的健康状態との比較でみると、64歳以下は、就業者の平均値は12.5に対し、非就業者は10.6であった(図3.6)。一方、65歳以上の就業者は平均値12.1に対し、非就業者は10.3となっていた(図3.6)。64歳以下、65歳以上ともに、就業者よりも非就業者の精神的健康度は悪いことがわかる。

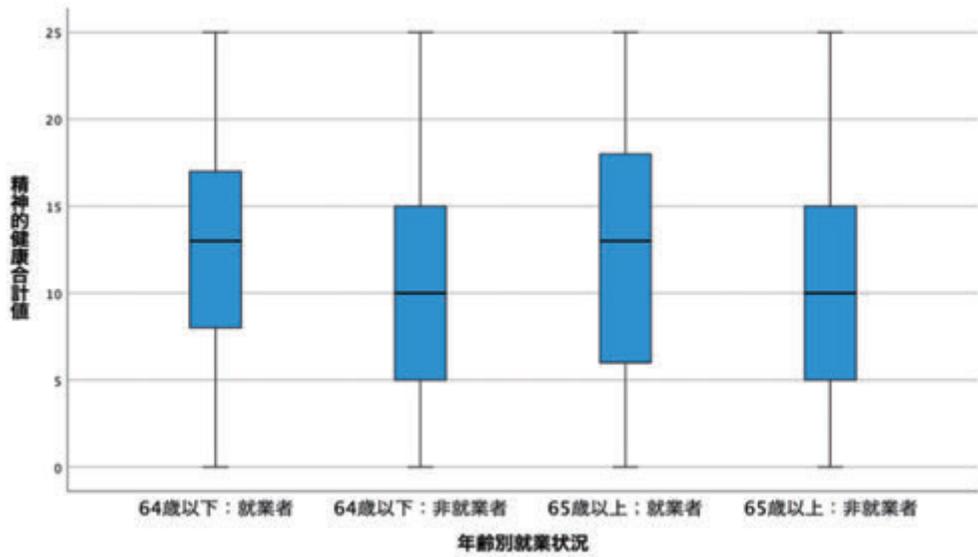


図 3.6 年齢・就業別精神的健康合計値

4. 住居

本章では、住まいの現状と元の居住地への帰還意志について分析する。

4.1 震災時の住まい

震災時の住まいを示したものが図 4.1 である。ここでは震災時に双葉郡に住んでいなかった人はおらず、浪江町が 32.2%、富岡町が 22.1%、大熊町が 13.9%と続いた。

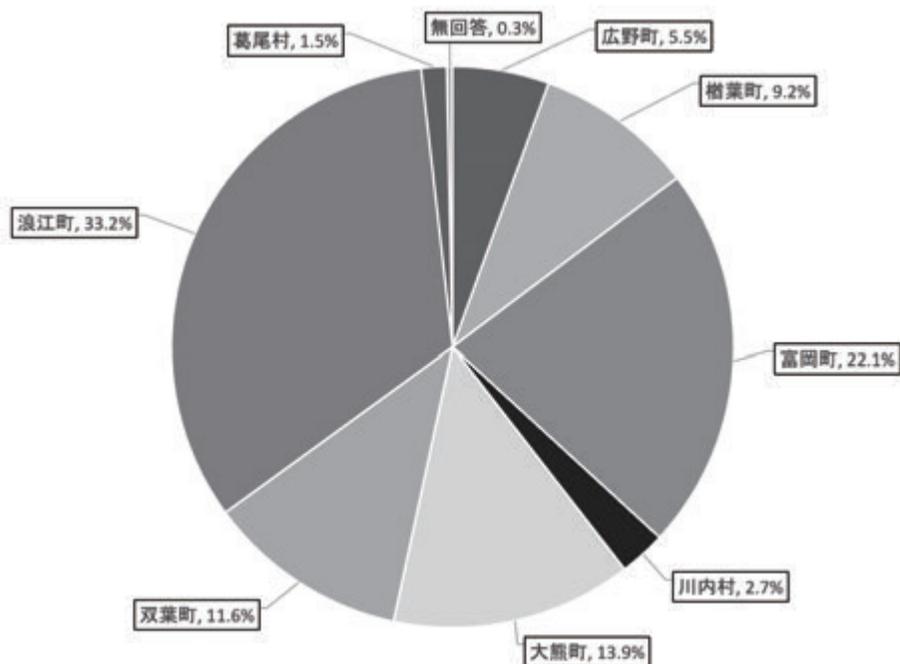


図 4.1 震災前の居住地

4.2 現在の住まい

現在の住まいについて、「現在、あなたはどこにお住まいですか」と問うたのが、図 4.2 である。全体として、「震災時に住民票のあった自治体」が 21.5%、「震災時とは異なる福島県内の自治体」が 55.3%、「震災時とは異なる福島県外の自治体」が 21.5%であった。

自治体別にみると、状況に大きな相違がある。ほとんどの住民が「震災時に住民票のあった自治体」に現在住んでいると回答したのは、川内村 96.4%、広野町 94.3%であった。次いで多かったのは、檜葉町 54.1%、葛尾村 39.7%と続いた。逆に、「震災時に住民票のあった自治体」と回答したのが少なかった町村は、双葉町 0%、大熊町 5.7%、富岡町 12.0%、浪江町 14.1%であった。避難指示解除の時期が早期であった町村ほど震災時に住民票の自治体に住む者が多いことが確認できる。

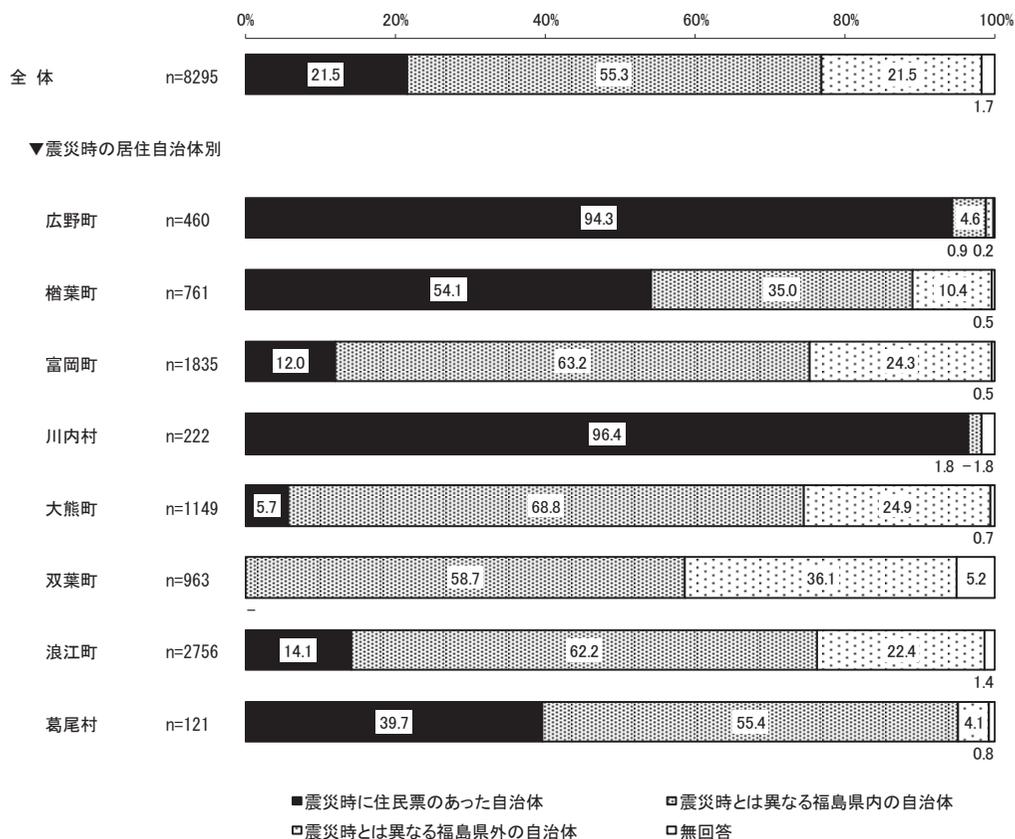


図 4.2 現在の居住地

また、これを福島県内外でみたのが、図 4.3 である。全体として、76.8%が現在の住まいを「福島県内」におき、「福島県外」は 21.5%であった。多くの者が福島県内に住んでいることが確認できるが、町村によって多少に違いがみられる。福島県外に住む者が多いのは、双葉町 36.1%、大熊町 24.9%、富岡町 24.3%、浪江町 22.4%であった。また、震災時の住居に住んでいるかどうかという問いに対しては、図 4.4 のように、全体として、83.3%が「震災時の住居に住んでいない」と回答し、「震災時の住居に住んでいる」は 15.3%にとどまった。川内村や広野町など比較的早期に避難元の自治体にもどった自治体は、元の住居に住んでいる割合が高い一方で、帰還困難区域などを多くかかえる双葉町や大熊町、あるいは富岡町や浪江町では、「震災時の住居に住んでいない」と回答する者が多かった。

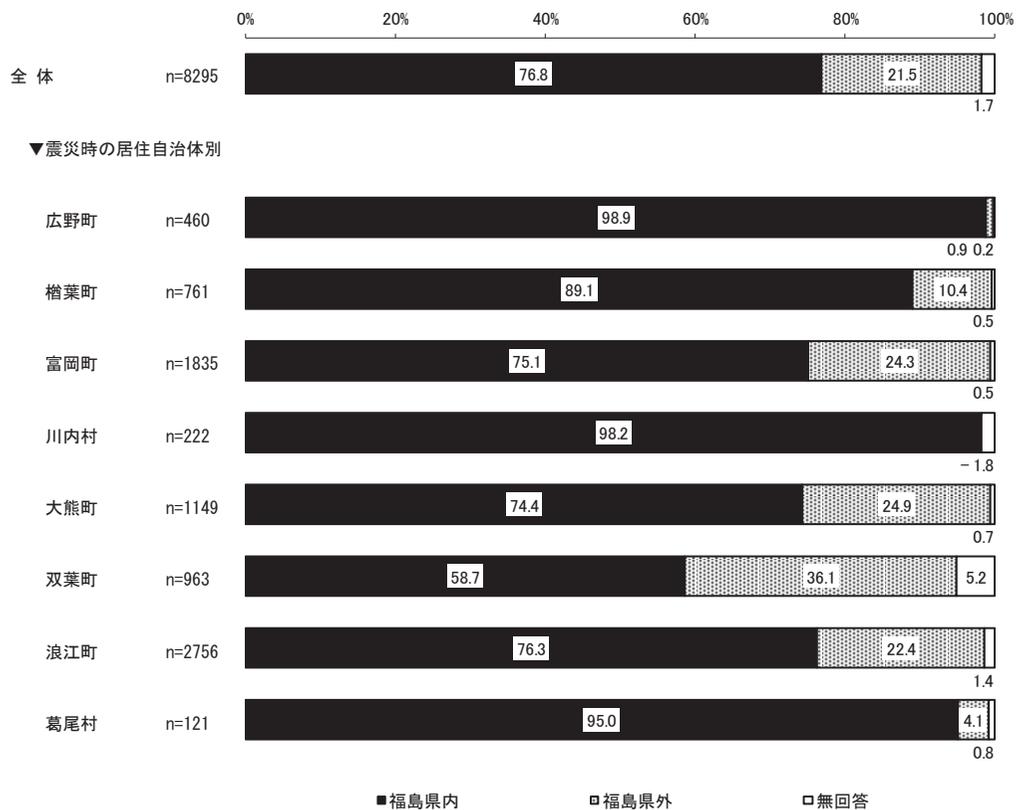


図 4.3 福島県内外でみた場合の現在の居住地

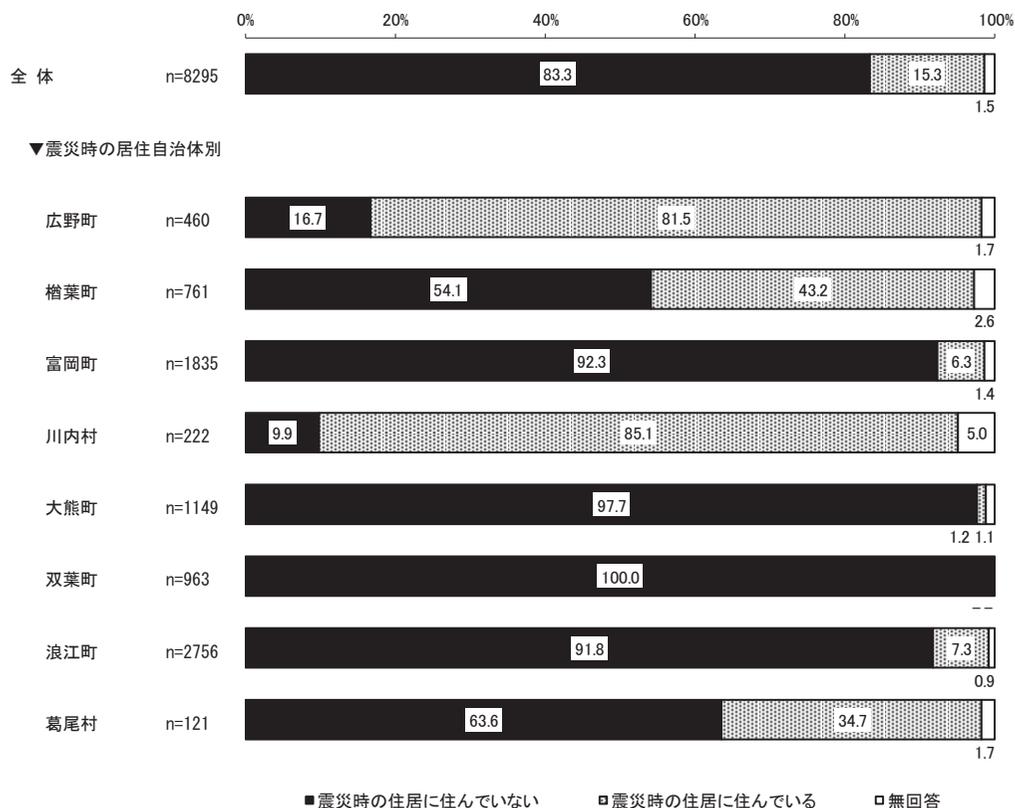


図 4.4 現在の住居

では、「震災時の住居に住んでいない」と回答した人に、震災時の住居の現在の状況について確認したのが、図 4.5 である。全体として、「問題なく居住することができる」とするのは 8.8% と低く、「修理しないと住めない状態」10.9%、「建て替えないと住めない状態」9.6%、「取り壊した」51.1% となっており、約 7 割がすでに取り壊したか、修理や建て替えないと住むことができない状態にあると回答しており、震災前の住居に帰る条件そのものを失っている者が大半であった。ただし、広野町・川内村・葛尾村では、2～3 割程度で「問題なく居住することができる」と回答しており、町村間の違いも見られた。

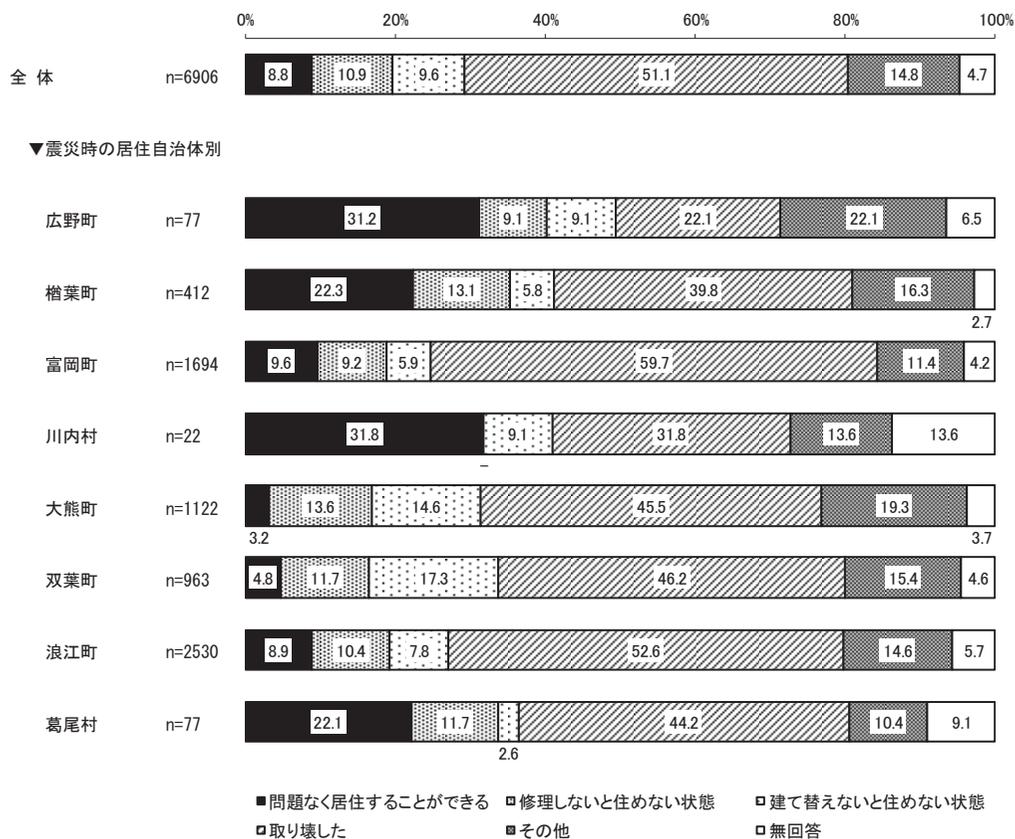


図 4.5 震災時の住居の状況（震災時の住居に住んでいない人）

震災時の住まいへの通い頻度では、図 4.6 のように、全体で最も多かったのは、32.2%の「ほぼない」であった。次いで多かったのは、「半年に1回程度」の16.2%、「年に1回程度」の12.2%などとなっていた。

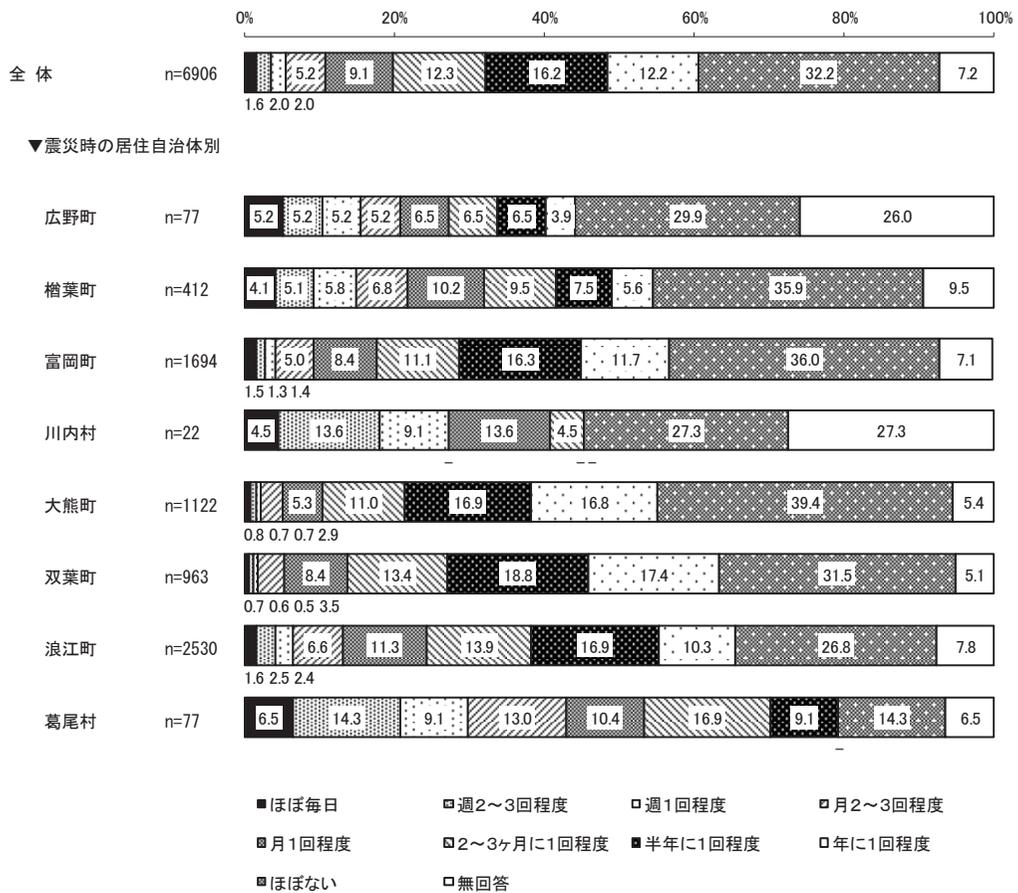


図 4.6 震災時の住居にどれくらいの頻度で通っているか

なお、「震災時の住居に住んでいる」と回答した人に、震災時の住居について、修理・再建の状況を確認したのが、図 4.7 である。全体として、17.4%が「震災時のまま、修理しないで住んでいる」と回答し、64.1%が「震災後、修理をして住んでいる」、12.0%は「震災後、建て直して住んでいる」と回答した。町村別にみると、広野町・川内村で「震災時のまま、修理しないで住んでいる」とする回答が相対的に多かった。

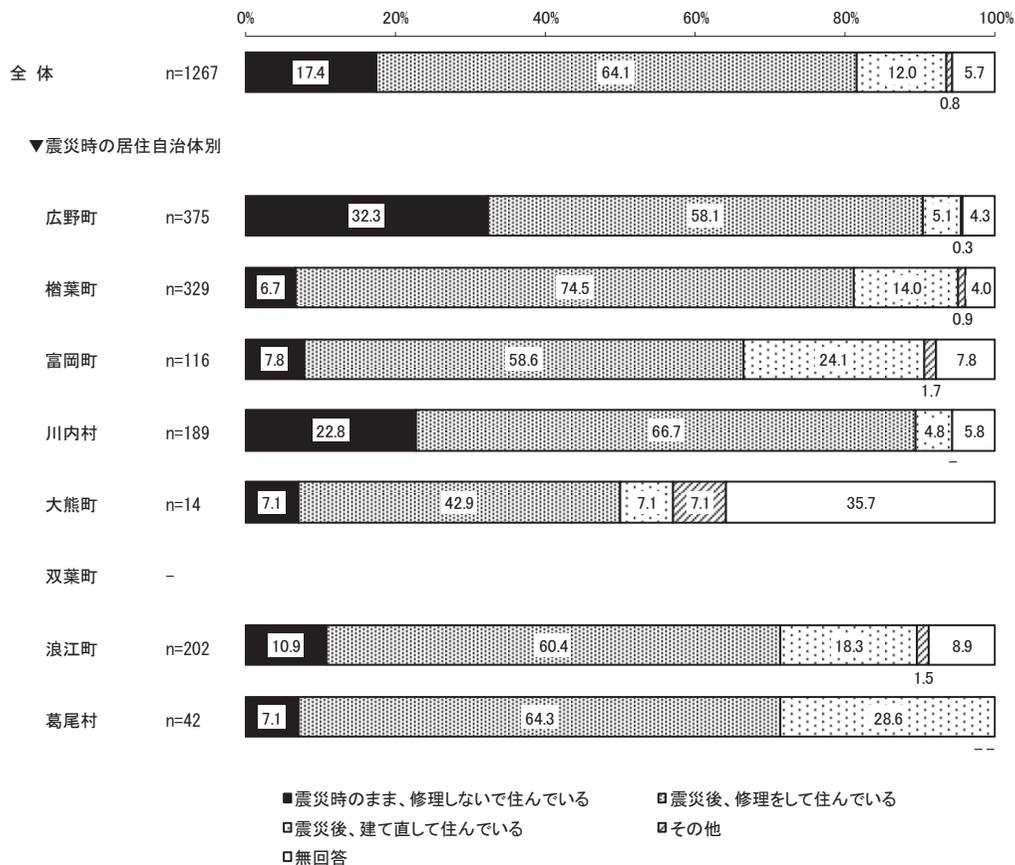


図 4.7 震災時の住居の状況（震災時の住居に住んでいる人）

4.3 現在の住まいの種類

現在の住まいの種類について、最も近いものを回答したのが、図 4.8 である。全体として、60.0%の者が「購入・再建した持ち家（集合住宅を含む）」と回答し、「元々住んでいた持ち家（集合住宅を含む）」が 13.1%であった。「仮設住宅（プレハブ・木造仮設）」はなく、「借上げ住宅（みなし仮設）」が 1.8%、「自己負担の賃貸住宅（公営住宅を除く）」が 6.6%、「復興公営住宅（災害公営住宅）」が 10.0%などであった。

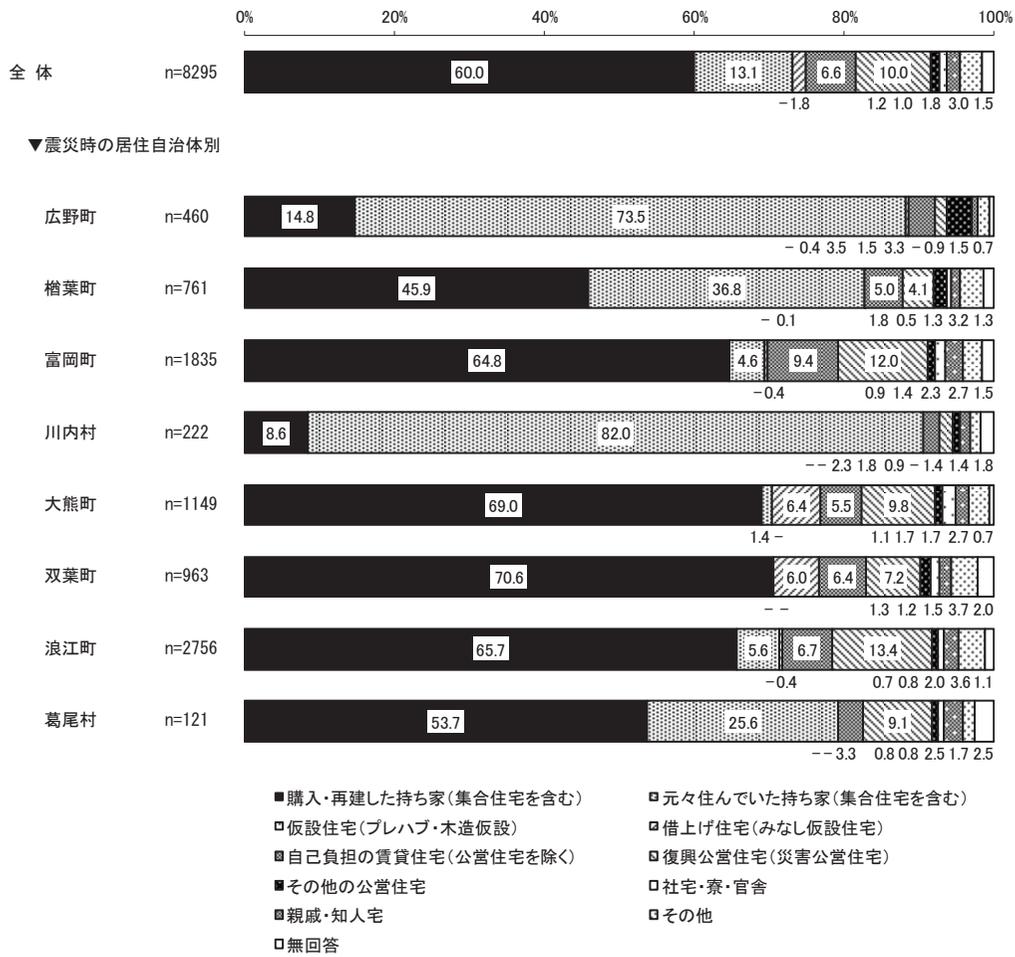


図 4.8 震災時の住居の状況（震災時の住居に住んでいる人）

4.4 元の居住地への帰還意志

元の居住地への帰還意志については、図 4.9 の通りである。全体として、64.8%が「戻る気はない／戻れない」とする回答が最も多かった。一方で、18.6%の者が「まだ明確ではない／悩んでいる／わからない」としており、震災から 10 年が経過した現在も帰還意志に迷いがみられた。

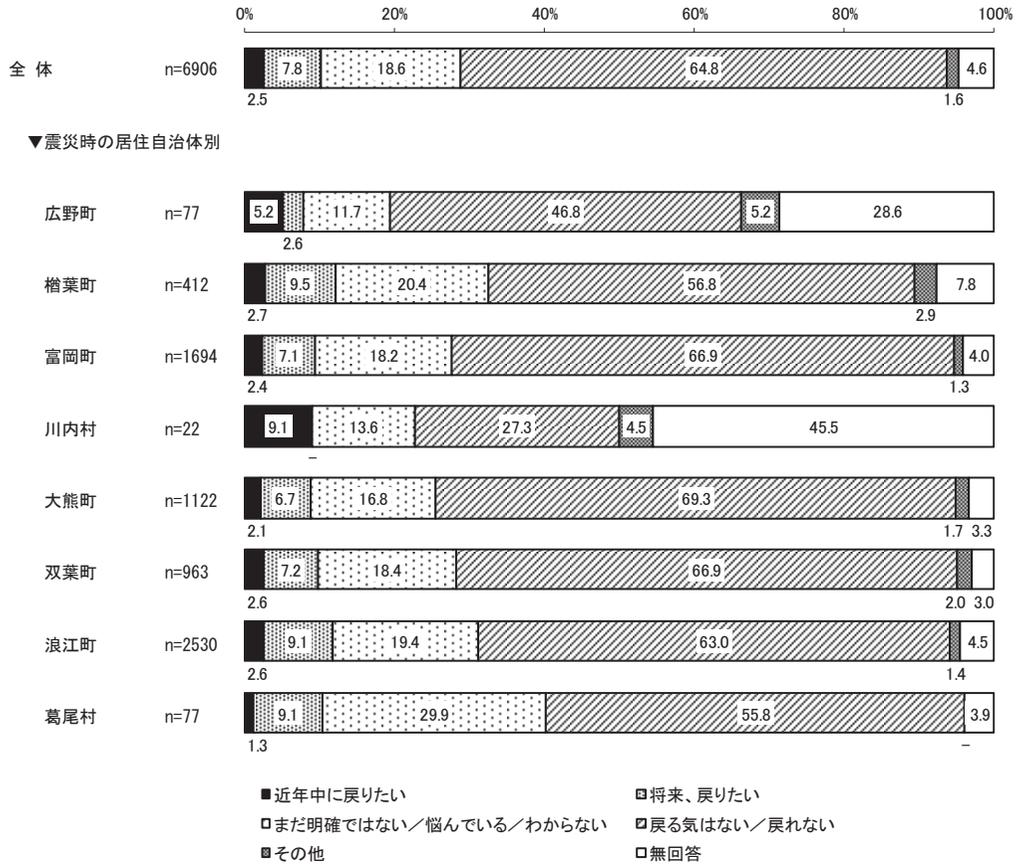


図 4.9 元の居住地への帰還意志

5. 健康

本章では心身の健康について述べる。具体的には健康状態、精神的健康状態に関する調査結果である。

5.1 健康状態

本調査（第3回調査）では、心身の健康について、「あなたの健康状態は、いかがですか」という設問に5段階で回答を求めた。その結果が図5.1である。全体として、「ふつう」が44.9%と最も多い。「やや悪い（22.9%）」や「悪い（6.9%）」が多く、「やや良い（6.4%）」や「良い（10.6%）」は少なかった。

町村別に見ると、檜葉町で「やや悪い」が、浪江町で「やや悪い」や「悪い」がやや多い傾向が見られた。川内村で「悪い」が、葛尾村で「やや悪い」や「悪い」がやや少ない傾向が見られた。また、川内村と葛尾村で「やや良い」が多い傾向が見られた。

ISSP（International Social Survey Programme）国際比較調査（日本）では、心身の健康状態についての認識を「あなたは、ご自分の心や体の健康状態について、どのように感じていますか」という設問に6段階で回答を求めている²。日本での調査は、2021年11月から12月にかけて実施されており³、本調査とほぼ同時期に行われている。この2021年国際比較調査（日本）によると、「かなりよい」が3.5%、「よい」が14.5%、「普通」が51.6%となっており、「あまりよくない」が25.3%、「かなりよくない」が3.7%と続く。「わからない」が0.9%となっている。

福島県「県民健康調査」の詳細調査として位置づけられている「こころの健康度・生活習慣に関する調査」では、主観的健康状態について「現在のあなたの健康状態はいかがですか」という設問に5段階で回答を求めている。令和2年度の調査は、2021年1月末に調査開始となり同年10月までの回答を集計しており⁴、本調査の時期の若干のズレはあるが、コロナ禍に実施されている。この令和2年度の調査の一般（16歳以上）の結果によると、「きわめて良好」が5.2%、「良好」が20.3%、「普通」が61.1%となっており、「悪い」が12.2%、「きわめて悪い」が1.1%と続く。

健康状態評価の構成割合をみると、東日本大震災時に双葉地方に居住していた方を対象とした本調査では悪いとの評価（「やや悪い」と「悪い」）が29.8%であったのに対して、ISSP国際比較調査ではよくないとの評価（「あまりよくない」と「かなりよくない」）が29.0%と同程度であり、また、双葉8町村以外の避難区域等の住民も含む県民健康調査では悪い

² 村田ひろ子：「世論調査からみえる健康意識と医療の課題-ISSP国際比較調査「健康・医療」・日本の結果から-」放送研究と調査：9，20-40，2022.

³ 住民基本台帳から層化無作為2段階抽出法で抽出された全国の18歳以上の2,400人を対象とし、1,453人から有効回答を得ている。

⁴ 令和2年度「心の健康度・生活習慣に関する調査」結果報告

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/529183.pdf>（2023年2月3日最終閲覧日）

との評価（「悪い」と「きわめて悪い」）が 13.3%と低かった。

様々な調査研究から指摘されているように、新型コロナウイルス感染症の流行が健康状態に影響を及ぼした可能性が考えられる。本稿の図 7.1 で示すように、現在の生活で困っていることとして「新型コロナウイルス感染症にともなう生活の変化」と回答した人は 40.3%いた。また、こころの健康度・生活習慣に関する調査では、新型コロナウイルス感染症による生活への支障があるとの回答が 42.8%となっている。この 2つの調査対象者において、新型コロナウイルス感染症への対応ができていた人が多かったことがうかがわれる。その一方で、ISSP 国際比較調査では、危険認知ではあるが、新型コロナウイルスに感染する危険を身近に感じているとの回答が 80.0%となっている。以上のことから、新型コロナウイルス感染症による影響も考慮した上で、東日本大震災時に双葉地方に居住していた人の健康状態について留意していく必要があると考えられる。

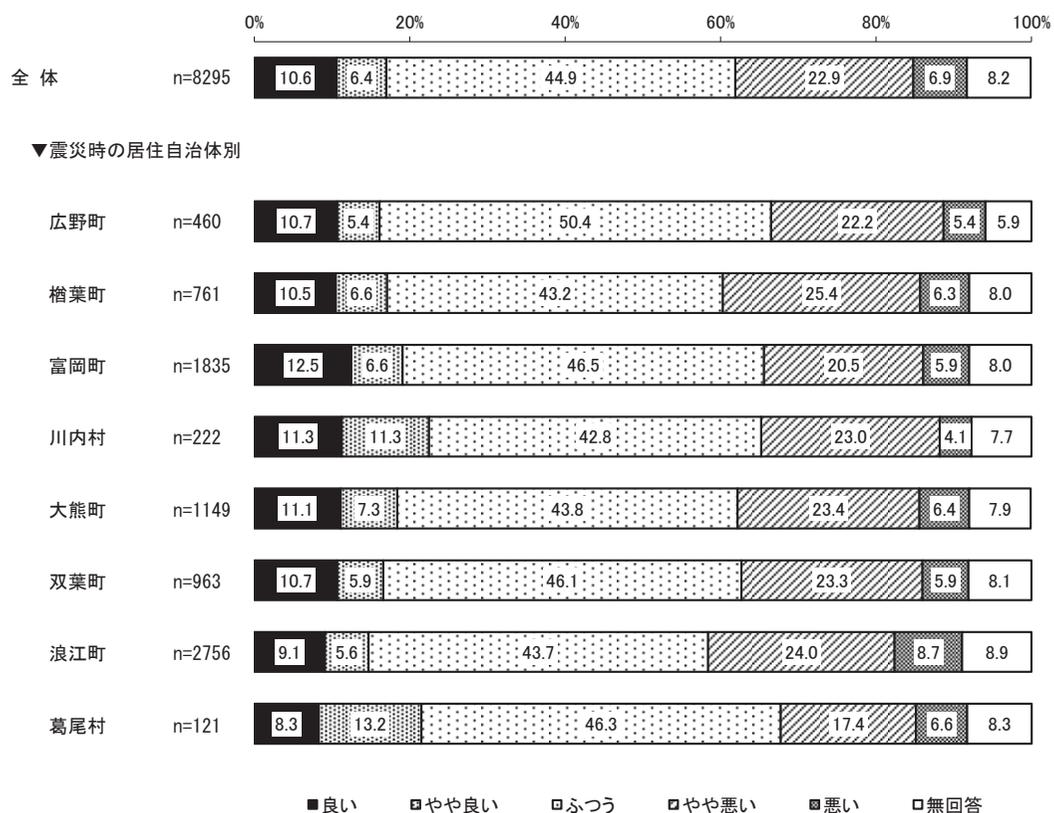


図 5.1 健康状態

5.2 精神的健康状態

本調査（第3回調査）では、精神的健康状態を評価する指標としてWHO-5を用いた。第1回調査から本調査の結果をまとめたのが表5.1である⁵。

簡易的な精神的健康の指標として「WHO-5 精神的健康状態表」が開発されている。この指標は、最近2週間における気分状態を尋ねる5つの質問項目から構成される。この5つの項目への回答の数字を合計した粗点を用いて精神的健康状態が評価される⁶。総得点が13点未満の場合には、ICD-10による大うつ病調査票を実施することが推奨されている。

事故直後の2011年に実施された第1回調査では、精神的健康状態が低いことを示し、うつ病のためのテストの適応となる13点未満が7割を超え、粗点の平均は7.4であった。2017年に実施された第2回調査では、13点未満が6割と多く、粗点の平均は10.6であった。第1回調査時点から3.2点ほど上昇した結果となった。2021年12月に実施された第3回調査では、13点未満が5割と依然多く、粗点の平均は11.8であった。第2回調査時点から1.2点ほど上昇した結果となった。

この精神的健康状態は、回答者年齢や現在の住居種別や住まいにより状況が異なる。

回答者年齢別でみると第3回調査結果では、30歳代以下が平均14.0～15.8と高く、40歳代以上が平均11.1～12.7と13点未満となっていた。いずれの年代でも年を経て精神的健康状態のスコアが上昇している。

現在の住居種別でみると第3回調査結果では、「復興公営住宅」が平均9.9と特に低かった。概ね、年を経てどの住居種別でも精神的健康状態のスコアが上昇している。

現在の住まい別でみると第3回調査結果では、県内県外は平均11.8～11.9と13点未満ではあったが、大きな差はなかった。年を経て精神的健康状態のスコアが上昇している。

調査時点や調査対象が異なるが、糖尿病患者を対象とした調査⁷では平均15.5±6.1、大都市部在住高齢者を対象とした調査⁸では平均15.6±6.1となっている。また、65歳から84歳までの日本全国の高齢者を対象とした調査⁹では5歳刻みの平均を算出しており、平均14.8～16.9となっている。これらの先行研究と比べると、精神的健康状態が良くない状

⁵ 第1回調査と第2回調査の数値は、第2回調査を参照した。

丹波史紀他：「東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう長期避難の実態：2017年第2回双葉郡住民実態調査」東京大学大学院情報学環情報学研究。調査研究編：36，1-66，2020。

⁶ 計算方法や解釈等は、WHO-5精神的健康状態表（1998年版）を参照。

Psychiatric Research Unit, Mental Health Centre North Zealand, WHO-Five Well-being Index(WHO-5). <https://www.psykiatri-regionh.dk/who-5/Pages/default.aspx>（2023年2月3日最終閲覧日）

⁷ Awata Shuichi et al：「Reliability and validity of the Japanese version of the World Health Organization-Five Well-Being Index in the context of detecting depression in diabetic patients」Psychiatry and Clinical Neurosciences：61(1)，112-119，2007。

⁸ 井藤佳恵他：「大都市在住高齢者の精神的健康度の分布と関連要因の検討。

要介護要支援認定群と非認定群との比較」日本老年医学会雑誌：49(1)，82-89，2012。

⁹ 岩佐一他：「地域在住高齢者における日本語版「WHO-5精神的健康状態表」(WHO-5-J)の標準化」老年社会科学：36(3)，330-339，2014。

態であることが分かる。

第3回調査では、第2回調査に比べて精神的健康状態のスコアが上昇しているが、依然低い水準である。また、低い水準の人の割合も減少してはいるが、依然多いままである。あらためてメンタルケアなどソフト面の対策の重要性が認識された。特に、年齢が高い人や復興公営住宅居住者の精神的健康状態のスコアが低いことに留意が必要と考えられる。

表 5.1 WHO-5 精神的健康状態スコア及び他調査との比較

		第1回調査（2011年）			第2回調査（2017年）			第3回調査（2021年）		
		平均値	標準偏差	度数	平均値	標準偏差	度数	平均値	標準偏差	度数
全体		7.4	5.9	12,844	10.6	6.4	9,140	11.8	6.4	7,474
回答者年齢	29歳以下	10.4	6.3	561	14.2	6.3	149	15.8	6.1	78
	30歳代	8.5	5.9	1,442	13.0	6.0	578	14.0	6.1	270
	40歳代	7.4	5.6	1,831	11.5	6.1	987	12.7	6.2	664
	50歳代	6.9	5.6	3,096	10.5	6.2	1,547	11.9	6.2	1,025
	60歳代	6.9	5.9	3,214	10.6	6.4	2,961	12.3	6.3	2,193
	70歳代以上	7.3	6.1	2,655	9.6	6.4	2,918	11.1	6.6	3,244
住居種別	避難所	7.0	6.1	489	-	-	-	-	-	-
	仮設住宅	6.9	5.7	2,220	8.9	6.2	681	-	-	-
	親戚・知人宅	9.1	6.4	1,197	10.5	6.5	219	11.3	6.0	133
	自治体が借り上げている住宅	7.1	5.7	6,219	10.1	6.3	1,606	11.0	6.3	133
	自己負担の賃貸住宅	8.0	6.1	1,264	10.9	6.4	577	11.7	6.7	507
	購入・再建した持ち家（集合住宅を含む）	-	-	-	11.0	6.3	4,293	12.0	6.3	4,604
	元々住んでいた持ち家（集合住宅を含む）	-	-	-	12.7	6.4	408	12.9	6.4	1,000
	復興公営住宅（災害公営住宅）	-	-	-	9.2	6.3	708	9.9	6.5	721
	その他の公営住宅	-	-	-	9.7	6.6	165	11.1	6.0	85
	社宅・寮・官舎	-	-	-	13.0	6.7	105	13.1	6.5	81
	その他	7.6	6.1	1,370	9.9	6.6	273	10.4	6.5	210
住まい	福島県内	7.3	5.9	8,795	10.3	6.3	6,600	11.8	6.4	5,857
	福島県外	7.6	6.0	3,976	10.8	6.5	2,136	11.9	6.5	1,617

6 経済

本章では収入や賠償金といった経済に関する事項について分析を行う。

6.1 現在の生活のやりくり

現在の生活費の現状について、「現在の生活設計は何でやりくりされていますか」と複数回答で問うた結果が、下記の図 6.1 である。全体として、「年金・恩給」が最も多かった（59.3%）。「勤労収入」は 34.2%であった。第 2 回調査で最も多かった「賠償金」は、避難指示解除の地域から感謝料の賠償が終了しており、2018 年 3 月に原則として終期とされていることもあり、減少していた。特に、広野町や川内村といった早い段階で避難指示が解除された自治体では少なかった。また、第 2 回調査と比較しても勤労収入は増加しておらず、調査回答者の年齢の高さもあるが、年金・恩給だけへの依存がみられた。

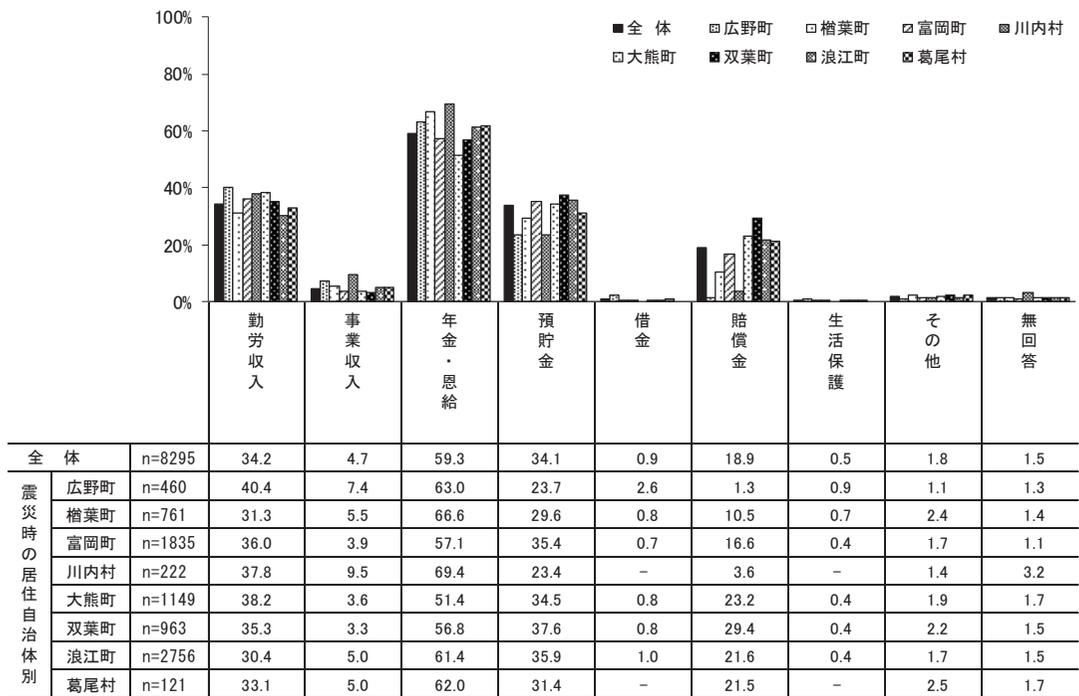


図 6.1 現在の生活のやりくり

6.2 経済的不安

では、そうした状況をふまえて、経済的な不安はどの程度感じているのか。「今後の生活について、あなたは経済的に不安を感じていますか」と問うた結果が図 6.2 である。「とても不安を感じている」と回答した人は 24.8%、「ある程度不安を感じている」と回答した人は 38.6%であった。ただし、この結果は同じ設問で問うた第 2 回調査の時と比較して減少

傾向にある。「まったく不安を感じていない」と回答している人はほとんどいない。

そしてそれは、自治体ごとでも、大まかな傾向は変わらない。約6割程度の人が経済的不安を抱えていた。

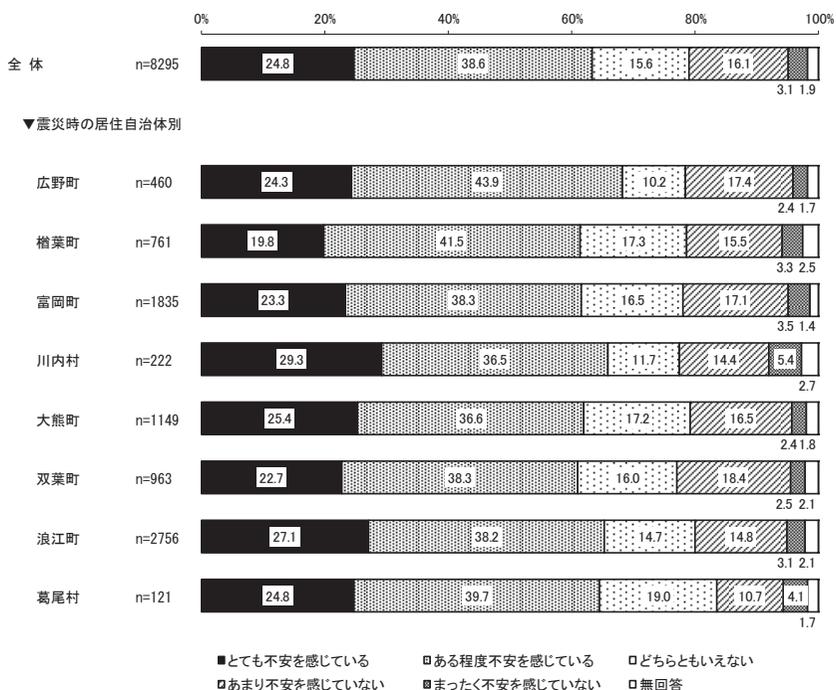


図 6.2 経済的不安

6.3 賠償金の現状

また、「あなたは、東京電力から賠償金を受け取っていますか」と問うた結果が図 6.3 である。まだ受け取っていると回答したのは 5.1%と非常に少なくなっている。ほとんどの人が、かつては受け取っていたが、現在では受け取っていない。

なお、2023 年 1 月 31 日に東京電力は、中間指針第五次追補決定にともない、避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準を公表している。

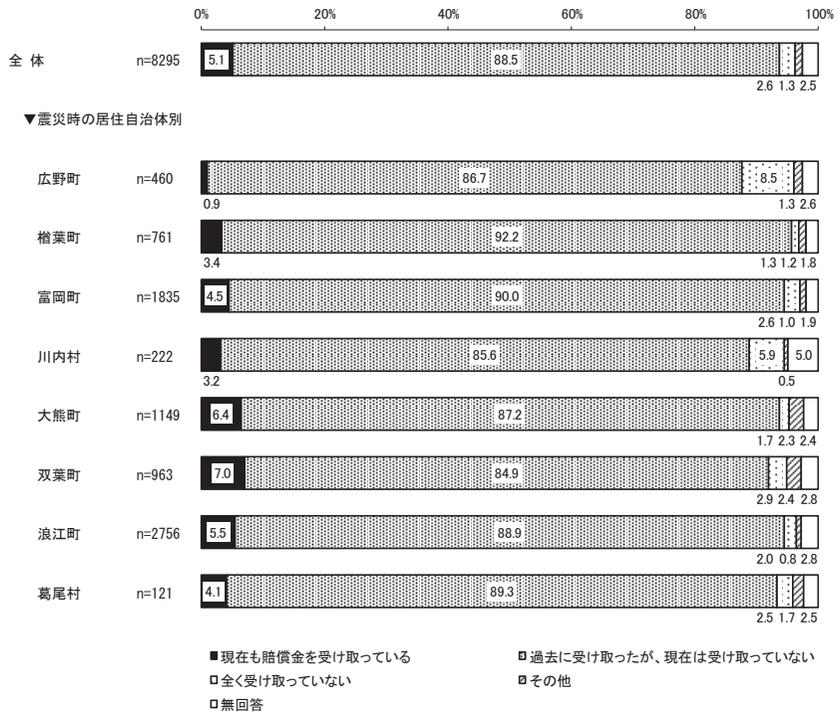


図 6.3 東京電力から賠償金を受け取っているか

7 生活

本章では現在のくらしの状況について述べる。具体的には現在の生活での困りごと、生活時間の変化、必要な時に心配事を聞いてくれる人の存在、行政やメディアなどへの信頼度に関する調査結果である。

7.1 現在の生活で困っていること

「あなたは現在の生活においてお困りのことはありますか」という設問に対して複数回答を求めた（図 7.1）。

全体の傾向として、「健康や介護」、「新型コロナウイルス感染症にともなう生活の変化」および「生活費」が困っていることとしてあげられている。これらの項目に関して、町村ごとに大きな違いがみられなかった。

また、「放射線の影響」に関しては、困っていることとして挙げる割合は 9.0% (n=8295) と、第 2 回調査の 20.0% (n=10013) と比べて低くなっている。除染作業が進み、実際に住んでいる人が存在することが影響していると考えられる。続いて、第 3 回調査の結果を町村ごとに見ると（図 7.1）、全体と比べて、福島第一原子力発電所が立地していた大熊町は困っている人の割合がやや低く、一方で、距離的に離れている川内村は困っている人の割合がやや高かった。

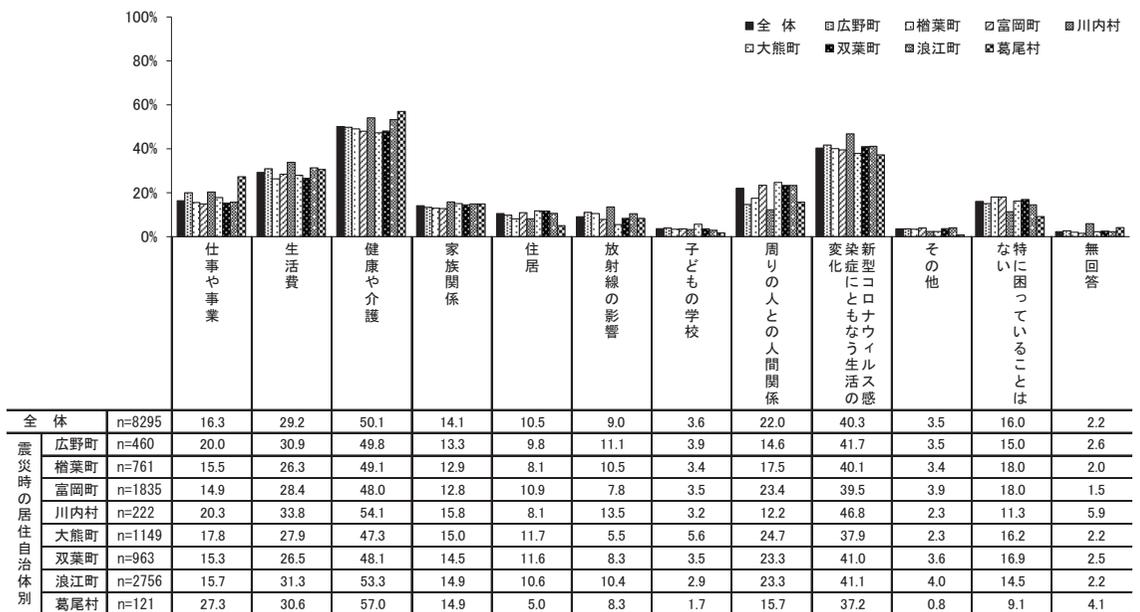


図 7.1 現在の生活で困っている事柄

7.2 生活時間の変化

次に「以下の活動は、震災前と比べて増えましたか。それとも減りましたか」という設

問に回答を求めた（図 7.2）。

全体の傾向として、震災前と比較して増えたとの回答が多かったのは「移動（通勤・通学を除く）」、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」、「受診・療養」である。一方で、震災前と比較して減ったとの回答が多かったのは「仕事」、「交際・つきあい」である。

「仕事」時間は震災前と比較して、町村によってばらつきがある（図 7.3）。広野町と川内村は「とても減った」割合が全体と比較して少ない。

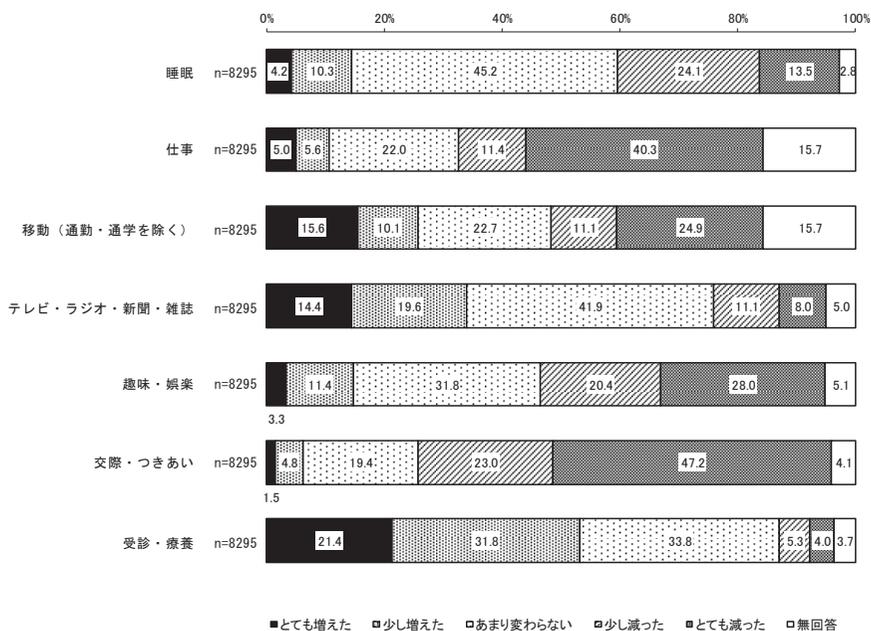


図 7.2 生活時間の増減（全体）

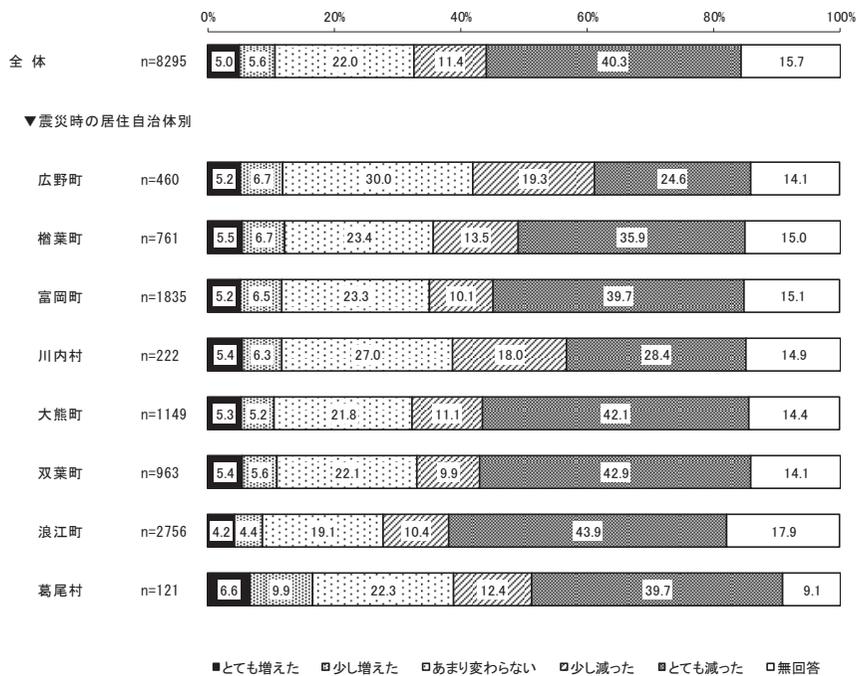


図 7.3 「仕事」時間の増減

「移動（通勤・通学を除く）」時間は震災前と比較して、町村によってばらつきがある（図 7.4）。「とても増えた」や「増えた」の割合が全体と比較して、川内村と広野町は少ない。大熊町は「とても増えた」の割合が多い。

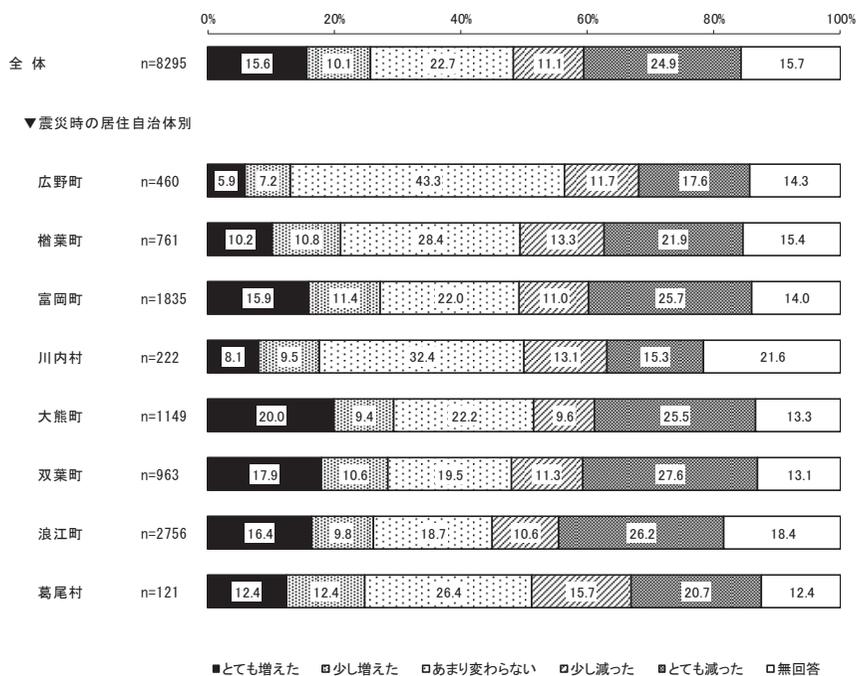


図 7.4 「移動（通勤・通学を除く）」時間の増減（町村別）

「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」時間は震災前と比較して、町村によってばらつきがある（図 7.5）。「とても増えた」や「増えた」の割合が全体と比較して、川内村と広野町は少ない。

「交際・つきあい」時間は震災前と比較して、町村によってばらつきがある（図 7.6）。「とても減った」の割合が全体と比較して、川内村、広野町、および葛尾村は少なく、双葉町と浪江町は多い。

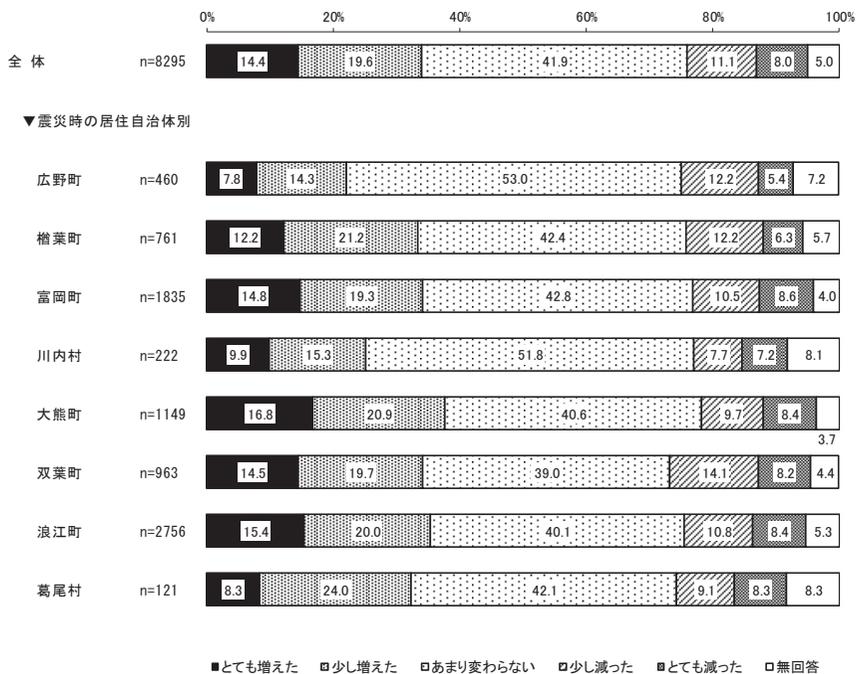


図 7.5 「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」時間の増減（町村別）

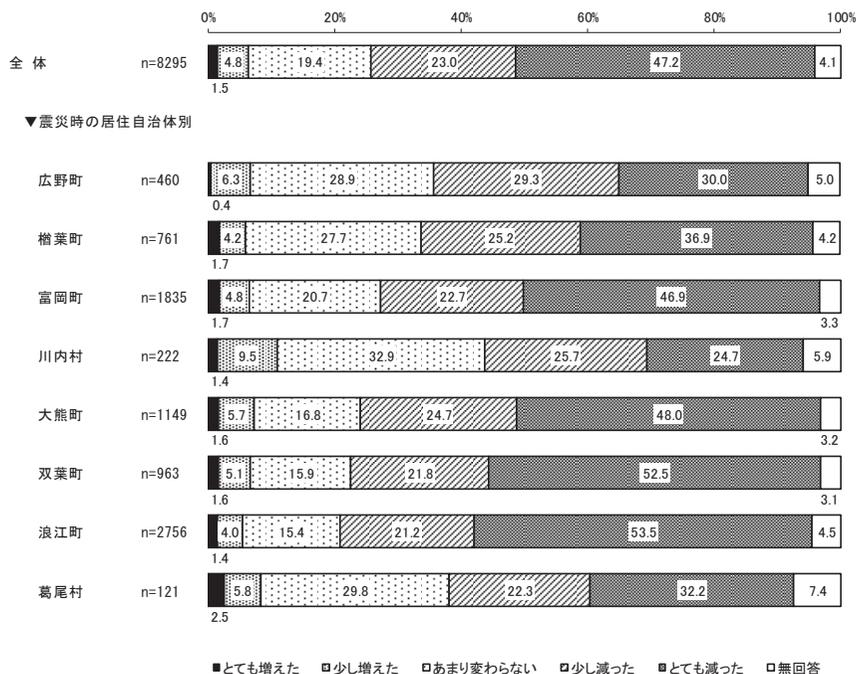


図 7.6 「交際・つきあい」時間の増減（町村別）

「受診・療養」時間は震災前と比較して、町村によってばらつきがある（図 7.7）。「とても増えた」の割合が全体と比較して、川内村、広野町は少ない。

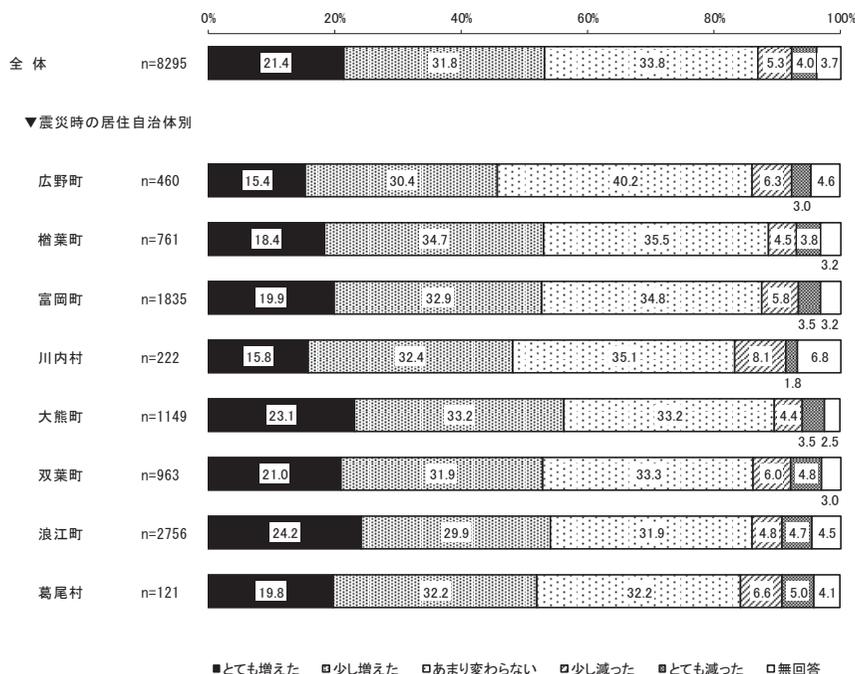


図 7.7 「受診・療養」時間の増減（町村別）

7.3 心配事を聞いてくれた人の存在

「過去 1 年間、必要な時に心配事を聞いてくれた人はいますか」という設問に対して複数回答を求めた（図 7.8）。全体の傾向をみると、相談先の選択肢として「同居家族」が最も多く、約 6 割であった。「その他の親族」と「友人」も相談先として挙げられている。一方で、相談先として、「近所の人」、「ボランティアの人」、および「自治体職員」は 1 割にも満たない程度であった。

町村別にみると、川内村と葛尾村は「近所の人」がそれぞれ 20.7%と 23.1%と、全体と比較して非常に高い。これは、第 2 回調査の川内村（22.3%）と葛尾村（16.8%）の回答者と同様の傾向である。

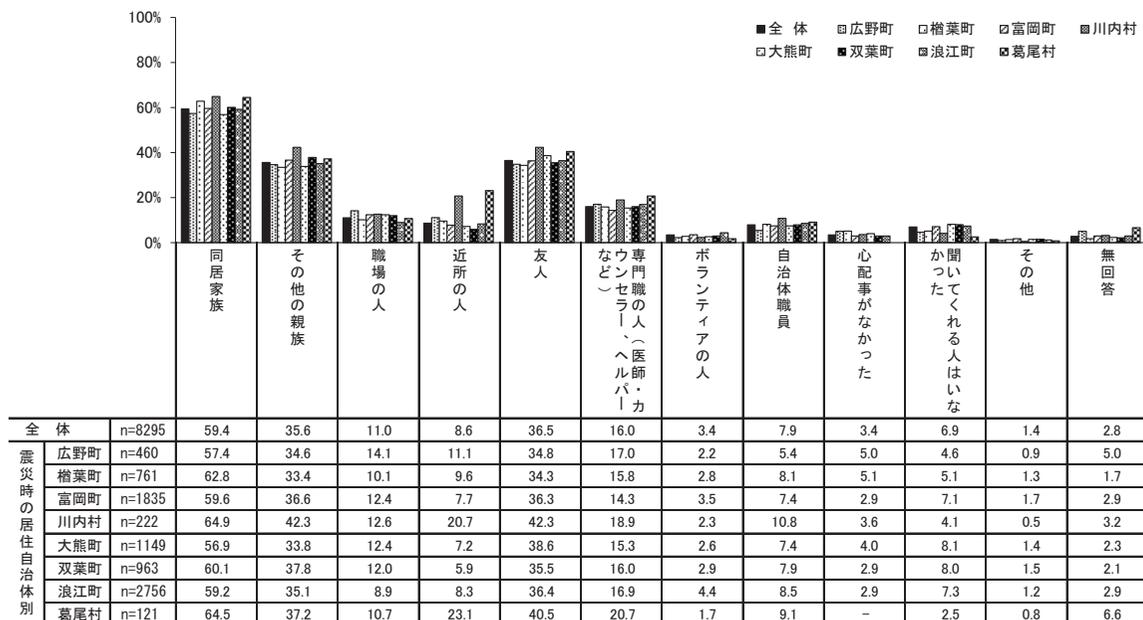


図 7.8 心配事を聞いてくれた人の存在

7.4 行政やメディアへの信頼度

「次にあげるものについて、あなたはどれくらい信頼していますか」という設問に回答を求めた（図 7.9）。

全体の傾向をみると、政府よりも都道府県、都道府県よりも市町村を信頼している人の割合が高い。また、政府と東京電力に関しては、「信頼している」と「やや信頼している」を合わせても 3 割もおらず（順に、27.9%、21.9%）、信頼されているとはいえないことが示唆された。

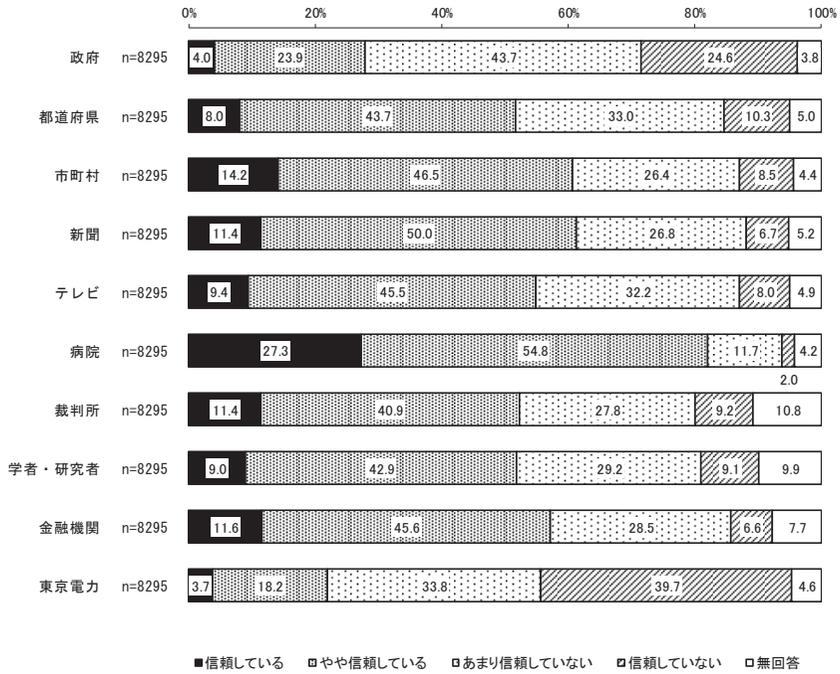


図 7.9 政府やメディアへの信頼度（全体）

町村別にみると、浪江町は政府や東京電力を「信頼していない」と答える割合が全体と比較しても高い（図 7.10 ならびに図 7.11）。

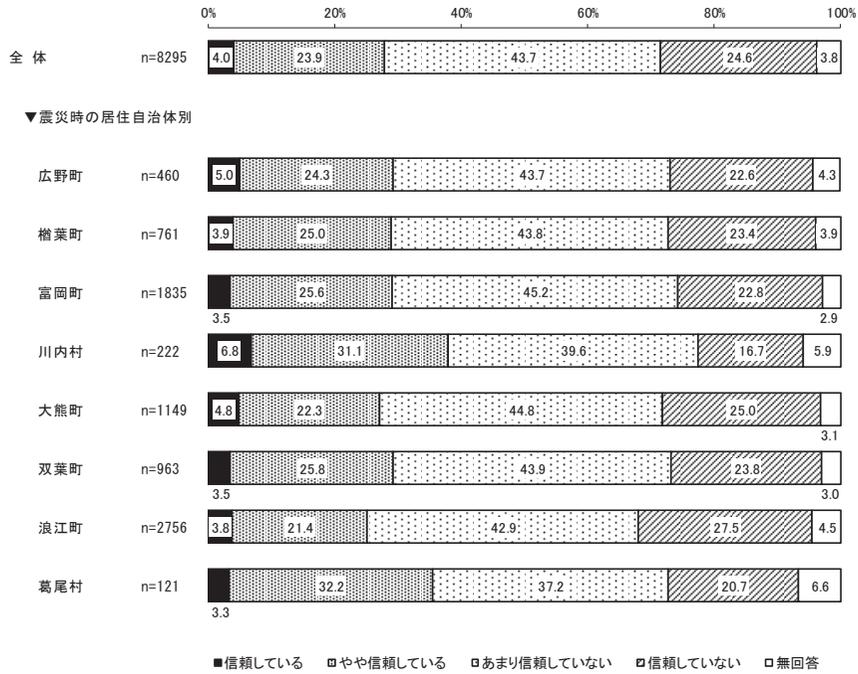


図 7.10 政府への信頼度（町村別）

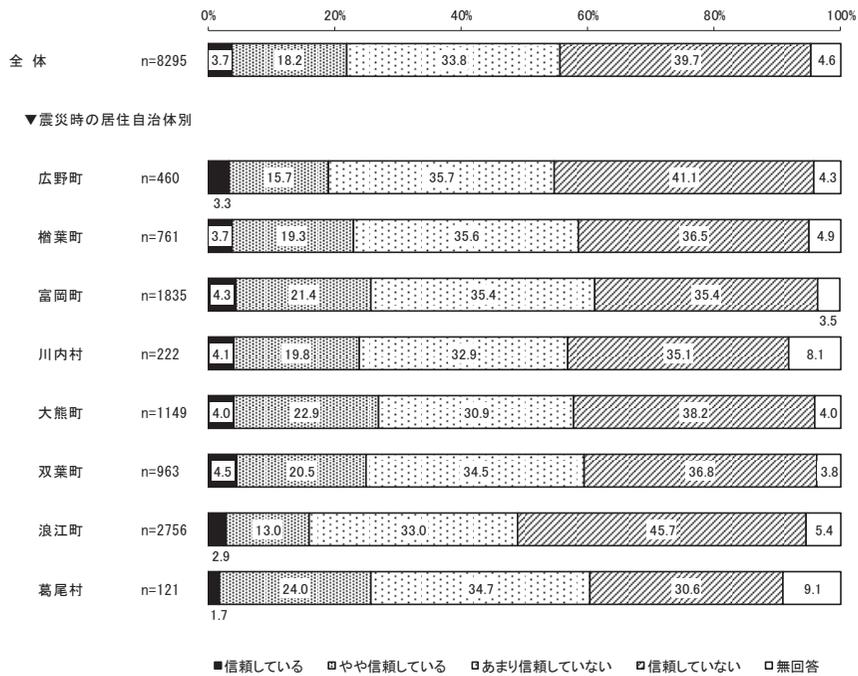


図 7.11 東京電力への信頼度（町村別）

また、特に川内村は、市町村を「信頼している」と答える割合が全体と比較しても高い（図 7.12）。

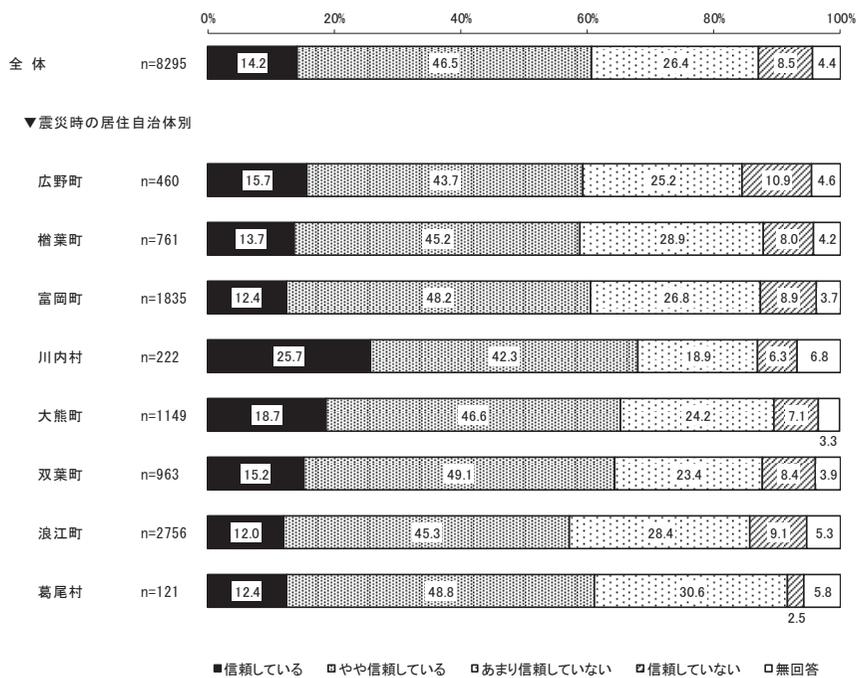


図 7.12 市町村への信頼度（町村別）

全体としては「東日本大震災や原子力災害が取り上げられるということは良いことだと思う」が69.5%と最も多く、次いで、「東日本大震災や原子力災害の情報が伝えられ続けることに意味があると思う」が63.6%とそのメディアの意義は肯定的にみられていた。特段、特定の地域で低いといったことはみられない。むしろ、「東日本大震災や原子力災害について、もっと関心をもつべきだと思う」という意見が多く（56.3%）、その内容として、「東日本大震災や原子力災害について、未だ安全性に関わる情報を伝えていること自体問題だと思う」と回答する人は少ないことから（15.1%）、まだ安全性を伝えることがメディアにおいて求められていると考えられる。

8.2 復興に関する現在の不安感

次に、復興に関する現在の不安感を問うた。ここでは前回調査と同様に21項目を設定し、5点尺度で問うた。その結果一覧が図8.2ならびに図8.3である。

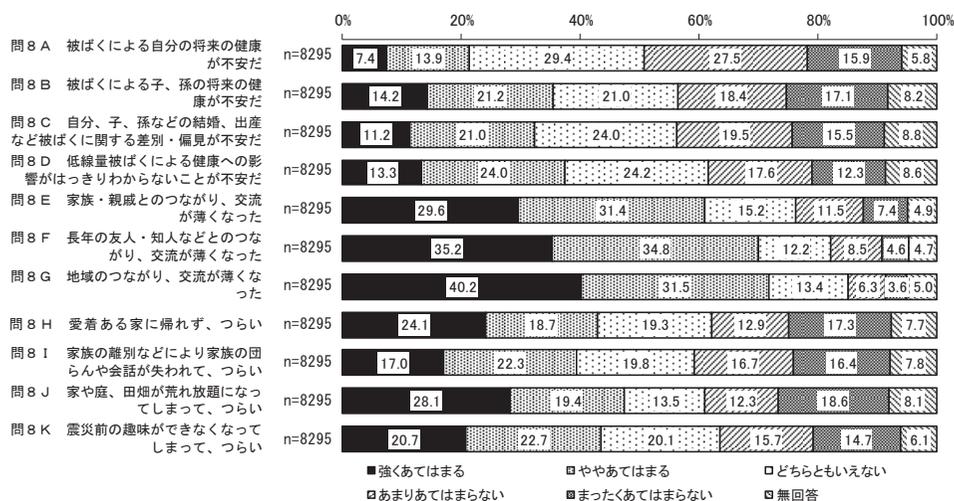


図 8.2 復興に関する不安感その 1

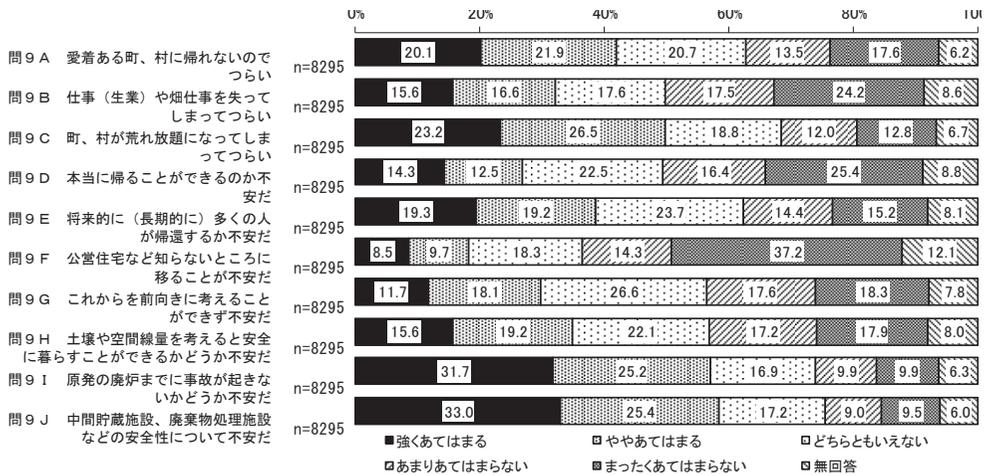


図 8.3 復興に関する不安感その 2

この結果について、因子分析を行うと(最尤法、プロマックス回転)、4つの因子が抽出された。この因子それぞれについて順に、「『ふるさと』の喪失による辛苦」「放射線被ばくの不安」「つながりの喪失」「廃炉の不安」と名付けた(表 8.1)。これは、第 2 回調査結果と同様の結果である。

表 8.1 復興に関する不安感についての因子分析結果

	F1	F2	F3	F4		
F1 「ふるさと」の喪失による辛苦						
問9 D 本当に帰ることができるのか不安だ	.95	-.01	-.15	-.01		
問9 A 愛着ある町、村に帰れないのでつらい	.94	-.10	-.01	-.08		
問8 H 愛着ある家に帰れず、つらい	.85	-.03	.08	-.11		
問9 C 町、村が荒れ放題になってしまつてつらい	.77	-.12	.03	.11		
問8 J 家や庭、田畑が荒れ放題になってしまつて、つらい	.71	-.03	.08	-.02		
問9 B 仕事(生業)や畑仕事を失ってしまつてつらい	.70	.06	.04	-.03		
問9 F 公営住宅など知らないところに移ることが不安だ	.68	.12	-.13	-.04		
問9 E 将来的に(長期的に)多くの人が帰還するか不安だ	.66	-.04	-.05	.18		
問9 G これからを前向きに考えることができず不安だ	.52	.11	.09	.08		
問8 K 震災前の趣味ができなくなつてしまつて、つらい	.48	.05	.25	-.01		
問8 I 家族の離別などにより家族の団らんや会話が失われて、つらい	.45	.15	.26	-.10		
問9 H 土壌や空間線量を考えると安全に暮らすことができるかどうか不安だ	.43	.20	-.06	.36		
F2 放射線被ばくの不安						
問8 B 被ばくによる子、孫の将来の健康が不安だ	-.04	.97	-.01	-.07		
問8 C 自分、子、孫などの結婚、出産など被ばくに関する差別・偏見が不安だ	-.01	.92	.01	-.07		
問8 D 低線量被ばくによる健康への影響がはっきりわからないことが不安だ	-.04	.78	.03	.14		
問8 A 被ばくによる自分の将来の健康が不安だ	.07	.71	-.05	.04		
F3 つながりの喪失						
問8 F 長年の友人・知人などとのつながり、交流が薄くなった	-.05	-.03	.91	.02		
問8 E 家族・親戚とのつながり、交流が薄くなった	-.01	.06	.76	-.01		
問8 G 地域のつながり、交流が薄くなった	.08	-.08	.73	.06		
F4 廃炉の不安						
問9 I 原発の廃炉までに事故が起きないかどうか不安だ	-.03	.00	.02	.96		
問9 J 中間貯蔵施設、廃棄物処理施設などの安全性について不安だ	-.03	.01	.03	.93		
因子抽出法: 最尤法	回転法: Kaiser の正規化を伴うプロマックス法	累積固有率	46.48%	57.51%	64.75%	69.87%
	因子相関行列	F1	.53	.59	.57	
		F2		.39	.61	
		F3			.38	
		F4				

『ふるさと』の喪失による辛苦」因子について、「本当に帰ることができるのか不安だ」「愛着ある町、村に帰れないのでつらい」などから構成された。この因子について属性別に因子得点を求めた結果が図 8.4 である。

特に目立つのが、年代が高いほど『ふるさと』の喪失による辛苦」が強く、大熊町や双葉町、浪江町といった避難指示解除が遅れている地域ほど強かった。なかでも、震災当時は大熊町、浪江町に住んでいて、現在は震災時の住居に住んでいない人は特に『ふるさと』の喪失による辛苦」が強かった。

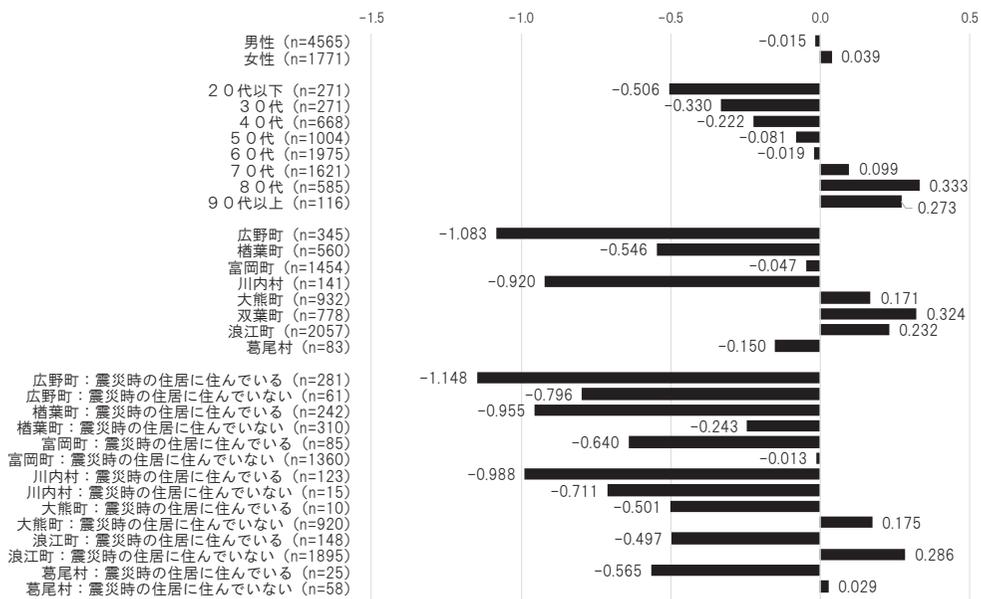


図 8.4 因子 1：「ふるさと」の喪失による辛苦（属性別因子得点）

「放射線被ばくの不安」因子について、「被ばくによる子、孫の将来の健康が不安だ」「自分、子、孫などの結婚、出産など被ばくに関する差別・偏見が不安だ」などから構成された。また、図 8.2 にあるように、これらの項目について「強くあてはまる」と回答している割合は、1 割程度であり、2 割程度であった第 2 回調査結果と比較して、大幅に減少した。この因子について属性別に因子得点を求めた結果が図 8.5 である。

属性別では、女性や、40 代、50 代、そして 80 代が不安感が強かった。また、震災時の住居に住んでいない人ほど不安感が強い結果が得られた。

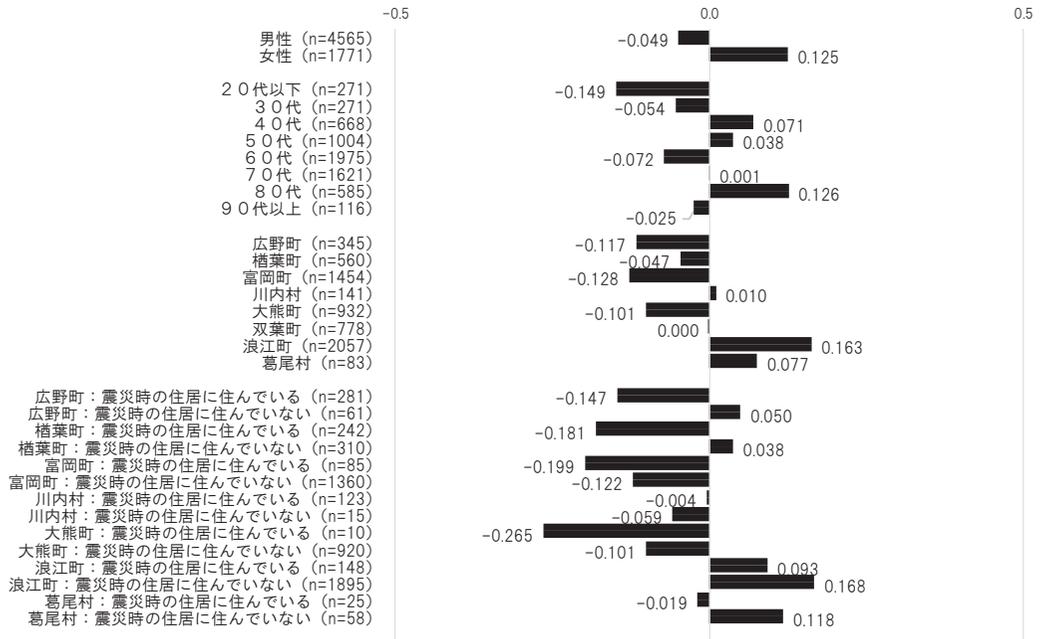


図 8.5 因子 2 : 「放射線被ばくの不安」(属性別因子得点)

「つながりの喪失」因子について、「長年の友人・知人などとのつながり、交流が薄くなった」などから構成された。この因子について属性別に因子得点を求めた結果が図 8.6 である。

属性別では、「『ふるさと』の喪失による辛苦」因子と同様に、年代が高いほど、また、大熊町や双葉町、浪江町といった避難指示解除が遅れている地域ほど不安感が強かった。特に浪江町においては、震災時の住居に住んでいる、いないに関わらず、「つながりの喪失」という点が強く出ていた。

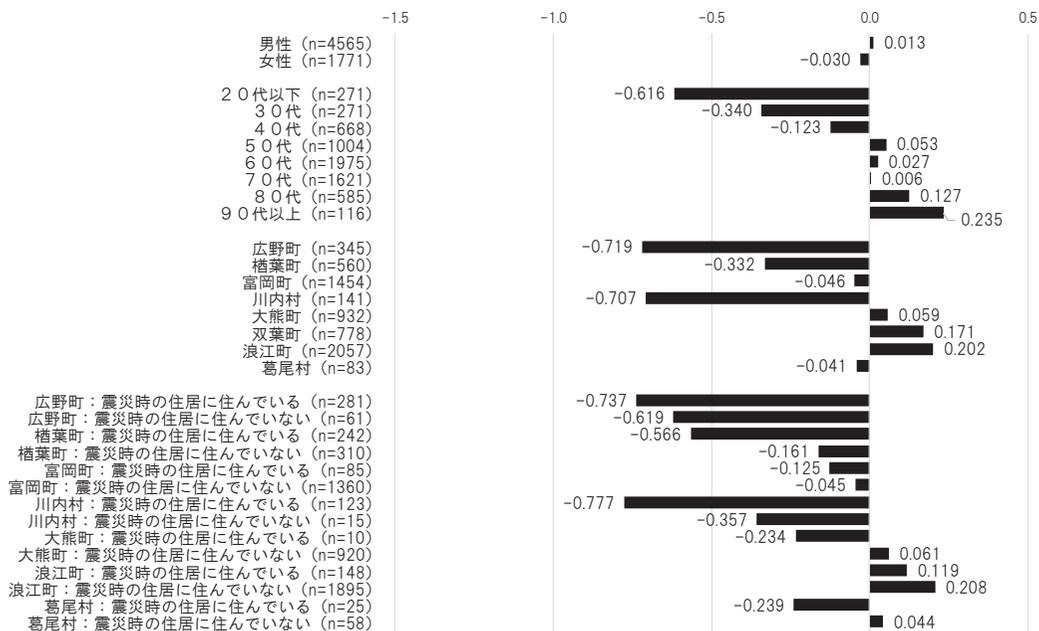


図 8.6 因子3：「つながりの喪失」(属性別因子得点)

「廃炉の不安」因子について、「原発の廃炉までに事故が起きないかどうか不安だ」「中間貯蔵施設、廃棄物処理施設などの安全性について不安だ」の2つから構成された。この尺度について、図 8.3 にあるように「強くあてはまる」と答えた割合が3割程度と他の尺度と比較しても多かった。ただし、第2回では約半数が「強くあてはまる」と答えていたことをふまえると、若干、不安感は減少傾向にあるといえる。この因子について属性別に因子得点を求めた結果が図 8.7 である。

先と同様に年代が高いほど、また、大熊町や双葉町、浪江町といった避難指示解除が遅れている地域ほど不安感が強かった。

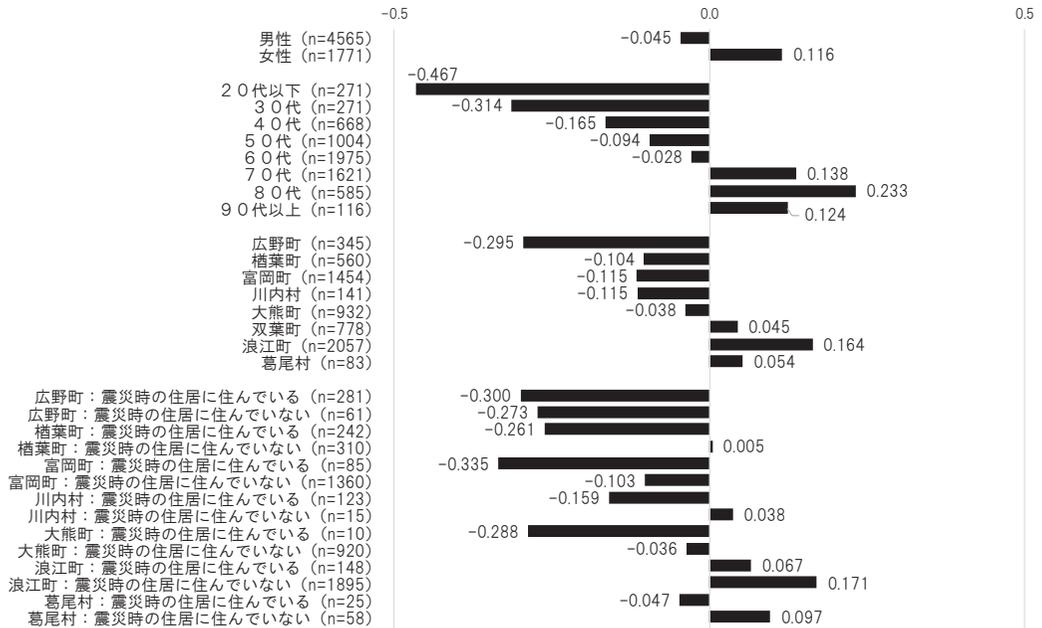


図 8.7 因子 4 : 「廃炉の不安」(属性別因子得点)

8.3 気持ちの変化

次に、震災に関連して、実際に受けた差別や心境の変化などについて、10年以上が経過してどのように受け止めているのかを問うた。13項目について過去と現在の変化について問うた結果が図 8.8 である。

「震災がなければ、今とは違う人生や進路だったと思う」について、昔も今も感じていると回答する人が全体の6割以上いた。東北地方太平洋沖地震ならびにそれともなう原子力発電所事故によって生活が一変してしまったことを多くの人が感じており、そのことは10年以上が経過しても変わらない。「昔は感じたが今は感じていない」と回答する人は2割程度であった。

また、それ以外の項目についても、差別や偏見を感じる人は今でも2割程度存在するし、人間関係に対する不安、家族の問題など多様な不安や課題を昔も今も感じている人は多くいた。

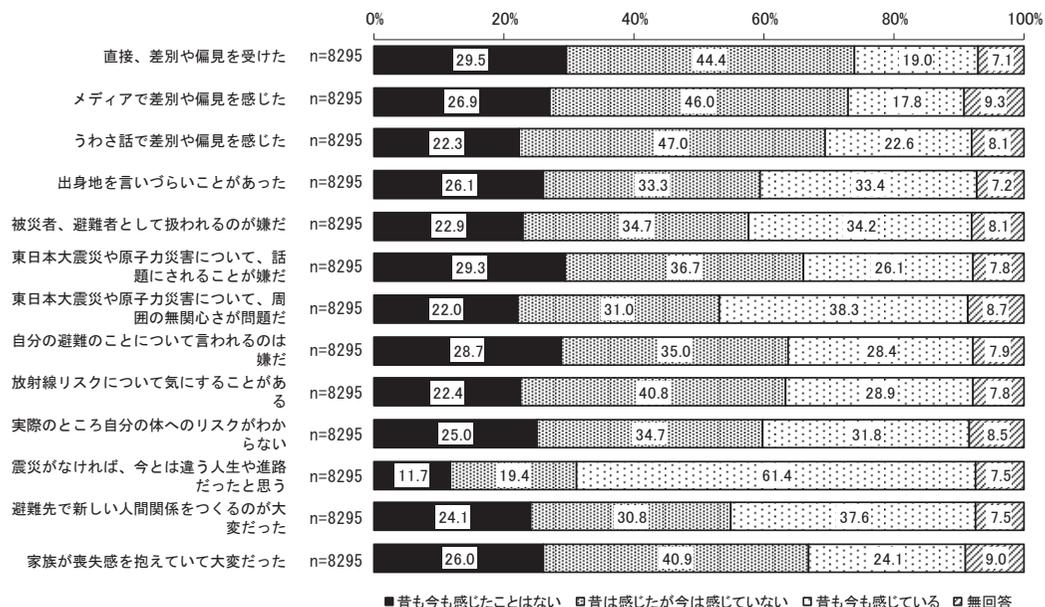


図 8.8 震災に関連して感じること

8.4 東日本大震災と復興にかんする意識

次に、10年以上が経過してから、東京電力福島第一原子力発電所事故などの東日本大震災についてどのような意識を問うため、「東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故についてどう思いますか」と複数回答で問うた。その結果が図 8.9 である。

留意した選択肢 4 つのいずれでも 4 割程度の回答があり、大きな差がみられなかった。「東日本大震災や原子力発電所事故については、割り切るしかなかった」人、「東日本大震災や原子力発電所事故については、今も割り切れていないところがある」人、そして、「東日本大震災や原子力発電所事故ははまだ許せない」人、「東日本大震災や原子力発電所事故はもう、今更何をいっても仕方がないと思う」人とさまざまであった。そして、浪江町は「東日本大震災や原子力発電所事故ははまだ許せない」と回答した人が 46.8%で他の市町より若干多い結果であった。

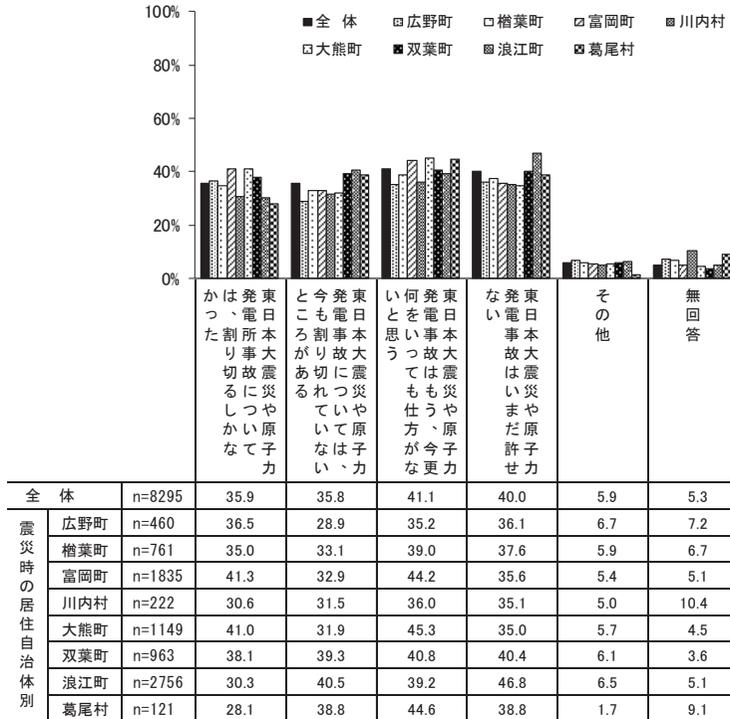


図 8.9 東日本大震災にかんする意識

では、そうした多様な意識があるうえで、住民は復興についてどのように考えているのか。そこで、「復興」についてどう思いますかと複数回答で問うた。その結果が図 8.10 である。

最も多かった回答が「震災後の地域の荒廃した状況は悲しかった」で 57.6%であった。川内村を除くすべての町村でも最もこの回答が多かった。一方の川内村は「早く復興して欲しいと思う」が 52.3%と最も多かった。同じ双葉郡であっても若干の温度差がここにもみえた。また、「震災前にはもう戻れないというあきらめがある」という回答について、広野町と川内村は低いが、それ以外の町村ではおおかった。同様に、市町によって差がみられるのは「復興後の具体的なイメージがわからない」や「震災前とは違う場所になっているという感覚がある」といった回答であった。特に前者においては、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町といった避難指示解除が遅くなった市町だけではなく、葛尾村が 43.8%と高かった。なぜこのような回答が多くなったのか、さらなる葛尾村の実情について詳細な分析が必要と考えられる。

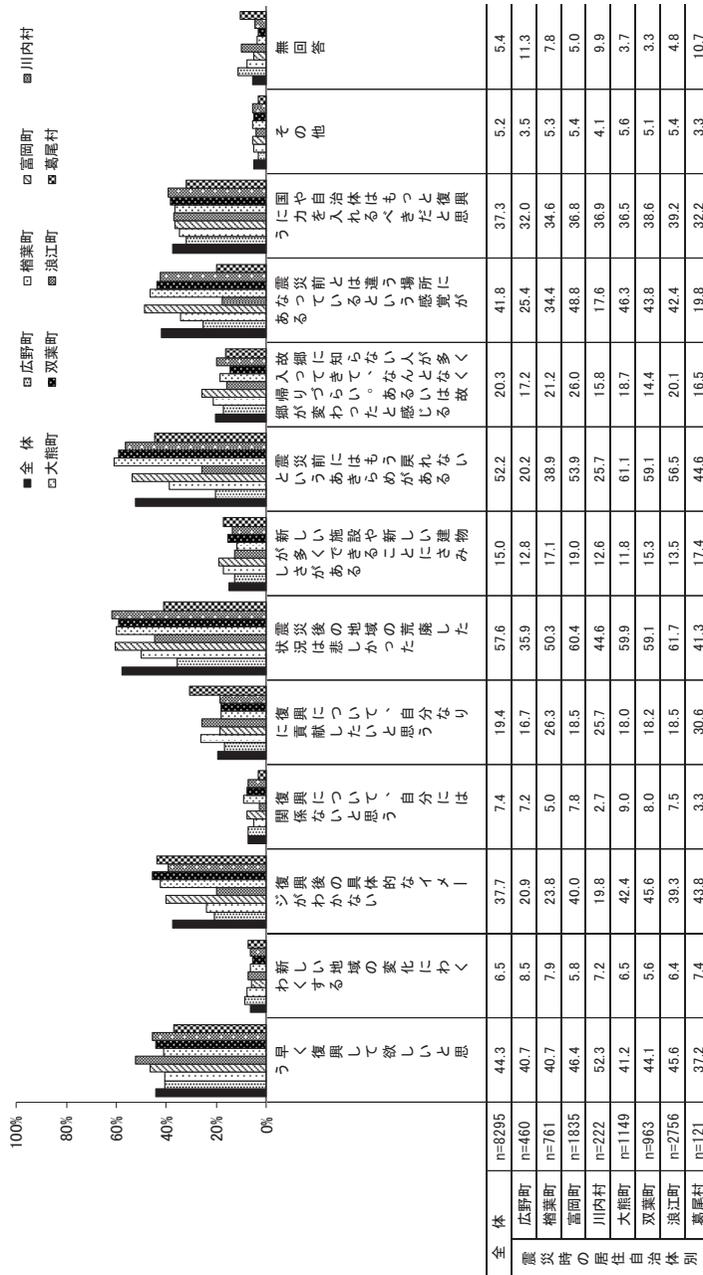


図 8.10 復興にかんする意識

また、「震災から10年をふりかえって、あなたの気持ちにあるものに○をつけてください」と複数回答で問うた結果が図 8.11 である。多様な意見の分布がみられるが、特に、「原子力発電に反対だ」「賠償制度に納得いかない」「国が定めた制度やルールに不満がある」「町や村はもっと住民の声を聞いてほしい」という回答がいずれの市町でも多かったこと

から、行政に対する不満が非常に大きいことが明らかである。この東日本大震災からの10年における行政の施策の課題と言える。

8.5 復興施策にかんする意識

最後に、具体的な復興施策についての意識を問うた結果である。

「震災から10年にわたる国や自治体による復興政策について、あなたの思いと一番近いもの」は何かを問うた結果が図8.12である。

「復興が進んでいると感じる」と回答したのは全体の1割程度であった。特に広野町、楡葉町、川内村ではこの回答者が他の町村よりも多い傾向であった。「やや復興が進んでいると感じる」と回答した人は4割弱であり、この層は町村別であまり差がみられなかった。「復興が進んでいないと感じる」人は全体の1割程度であるが、特に、双葉町ではその割合が多かった。まだ帰還困難区域を多く抱えていた状況では中々、復興が進んでいるとは言い難いであろう。

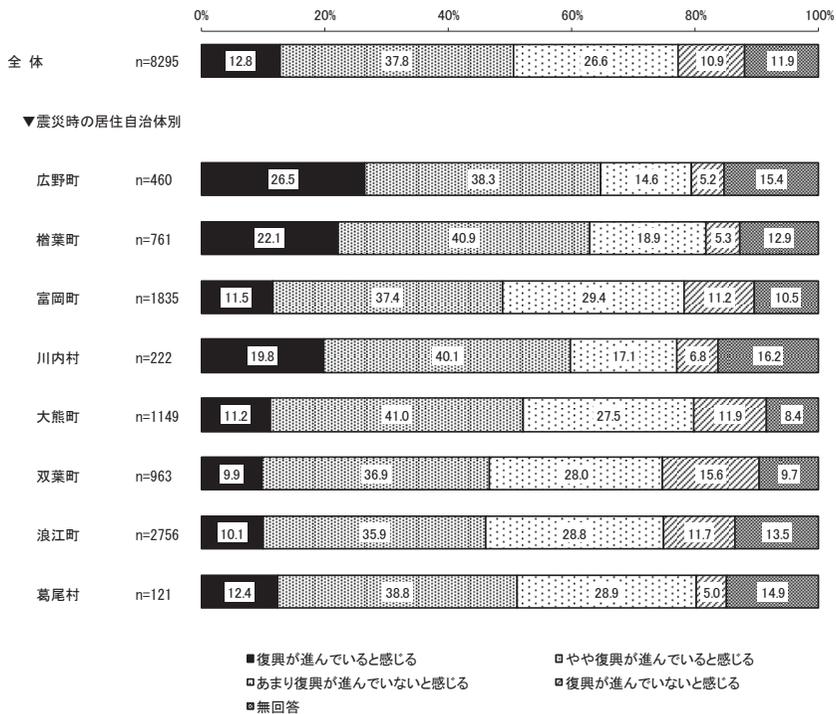


図 8.12 復興施策に対する評価

また、「政府は2021年8月31日に、『特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方』を示し、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除について、

『2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めてい』としました。これについてあなたのご意見を聞かせてください」と問うた。その結果が図8.13である。若干、「妥当だと思う」という回答が多かった。ただし、大熊町、双葉町、浪江町は他の市町と比較すると「妥当だとは思わない」という反対の意見が多かった。

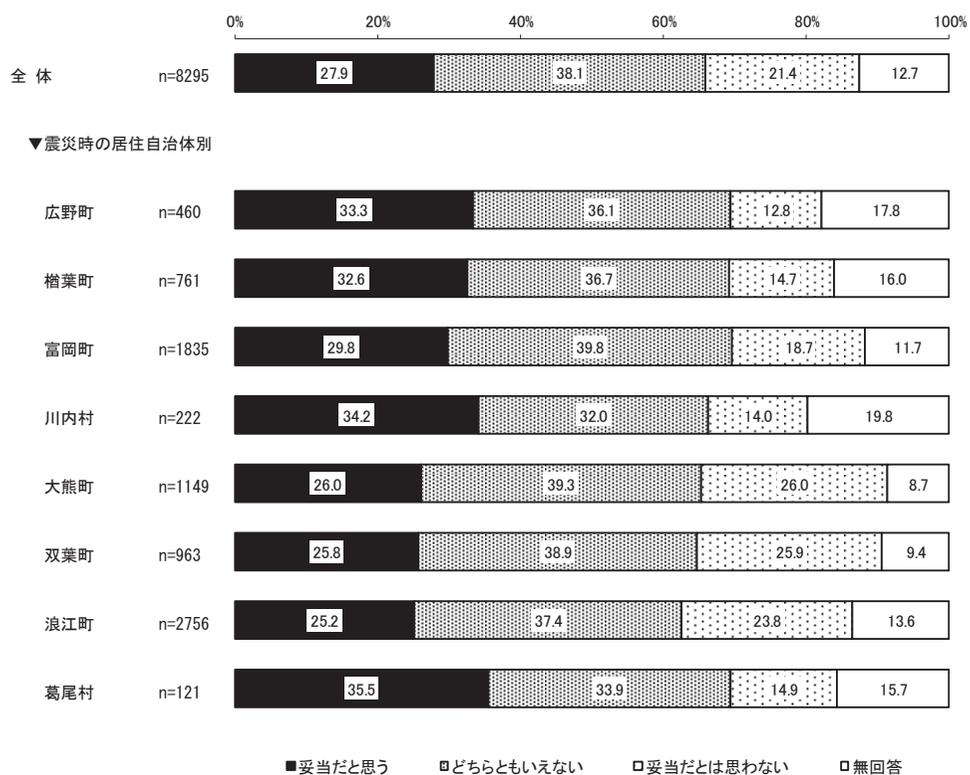


図 8.13 避難指示解除に関する意見

では、最後に今後の双葉郡の復興政策で何が重要と思うかを複数回答で問うた。その結果が図8.14である。

回答者が高齢層に偏っていることもあり、「高齢者施設や医療施設の整備・充実」がいずれの町村でも多かった。次いで、「若い世代の働き先の確保」もおおいことから、双葉郡の復興において、働く先が何よりも重要であると考えられていた。その一方で、「イノベーション・コースト構想などによる企業誘致や新産業の育成」や「国際教育研究拠点などの整備」といった現在、進められている国のプロジェクトはあまり、地元の人たちにとって重要とは思われていないようである。その必要性を地元の人にもアピールすることも求められるであろう。

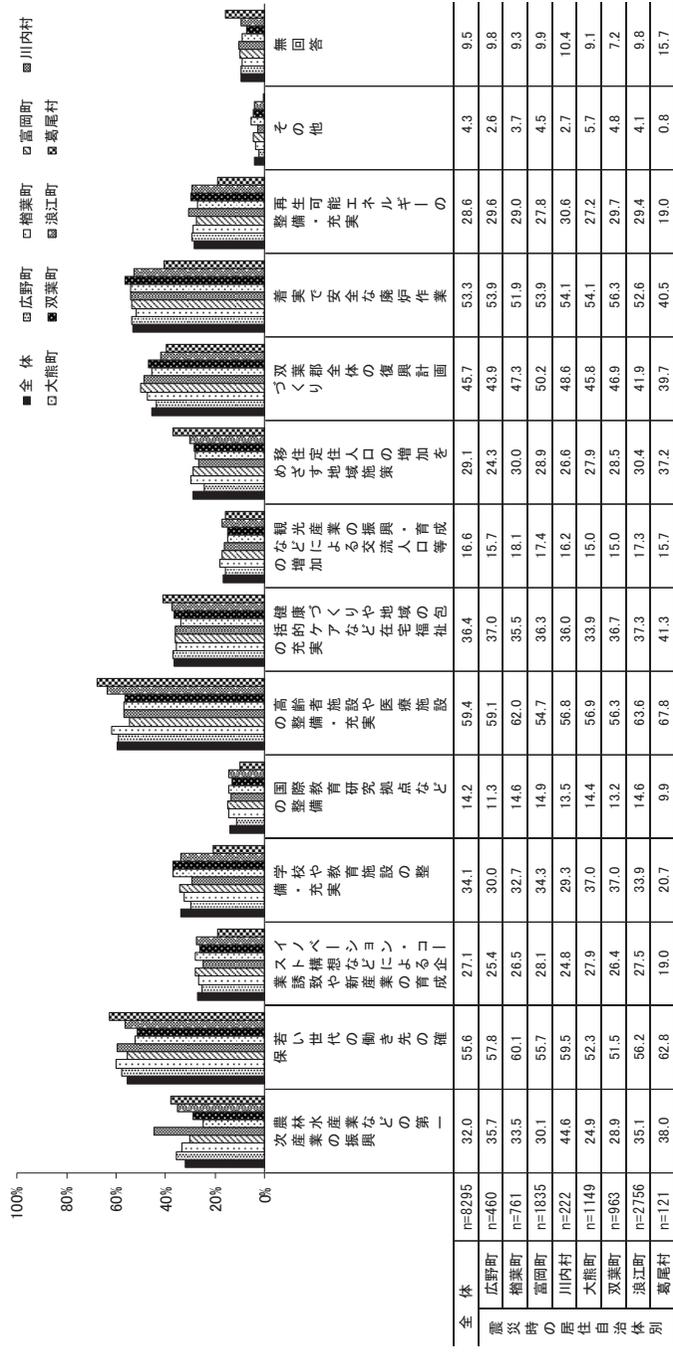


図 8.14 今後の双葉郡の復興政策で重要と思うこと

附属資料（アンケート調査の単純集計）

なお、下記は特段の記載がない限り、N=8,295 である。

また、レイアウトは一部、変更している。

1) 世帯の状況

問1 あなたご自身についておたずねします。性別と年齢をお答えください。

(1) 性別

1 男性 69.5%	2 女性 29.8%
------------	------------

 無回答 0.8%

(2) 年齢 満

--

 歳（※2021年12月1日現在）（平均 66.3歳）
無回答 1.3%

(3) あなたの職業についておたずねします。震災前のお仕事はどれにあたりますか。
(○は1つ)

1 正規の職員・従業員	38.2%
2 派遣社員	1.0%
3 パート・アルバイト（契約社員、嘱託を含む）	8.2%
4 会社などの役員	4.4%
5 自営業主（自由業を含む）	11.5%
6 家族従業者（農家や商店など自営業主の家族）	4.0%
7 内職	0.5%
8 無職（主婦・主夫を含む）	27.6%
9 学生	1.1%
10 その他（具体的に：_____）	2.2%
無回答	1.3%

【問1(3)で「1～6」とお答えの方に】n=5,584

(4) 震災前のお仕事の業種をお答えください。(○は1つ)

1 農林漁業	9.5%
2 建設業	22.5%
3 製造業	10.2%
4 電気・ガス・水道業	10.8%
5 運輸・通信業	3.4%
6 卸売・小売・飲食店	7.2%
7 金融・保険業	1.5%
8 不動産業	0.7%
9 サービス業	16.8%
10 公務	7.8%
11 その他（具体的に：_____）	7.0%
無回答	2.6%

【全員の方におたずねします】

(5) 現在のお仕事はどれにあたりますか。(〇は1つ)

1	正規の職員・従業員	19.0%
2	派遣社員	0.6%
3	パート・アルバイト（契約社員、嘱託を含む）	8.4%
4	会社などの役員	3.4%
5	自営業主（自由業を含む）	6.0%
6	家族従業者（農家や商店など自営業主の家族）	1.6%
7	内職	0.4%
8	無職（主婦・主夫を含む）	55.4%
9	学生	0.2%
10	その他（具体的に：_____）	1.5%
	無回答	3.4%

【問1(5)で「1～6」とお答えの方に】 n=3,247

(6) 現在のお仕事の業種をお答えください。(〇は1つ)

1	農林漁業	8.9%
2	建設業	22.5%
3	製造業	9.0%
4	電気・ガス・水道業	9.6%
5	運輸・通信業	3.5%
6	卸売・小売・飲食店	5.5%
7	金融・保険業	1.1%
8	不動産業	1.6%
9	サービス業	17.0%
10	公務	9.2%
11	その他（具体的に：_____）	9.4%
	無回答	2.7%

【全員の方におたずねします】

問2 あなたのご家族についておたずねします。

(1) 震災前に同居されていた方は、
あなたを含めて何人でしたか。

人

(平均 3.4 人) 無回答 1.3%

(2) 現在、同居されている方は、
あなたを含めて何人ですか。

人

(平均 2.5 人) 無回答 2.5%

2) 住居

問3 あなたの住居についておたずねします。

(1) 震災時(2011年3月11日当時)の住居はどちらですか。(〇は1つ)

1	広野町	5.5%
2	楡葉町	9.2%
3	富岡町	22.1%
4	川内村	2.7%
5	大熊町	13.9%
6	双葉町	11.6%
7	浪江町	33.2%
8	葛尾村	1.5%
9	双葉郡には当時住んでいなかった	-
	無回答	0.3%

(2) 現在、あなたはどこにお住まいですか。(〇は1つ)

1	震災時に住民票のあった自治体	21.5%
2	震災時とは異なる福島県内の自治体(都道府県・市町村名:)	55.3%
3	震災時とは異なる福島県外の自治体(都道府県・市町村名:)	21.5%
	無回答	1.7%

(3) 現在の住居についておたずねします。現在の住居の種類として、最も近いもの1つに〇をつけてください。(〇は1つ)

1	購入・再建した持ち家(集合住宅を含む)	60.0%
2	元々住んでいた持ち家(集合住宅を含む)	13.1%
3	仮設住宅(プレハブ・木造仮設)	-
4	借上げ住宅(みなし仮設住宅)	1.8%
5	自己負担の賃貸住宅(公営住宅を除く)	6.6%
6	復興公営住宅(災害公営住宅)	10.0%
7	その他の公営住宅	1.2%
8	社宅・寮・官舎	1.0%
9	親戚・知人宅	1.8%
10	その他(具体的に: _____)	3.0%
	無回答	1.5%

(4) あなたは現在、震災時の住居にお住まいですか。(〇は1つ)

1	震災時の住居に住んでいない ⇒ 問3(5)へ	88.3%
2	震災時の住居に住んでいる ⇒ 問3(8)へ	15.3%
	無回答	1.5%

【問3(4)で「1 震災時の住居に住んでいない」とお答えの方に】 n=6,906

(5) 震災時の住居の状況についてお聞きします。次の中からあてはまるものを1つだけ選んで○をつけてください。(○は1つ)

1	問題なく居住することができる	8.8%
2	修理しないと住めない状態	10.9%
3	建て替えないと住めない状態	9.6%
4	取り壊した	51.1%
5	その他(具体的に: _____)	14.8%
	無回答	4.7%

(6) あなたは震災時の住居にどれくらいの頻度で通われていますか。次の中から最も近いもの1つに○をつけてください。(○は1つ)

1	ほぼ毎日	1.6%
2	週2～3回程度	2.0%
3	週1回程度	2.0%
4	月2～3回程度	5.2%
5	月1回程度	9.1%
6	2～3ヶ月に1回程度	12.3%
7	半年に1回程度	16.2%
8	年に1回程度	12.2%
9	ほぼない	32.2%
	無回答	7.2%

(7) あなたは元の居住地に戻ろうとお考えですか。あなたの考えに近いもの1つに○をつけてください。(○は1つ)

1	近年中に戻りたい	2.5%
2	将来、戻りたい	7.8%
3	まだ明確ではない/悩んでいる/わからない	18.6%
4	戻る気はない/戻れない	64.8%
5	その他(具体的に: _____)	1.6%
	無回答	4.6%

 [問4\(4ページ\)へ](#)

【問3(4)で「2 震災時の住居に住んでいる」とお答えの方に】 n=1,267

(8) 現在の住居の修理や再建の状況についてお聞きします。次の中からあてはまるものを1つだけ選んで○をつけてください。(○は1つ)

1	震災時のまま、修理しないで住んでいる	17.4%
2	震災後、修理をして住んでいる	64.1%
3	震災後、建て直して住んでいる	12.0%
4	その他(具体的に: _____)	0.8%
	無回答	5.7%

3) 健康・福祉

【全員の方におたずねします】

問4 ここからは、心身の健康についてお伺いします。

(1) あなたの健康状態は、いかがですか。(○は1つ)

1	良い	10.6%
2	やや良い	6.4%
3	ふつう	44.9%
4	やや悪い	22.9%
5	悪い	6.9%
	無回答	8.2%

(2) 以下のA～Eについて、最近2週間のあなたの状態に最も近い番号を「1」から「6」の中から選んでそれぞれ1つずつ○をつけてください。(○はA～Eそれぞれ1つずつ)

	最近2週間、 私は・・・	いつも	ほとん ど いつも	半分以上の期 間を	半分以 下の期 間を	ほんの ために	まった くない	無回答
A	明るく、楽しい気 分で過ごした	6.0%	18.7%	25.2%	16.2%	20.4%	7.8%	5.7%
B	落ち着いた、 リラックスした 気分で過ごした	6.2%	20.8%	25.8%	16.7%	17.3%	7.4%	5.7%
C	意欲的で、活動的 に過ごした	5.5%	16.6%	22.5%	16.4%	19.6%	13.3%	6.2%
D	ぐっすりと休め、 気持ちよくめざめ た	5.8%	17.9%	22.2%	17.4%	20.2%	10.7%	5.8%
E	日常生活の中に、 興味のあること がたくさんあつ た	5.1%	12.8%	21.5%	14.2%	27.3%	13.4%	5.7%

4) 経済的な問題

問5 経済的な問題についておたずねします。

(1) 現在の生活設計は何でやりくりされていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1	勤労収入	34.2%
2	事業収入	4.7%
3	年金・恩給	59.3%
4	預貯金	34.1%
5	借金	0.9%
6	賠償金	18.9%
7	生活保護	0.5%
8	その他(具体的に_____)	3.0%
	無回答	1.5%

(2) 今後の生活について、あなたは経済的に不安を感じていますか。(○は1つ)

1	とても不安を感じている	24.8%
2	ある程度不安を感じている	38.6%
3	どちらともいえない	15.6%
4	あまり不安を感じていない	16.1%
5	まったく不安を感じていない	3.1%
	無回答	1.9%

(3) あなたは、東京電力から賠償金を受け取っていますか。(○は1つ)

1	現在も賠償金を受け取っている	5.1%
	具体的に： _____	
	(例) 営業損害賠償	
2	過去に受け取ったが、現在は受け取っていない	88.5%
3	全く受け取っていない	2.6%
4	その他(具体的に：_____)	1.3%
	無回答	2.5%

5) 生活

問 6 現在の暮らしについてお伺いします。

(1) あなたは現在の生活においてお困りのことはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1	仕事や事業	16.3%
2	生活費	29.2%
3	健康や介護	50.1%
4	家族関係	14.1%
5	住居	10.5%
6	放射線の影響	9.0%
7	子どもの学校	3.6%
8	周りの人との人間関係	22.0%
9	新型コロナウイルス感染症にともなう生活の変化	40.3%
10	その他(具体的に: _____)	3.5%
11	特に困っていることはない	16.0%
	無回答	2.2%

(2) あなたの生活時間についておたずねします。以下のA～Gの活動は、震災前と比べて増えましたか、それとも減りましたか。「1」から「5」までのあてはまる番号にそれぞれ1つずつ○をつけてください。(○はA～Gそれぞれ1つずつ)

	とても 増えた	少し 増えた	あまり 変わらない	少し 減った	とても 減った	無回答
A 睡眠	4.2%	10.3%	45.2%	24.1%	13.5%	2.8%
B 仕事	5.0%	5.6%	22.0%	11.4%	40.3%	15.7%
C 移動 (通勤・通学を除く)	15.6%	10.1%	22.7%	11.1%	24.9%	15.7%
D テレビ・ラジオ ・新聞・雑誌	14.4%	19.6%	41.9%	11.1%	8.0%	5.0%
E 趣味・娯楽	3.3%	11.4%	31.8%	20.4%	28.0%	5.1%
F 交際・つきあい	1.5%	4.8%	19.4%	23.0%	47.2%	4.1%
G 受診・療養	21.4%	31.8%	33.8%	5.3%	4.0%	3.7%

(3) のA～Jにあげるものについて、あなたはどれくらい信頼していますか。「1」から「4」までのあてはまる番号にそれぞれ**1つずつ**○をつけてください。(○はA～Jそれぞれ**1つずつ**)

	信頼している	やや信頼している	あまり信頼していない	信頼していない	無回答
A 政府	4.0%	23.9%	43.7%	24.6%	3.8%
B 都道府県	8.0%	43.7%	33.0%	10.3%	5.0%
C 市町村	14.2%	46.5%	26.4%	8.5%	4.4%
D 新聞	11.4%	50.0%	26.8%	6.7%	5.2%
E テレビ	9.4%	45.5%	32.2%	8.0%	4.9%
F 病院	27.3%	54.8%	11.7%	2.0%	4.2%
G 裁判所	11.4%	40.9%	27.8%	9.2%	10.8%
H 学者・研究者	9.0%	42.9%	29.2%	9.1%	9.9%
I 金融機関	11.6%	45.6%	28.5%	6.6%	7.7%
J 東京電力	3.7%	18.2%	33.8%	39.7%	4.6%

(4) 過去1年間、必要な時に心配事を聞いてくれた人はいますか。**あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)**

1 同居家族	59.4%
2 その他の親族	35.6%
3 職場の人	11.0%
4 近所の人	8.6%
5 友人	36.5%
6 専門職の人(医師・カウンセラー、ヘルパーなど)	16.0%
7 ボランティアの人	3.4%
8 自治体職員	7.9%
9 心配事がなかった	3.4%
10 聞いてくれる人はいなかった	6.9%
11 その他(具体的に：_____)	1.4%
無回答	2.8%

問7 次の8つの項目について、あてはまる時期があれば、それぞれ例にならって矢印で下記にご記入ください。なお、それぞれそのような時期がなかった場合には書かなくてかまいません。

(※省略)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
例 避難所にいた期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
A 体調がよくなかった／よくない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
B 精神的に不安定だった／不安定だ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
C 被ばくへの不安が強かった／強い	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
D 人間関係がギクシャクしていた／している	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
E 家、生活、思い出など失った過去への喪失感が強かった／強い	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
F ふるさを失った喪失が強かった／強い	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
G 将来の生活への不安が強かった／強い	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
H 廃炉や地域の復興への強かった／強い	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

問8 以下のA～Kの項目について、現在のあなたのお考えにあてはまるものを、「1」から「5」までのあてはまる番号にそれぞれ1つずつ○をつけてください。(○はA～Kそれぞれ1つずつ)

	は強くあて はまる	はやあて はまる	いもど ええちら ないらと	あてはま らない	あまり あてはま らない	まったく あてはま ない	無回答
A 被ばくによる自分の将来の健康が不安だ	7.4%	13.9%	29.4%	27.5%	15.9%	5.8%	
B 被ばくによる子、孫の将来の健康が不安だ	14.2%	21.2%	21.0%	18.4%	17.1%	8.2%	
C 自分、子、孫などの結婚、出産など被ばくに関する差別・偏見が不安だ	11.2%	21.0%	24.0%	19.5%	15.5%	8.8%	
D 低線量被ばくによる健康への影響がはっきりわからないことが不安だ	13.3%	24.0%	24.2%	17.6%	12.3%	8.6%	
E 家族・親戚とのつながり、交流が薄くなった	29.6%	31.4%	15.2%	11.5%	7.4%	4.9%	
F 長年の友人・知人などとのつながり、交流が薄くなった	35.2%	34.8%	12.2%	8.5%	4.6%	4.7%	
G 地域のつながり、交流が薄くなった	40.2%	31.5%	13.4%	6.3%	3.6%	5.0%	
H 愛着ある家に帰れず、つらい	24.1%	18.7%	19.3%	12.9%	17.3%	7.7%	
I 家族の離別などにより家族の団らんや会話が失われて、つらい	17.0%	22.3%	19.8%	16.7%	16.4%	7.8%	
J 家や庭、田畑が荒れ放題になってしまっ、つらい	28.1%	19.4%	13.5%	12.3%	18.6%	8.1%	
K 震災前の趣味ができなくなってしまっ、つらい	20.7%	22.7%	20.1%	15.7%	14.7%	6.1%	

問9 以下のA～Jの項目について、現在のあなたのお考えにあてはまるものを、「1」から「5」までのあてはまる番号にそれぞれ1つずつ○をつけてください。(○はA～Jそれぞれ1つずつ)

	は強くあて はまる	はやあて はまる	いもど ええちら ないらと	あてはま らない	あまり あてはま らない	まったく あてはま ない	無回答
A 愛着ある町、村に帰れないのでつらい	20.1%	21.9%	20.7%	13.5%	17.6%	6.2%	
B 仕事(生業)や畑仕事を失ってしまっつらい	15.6%	16.6%	17.6%	17.5%	24.2%	8.6%	
C 町、村が荒れ放題になってしまっつらい	23.2%	26.5%	18.8%	12.0%	12.8%	6.7%	
D 本当に帰ることができるのか不安だ	14.3%	12.5%	22.5%	16.4%	25.4%	8.8%	
E 将来的に(長期的に)多くの人が帰還するか不安だ	19.3%	19.2%	23.7%	14.4%	15.2%	8.1%	
F 公営住宅など知らないところに移ることが不安だ	8.5%	9.7%	18.3%	14.3%	37.2%	12.1%	
G これからを前向きに考えることができず不安だ	11.7%	18.1%	26.6%	17.6%	18.3%	7.8%	
H 土壌や空間線量を考えると安全に暮らすことができるかどうか不安だ	15.6%	19.2%	22.1%	17.2%	17.9%	8.0%	
I 原発の廃炉までに事故が起きないかどうか不安だ	31.7%	25.2%	16.9%	9.9%	9.9%	6.3%	
J 中間貯蔵施設、廃棄物処理施設などの安全性について不安だ	33.0%	25.4%	17.2%	9.0%	9.5%	6.0%	

問 10 震災に関連して、「1」から「3」までのあてはまる番号をA～Mにそれぞれ1つずつ○をつけてください。(○はA～Mそれぞれ1つずつ)

	昔も今も感じ たことはない	昔は感じたが 今は感じてい ない	昔も今も感じ ている	無回 答
A 直接、差別や偏見を受けた	29.5%	44.4%	19.0%	7.1%
B メディアで差別や偏見を感じた	26.9%	46.0%	17.8%	9.3%
C うわさ話で差別や偏見を感じた	22.3%	47.0%	22.6%	8.1%
D 出身地を言いつらいことがあった	26.1%	33.3%	33.4%	7.2%
E 被災者、避難者として扱われるのが嫌だ	22.9%	34.7%	34.2%	8.1%
F 東日本大震災や原子力災害について、話題にされることが嫌だ	29.3%	36.7%	26.1%	7.8%
G 東日本大震災や原子力災害について、周囲の無関心さが問題だ	22.0%	31.0%	38.3%	8.7%
H 自分の避難のことについて言われるのは嫌だ	28.7%	35.0%	28.4%	7.9%
I 放射線リスクについて気にすることがある	22.4%	40.8%	28.9%	7.8%
J 実際のところ自分の体へのリスクがわからない	25.0%	34.7%	31.8%	8.5%
K 震災がなければ、今とは違う人生や進路だったと思う	11.7%	19.4%	61.4%	7.5%
L 避難先で新しい人間関係をつくるのが大変だった	24.1%	30.8%	37.6%	7.5%
M 家族が喪失感を抱えていて大変だった	26.0%	40.9%	24.1%	9.0%

問 11 あなたは「地元」についてどう思いますか。(○はいくつでも)

1 地元に着がある	56.8%
2 地元が恋しい	25.1%
3 地元が懐かしい	49.2%
4 地元の思い出の場所がなくなるのは寂しい	46.4%
5 震災や事故がなければずっと地元でいたかもしれないと思う	68.1%
無回答	6.0%

問 12 東日本大震災や原子力災害関係の放送番組や新聞記事、インターネットのニュースについてどう思いますか。(〇はいくつでも)

1	東日本大震災や原子力災害が取り上げられるということは良いことだと思う	69.5%
2	東日本大震災や原子力災害について、もっと関心をもつべきだと思う	56.3%
3	東日本大震災や原子力災害について、べつに何を報道されても気にしない	22.0%
4	東日本大震災や原子力災害の情報は積極的に見る	48.5%
5	東日本大震災や原子力災害の情報は特別避けたりはしない	49.8%
6	東日本大震災や原子力災害の情報を見るのが嫌である	7.9%
7	東日本大震災や原子力災害の情報が伝えられ続けることに意味があると思う	63.6%
8	東日本大震災や原子力災害について、未だ放射線の危険性を指摘する情報があり問題だと思う	22.0%
9	東日本大震災や原子力災害について、未だ安全性に関わる情報を伝えていること自体問題だと思う	15.1%
10	取り上げられるのはよいが、さまざまな人が東日本大震災や原子力災害について、あまり知らないまま意見を述べているのは問題だと思う	49.8%
11	その他(具体的に: _____)	4.6%
	無回答	5.1%

問 13 東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故についてどう思いますか。(〇はいくつでも)

1	東日本大震災や原子力発電所事故については、割り切るしかなかった	35.9%
2	東日本大震災や原子力発電事故については、今も割り切れていないところがある	35.8%
3	東日本大震災や原子力発電事故はもう、今更何をいっても仕方がないと思う	41.1%
4	東日本大震災や原子力発電事故はいまだ許せない	40.0%
5	その他(具体的に: _____)	5.9%
	無回答	5.3%

問 14 「復興」についてどう思いますか。(〇はいくつでも)

1	早く復興して欲しいと思う	44.3%
2	新しい地域の変化にワクワクする	6.5%
3	復興後の具体的なイメージがわからない	37.7%
4	復興について、自分には関係ないと思う	7.4%
5	復興について、自分なりに貢献したいと思う	19.4%
6	震災後の地域の荒廃した状況は悲しかった	57.6%
7	新しい施設や新しい建物が多くできることにさみしさがある	15.0%
8	震災前にはもう戻れないというあきらめがある	52.2%
9	故郷に知らない人が多く入ってきて、なんとなく帰りづらい。あるいは故郷が変わったと感じる	20.3%
10	震災前とは違う場所になっているという感覚がある	41.8%
11	国や自治体はもっと復興に力を入れるべきだと思う	37.3%
12	その他(具体的に: _____)	5.2%
	無回答	5.4%

問 15 今後の復興施策に関わることがらについてお聞きします。

(1) 今後の双葉郡の復興施策について、あなたが**重要だ**と思うものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

1	農林水産業などの第一次産業の振興	32.0%
2	若い世代の働き先の確保	55.6%
3	イノベーション・コスト構想などによる企業誘致や新産業の育成	27.1%
4	学校や教育施設の整備・充実	34.1%
5	国際教育研究拠点などの整備	14.2%
6	高齢者施設や医療施設の整備・充実	59.4%
7	健康づくりや地域の包括的ケアなど在宅福祉の充実	36.4%
8	観光産業の振興・育成などによる交流人口等の増加	16.6%
9	移住定住人口の増加をめざす地域施策	29.1%
10	双葉郡全体の復興計画づくり	45.7%
11	着実に安全な廃炉作業	53.3%
12	再生可能エネルギーの整備・充実	28.6%
13	その他（具体的に：_____）	4.3%
	無回答	9.5%

(2) 政府は2021年8月31日に、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を示し、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除について、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」としました。これについてあなたのご意見を聞かせてください。(〇は1つ)

1	妥当だと思う	27.9%
2	どちらともいえない	38.1%
3	妥当だとは思わない	21.4%
	無回答	12.7%

(3) 問 15 (2) の理由をお聞かせください。

省略

(4) 中間貯蔵施設および除去土壌等の最終処分、および廃炉などについてご自身のお考えをお聞かせください。

省略

問 16 震災から 10 年をふりかえって、あなたの気持ちにあるものに○をつけてください。

(○はいくつでも)

1	新しい町や村の姿に期待している	33.6%
2	故郷を取り戻したいと思う	20.8%
3	故郷には帰れないとあきらめている	37.1%
4	故郷に戻る判断が今でも出来ない	18.5%
5	避難先での復興を考えるべきだ	12.3%
6	震災後しばらくは後ろ向きな気持ちであったが、いまは前向きな気持ちに変わった	18.9%
7	故郷に戻ることができて安心している	9.6%
8	福島県に対して、震災後のネガティブなイメージが残っていると思う	22.2%
9	今でも双葉郡からの避難者に対する冷たい視線を感じる	22.6%
10	今でも福島県民であることで差別されないか不安がある	16.6%
11	自分たちの生き方が尊重されていないと感じる	11.7%
12	10 年が経過しても喪失感や不安感が大きい	31.8%
13	10 年が経過しても気持ちに区切りがつけられない	24.2%
14	震災のことを思い出すのがストレスである	21.1%
15	震災の経験をしたうえで、前向きな気持ちがある	18.0%
16	原子力発電に反対だ	34.1%
17	賠償制度に納得いかない	38.0%
18	国が定めた制度やルールに不満がある	31.3%
19	町や村はもっと住民の声を聞いてほしい	22.9%
20	その他 (具体的に: _____)	3.9%
	無回答	6.1%

問 17 現在のあなたのお考えについてお伺いします。

(1) あなたは、将来の自分の仕事や生活に希望がありますか。(○は1つ)

1	大いに希望がある	3.1%
2	希望がある	13.8%
3	どちらともいえない	34.0%
4	あまり希望がない	27.5%
5	まったく希望がない	14.3%
	無回答	7.2%

- (2) 以下のA～Cの3つの項目について、「1」から「5」までのあてはまる番号をA～Cにそれぞれ**1つずつ**○をつけてください。(○はA～Cそれぞれ**1つずつ**)
- (3) 前問(2)で「1」「2」とお答えの方におうかがいします。それはいつ頃からですか。

(2)「1」～「5」の番号に 1つずつ ○をつけてください。	強くあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	無回答	【(2)でそれぞれ「1」「2」とお答えの方に】 (3)それはいつ頃からですか。 (年は西暦でご記入ください)
A 震災直後と比べると、落ち着いてきた	7.8%	22.6%	27.9%	6.7%	3.1%	32.0%	西暦 _____年 月頃から
B 将来の自分自身の生活を考えなければと思うようになった	11.9%	17.3%	27.2%	7.9%	2.7%	32.9%	西暦 _____年 月頃から
C 将来の町・村の未来を考えなければと思うようになった	3.3%	7.5%	33.8%	14.1%	7.0%	34.3%	西暦 _____年 月頃から

- 問 18 震災から10年にわたる国や自治体による復興政策について、あなたの思いと一番近いものに○をつけてください。(○は**1つ**)

1 復興が進んでいると感じる	12.8%
2 やや復興が進んでいると感じる	37.8%
3 あまり復興が進んでいないと感じる	26.6%
4 復興が進んでいないと感じる	10.9%
無回答	11.9%

- 問 19 東日本大震災・福島第一原子力発電所事故からの10年を振り返って、あなたの思い／意見／提案などがあれば、ぜひお書きください。

省略

若手研究者のキャリア形成における非常勤講師職の役割

The Role of Part-time Lecturer Positions in the Career Development of Young
Researchers in the Humanities and Social Sciences

林凌* HAYASHI Ryo

中川雄大** NAKAGAWA Yudai

目次

1. はじめに
 - 1.1 問題の所在
 - 1.2 先行研究の検討
 - (1) 非常勤講師職をめぐる問題の構造とその指摘
 - (2) 高等教育研究の検討——能動的なキャリア形成への着目
 - (3) 労働社会学の検討——若手研究者のキャリア形成における非常勤講師職の役割
 - 1.3 本研究の目的・構成
 2. 使用データの概要
 3. 若手研究者が非常勤講師職に就こうとするのはなぜか
 - 3.1 若手研究者が非常勤講師職を求める理由
 - 3.2 非常勤講師職の獲得経路
 4. 若手研究者が非常勤講師職から離脱しないのはなぜか
 - 4.1 若手研究者が過重な労働を引き受ける理由
 - 4.2 若手研究者が非常勤講師職で生計を成り立たせようとする理由
 5. 非常勤講師職への従事と研究者としてのキャリア形成が対立するとき
 - 5.1 非常勤講師職の遂行による研究者キャリアの停滞という認識
 - 5.2 他の研究者とのコミュニケーション齟齬の発生
 - 5.3 非常勤講師職で生計を立てながら研究者を続けることの可能性
 6. 結論
 - 6.1 本研究の知見
 - 6.2 今後の展望——「パラドクス」を脱することはいかにして可能か
- 引用・参考文献

キーワード：非常勤講師、若手研究者、高等教育研究、労働社会学、人文・社会科学

* 日本学術振興会特別研究員（PD）

** 東京大学大学院学際情報学府博士課程

1. はじめに

1.1 問題の所在

日本において若手研究者¹のキャリア形成はおおきな政策的課題・社会問題となっている。特に問題視されているのが、博士後期課程在籍中の経済的不安や、博士後期課程修了後のキャリアパスへの不安である。近年の政策文書において「博士後期課程学生を、安価な研究労働力ではなく『研究者』として適切に処遇するとともに、次代の社会を牽引する人材として育成していく」重要性が指摘されていることは、このことを示している（文部科学省，2021b: 37）。

こうした社会的文脈のなかで、若手研究者のキャリア形成の問題は多くの研究者の関心と呼ぶものとなった。たとえば博士後期課程学生のための指南書を見てみると、若手研究者は長期的なキャリア形成のために、研究以外の経験も積むべきであること、TA や非常勤講師といった業務がそれに資することが述べられている。一方でこの本には以下のような記述もある。「大学院生あるいは大学教員を目指す者が TA や非常勤講師だけに時間を割き、自身の研究の時間を極端に減らすということは本末転倒である……資源を有効活用し、工夫して研究と教育のバランスをとること自体が大学教員への準備ともなる」（吉田・堀内編，2017: 28-9）。この記述は非常勤講師職が、研究者のキャリア形成上教育経験として重視されるが、一方でそれがしばしばキャリア形成を阻害する要因にもなるという、両義的な性格を持つことを示している。

事実、非常勤講師職をめぐる問題はしばしばその劣悪な労働条件（低賃金・高負担など）の指摘を通じて論じられてきた。その詳細については後に述べるが、重要なのは非常勤講師職の労働条件が劣悪であるにもかかわらず、現代日本における人文・社会科学系の若手研究者のキャリア形成を考える上で、非常勤講師職の存在を無視できないことである。

たとえば文部科学省科学技術・学術政策研究所の調査によれば、2018 年度に日本の博士後期課程を終了してその後アカデミア（大学等及び公的研究機関）に就職した人のうち、2020 年の段階で現状の職名として最もあてはまるものを「非常勤講師、嘱託講師」と回答した人は、全体の 4.6%を占める。だが、これを分野別に割合の高い順に並び替えると、最大が「人文」で 26.2%、次に「その他」が 14.7%、「社会」が 8.1%である。これに対し、残りの「理学」「工学」「農学」「保健」における「非常勤講師、嘱託講師」の割合は、いずれも 1%未満に過ぎない（文部科学省科学技術・学術政策研究所，2022: 43-4）。同報告書は、自由記述欄から「非常勤講師のみでは事実上餓死すらしかねない」非常勤講

¹ 文部科学省等は「若手研究者」に明確な定義を与えていないが、概ね博士後期課程から中堅・シニア研究者に至るまでの過程が若手研究者として想定されている（文部科学省，2021b）。本研究では博士後期課程からテニユア職に就いていない研究者を「若手研究者」として捉え、調査対象とした。

師への待遇改善への要求や、講義準備等によって、「研究する時間のみならず心身ともに触まれている」という声が複数寄せられたことを伝えている（文部科学省科学技術・学術政策研究所，2022：64）。学振PDや任期付き職などのポジションにあるこれら領域の若手研究者が、非常勤講師職も同時に遂行する事が多いことを鑑みれば、本職をめぐるこうした問題の対象者は非常に多いことが予想される。

つまり、少なからぬ人文・社会科学系の若手研究者が非常勤講師職に従事しており、場合によってはそれを主たる生計手段とすること（専業非常勤講師²になること）で、研究者としてのキャリア形成を行おうとしている。しかし、先述したとおり非常勤講師職の労働条件は決して良いとは言えず、当事者から「餓死すらしかねない」と非難される状況にある。ではこうした困難を抱えながら、若手研究者はいかにして自らの生活・研究活動を成り立たせているのだろうか。つまり、彼ら彼女らはいかにして非常勤講師職を遂行しながら、研究者としてあり続けることができているのか。

本研究の目的は、この観点から現代日本の人文・社会科学系研究者のキャリア形成における非常勤講師職の役割を、当事者の語りを通じて明らかにするものである。

1.2 先行研究の検討

(1) 非常勤講師職をめぐる問題の構造とその指摘

非常勤講師職をめぐる問題は、当事者である人文・社会科学系の若手研究者によって、強く焦点化されてきた。それゆえ、非常勤講師職をめぐる問題については、おおむね論点が整理されている。以下ではその概要を述べ、先行研究の問題点を指摘する。

非常勤講師職をめぐる問題が注目を集めるようになったのは、博士後期課程学生の就職難が「高学歴ワーキングプア」（水月，2007）として概念化された2000年代後半以降である。この概念を提示した水月の議論は影響力をもち、非常勤講師職に就く若手研究者の状況が社会問題化していくとともに、マイノリティである女性若手研究者の苦境なども次第に訴えられるようになっていった（大理，2010）。

こうした経緯からも分かる通り、非常勤講師職については、その困難と構造的問題の記述が試みられてきた。具体的には、①低待遇（低賃金、業務外の仕事、突然の契約打ち切り）、②採用プロセスの不透明さ（それに伴う権力、あるいは機会の不公平）などが主たる問題として指摘されている。ケイン（2020：21-25）が述べるように、非常勤講師職の「立場は不安定」であり、賃金も安い。しかし、だからこそ若手研究者は、際限なき「時間外

² 本研究において、専業非常勤講師とは博士号を取得、あるいは博士後期課程を満期退学したのち、非常勤講師職によって主たる生計を立てている人のことを指す（本研究の場合Aさん、Gさんが該当）。また、本研究では先行研究の区分に従い、専業非常勤講師と博士後期課程に在籍しつつ非常勤講師によって主として生計を立てている人（Dさん）を所属の有無という点から区分しているが、DさんとGさんやAさんが抱えている問題は類似であるように思われた。

労働」を通じてしか、「仕事がなくなる」不安を解消することができず、自発的に「やりがい搾取」の渦の中に巻き込まれていく。ケインはこのような若手研究者の「搾取」が、自己責任的な大学風土と、その背景にある政治主導の大学改革によって助長されていることを批判する。

また上林（2021：77）は、専務教員の数が減少傾向にあるのに対し、それを補うように「本務なし非常勤講師」の数は1989年以降増加し続け、専業非常勤講師の割合は大学教員の3分の1まで及んでいること、特に私立大学における専業非常勤講師への依存は顕著であることを指摘している³。つまり、専業非常勤講師というポジションは、変容する大学経営の副産物として生じたものであり、決して個人個人の研究者の問題として片付けられて良いものではない。上林は、この見地より専業非常勤講師の雇用のあり方を改善する社会的方策が求められると論じている。

本研究は、こうした知見を否定するものではない。だが一方で先行研究には、共通する課題がいくつか存在するとも考えている。

第一に、これらの研究は、非常勤講師職の労働条件の劣悪性を問題視するがあまり、それでもなお若手研究者が非常勤講師職を求める理由を十分に説明していない。もちろん、先行研究がこの点に触れていないわけではない。たとえば熱田（2014）は、研究のために信頼を担保したり、研究リソースへのアクセスを可能としたりする「非常勤講師」という肩書の維持が重要であることを指摘し、若手研究者が非常勤講師を希望する理由を示してきた。しかしこれらの議論では、若手研究者の困窮状況の記述が重視されてきたため、PD⁴やDCに代表される「肩書」を持ち、金銭的に比較的恵まれた若手研究者であっても非常勤講師を求めている理由が説明されていない。若手研究者の継続的な非常勤講師職への参入が、非常勤講師職の低待遇を維持する要因の一つであると考えられることも踏まえれば、なぜ若手研究者は非常勤講師職に就こうとするのかがより詳細に検討される必要がある。

第二に、上記の論点とも関連するが、先行研究はいかにして若手研究者が非常勤講師として生計を立てるようになるのか、という点を十分に説明していない。つまり、非常勤講師職を主たる生計手段とすることの困難が強調されるがあまり、そもそもなぜそのような境遇に追い込まれてしまうのか、という具体的なプロセスが論じられていないのである。非常勤講師職への従事は人文・社会科学系において広く見られ、必ずしもすべての若手研究者が同様の問題を抱えているわけではない。また後述するように若手研究者の非常勤講

³ もっとも、これは非常勤講師の延べ人数（同じ人間が複数の大学で別々にカウントされている）であるため、研究者の3人に1人が専業非常勤講師とはならない。いずれにせよ、専業非常勤講師は大学教員のうち多くの割合を占めているのは確かである。

⁴ PDは日本学術振興会が採用する特別研究員のうち、博士学位取得後5年未満の者が申請可能な区分で、任期は3年間である。そのほかに、博士後期課程在籍中の研究者が申請可能な区分として、DC1（採用期間3年）、DC2（採用期間2年）がある。本研究では当該身分の研究者をそれぞれPD、DCと呼称している。

師職をめぐる問題の認識も、時間の経過に伴い変化する。よって先行研究で指摘されたような問題に、若手研究者が直面するようになるプロセスがまず描かれる必要がある。この作業を通じて、なぜ若手研究者は待遇面などに不満を抱えながらも、非常勤講師職に従事し続け、それによって生計を立てようとするのかという点が記述されなければならない。

(2) 高等教育研究の検討——能動的なキャリア形成への着目

以上2点より、本研究は先行研究が記述の前提としてきた状況こそが、どのようにして生じるものなのかが、当事者の語りを通じて分析されなければならないと考える。

そのために、まず参照したいのが近年の高等教育研究の知見である。新自由主義的な大学経営手法の広がりによって若手研究者のキャリアがきわめて不安定なものになっていることは、欧米でも強く問題視されてきた。そのなかで、若手研究者、特にポスドクのキャリアはたんに知的能力だけではなく、対人関係や社会制度などさまざまな文脈のなかで左右されることに、関心が集まるようになった(Wöhler, 2014; Skakni, 2018)。

他方で、個々の研究者がそうした社会的条件に完全に従属する存在とみなすことも適切ではない。というのも、同様に就職状況が悪い環境であっても、個々の研究者は自らの判断で将来に対して見通しを持ったり、周囲の資源を活用したりして異なる行動を選択することで、キャリアを形成するからである(Chen et al., 2015: 1091)。こうした知見を踏まえるのなら、非常勤講師職の役割とその問題は、若手研究者が能動的にキャリア形成を行っていくという、若手研究者の視点に即して記述される必要がある。

だが、高等教育研究が注目する欧米の大学環境と日本のそれとは差異があることにも注意しなくてはならない。たしかに、これらの研究の背景にある博士後期課程院生やポスドクの苦境は、日本にも見られる問題である。しかし、欧米の高等教育研究において関心が向けられているのは、「低給の研究職」たるポスドクの継続であり、キャリアの維持・発展・退出の観点から、個々人がいかにポスドク職を捉えているのかが問われてきた。だからこそ、先行研究は彼らがいかにして情報収集し、人脈を構築することで、将来のテニューアに向けたキャリア形成を可能にしているのかを分析してきた(Chen et al., 2015)。

だが、これら高等教育研究において問題となっているのは、若手研究者が「低給の研究職」をいかに継続するのかということであり、「低級の教育職」に対する着目はなされていない。つまり、英語圏の先行研究において「教育」は扱われたとしても、研究室内の大学院生の指導や、任期付きポストにおける講義負担などに議論が限定されているため、日本の非常勤講師職と類似の問題が考察されているとは言い難いのである⁵(McAlpine, 2014)。したがって、薄給で授業を受け持ちつつ、残りの時間で研究を継続しなければならない日

⁵ その結果、英語圏の研究では教育経験は研究職としてのキャリア形成の付加資源としてしか捉えられておらず、それがキャリアを阻害する可能性があまり想定されていない傾向にある。

本の人文・社会科学系の若手研究者の境遇を記述する上で、先行研究の議論をそのまま用いることはできない。若手研究者のキャリア形成における非常勤講師職の役割と、その問題点を探るためには、非常勤講師職がキャリア形成にとって不利になりうる状況であったとしても、当人がそれをなぜ継続するのかが明らかにされなくてはならないのである。

(3) 労働社会学の検討——若手研究者のキャリア形成における非常勤講師職の役割

そのために本研究では、労働社会学の知見を参照する。というのも、この分野の先行研究は、一見待遇が悪いと思われる労働条件において労働者がなぜ働き続けているのかを、「当事者の論理」（松永，2020：v）に注目した質的調査によって明らかにしてきたからである（松永 2017；野村，2019）。

そのなかで、特に本研究が着目するのは、野村（2019）が示した、バンドマンの「職業達成過程」⁶における諸活動の負の効果である。バンドマンは、自らの職業達成（＝バンドが売れる）のために、ライブハウスやバンドからなる「夢追いネットワーク」のなかでさまざまな活動（ライブ出演機会獲得のための業界関係者とのコネクション維持等）を行う。ところがそうした活動の結果、「夢追いネットワーク」に過度に順応することで、ライブハウスでの過度な無賃労働や、現状の「ネットワーク」のしがらみからより大きな規模のライブハウスでライブをしなくなるなどの、「職業達成」に反する行動をバンドマンは取るようになる。野村はこの「職業達成」のための活動がいつしか「職業達成」を阻害するようになるプロセスを、「夢追いネットワーク形成過程のパラドクス」と称している。

こうした「バンドマン」の「職業達成過程」における「パラドクス」は、非常勤講師に就く若手研究者にも同様に当てはまる可能性がある。というのも、後述するように、非常勤講師職はたんにそれが賃金を得るための労働としてあるわけではなく、若手研究者のキャリア形成における教育経験獲得の契機としても位置づけられている点に特徴があるからである⁷。「大学院生あるいは大学教員を目指す者が TA や非常勤講師だけに時間を割き、自身の研究の時間を極端に減らすということは本末転倒」という指摘は、非常勤講師職のこの性質を指している。

つまり、若手研究者はキャリア形成のために非常勤講師職を求めるが、それはときにキャリアの停滞を招く可能性もある。この非常勤講師職をめぐる「パラドクス」への対処方針は、キャリア形成における非常勤講師職の役割に対する認識と、それにもとづく個人の選択に委ねられている。したがって、若手研究者のキャリア形成における非常勤講師職の

⁶ 野村の「職業達成過程」への注目は重要であるが、その中核となる「職業達成」という概念は、何をもちいて「達成」となるかが曖昧である。そのため本研究では以下、この問題について触れる場合は基本的に「キャリア形成」と称している。

⁷ 本研究はこれを非常勤講師職の二重の役割と呼称する。以下で「二重の役割」という言葉が用いられている場合は、この意味で用いる。

役割を理解するためには、非常勤講師職をどのように認識し、それがもたらす問題にどのように対処しているのかについて、個々の若手研究者の視点から示すことが必要となる。

1.3 本研究の目的・構成

そのために、本研究では若手研究者を対象にインタビュー調査を行う。そして、キャリア形成のための非常勤講師職の遂行が、キャリア形成を阻害するようになるのはなぜかという点を、「当事者の論理」に着目する形で明らかにするという方針を採用する。この方針から、以下の3つの論点を検討する。

第一に、若手研究者が非常勤講師職を求める理由を明らかにする。非常勤講師にさまざまな問題があることを知っていながら、若手研究者はなぜ非常勤講師職を求めるのか。そしてそれはいかなる過程のもと獲得されるのか。本研究はこれらの点をインタビューの語りを通じて明らかにすることで、若手研究者が非常勤講師職を求めようとする理由を、本職の二重の役割（教育経験/賃労働）という観点から捉え、分析を行う。

第二に、若手研究者が非常勤講師を継続する理由を明らかにする。非常勤講師職は低賃金であると知られているにもかかわらず、若手研究者はなぜ本職の従事に多くの時間を費やし、かつそれを継続しようとするのか。本研究はこれらの点について、非常勤講師職の二重の役割が、彼ら彼女らが持つ「教育規範」と非常勤講師職の継続の意向に与える影響を明らかにすることで、分析を行う。

第三に、先行研究が指摘してきた非常勤講師職への従事に伴う困難が、いかにして生じるのかを明らかにする。若手研究者はキャリア形成のために、教育活動だけでなく研究活動も同時に進めなければならない。だが非常勤講師職の継続は、先行研究で論じられてきたように研究活動への集中を難しくする。このような「パラドクス」のなかで、若手研究者はいかなる困難に直面し、対応しているのか。本研究はこの点について、先行研究が指摘してこなかった若手研究者の能動的な問題解決の手法に着目することで、分析を行う。

以上の目的を踏まえ、本研究の構成を述べる。2章では、本研究で用いるデータの概略と、その取得経緯について述べる。3章では、若手研究者がいかなる理由・経緯のもと非常勤講師職に就こうとするのかを検討する。4章では、いかにして若手研究者が非常勤講師で生計を成り立たせようとするようになるのかを、若手研究者の非常勤講師職に対する認識の変化から検討する。5章では、非常勤講師職の従事に伴う「パラドクス」がいかにして生じるのかを論じた後、そうした問題に対する若手研究者の対応のパターンを検討する。6章では以上の分析を踏まえ、人文・社会科学系若手研究者のキャリア形成過程において、非常勤講師職の果たす役割は大きいことを論じた後、「パラドクス」を回避する手段として研究者ネットワークのなかで共有されている知識が重要な役割を果たしている可能性があることを述べる。

2. 使用データの概要

本研究において用いられたデータの収集経緯は以下のとおりである。まず、インタビューを実施する以前に、林は 2019 年度、「若手研究者のキャリアラダーに関する調査」⁸を行い、調査対象者に対するインタビュー調査の可否を聴取していた。この調査は若手研究者のキャリア形成において、当事者において何が重視されているのかをインターネット上のアンケートを通じて探索的に調査したものである。本研究ではこの調査に参加していただいた方のうち、「インタビューに答えても良い」と答え、現状のアカデミア上での地位が「専業非常勤講師」・「博士後期課程院生」であり、かつ現状非常勤講師職に就いていると答えた人文・社会科学系研究者のうち、ジェンダー・研究領域の多様性を考慮した上で、8名を対象に個別インタビューの依頼を行った。結果、7名（29～35歳）よりインタビューに関する許諾が取れたため、2020年11月中旬から12月上旬にかけて、林・中川両名により半構造化インタビューを行った（質問内容については表 2.1、インタビューの属性については表 2.2 を参照）。本研究を行う際には改めて対象者全員に連絡を取り、プライバシーの守秘とオプトアウト、結果の利用等について説明した上で「若手研究者のキャリアラダーに関する調査」ではない本研究についての協力の可否について確認した。また、希望者を対象に2次ファイル及び本論文投稿についての確認・修正・了承を取った。

表 2.1 インタビューに対する質問内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">□ 本研究の調査目的全体に関わる質問項目<ul style="list-style-type: none">➤ 研究者歴・研究会や学会への参加度合➤ 生活状況・収入手段（非常勤講師、その他のアルバイト、原稿執筆）□ 3章における議論（非常勤講師職への就任理由・経緯）に関わる質問項目<ul style="list-style-type: none">➤ キャリア形成における非常勤講師職の位置づけ➤ 非常勤講師への応募歴・就任経緯（公募・非公募双方）➤ 非常勤講師職の具体的内容（勤務校、期間、賃金等）□ 4章における議論（非常勤講師職の継続理由）に関わる質問項目<ul style="list-style-type: none">➤ 非常勤講師職を遂行する上での教育面での留意事項➤ 非常勤講師を続けていったことによる心境の変化□ 5章における議論（非常勤講師職の遂行による困難の発生）に関わる質問項目<ul style="list-style-type: none">➤ 非常勤講師職従事による研究者キャリアへの影響の有無➤ 非常勤講師職従事に関する負担の具体的内容（時間的負担・金銭的負担・心理的負担）と、それへの対応策 |
|---|

⁸ 本調査は林が行った academist クラウドファンディング「人文・社会科学分野の若手研究者が抱えるキャリアの問題とは？」の達成に伴うものである。調査概要については林（2020）を参照のこと。

こうして得られたインタビューデータについては、音声を文字起こしした後に、その内容を双方が確認し、匿名化処理を行った。その際、整合性が不明な点については別途インタビューに確認し、それを踏まえデータの確定を行った。本研究は、このデータを筆者二人が共有した上で分析したものであり、各章の内容はすべて共同執筆によるものである。なお、以下で示される分析内容は、調査の結果得られた知見を総合的にまとめたものであるが、全体の傾向と異なる意見が一部のインタビューによって述べられた場合は、注でそのことを示すとともに、その理由について考察し、分析の多角化を行うよう努めている。

表 2.2 インタビューの属性（2020年12月当時）⁹

名前	A ¹⁰	B	C	D	E	F	G
出身大学院の種別	関西・私立	首都圏・国立	首都圏・国立	中部・国立	首都圏・私立	関西・私立	首都圏・国立
現況ポジション	専業非常勤講師	学振PD	学振PD	博士後期課程	博士後期課程・学振DC2	博士後期課程	専業非常勤講師
居住地域	関西	首都圏	首都圏	中部	首都圏	中部	首都圏
通期非常勤コマ数概算	8	9	2	12	4	6	12.5
非常勤講師職による収入額概算（月平均 ¹¹ ）	8.5万	9.5万	2.25万	15万	4.5万	7.5万	15万
非常勤講師職以外の収入源	塾講師	学振PD	学振PD	家庭教師	学振DC2	無し	無し
非常勤講師就任年度	2018年	2018年	2019年	2016年	2017年	2018年	2018年
インタビュー日時	2020年11月19日18時	2020年11月24日11時	2020年11月24日14時	2020年11月25日14時	2020年1月25日16時	2020年12月8日15時	2020年11月28日11時

⁹ 各若手研究者の性別と具体的な研究分野については、プライバシー保護の観点から省略している。そのため、本研究においてはジェンダーや研究分野の差異といった観点からの分析は行っていないが、本文中にあるようにこれらの属性についてはできるだけ偏らないようにインタビューを選定した。なお、調査対象者のうち男性は4名、女性は3名である。

¹⁰ Aさんは2020年度より専任教員として勤務しているため、インタビューは2019年度までの状況を回顧する形で行った。そのため図表データは2019年度のものである。

¹¹ ここでの月平均とは、非常勤講師職を遂行することによって得られるであろうと想定される年収を、一月あたりに換算したものである。実際には、セメスターによって請け負うコマ数が異なったり、大学によって提示される額が異なっていたりするため、この額が毎月得られるというわけではない。また本額はインタビューデータから推測された概算額であることに留意されたい。

3. 若手研究者が非常勤講師職に就こうとするのはなぜか

3.1 若手研究者が非常勤講師職を求める理由

まず、若手研究者が非常勤講師職に就こうとする理由を確認したい。非常勤講師職に就く理由として多くの場合述べられたのは、キャリア形成のため教育経験を得なければならないというものであった。非常勤講師職を務め教育経験を得なければ、いくら研究業績があってもアカデミックポストに就職できないという認識は、若手研究者の非常勤講師職を求める理由と密接に結びついていた。

こうした認識は、今回インタビューを行った若手研究者全員に共有されていたが、このような情報は多くの場合指導教員や、先輩の院生からもたらされていた。したがって、若手研究者のキャリアにおける非常勤講師職の持つ特有の役割は、研究室や研究会のなかで共有されていたと言える。

よって、非常勤講師職を得ることができるかどうかという点は、若手研究者にとって自らのキャリア形成と直結した問題であるとしばしばみなされていた。たとえばBさんは博士後期課程時に感じたキャリア形成をめぐる焦燥が、非常勤講師職の有無と密接に結びついていたものであることを述べている。

自分の指導教員の先生からは、あんまり焦ってもしようがないから、とりあえず博論を書くべしというふうには言われていたんですけども、博論書きながらもやっぱりお金のことがすごく心配で、本当にこのキャリアとして、非常勤があるかないかっていうのも、最初そのポストク以降やっていけるかどうかの基準になってくるので……周りの人がコマ持ってるのに、私は持ってないということはやっぱり、研究者としてのキャリアで遅れを取ってるんじゃないかみたいな焦りもあり、そういう中でなんか厳しいというか、辛いなみたいなところはありましたね。

ここで重要なのは、この時期BさんはDC2に採用されており、金銭的な面では問題を抱えてはいなかったという点である。つまりBさんにとって非常勤講師職の獲得は、現状の金銭的問題の解決策ではなく、「ポストク以降やっていけるかどうかの基準」を示すものとして理解されていた。特に指導教官から博論に集中すべきという助言を受けているにもかかわらず、Bさんには非常勤講師職獲得に対する危機感が生じていた。このことは、Bさんにとって当該職に就いているかどうか、自らのキャリア形成状況を示すベンチマークとなっていたことを示している。事実Bさんは、周りの若手研究者が非常勤講師職を獲得しているように見えたことによって、自らのキャリアが「遅れ」たものであると感じ、それを早急に埋め合わせなければならないという「焦り」をもってたと語っていた。

実際、今回聴取した若手研究者は、初任の非常勤講師職を自らのキャリア形成にとって必要なものとして捉える一方で、労働対価としての賃金の低廉さを問題視しない傾向にあった。たとえば、Cさんは非常勤講師職に就く理由を、「キャリアのため」であると明言し、その理由は就職時に教育経験が求められるという情報を指導教員から聞いたことでもたらされたと述べている。収入に関しては「少なすぎるんで1コマぐらいじゃ話にならない」と述べていたことから分かる通り、Cさんにとって非常勤講師という仕事は、教育経験の確保を目的としたものであり、収入を目的としたものではなかった¹²。

このように、若手研究者の中で非常勤講師職は、収入目的の労働としてよりも、キャリア形成上獲得されなければならない経験として捉えられていた。これは、本職の低賃金性が収入目的という認識を困難にすることに由来しているが、教育経験の有無が「ポストク以降やっていけるかどうかの基準」として理解されていることを示しているといえる。

3.2 非常勤講師職の獲得経路

だが、初任の非常勤講師職を得るのは、収入の低廉さを気にしないとしても容易ではない。特に教育経験のない状態で、最初の非常勤講師の機会を得ることは極めて難しいというのは、首都圏在住者のインタビュー（B、C、E、G）のなかで共通した見解であった。そのため本地域に居住する研究者は、知り合いの研究者や指導教員から非常勤講師の機会が与えられる際に、それを積極的に受容することになる。たとえば首都圏に居住するEさんは、自らが非常勤講師職を斡旋してもらったとき、「非常勤を持ってなくて困ってる」別の先輩のことを想起し、「最初に声かけてもらった時点で、これ絶対断らない」と判断したこと、その際「金額は全く考えて」いなかったと回顧している。あるいはBさん、Cさん、Gさんの場合には、非常勤講師を探していることを積極的に周囲の研究者（知り合いの教員、研究室の先輩）に伝えることで、非常勤講師の獲得にこぎつけていた¹³。

そのため今回聴取した若手研究者は当該学科の教員や、既に科目を担当している講師の強い推薦や紹介が、非常勤講師職を得るのに必要になると語る傾向にあった。事実、表3.2.1を見れば明らかなように、今回インタビューを依頼した若手研究者は、全員が指導

¹² むろんこうした見解は、1コマの非常勤講師職がそれ単体のみで生計を立てられるほどの収入をもたらさないことにも起因している。今回インタビューに対し非常勤講師1コマあたりの収入額を聴取したところ、大学ごとに大きなばらつきがあったものの、概ねその額は1ヶ月あたり2万円前後（総額10万円～15万円程度）であった。当然のことながらこの程度の収入では、生計を成り立たせることは難しい。

¹³ 他方で、こうした語りは、特定の地域のみで言える現象の可能性もある。たとえば中部地方に居住するDさんは、非常勤講師職はいわば先輩から「降りてきた」ものであり、特段の苦勞を要するものではなかったと述べている。また「降りてきた」内実について、Dさんは「基本的に上の先輩がやってた非常勤が、その方が卒業されて修了されたりしたら降りてくる」と説明をしていた。Dさん自身が「東京とかだと全然違うと思うんですけど、これ〔別の科目〕も持てるみたいな感じで結構大学から振られることがあって」と述べている。このように、非常勤講師職の得やすさについては、地域的要因も相当影響していると考えられる。

教員や研究科の先輩などからの推薦によって、初任の非常勤講師職を獲得していると答えた。これは、非常勤講師職の獲得・譲受が、キャリア支援ポータルサイトである JREC-IN や学会ホームページを通じた公募などよりも、インフォーマルな研究者ネットワークのなかで行われていること¹⁴、さらにそうした状況を踏まえた上で、若手研究者が非常勤講師職を得ようとしていることを示唆している。

表 3.2.1 初任時の非常勤講師職獲得方法

名前	A	B	C	D	E	F	G
非常勤講師職を得た地域	関西	首都圏	首都圏	中部	首都圏	中部	首都圏
初任時の非常勤講師職の推薦者	指導教員	研究会に参加している教員	研究科の先輩	研究科の先輩	修士課程時の先輩	修士課程時の先輩	研究会に参加している研究者
初任非常勤講師職の推薦経緯	所属研究科からの依頼	前任者の急な辞職による教員からの依頼	先輩の多忙による非常勤講師退職	先輩の非常勤職就職による非常勤講師退職	先輩の非常勤職就職による非常勤講師退職	先輩の非常勤職就職による非常勤講師退職	研究者の非常勤職退職による非常勤講師退職
初任時非常勤講師職の科目内容 ¹⁵	大学1年次を対象とした実習科目	大学2年次以降を対象とした講義科目	大学1-4年次を対象とした講義科目	専門学校における講義科目	大学1年次を対象とした講義科目	専門学校における講義科目	大学2年次以降を対象とした講義科目

¹⁴ 本研究にて「研究者ネットワーク」は、指導教員、研究室の先輩後輩、研究会のメンバーなど、AさんからGさんの初任時の非常勤講師獲得経路（表3.2.1）を包括する概念として使用している。これらに共通するのは、お互いの人柄と研究内容を一定程度知っている間柄という特徴だろう。その知っている程度がどのくらいであれば紹介が可能となるのかについては、本研究の限られた事例から導くことは難しい。ただ、研究会に所属していればその分、非常勤講師職が依頼されやすくなるとGさんは語っていた。もちろん、この「研究者ネットワーク」はたんに非常勤講師職を得るためだけでなく、共同研究などへの勧誘も可能にする。ただし、それは必ずしもキャリア形成に資する場合だけではない（→5.2）。また、この「研究者ネットワーク」における情報交換が、個々人のキャリア形成に及ぼす影響については、本研究の知見をもとにした今後の課題として提示している（→6.2）。

¹⁵ 科目区分に関する公的規定は1991年に撤廃されているため（文部科学省、2021a: 60）、ここではインタビュー内容と対象科目のシラバスを照合し、各インタビューの担当科目を科目の性質（講義/実習）、配当年次の観点から分類し記載している。

こうした非常勤講師職の獲得・譲受の形態が取られるのは、非常勤講師職の公募が少なく、また経験がない若手研究者が採用される可能性が低いためである¹⁶。事実、BさんやCさん、Gさんはまだ非常勤講師職に就いていないときに、公募に応募した経験があるが、いずれも面接などの二次選考にすら進んでいないと語っていた。これらの事象を鑑みると、現状若手研究者が初任の非常勤講師職を得るためには、多くの場合何らかのコンネクションが必要であると考えることができる。

もっとも、こうした非常勤講師職の差配がインフォーマルな形で行われていることは、若手研究者にとって必ずしも悪いことばかりとは言えない。研究者が非常勤講師職を斡旋することによって、緊急度が高い若手研究者に非常勤講師職が渡るようにする慣行が、研究者の間に存在するためである。たとえば、Gさんが最初の非常勤講師職を求めていたとき、Gさんは収入面に不安を抱えていただけではなく、博士後期課程を満期退学したことによって研究者としての所属が不安定な状況にあった。だからこそ、Gさんに非常勤講師職を渡す際には、紹介した講師によって確実にわたるような工夫がなされたという。これら非常勤講師職の斡旋をめぐる行われている諸活動は、非常勤講師職がアカデミア内の(相対的)困窮者に行き渡るようにするという点において、若手研究者に対するインフォーマルな支援となっていると考えることができる。

他方でこのことは、先行研究が指摘するように非常勤講師職の譲受をめぐり、権力関係が発生しうることを示唆している(熱田, 2014: 201)。しかし、非常勤講師職が教育経験獲得のために研究者のなかで求められる傾向にあること、後述するように、収入を必要とする若手研究者が多くのコマを抱えようとする傾向にあることによって、先輩や指導教員からの依頼は問題となりにくい¹⁷。

本研究の観点より重要なのは、少なくとも今回調査対象とした若手研究者や、彼ら彼女らに非常勤講師職を斡旋した研究者が、非常勤講師職を教育経験の獲得のために必要な経験であると同時に、金銭的に困窮した研究者に対し渡されるべき賃労働としてもみなしていることである。この非常勤講師職の二重の役割は、本職が低廉な賃金でありながら若手研究者に求められる理由であると考えることができる。

¹⁶ たとえば、初任の非常勤講師職を得るにあたって多くの苦労を重ねたGさんは、その後の非常勤講師職の獲得については「資格はクリアできるので、全然普通に、候補にしたけどだめだったみたいなのは、それ以降は聞いてない」と答えている。

¹⁷ 2020年度は多くの大学で新型コロナウイルスの影響によりオンライン授業となった。移動負担の減少もあり、類似科目であればコマ数の増加はそれほど負担にはならなかったという意見もみられた(Dさん、Eさん)。もちろんこれは一般化できるものではなく、オンライン授業によって教材の作り直しや(Bさん)、機材等の準備も含め負担が増加したという声も上がっており(ケイン, 2020)、ハイブリッド授業の負担が重いことはGさんも述べている。こうした若手研究者が持つ経験の差異は、各大学の教務体制が極めて異なることを示す証左であろう。他方で、対面授業が復活した場合、現状のコマ数を維持した上で教育と研究のバランスを取ることができるかは不透明であるという意見は、DさんやEさんなどコマ数を多く持っている若手研究者から聞かれたことは特記しておきたい。

4. 若手研究者が非常勤講師職から離脱しないのはなぜか

4.1 若手研究者が過重な労働を引き受ける理由

このような非常勤講師職の二重の役割は、若手研究者がなぜ非常勤講師職の従事にあたり、多くの時間を費やすのかを説明する。つまり、非常勤講師職は、収入を得るための労働である一方で、キャリア形成のために必要な経験としてもみなされているがゆえに、若手研究者は過重な負担を背負い込むのである。

こうした自発的な負担発生の背景には、講義内容の裁量の大きさが関わっている。特に初任時は一から授業資料を作成しなければならない都合上、多くの時間を授業準備に費やす必要がある。たとえばEさんは先輩から紹介を受けた教養系の講義科目について、「好きなことを教えればいいよ」というアドバイスによって、自らの専門に寄せて授業を進めることになった。だが、その結果資料にこだわるがあまり、多くの負担を抱え込むこととなったと語っていた。またCさんは、初任の非常勤講師職で学生の「記憶に残る授業」を目指すために、教材として漫画やアニメなどを用いたり、毎回の授業前に学生のコメントシートをすべて読み、興味深いコメントを紹介したりするなどさまざまな趣向を凝らしていたと述べている。

また、この非常勤講師職における裁量の大きさは、採点などの学生評価に関する過重な負担とも直結する。事実Cさんは先述した初年度受け持った科目では300人を超える受講生がおり、コメントシートを読むだけで一苦勞であったこと、学期末には数週間もかけて採点業務を行う羽目になったことを語っていた。またEさんも同様に、数十人規模の授業におけるレポート採点に、3週間程度かかったといったエピソードを述べている。

こうした語りからは、若手研究者が共有している教育規範が見えてくる。彼ら彼女らは「こうあるべき」という大学教育像を有しており、それに即して非常勤講師職を遂行し、そのために多くの時間を費やす。このように賃金を度外視した労働が若手研究者にとって許容できるのは、非常勤講師職がキャリア形成に必要な教育経験を得るためのものとして位置づけられているからにほかならない。（特に初任時における）若手研究者の非常勤講師職に対する取り組み方は、学生に対し（彼ら彼女ら自身の考えに基づいた）適切な教育が与えられるべきだという教育規範に基づいている。

よって今回の調査対象者のうち、非常勤講師職歴が比較的浅い若手研究者は、人文・社会科学系において重視されている文章記述・文章読解に注力した教育を自発的に行い、かつそうした教育手法を取ることによる業務量の増加を当然のものとして引き受ける傾向にあった。たとえば、Fさんは「歴史は暗記」と捉えている理系の学生に対し、「試験で記述問題多めにするとか、細かい話じゃなくて大きな流れで歴史を理解しているかを問う問題を多めに」したり、「〔科目と関連した新書の〕内容〔を〕要約して、で、論評しよう

という課題」を出したりすることによって、「社会科学というものが世の中には存在する」ことを教えようとしていた。

また E さんは、先述した教養系講義科目で、採点に手間がかかるレポート課題をわざわざ課している理由を以下のように答えている。

私の感覚では、なんというか、論述ができるっていうことをやっぱり最終目標に置きたいなって思ったので。それはもうなんか、自分の教育的な根源というか、魂なのかもしれないんですけど。仮にテストの方式を取るとしても論述方式でしか、ちょっとやれないかなと思っている感じがあって。

こうした語りからは、今回調査した若手研究者にとって、非常勤講師職の遂行においてあるべき教育像の実現がしばしば第一目標となっていることを見て取ることができるだろう。むしろ、彼ら彼女らが非常勤講師職を遂行するにあたって、得られる賃金とそれに対応した労働時間の関係を全く考えていないというわけではないし、現状の賃金に満足しているというわけでもない。ここで重要なのは、若手研究者が最初に非常勤講師職を求める際に、教育経験の獲得という収入以外の要素を優先していることである。この際「教育経験」とは、しばしば当事者の中でテニユア職応募の際に求められる教育歴としてだけでなく、自らの考える良い授業の実施経験という意味を含んだものとして捉えられている。それゆえ若手研究者は職務遂行にあたって、特に非常勤講師の初期において負担量をあまり考慮せず、自らが持つ教育規範に即した教育を行う傾向にある¹⁸。

4.2 若手研究者が非常勤講師職で生計を成り立たせようとする理由

他方、こうした非常勤講師職に対し多くの労力をかけようとする試みは、若手研究者が非常勤講師職に就いて月日が経つにしたがい、次第に減っていくことに留意しなければならない。さまざまな大学で講義を繰り返すなかで、彼ら彼女らは非常勤講師職を、キャリア形成に必要な経験ではなく、生計を維持するための労働の一つであると考えようになる。本職はこのような過程のもと、その低賃金性ゆえに先行研究で指摘されてきたような、

¹⁸ もちろん、この教育経験の獲得の際に、自らの理想とする授業をどれだけ実現しようと試みるかは個々人の研究者次第であり、すべての若手研究者が自らの教育規範に基づいて過重な労務負担を抱え込むわけではない。常勤職の獲得において教育経験が求められることはあっても、その取り組みの詳細が採用の決定打になることは考えがたく、当初から効率化を意識して業務を遂行するケースもありうるからだ。事実、G さんのような非常勤講師職に対し賃金獲得としての側面を当初から期待していた若手研究者は、最初から過重な業務負担が発生しないように工夫を凝らしていたと述べていた（→ 5.3）。ただし重要なのは、そうしたケースであっても、ほかの若手研究者において見られたような教育規範を完全に放棄していたわけではないということである。D さん、G さんといったコマ数を多く抱えている若手研究者が業務効率化について語る際でも、彼ら・彼女らは一定の教育効果の維持を前提としていた。

「搾取」とみなされるものへと当事者の中で転換していく（ケイン，2020）¹⁹。

では、なぜこのような転換が生じるのか。その理由は、教育経験獲得の契機としての非常勤講師職の役割は、経験を積むにつれ次第に薄れていくからである。今まで触れてきたように、若手研究者が非常勤講師職の獲得を望む理由は教育経験という点に求められていた。それゆえ、彼ら彼女らによって労働条件の優先順位は低かった。だが、教育経験の獲得という利益は、従事年数が増え、担当するコマ数が増えるにつれ、相対的に薄れていくこととなる。教育経験の蓄積そのものは、研究業績の蓄積に比してアカデミックポスト獲得の際に有利とならないという認識は、今回調査対象とした若手研究者全員から聞かれたものであった。

こうした若手研究者の非常勤講師職をめぐる認識は、彼ら彼女らが低賃金労働を強いられる非常勤講師職に対し、不満を抱くようになる理由を示唆している。特に学振 PD や DC による研究奨励金²⁰を得ていない若手研究者の場合、それは顕著に見られる。学振 PD に採用されている C さんは、非常勤講師をあくまで教育経験を得るためのものと位置づけ、それゆえ非常勤講師の依頼を研究のために一部断りつつも、現状従事している非常勤講師職をおおむね肯定的に評価していた。これに対し、A さんは専業非常勤講師時代の経験を回顧して、その労働を「肉体労働」と呼称し、「1分1秒お金に変え」るものであると思いつつ続けていたと述べていた²¹。

しかし、このように非常勤講師職に対し不満を抱いたとしても、なぜそれを辞して別の職業に就くという選択を、多くの場合若手研究者は取らないのか。E さんはその理由の一つを次のように語っている。

今仕事をある程度してしまっているがゆえに、今までちょっと頑張って準備してしまったがゆえに……こんなにコストがいいことはないの。なんか、うまいことかないかなと思っている。経路依存的な発想で非常勤を先に考えているんですけど、他の選択肢も、考えてないわけじゃないと思うんですけど、JREC-IN とか見たりしてい

¹⁹ こうした過程には、非常勤講師職の継続年数だけでなく、抱えているコマ数と、非常勤講師職への収入の依存度の高さも強く影響している。事実、本調査においても、多くのコマを抱えていた若手研究者（A さん、D さん、G さん）ほど、非常勤講師職の労働としての性質を強調する傾向にあった。一方 E さんや F さんのような、決して金銭的に余裕がない状況で非常勤講師職を勤めている（た）もの、コマ数をそれほど抱えていない研究者にはそうした傾向が見られなかった。

²⁰ 研究奨励金は、学振 PD・DC への採用により支給される、研究費とは別枠の給付金である。それぞれ月額 36 万 2000 円、20 万円（2022 年 2 月現在）であり、おおむね採用された若手研究者の生活費に充当されることが目的とされている。

²¹ もちろん、研究奨励金の有無によって、非常勤講師職をめぐる認識が全く異なるわけではない。たとえば B さんは家庭の事情もあり、学振 PD に採択されながら非常勤講師職の収入面もある程度重視していた。若手研究者の非常勤講師職に対する認識は、その人の研究者としてのキャリア形成の進捗状況などによって大きく左右される。よって、本節で示した非常勤講師職をめぐる若手研究者の認識の変化は、時間の経過とともに一律に生じるというよりも、何らかの事情で苦境に直面することにより、表面化するものと捉えるほうが適切であろう。

るので、そういうアルバイトも含めて。じゃないけど、なんとなく頭の中の優先順位では非常勤が先になっているという感じで、あんまり考えてないですかね。

Eさんは、当時DC2による収入で主に生計を立てていたが、DC2の採用期間が終了した後は、非常勤講師職や研究に関するアルバイトなどにより生計を立てることを想定していた。Eさんは非常勤講師職の給与の低廉性については理解している一方で、現在の非常勤講師職を手放してまで、新たな研究に関わる仕事を探すことについては消極的になっていると語る。それは、「経路依存的な発想」と自身で語っているように、非常勤講師職に関する経験を蓄積した段階で、新たな職務に就くことは、さまざまな観点より「コスト」が高いからである。はじめて非常勤講師職をこなすにあたっては、教材準備など多くの「コスト」を支払う必要がある²²。しかし、それが一旦支払われ、教材を繰り返し使用することができるのであれば、非常勤講師職は計算可能な収入源となる。

このように、非常勤講師職は初任での就労が比較的困難である一方で、一旦教育経験を得てしまえば雪だるま式に職を得やすくなり、授業用教材を類似の講義間で使い回すことができる。この特性は、若手研究者が非常勤講師職を複数コマ持つ方向へと経路付けるのである。非常勤講師職を複数コマ担当することは必ずしもキャリア形成に資するわけではないが、一コマ目の経験を活かすことで、比較的容易に収入を得ることができる。非常勤講師職は、このような経緯のもと若手研究者のなかで、不満がありながらも生計を成り立たせるために手放すことのできない労働へと姿を変えていくのである²³。

²² ただし、このEさんの現状認識が、コロナ禍によって後押しされていることは明記しておきたい。つまり、オンライン授業に移行したことによって移動時間が無くなったこと、類似授業であればオンデマンド動画を使い回せることなどが、「コスト」の軽減に強く影響しているのである。

²³ 若手研究者は何コマ程度であれば、教育経験をj得るための仕事として非常勤講師職を捉えることができるのか。この問いに対する回答は一概に示せるものではないが、たとえばDさんは、「週2コマ。まあ、まあちょっとお金余裕欲しいから3コマぐらい」であれば、PD・DCなどで生活に比較的余裕があったとしても、非常勤講師職を担当したいと回答していた。

5. 非常勤講師職への従事と研究者としてのキャリア形成が対立するとき

5.1 非常勤講師職の遂行による研究者キャリアの停滞という認識

こうした非常勤講師職と若手研究者の関係は多くの問題を含んだものだろう。先述したように、半期一コマあたりの給与は月額換算で2万円～2万5000円程度なため、学振DCと同等の金額を得ようとした場合、半期あたり8コマから10コマ程度を担当しなければならない。これは一般的なテニユア教員よりも多いか、少なくとも同等程度の授業負担である（文部科学省，2012）。実際Aさん、Dさん、Gさんといった、多くのコマを抱えていた若手研究者は、複数の大学で講義を掛け持つことの負担を語っていた。このように、複数の大学で講義を担当する必要があることを鑑みれば、非常勤講師職で生計を立てるといふ選択は、若手研究者のキャリア形成における「パラドクス」を生み出す可能性がある。

特にこの「パラドクス」は、博士後期課程から非常勤講師職を複数担当した場合に顕在化する。というのも、非常勤講師職の遂行による賃金獲得と博士号取得のための研究遂行は、双方が研究者としてあり続けるために必須であるにもかかわらず、限られた時間資源をめぐり対立すると、若手研究者の中で考えられているからである。

事実、比較的早期に非常勤講師職を得た若手研究者の事例は、そのことを物語っている。たとえばDさんは博士後期課程2年の段階で非常勤講師職を先輩の研究者から引き受けたのち、その後「先輩から降りてくる」かたちで多くのコマを抱えることとなる。その結果、Dさんは博士後期課程5年となった現在、通期で12コマを担当することにより、ほぼ非常勤講師職のみで生活を成り立たせることができるようになった。だが、その代償として現状「土日という概念を捨て」たとしても、研究ができる日は週に「2日取れたらいいかな」という状況となっている。こうした状況において、Dさんは博士論文の執筆に割くまとまった時間を確保することができず、それが「目下の悩み」となっているという。しかしだからといって、研究のために非常勤講師職を減らすという選択は難しい。「研究もしたい」とはいえ、「経済的に追い立てられるストレス」のほうがDさんにとっては「しんどいなと思う」からだ。

こうしたDさんの語りは、研究者キャリア形成のための非常勤講師職への就労によって、キャリア形成において不可欠な研究時間が次第に減少していくという、「パラドクス」を示すものと理解できる。もちろん、研究者として大学などの研究機関に就職する上で、投稿論文の数や博士号の取得といった、研究時間を要する狭義の研究業績の積み重ねのみが重要とは、必ずしも限らない²⁴。また、研究時間が多くのコマを抱えることで圧迫されたとしても、研究業績を積み上げることが不可能だというわけではないだろう。

²⁴ たとえば、研究業績に還元されないスキル（「実務家教員」としての業務経験や先端的な研究テ-

しかしここで重要なのは、少なくとも今回調査した若手研究者のキャリアをめぐる自己認識として、非常勤講師職の積み重ねよりも投稿論文や博士号の有無、学術書の出版のほうがかキャリア形成にとってより重要な要素であり、かつ非常勤講師職の遂行と研究業績の積み上げはしばしば相反する関係にあると捉えられていたということだ。こうした認識のもと非常勤講師職は、若手研究者の中で研究時間を犠牲にしても、「経済的に追い立てられるストレス」を軽減するために行う業務として受け止められることとなる。

Eさんはこの「パラドクス」の発生理由を別の観点から述べている。

DC2が切れたとき〔2022年4月〕に、とにかくご飯を食べつなぐということが私としては一番頭にあって。なので、もしそこで非常勤と研究の選択迫られたら、多分非常勤取ると思うんですよ私。もちろん一番いいのは研究に繋がる……非常勤だったり、何かしらアカデミックに関わるようなアルバイトでなんとか食いつなぐことをしなければいけないなということ、2022年かな、4月以降については考えているところです。で、博士号は多分その後というか、あんまり考えてないですね。2022年4月以降、それだけでご飯食べきれないだろうし、もんもんもんこう悩んでいる部分と、でも博士論文、そんなすぐ書けないよなあとか。身の回りに博士論文そんなにすぐ書けている人もいないですし。まあ分かんないですよ。私はこの調査が、今やってる調査がうまくいって、いいデータが、うまいこと論文が書ければ、うまくいくのかもしれないけど、まだ、学会誌の査読論文1本も通せたことないし……生活も支えていけるか分からないし、研究も何か全然うまくいってないし……とりあえず食べるほうをなんとかしなきゃなという、頭が、それ以上ちょっと考えられてないですね、うまく。

Eさんが先輩からの紹介によって、学振DCがない時期に非常勤講師を得ることができたこと、現在は学振DCによって主たる生計を立てていることはすでに確認した。重要なのは、こうした状況においてEさんが現状博士論文をすぐに出せないと考えており、それゆえに自らの悩みも増幅しているという点である。現在の自らの研究の進捗状況が決して芳しくはなく、また「身の回りに博士論文そんなにすぐ書けている人もいない」状況では、DCの任期中に博士論文を提出することや、博士号が必要となるポストへの就職は難しい。このように想定されているとき、非常勤講師職は自らが「アカデミックに関わるようなアルバイトでなんとか食いつなぐ」ために手放すことができない職であり、研究や短期的に

マなど)を身につけることで、研究者としてのキャリア形成を有利に進めることができる可能性はあるだろう。だが、そうした戦略について語っている人は今回のインタビューのなかには見られないことから、人文・社会科学系の若手研究者にとってメジャーな選択肢ではない可能性が高い。今回はあくまでも非常勤講師をめぐる検討であるため、若手研究者のキャリア形成をめぐる多様な戦略の分析については今後の課題としたい。

取得見込みが立たない博士号よりも優先されるべきものとされる。

こうした語りからは、非常勤講師職と研究業務が相反する関係にあるという認識のもと、若手研究者が非常勤講師職の遂行を優先するようになる理由を見て取ることができる。非常勤講師職は割が良い仕事ではないとしても、それに慣ればある程度安定した収入源となるため、生活の安定に資する。またそれは、「研究に繋がる……アカデミックに関わるようなアルバイト」であるがゆえに、若手研究者が研究者としてあり続けるための重要な「肩書」を与えるものでもあるだろう。このような認識が「研究も何か全然大丈夫にいかない」という認識と結びつく時、研究者であり続けるために研究活動よりも非常勤講師の遂行を優先するという「パラドキシカル」な状況が生じることとなる。

特に今回調査した若手研究者の研究分野では、今なお博士号取得に他分野以上の時間がかかる傾向がある（文部科学省科学技術・学術政策研究所，2022: 13）²⁵。この現状を鑑みつつ、自らの研究状況に照らして博士論文を早期に提出できる見込みがないと判断した場合、研究者生活の維持を可能とする生計手段の確保が優先されることになる²⁶。こうした理由によって、研究者キャリアの停滞をある程度覚悟しつつも、非常勤講師職の遂行を優先するという方針が、若手研究者の中で導かれるのである。

5.2 他の研究者とのコミュニケーション齟齬の発生

他方、非常勤講師職を主たる生計手段とすることの困難は、研究者であり続けるために研究時間を削るという「パラドクス」を生み出すという点にとどまらない。研究時間の使い方をめぐって、非常勤講師職を主たる生計手段としない研究者とのコミュニケーションに齟齬をきたすという点にも、キャリア形成のための活動がキャリア形成を阻害するという「パラドクス」を見出すことは可能である。

……非常勤講師の時代にも、他大学の先生から、プロジェクトに参加しないかって言われて、参加したことはあるんですけども、すごくやっぱりこう自分のプライドが

²⁵ 2018年コホートの博士後期課程修了（単位取得退学者含む）1.5年後の博士号未取得率は、総計24.6%である。ただ、分野別に見た場合、「人文」では56.1%、「社会」では48.7%、「その他」では50.1%と、人文・社会科学系の1.5年後の博士号未取得率は50%前後だといえる。これに対し、「理学」は20.1%、「工学」は14.4%、「農学」は17.8%、「保健」は18.1%である（文部科学省科学技術・学術政策研究所，2022: 13）。

²⁶ これは逆に言えば、非常勤講師職を早期に獲得しないほうが、研究者キャリアが進捗する可能性が高いということでもある。たとえば学振PDの獲得など、外形的にはキャリア形成に成功しているように見えるCさんが、「非常勤〔の準備が〕最初大変だった」ため、「4月から〔非常勤講師職を〕始めてたら下手すると〔学振PDの前提である博士号取得のタイムリミットである〕9月〔の博士論文の提出が〕間に合わなかったかも」と述べていることは、このことを傍証する。博士論文を早期に提出する見込みがある場合には、非常勤講師職よりも博士論文執筆を優先させ、逆に博士論文を早期に提出できる見込みがない場合には、博士論文執筆よりも非常勤講師職が優先される。このことは、非常勤講師職への従事の有無と博士論文の進捗の見直しによって、博士論文執筆期間が二極化する可能性を示唆している。

傷ついたと思ったことがあって。何かというと、自分と同一年で、同じキャリアで博士を取った後すぐ就職されている方と、非常勤をやっている自分とっていうふうな私たちで、同じプロジェクトのなかにいたときに、なんだやっぱり扱いが違うじゃないかとか、時間の使い方がすごく違ってて、なんかこう、専任の人たちの、その研究のプロジェクトのためだけに雇われている研究者の時間の使われ方を私にされると、私はものすごい、経済的に損失が大きいっていう、そういうことがすごくありました。

ここでAさんが、「プライドが傷ついた」要因として語っているのは、科研費プロジェクトにおける「専任の人たち」と自分の立場の違いそのものに起因する不平等感だけではなく、他の研究者との「時間の使い方」の違いによるディスコミュニケーションも含まれる。つまり、このAさんの立場を理解していないコミュニケーションが、大きなストレスを与えることになる²⁷。

一週間の上の何%を肉体労働としての非常勤に使って、何%を自分の研究に使って、残りの何%をじゃあその、〔プロジェクトに参加している専任教員に〕ただで参加させてあげてる。あるいは経験を積ませてあげているっていうふうに言われてるところに費やせるかっていうところの葛藤はすごく大きかったですね。

ここでAさんが持ち出すのは、自分の時間の使い方である。まずは非常勤講師が最初に時間を割くべき「肉体労働」として定式化される。自分の研究はその次であり、そしてさらにその残余として、Aさんのなかで科研費プロジェクトでの労務は位置づけられている。もちろん、こうしたプロジェクトへの勧誘自体が問題となるわけではない。というのも、実際にそれは若手研究者に「経験を積」ませることとして理解することができ、そこで得た経験や人脈によってその後のキャリアをより優位に運ぶことが期待されるからである。しかし、それが無給であるならば、生計維持のためにそのプロジェクトに割ける労力が限定されるのは当然である。だが、Aさんが割ける労力以上のことをプロジェクト側が求めてくるために、そこには「葛藤」が生まれる。

こうした「葛藤」が生まれるのは、雇用形態の差異がそのまま研究に対する姿勢の差異を生み出すからである。テニユア教員やPDなどに採用された研究者にとって、給与とは月額で安定的に支給されるものであり、それは本務校などで課せられている教育・学務や、

²⁷ もっとも、Aさんの研究者を目指す意欲が大きく削がれたのはこれが初めてではない。博士後期課程時にセクシャル・ハラスメントにあい、なおかつ大学のハラスメント委員会もAさんにとって十分な対応を行わなかったことから、「この状態で大学のなかでずっと研究続けるの無理じゃないかっていう気持ち」が生じたと語っている。幸い、Aさんはそのタイミングで留学が決定し、研究環境を変えることでモチベーションを維持することがかろうじて可能となっていた。

自らが行う研究全ての対価として支払われるものである。それゆえに、プロジェクトにおいて時間を使うことは、少なくともそれが他の業務を大きく阻害するものでなければ問題とならない。むしろそれは「経験」であり、将来のキャリアに資するものがあるとして、積極的に参加されるべき活動となる。

ところが、Aさんにとって給与とは日頃の非常勤講師職や塾講師職によって支払われるものであり、その額は働いた時間に応じて変動する。それゆえ、給与としないプロジェクトに参加し続けることは死活問題となる²⁸。それは、現在の収入源を失う危険を孕んだ、将来のキャリアを形成するどころか目の前の生活の安定性を損なうおそれがある活動となるからである。いわば雇用形態の差異が、研究者との間のコミュニケーションを困難にすることで、Aさんのキャリア形成は、研究時間の圧迫と、研究者ネットワークからの疎外という二つの観点より阻害された。研究者であり続けるための非常勤講師職への従事が、研究者であり続けることを、結果的により困難にってしまったのである。

こうした「パラドクス」が発生するか否かは、周囲の専業非常勤講師職の割合や、若手研究者の境遇に対する理解²⁹次第だと考えられるが、キャリアが長期化し、専任教員との接点が多く生じてくる、博士後期課程修了後により顕在化する問題だと考えられる。このように研究活動と教育活動のバランス、キャリア形成と生活維持のバランスという点において、若手研究者は「パラドクス」をめぐる厳しい選択を迫られる。そしてその選択の困難は、元をたどると非常勤講師職が持つキャリア形成上の特性、すなわち複数コマの担当がキャリア形成に結びつかないにもかかわらず、本職からの全面的退出が心理的に難しい点によって生じている。

5.3 非常勤講師職で生計を立てながら研究者を続けることの可能性

一方で非常勤講師職が必ず研究者としてのキャリア形成に対し、負の影響をもたらすわけではない。先述したように、非常勤講師職は窮乏状態に陥った若手研究者にとって、研究者としてあり続けるためのセーフティネットになる面もあるからだ。先行研究でも論じ

²⁸ 特にAさんにとって問題となっていたのは、科研費プロジェクトにおけるミーティングおよび、そのための新幹線の利用を伴う移動時間の捻出によって非常勤講師を休まざるを得ない状況に置かれたことであった。Aさんはその科研費プロジェクトの研究者として雇用される内定を得ていたが、非常勤講師時代に時間の使い方をめぐって進めた交渉がこじれたため、最終的に内定を辞退している。

²⁹ もちろん、科研費プロジェクトをはじめとする共同研究プロジェクトへの勧誘が常に（専業）非常勤講師の働き方と対立するわけではない。Aさんの事例でも、当初から研究者として十分な給与が支払われたり、ミーティングに伴う移動が小さかったりすればあまり問題とならなかったかもしれない。よって、本研究は科研費プロジェクトが一般に（専業）非常勤講師の仕事に圧迫することで、彼ら彼女らの生活を困難に導く傾向があることを主張するものではない。ただし、Aさんの事例で強調しておきたいのは、このプロジェクトに参加している研究者の多くが、非常勤講師を経験したことがなく、それが辛かったとAさんが語っていることである。このような境遇の違いがコミュニケーションの困難をさらに強化する要因になったと考えられる。若手研究者のキャリア形成と科研費プロジェクトに代表される共同研究の機会の関係についての、より包括的な検討については今後の課題としたい。

られてきたように、非常勤講師職は研究者としての肩書確保や、最低限の収入をもたらすことで、か細い形ではあるが研究者としてあり続けることに貢献する。問題は、複数コマの担当がキャリア形成に結びつかないにもかかわらず、複数コマを抱えないことには生計を立てることが困難なことであり、そうした状況に若手研究者が陥りやすいことであろう。

また、若手研究者が「パラドクス」に巻き込まれるだけの受動的な存在ではないことも強調されなければならない。つまり、「パラドクス」は回避し得ないものではなく、若手研究者の努力によって、ある程度解消される可能性がある。

たとえば、Dさんは先述したように現在ほぼテニユア教員並みのコマ数を抱えているが、多くの効率化を行うことで、業務量を圧縮し、研究時間を確保していると語っている。最初に非常勤講師を請け負っていたときは、「授業準備って本当に終わりがなくて。自分でどこで区切りをつけていいのか分からず」、「本当、コメント見て、質問に答えて、で、次の週のスライド作って、とかしていると、本当に1コマ作るのに1日かかるみたいな感じ」であった。だが、現在では「学期途中でこっちが授業準備以外のことは極力したくないので、もう学期末のテストと日常、平常点みたいなかたちで全部の評価を付け」る方針に変更した。こうした例からも分かる通り、個々の研究者は非常勤講師職に適応していくなかで、できるだけ少ない労働負担で授業を運営できるように工夫を凝らしていく。非常勤講師職を続ける選択は、単に業務量の増加をもたらすわけではない。若手研究者が非常勤講師を主たる生計手段として生きていくことは、それなりの見通しをもって行われている。

こうした工夫が顕著に見られるのはGさんである。Gさんは当初より家計の事情から、他の研究者と比較して教育経験だけでなく収入の獲得に重きを置いていた。そのため非常勤講師職をいかに効率的にこなすかという問題の解決方策を、Gさんは明瞭に語っている。

1年目、2年目は結構意図的に、あんまりかぶらせないようにいろいろやったのがあって、要するに授業のストックのパターンを増やしたかったんですね。この授業が来たらこれとこれとこれを使いませばいいやっていうふうな感じの、ストックを作りたかったっていうのがあって。100コマぐらい話せる話があればいろんなところで使い回せるだろうというので、後は議題に合わせて多少アップデートされればいいだろうって感じで、1年目、2年目で結構準備したんですけど……で、やるときの工夫としてはですね。2個か3個ぐらいのパターンを越えないようにしてますね。1週間のなかで。つまり、科目名が違って、全部同じに合わせると死んじゃうので。労働工程上死んでしまうので、どう使い回せるかっていう範囲でカリキュラムを考えてました……カリキュラムのなかでここここ持ってくれば、15コマのうち13コマぐらいはいけるよなっていう感じで、持っていくストックを作りたかったっていうのが1年目2年目っていう感じですね。

Gさんは、比較的コマ数が少なかった初年度の段階で、あえて複数の授業内容を作成し、「100 コマぐらい話せる話」という授業ストックを蓄えておくことで、どのような非常勤の依頼が来てもすぐに対応できるような体制を整えていた。ほかにも、シラバスに「楽単」ではないような内容を記載する、教科書指定を行うなどによって、受講生数をコントロールするなど、労力の低減にさまざまな工夫を凝らしていた。このようなGさんの活動からは、若手研究者が非常勤講師職の効率化を通じて、研究者としてあり続けることを可能にしている様子を見て取ることができる。

また、効率化が唯一の解決策だというわけでもない。Gさんは非常勤講師職を通じた研究業績の積み上げ方法について、以下のように述べている。

〔非常勤講師職を遂行することは〕教科書を出すっていうインセンティブにはちょっと繋がるかなって感じはありますか。だから、共同研究とか論集とかのプロジェクトの基礎としてこういう論点があるよねっていうのを考えたりするっていうので結構、〔非常勤講師職での経験を〕使ったりとかはしますね。というのがなんか、やりがいのものっていうふうなことっていうと、まあだから、僕は研究との連動ですねやっぱり、一番考えるのは、で、研究との連動からあまり離れると、教えるってことに特化するとやっぱりちょっときつくなってくるかなっていうのが、一つは思ってますね。

Gさんにとって、非常勤講師職とは、単に賃金を得るためだけでなく、「共同研究とか論集」を作るためのアイデアを温め、具現化させるために必要な経験でもある。事実、Gさんは教育経験と関連づけて編著本の作成を行っていた。このことは、非常勤講師職の遂行に追い立てられていたとしても、若手研究者がその状況を生かし、新たな研究成果を生み出しうることを伝えている。

もちろん、こうした作業の遂行にあたっては、編著本に寄稿してもらう研究者を確保するだけのネットワーク形成や、出版社とのコネクション確保などそれ相応の仕事をこなさなければならず、この事例を一般化することはできない。むしろこの事例から分かるのは、教育経験獲得以外の観点から、非常勤講師職に関連する業務を研究者としてのキャリア形成に資するものとして位置づけるためには、多くの労力を払わねばならない事実であろう。

とはいえ、こうしたGさんの取り組みからは、非常勤講師職の遂行のために多くの労力を注ぎながらも、研究者であり続けるにはどうすればよいのかという問いに対する一つの答えが潜んでいる³⁰。「研究との連動からあまり離れると……教えるってことに特化する

³⁰ もちろん、今回のインタビューー全員が大学における研究者を唯一の目標として活動し続けていた

とやっぱちょっときつくなってくる」。この語りからもわかるように、G さんにとって研究者であるということは、自らの持ちうる時間をできる限り研究に投入可能な状況を指すのであって、非常勤講師職がその状況を作り出すことに資している以上、本職を手放すという選択肢はない。言い換えるならば G さんは、非常勤講師職の遂行を研究活動の一環として位置づけることで、困難な状況にありながらも「パラドクス」をできる限り回避し、研究者としてのキャリアを能動的に構築することができているのである。

わけではない。たとえば、A さんは研究者キャリアがうまく行かなくなりそうなときに、塾講師への転業を継続的に検討していた。A さんの主観としても、当時研究を継続することにはそこまでの魅力を見いだせず、むしろ A さんは、塾業界で非常に多岐にわたる仕事を担当したことで、研究者職よりもむしろ塾業界のキャリアのほうに見通しを持っていた。「博士〔論文〕書いた時点で、本までまとめたって気持ちもちょっとあった」が、「生活がともかく成り立たなかった」からこそ、研究者としての将来のキャリアにそれほど期待できなかったためである。A さんは塾に就職した場合、研究を継続しない予定だったと語っていた。しかし、最終的に A さんは博士号を取得した後、比較的早期にテニユアを取得したため、最終的にアカデミアにおけるキャリアから退出することはなかった。あるいは、E さんは博士後期課程に進学するつもりだったものの、博士後期課程入試に失敗したため進学することができなかった。そこで一旦博士後期課程に進学することを断念し、非正規雇用の大学職員として働き始めるとともに、その大学にも籍を置くことで、研究活動を「趣味」として割り切りつつ、継続していた。その後、大学職員を辞め、特任研究員として別の研究機関に業務委託契約で所属したものの、その不安定な待遇ゆえに契約が打ち切られる。その後、別の研究機関の特任研究員に偶然雇用されること決定し、そこで1年半勤めている間に博士後期課程の入試を受け直して、2019年4月から修士とは異なる大学院に入学している。このような事例は、現状研究者として生計を立てている人のなかでも、研究者であり続けることを困難に感じた経験が珍しくないことを示している。もっとも、今回のインタビューで研究の断念を具体的に想定していたのは A さんに限られ、キャリア形成とは異なる視点から趣味として研究継続を検討・実行していたのは E さんに限られている。アカデミアからの離脱の有無をめぐる、若手研究者のキャリア意識の検討のためには、より多様なインタビューの確保が必要である。その点については今後の課題としたい。

6. 結論

6.1 本研究の知見

本研究では、インタビュー調査を通して、人文・社会科学系若手研究者のキャリア形成において、非常勤講師職がいかなる役割を有しているのか、そしてなぜ彼ら彼女らがさまざまな困難を抱えながらも、非常勤講師職に従事し続けているのかを示した。

第一に本研究は、若手研究者が低賃金職である非常勤講師職になぜ就こうとするのかを明らかにした。先行研究は肩書を持つ重要性を強調していたが（熱田，2014）、それ以上に、今回のインタビューの間では非常勤講師職は研究者としてのキャリア形成のために不可欠な教育経験を得る貴重な契機として捉えられていた³¹。また、彼ら彼女らは本職への参入は容易なものではないとも考えていた。非常勤講師職の採用が多くの場合インフォーマルに行われていることもあり、若手研究者は低賃金であったとしても、非常勤講師職の打診が来た場合断るといった選択肢を持ちにくい。

第二に本研究は、若手研究者がなぜ非常勤講師職を継続するのかを明らかにした。非常勤講師職の遂行自体はキャリア形成上不可欠なものである一方で、その継続の価値は薄いという見解は、今回インタビューとなった若手研究者のなかで共有されている。にもかかわらず、若手研究者が非常勤講師職を離脱することがないのは、初任時には多くの業務負担が必要な一方で、2年目以降は比較的低負担で業務遂行が可能であるとみなされているからである。特にしばしば若手研究者が、教育経験の獲得だけでなく、自らが希望する教育実現のための場として、初任の非常勤講師職を捉えることはこのことを助長する。

先行研究は、非常勤講師で「やりたいことがやれる」特徴が若手研究者を「やりがい搾取」に追い込む一つの要因であると主張していた³²（ケイン，2020：25）。たしかに、こうした特徴が非常勤講師就任初期に現れるのは間違いない。だが、本研究が明らかにしたように、そうした「やりがい搾取」の発生は、教育経験獲得という目的が初任時の過度な労働を正当化し、かつ教育経験の獲得という意義が失われた後も、支払われたコストの観点から、若手研究者は非常勤講師職から退出するという選択肢を取りづらいうことによつて

³¹ もともと、これは熱田（2014）と本研究の調査時期の差によって生まれた違いかもしれない。非常勤講師をめぐるより詳細な通時的検討は今後の課題としたい。

³² このように非常勤講師職の苦境を捉えた場合、「やりがい搾取」の状況を自覚して、自ら労働量を減らすことで苦境を脱することが可能となるという見解が導かれる可能性がある。しかし、本研究が示したのは、一つ一つの授業に対する労働量を減少させたとしても、それによって一層非常勤講師を効率的に行うことができるため、非常勤講師の掛け持ちを助長しうることである。

生じている。4章で示したように、若手研究者は非常勤講師職の賃金の安さに不満を持っていたとしても、本職から退出することはせず、むしろコマ数を増やすなどして、非常勤講師職によって生計を成り立たせようとしていた。先行研究で問題化されていた状況があるにもかかわらず、なぜ若手研究者が非常勤講師職から退出しないのかを考える上で、若手研究者のキャリア形成における、本職の二重の役割を無視することはできない。

第三に本研究は、非常勤講師職の遂行が、先行研究で指摘されてきた問題とどのように関わるのかを論じた後、若手研究者がこの問題にいかに関面・対処しているのかを確認した。非常勤講師職の遂行によって生計を立てようとする彼ら彼女らの試みは、研究時間の不足という認識や、時間の使い方をめぐる見解の差異などによって困難に晒される。こうした事象は、キャリア形成のための活動がいつしかキャリア形成の阻害要因になるという、野村（2019）が言うところの「パラドクス」を示したものとして理解可能であろう。

とはいえ、非常勤講師職によって生計を成り立たせようとする若手研究者が、これらの困難をただ甘受しているわけではない³³。非常勤講師職の遂行は経験の蓄積によって効率化が可能であり、研究との関係を構築することが可能なものでもある。もちろん、本研究が取り上げた取り組みが、すべての研究者に対し推奨されるわけではない。そうではなくここで重要なのは、困難な状況にあるとみなされる専業非常勤講師といえども、その多くはそれなりの見通しをもって自らのキャリア形成を行おうとしている点を見逃すべきではないということだ。非常勤講師職の「やりがい搾取」性のある程度自覚しつつ、若手研究者は活動している。そしてキャリア形成のための仕事がキャリア形成の阻害要因となったとしても、若手研究者はその状況に対処しようとしているのである。

非常勤講師職に関する先行研究（熱田，2014；ケイン，2020）は、本職の構造的問題や若手研究者の不遇を強調するがあまり、本職の持つ研究者としてのキャリア形成における特有の役割を見逃してきた。しかし今まで述べてきたように、若手研究者はただ搾取される存在ではなく、そのときの状況に対処しつつ、キャリア形成を進めている。そうであるならば、このような「当事者の論理」を明らかにし、いかにして非常勤講師職に関する問

³³ 野村（2019）が示す「夢追いネットワーク」の事例では、当事者たるバンドマンにとって自覚されにくい搾取構造として「パラドクス」が描かれており、バンドマンはやや受動的な存在として描写されている。これに対し、本研究は野村（2019）の分析枠組みに準拠しながらも、「パラドクス」に遭遇する若手研究者の能動性をより強調する立場をとっている。なぜなら今回のインタビューは「パラドクス」に直面していることを自覚しつつ、それでも研究者としてのキャリアを形成し続けようとしているからである。その意味で、本研究における若手研究者は、松永（2017）が対象とした、キャリア継続の観点から自覚的に低賃金職に従事し続ける、アニメーターに近い存在として捉えられる。

題が形成されているのかを探らないことには、本職に関する問題解決の糸口を見つけることは困難であろう³⁴。そのために、本研究は近年の高等教育研究と労働社会学の知見を参照することで分析を行ったのだった。

6.2 今後の展望——「パラドクス」を脱することはいかにして可能か

このように、本研究は非常勤講師職と若手研究者のキャリア形成間の複雑な関係を描き出した。一方でこうした若手研究者の現状や「パラドクス」を、研究者であれば誰もが知っている自明のこととして捉える人がいるかもしれない。しかし重要なのは、こうした知識は多くの場合、研究者ネットワーク内の先輩院生や指導教員などからインフォーマルな形で自明のこととして知らされるものだという点である（Skakni, 2018）。よって、キャリア形成に関する具体的なイメージや、非常勤講師職の遂行に関する知識は、若手研究者のなかで平等に分配されているわけではない。大学内の研究会に代表される、インフォーマルな研究者ネットワークとの繋がりや強さは、当然人によって異なるからである。

事実、本調査において聴取したインタビューのなかでも、非常勤講師職のキャリア形成上の役割をいつ頃から気にかけるようになったかについては差異が見られ、かつそれは他の研究者との交流の強度に起因しているように思われた。たとえば、博士後期課程時より非常勤講師職の獲得と博士論文の執筆等の研究業績の蓄積に腐心していたBさんやCさんは、そうした気持ちが研究科内や研究会で出会う他の若手研究者との比較によってもたらされていたと語っていた。あるいは、非常勤講師職の遂行による研究時間の圧迫に苦しみながらも、研究者であり続けながらこの状況を打開することが難しいと感じていたAさんは、大学院生時代に他の若手研究者との交流機会は少なかったと語っていた。これらの語りは、研究者ネットワークがキャリア形成に与える影響をある程度示すものだろう。

もちろん、本研究の知見は研究者ネットワークの強度がキャリア形成に正の影響があることを論証するものではない。だがGさんがどの大学に所属するかで手に入る知識の量・質が異なることによって、「あまりにも……キャリアパスの有利不利の差」があると語っ

³⁴ 日本における自然科学系のポストドクを対象とした高等教育研究では、アカデミックキャリアからの転向をめぐる心理等について、質的調査がなされてきた（岩崎 2015）。他方で、そもそも待遇（任期・給与・研究費等）が悪く将来の見通しが立ち難い状況で、いかにして各々の研究者が研究活動を継続しているのかについては問われてこなかった。もちろん冒頭で確認したように、自然科学系分野における非常勤講師職は稀であり、彼ら彼女らのキャリア戦略は人文・社会科学系のそれとは異なることが予想される。とはいえ若手研究者は待遇の悪さを踏まえ、それへの適応を試みつつ研究者キャリアを積み上げているという本研究の知見は、自然科学系研究者にも大枠では当てはまるものだろう。よって本研究の分析視座を援用しつつ、理系の若手研究者を対象とした検討を行う余地がある。

ていたように、研究者としてあり続けるための知識の偏在が、個々人の研究者としてのキャリア形成に大きな影響を与えることも、想像に難くない³⁵。

本研究が着目したのは、キャリア形成のための活動がいつしかキャリア形成を阻害するものとして転嫁していくという「パラドクス」の発生である。だがこれは、少なくとも非常勤講師職に関するものに限れば、研究者ネットワーク内で局所的に共有されている知識が、若手研究者の中で広く共有されることによって、ある程度防げる可能性がある。先行研究は、若手研究者が非常勤講師職に時間を割くことで、研究時間を極端に減らすことを警戒していたが（吉田・堀内編，2017：28-9）、本研究が明らかにしたように、若手研究者もこうした警戒感自体を有していないわけではない。むしろ本研究が示したのは、彼ら彼女らがそれに気づいていたとしても、非常勤講師職の遂行に一定の時間を投入し続けることが当人にとって妥当な状況が生まれることである。そして、このような状況を回避する上でも、あるいはそうした状況下においてキャリア形成を行っていく上でも、研究者ネットワーク内で流通している知識は、重要な働きをしていると考えられる。

もちろん、こうした知識が行き渡ったとしても、非常勤講師職に代表される若手研究者が抱える諸問題が直ちに解決されるわけではない。そもそも、アカデミアにおいて能力主義に基づいた競争は前提とされることが少なくない。そうした状況下で、相対的に恵まれない研究者が出てくることや、アカデミアから離脱する研究者が出ること自体は、構造的に避けがたいという指摘もあるだろう。

しかし重要なのは、このような知の偏在はアカデミアにおける競争の前提を損なうものだという事だ。Gさんが述べたように、各個々人の研究者のスタートラインが知識の差によって異なるという現状は、「能力」や「業績」による競争選抜を行う上でも決して望ましいものではない。各人がアカデミアの中で生き抜くための情報を共有できていることは、アカデミア内の競争原理が健全に働くための前提条件だからだ。

このことからわかるように、知の偏在という問題は若手研究者個々人の問題ではなく、アカデミア全体が抱える問題として検討されなければならない、非常勤講師職をめぐる問題もまた、その一環にあるものとして捉えられる必要がある。非常勤講師職を若手研究者のキャリア形成過程のなかに位置づけることを試みた本研究は、こうした観点より、より良いアカデミアを形成する試みの端緒としても提示することができる。

³⁵ 本研究から示唆された研究者ネットワークの強度とキャリア形成の関係性を検討するためには、より調査対象者を広げた分析が必要となるだろう。この点については今後の課題としたい。

謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP19J12275 の助成を受けたものです。

引用・参考文献

- 熱田敬子 (2014) 「専任椅子取りゲームをこえて：大学に背をむける非常勤講師たち」『現代思想』42(6), 198-206.
- Chen, S., L. McAlpine, and C. Amundsen (2015) “Postdoctoral Positions as Preparation for Desired Careers: a Narrative Approach to Understanding Postdoctoral Experience”, *Higher Education Research & Development*, 34(6), 1083-1096.
- 林凌 (2020) 「人文学・社会科学系研究者にとって、「非常勤講師職」はどういう意味をもつか？—アンケート調査から見えたこと」『academist journal』<https://academist-cf.com/journal/?p=13412>(2022年2月25日アクセス)
- 岩崎久美子 (2015) 「理論物理学ポストドクターのキャリア形成の特徴と人材活用の方向性」『日本労働研究雑誌』57(7), 41-50.
- 上林陽治 (2021) 「専業非常勤講師という問題：大学教員の非正規化の進展とその影響」『社会政策』12(3), 73-84.
- ケイン樹里安 (2020) 「コロナ禍のオンライン講義と非常勤講師のやりがい搾取」『都市問題』111(12), 20-29.
- 松永伸太郎 (2017) 『アニメーターの社会学：職業規範と労働問題』三重大学出版会.
- (2020) 『アニメーターはどう働いているのか：集まって働くフリーランサーたちの労働社会学』ナカニシヤ出版.
- McAlpine, L., (2014) Over Time, How Do Post-Ph.D. Scientists Locate Teaching and Supervision within Their Academic Practice?”, *Teaching in Higher Education*, 19(8): 835-846.
- 水月昭道 (2007) 『高学歴ワーキングプア：「フリーター生産工場」としての大学院』光文社.
- 文部科学省 (2012) 『資料3 参考資料 中央教育審議会大学分科会大学教育部会 (第10回)』
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/___icsFiles/afieldfile/2012/02/28/1317014_2.pdf (2022年2月25日アクセス)
- (2021a) 『中央教育審議会大学分科会質保証システム部会基礎資料』
<https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/content/000119826.pdf> (2022年2月14日ア

クセス)

- (2021b) 「特集3 研究力向上のための若手研究者への支援」『令和2年度文部科学白書』https://www.mext.go.jp/content/20210720-mxt_soseisk01-000016965_1-3.pdf (2022年2月14日アクセス)
- 文部科学省科学技術・学術政策研究所 (2022) 「博士人材追跡調査：第4次報告書」
- 野村駿 (2019) 「不完全な職業達成過程と労働問題：バンドマンの音楽活動にみるネットワーク形成のパラドクス」『労働社会学研究』20(0): 1-23.
- 大理奈穂子 (2010) 「〈高学歴ワーキングプア〉は男性だけの問題か? : 非常勤講師/オーバードクターのジェンダー化された困難」『日本ジェンダー研究』(13), 71-86.
- Skakni, I. (2018) “Doctoral Studies as an Initiatory Trial: Expected and Taken-for-granted Practices that Impede PhD Students’ Progress,” *Teaching in Higher Education*, 23(8), 927-944.
- Wöhler, V. (2014) “To Stay or to Go? Narratives of Early-stage Sociologists about Persisting in Academia,” *Higher Education Policy*, 27(4), 469-487.
- 吉田壘・堀内多恵編 (2017) 『博士になったらどう生きる? : 78名が語るキャリアパス』勉誠出版.

東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究
調査研究編 No.39

発行日 令和5年3月31日

編集・発行 東京大学大学院情報学環

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

製作 株式会社創志企画